

第五十一回 参議院大蔵委員会會議録第十号

昭和四十一年三月十七日(木曜日)

午前十時三十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 徳永 正利君
理事 青柳 秀夫君
藤田 正明君
成瀬 暢治君
中尾 辰義君

委員 伊藤 五郎君
大竹平八郎君
大谷 實雄君
栗原 祐幸君
木暮武太夫君
西郷吉之助君
日高 広為君
木村福八郎君
柴谷 要君
野溝 勝君
瓜生 清君
須藤 五郎君
小林 章君

政府委員

大蔵政務次官 竹中 恒夫君
大蔵大臣官房財務調査官 川村博太郎君
大蔵省主計局次長 岩尾 一君
大蔵省銀行局長 佐竹 浩君
農林大臣官房長 大口 駿一君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

農林省農林經濟局金融課長 今村 宣夫君

参考人

日本開發銀行總裁 平田敬一郎君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(徳永正利君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

日本開發銀行法の一部を改正する法律案審査のため、本案審査中、日本開發銀行役職員の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

う決定いたします。

○委員長(徳永正利君) それでは、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の以上六案を一括して議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

竹中大蔵政務次官。

○政府委員(竹中恒夫君) ただいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案外五法律案について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

最初に、国民金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は、国民金融公庫の理事の定員を一名増加し、七名とすることです。国民金融公庫は、昭和二十四年に設立されて以来、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金を供給することについてまいつていて、その資金需要に對処して逐年増加し、昭和四十一年度におきましては、二千七百八十七億円の貸し出しを予定しているものであります。

このような業務量の増大に加えて、同公庫において昭和四十一年度には特に環境衛生業種に対する融資の充実を予定している次第もあり、この際、公庫業務の円滑な運営をはかるため、理事の定員を一名増加する必要があるものであります。

第二は、国民金融公庫の理事の権限を明確にし、ようとするものであります。政府といたしましては、国民金融公庫設立の目的が十分達成されるよう常に努力しているところでありますが、さらに

同公庫の業務が適正かつ能率的に運営されるよう、監事が監査の結果に基づき、必要があると認める場合には意見を總裁または大蔵大臣に提出することができるとし、ようとするものであります。

次に、税法関係の五法律案について申し上げます。

政府は、昨年八月經濟の安定的成長に即応する税制のあり方とその具体化の方策について、税制調査会に諮問いたしましたところであり、昨年末、同調査会から、最近における經濟情勢の推移に応じて、現行税制につきさしあつて改正を必要とする事項について、昭和四十一年度の税制改正に関する答申が提出されました。その後、政府は、この答申を中心にさらに検討を重ねた結果、昭和四十一年度におきましては、國民生活の安定をはかることも、有効需要の拡大、企業體質改善等を通じて經濟の安定的成長に資することを目的として、所得税、法人税、相続税、物品税等の減税を行なうほか、当面要請される諸施策に對する税制上の措置を講ずるため、国税において平年度約三千六十九億円の減税を行なうこととしたのであります。今回は、これらの税制改正のための諸法案を提出した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について、その大要を御説明申し上げます。

第一は、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減をはかつていくことであります。すなわち、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ一万円引き上げるほか、扶養控除に関する年齢区分を廃止するとともに、給与所得控除について、定額控除を一万円引き上げ、また、二〇%または一〇%の控除率の適用限度額をそれぞれ十萬円引き上げることとしております。

さらに、中小企業の体質強化に資するため、専従者控除の控除限度額についても、青色申告者の場合には、年齢のいかんにかかわらず一律二十四万円に、白色申告者の場合には十五万円にそれぞれ引き上げることとしております。

以上申し述べました諸控除の引き上げにより、所得税の課税最低限は、夫婦子供三人の標準世帯の給与所得者を例にとりますと、現在の約五十六万円が約六十三万円となるのであります。

次に、税率につきましては、その大幅な改正が昭和三十三年以来見送られてきているため、中小所得者に適用される税率の果進度が急である認められるところから、課税所得三百万円以下の階層に適用される税率の調整緩和をはかることとしております。

さらに、生命保険料控除については、全額が控除される保険料の限度額を五千円引き上げるほか、寄付金控除における控除対象限度額を所得の三〇％に引き上げることとしております。

第二は、所得税法の整備をはかることとしてあります。

すなわち、通勤手当について、通勤に通常必要であると認められる金額を非課税とするともに、勤労学生控除及び寄付金控除の対象範囲の拡大、予定納税を要しない予定納税基準額の限度額の引き上げ並びに更正の請求期間の延長を行なう等所要の規定の整備をはかることとしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案の内容について、その大要を御説明申し上げます。

第一は、法人企業の内部蓄積の増加を通じてその体質の改善に資する等のため、法人税率を引き下げることにしております。

すなわち、普通法人の留保分に対する法人税率を現行の三七％から三五％に引き下げるとともに、年三百万円以下の所得に対しては、特に資本金が一億円以下の法人について、現行の三一％を三％引き下げ二八％の税率を適用することとして

おります。

また、この税率の改正に準じて、協同組合等の留保分に対する税率及び清算所得に対する税率も引き下げることにしております。

第二に、中小法人に対する税負担の軽減とその内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税についての控除額を引き上げることとしております。

すなわち、同族会社の留保所得に対する課税についての控除額は、現在、所得金額の二五％または年百万円のいずれが多い金額とされているのでありますが、これを所得金額の三〇％または年百五十万円のいずれが多い金額に引き上げることとしております。

第三は、法人税法の整備に關する改正であります。

すなわち、損金算入のできる寄付金の範囲、更正の請求期間及び税額還付について所要の改正を行なうこととしております。

次に、物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、税負担の軽減合理化について申し上げます。

その一は課税の廃止であります。すなわち、現行課税物品は五十九品目に分類されておりますが、このうちには、最近における消費態様や企業規模の零細性等から見て課税することが適当でないと思われるに至つたものがありますので、煙火、ネオン管等九品目のほか、品目の細分として掲げられていた室内装飾用品、葉きょう等につきましても課税を廃止することとしております。

その二は税率の引き下げであります。耐久消費財等の課税物品のうち、その普及が国民の生活水準の向上と密接な関連を有するもので、かつ、その消費拡大が輸出振興に寄与するものと考えられるもの等については、税負担の軽減を行なうこととし、写真機、テレビ受像機、小型乗用自動車等の十七品目について税率を引き下げることとしてお

ります。

その三は特別措置の期限の延長であります。ステレオ装置等七物品に対しては、国際競争力強化等の見地から暫定的に税率の軽減または非課税の措置を講じてまいりましたが、その期限の到来を迎えるにあたり、現下の経済情勢等に顧みますと、その措置を打ち切るとは適当でないと考えまして、現状のまま二年間その措置を延長することとしております。

その四は課税の合理化であります。以上の軽減措置にあわせ、税負担の均衡をはかる等の見地から、清涼飲料の課税を従量税方式から従価税方式に改めるとともに、銃の部分品に対し新たに課税する等、課税の合理化をはかることとしております。

なお、以上のほか、政令におきまして、課税最低限の制度及び物品の特性等による非課税の制度を設けておりますが、これにつきましても法律における減免とバランスをとつて、課税品目の整理及び課税最低限の新設ないしは引き上げを行なうことを予定しております。

次に、納税手続の簡素合理化について申し上げます。まず、納税義務者が税務署長の承認を受けないで未納税移出のできる範囲を拡大する等手続の簡素化を中心に諸規定の整備をはかるとともに、別表に掲げてある課税物品表を見やすくするため、同種の物品ごとに区分する等の措置を講ずることとしております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は、相続税の軽減であります。すなわち、最近における国民財産の保有及びその階層別分布の状況並びに相続税の課税人員の推移等を考慮し、相続税の課税最低限を大幅に引き上げるとともに、税率の緩和を行なうとするものであります。

まず、課税最低限の引き上げであります。通常の農家及び中小企業者並びに大都市近郊の勤労世

帯その他の一般世帯の相続について相続税の課税が生じないようにするため、遺産にかかる基礎控除を被相続人については現行の二百五十万円から四百万円に、法定相続人一人については現行の五十万円から八十万円にそれぞれ引き上げるとともに、相続人のうちに婚姻期間が十五年をこえる配偶者がある場合には、遺産額から十五年をこえる年数一年につき二十万円、最高二百万円の特別控除を行なうとするものであります。この結果、課税最低限は、配偶者を含めて相続人五人の標準的な相続の場合には、現行の五百万円が千万円に引き上げられることとなります。

次に、相続税の税率の緩和であります。現行の税率は昭和三十三年以来据え置かれていたものでありますが、当時予想しておりました相続財産の階層分布は、その後の国民財産の増加財産価格特に土地価格の上昇等によつて、現在全く異なつた姿となつております。また、今後ともこのような傾向はしばらく続く見込みであります。これらの点を考慮し、さらに国民の健全な財産形成に資するよう一般的に税率を緩和することいたしました。すなわち、中小財産階層の税負担の軽減に重点を置きつつ、最低税率の一〇％から最高税率の七〇％の全般にわたり、最近の財産分布の状況等に即応してその果進度を緩和しようとするものであります。

第二は、贈与税の軽減であります。贈与税の税率につきましても、さきに述べました相続税の税率の緩和と関連して、課税価格千五百万円以下の贈与財産階層に適用される税率を引き下げることいたしました。

また、夫婦間における財産の贈与につきまして、その贈与の実情及び老後における配偶者の生活の保障を考慮し、婚姻期間が二十五年以上の夫婦間において居住用財産の贈与が行なわれた場合の贈与税につきましては、二百万円まで課税が生じないよう贈与税の配偶者控除の制度を新たに設けようとするものであります。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は、今回の税制改正において特に重視しております中小企業の体質強化に資するための措置を講ずることとあります。

その一は、資本金一億円以下の法人について、二年間、貸し倒れ引き当て金の繰り入れ限度額を二〇〇引き上げるとともに、中小商社の海外市場開拓準備金の繰り入れ率を現行の〇・五％から一％に引き上げることとし、あわせて中小企業海外市場開拓準備金制度の簡素合理化をはかることとしております。

その二は、主務大臣の承認を受けた組合について中小企業構造改善準備金の積み立てを認め、その組合員が支出する賦課金を所得計算上必要経費または損金に算入するとともに、その組合が取得した一定の共同利用施設について特別償却をすることができるとしてあります。また、個人が二年以内に協業のため現物出資をした場合の譲渡所得税について、三年間の延納制度を設けることとしてあります。

その三は、中小企業近代化促進法による指定業種の増し償却制度について、その指定期限を延長するとともに、増し償却の対象範囲を拡大し、また、ボランタリーチェーン用倉庫について、五年間増し償却をすることができるとしてあります。

第二は、右の諸措置に加えて、企業の体質改善を促進するためにとることとした措置であります。

その一は、資本金一億円超の法人が、増資、内部留保の増加、借入れ金の返済等によって二年以内に自己資本比率を上した場合には、その向上の度合いに応じて法人税額の二％ないし一〇％に相当する税額控除を行なうこととしてあります。

その二は、一定の産業に属する企業が、二年以内に主務大臣の承認した計画に従って機械設備のスクラップ化を行なった場合には、そのスクラップ化を行なった機械設備の取得価額の一〇％に相

当する所得税または法人税の税額控除を認めることとしてあります。

その三は、法人が二年以内に合併した場合に、合併後三年間、法人税額のうち合併によって増加した資本の割合に応じた金額の二〇％に相当する税額控除を行なうほか、合併登記の登録税を軽減することとしてあります。

第三は、輸出の振興に資するため、輸出増し償却制度について、その増し率を現行の八〇％から一〇〇％に引き上げるとともに、技術等海外取引の特別控除制度の適用対象に、第一次産品の輸出収入及び外貨による旅行あつせん手数料を加える等の措置をとることとしてあります。

第四は、農業構造の改善に資するため、個人が農地管理事業団に対し、またはそのあつせんにより、農地等を譲渡した場合の譲渡所得税について、五十万円の特別控除を行なうとともに、農地等の生前一括贈与にかかる贈与税の合理化及び登録税の軽減を行なうこととしてあります。

最後に、これらの措置のほか、従業員が勤務先から有利な条件で住宅等の分譲または住宅資金の貸し付けを受けた場合の経済的利益について、所得税を課さないこととするともに、地震保険等について準備金制度を拡張し、また、増し償却対象資産として特定の営業用倉庫等を追加し、さらに、航空機用揮発油等に対する揮発油税及び地方道路税の免税措置の適用期限を延長する一方、新規重要物産免税制度を廃止する等所要の措置を講ずることとしてあります。

以上、国民金融公庫法の一部を改正する法律案外五法律案につきまして、提案の理由とその内容を申し述べました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(徳永正利君) 次に、農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案及び日本開発銀行法の一部を改正する法律案、以上

二案を一括して議題とし、審査を進めます。

なお、両案につきましては、去る二月二十四日の本委員会におきまして、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより補足説明を聴取いたします。岩尾主計局長。

○政府委員(岩尾一君) 農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及び概要を補足して御説明申し上げます。

農業近代化助成資金は、法律案の提案理由説明で申し上げましたように、農業協同組合等の金融機関が、農業者等に対して資本設備の高度化等農業経営の近代化をはかるために必要な長期かつ低利の施設資金を貸し付けた場合において、当該農業協同組合等に都道府県が利子補給をする経費について、国が補助する財源を確保する目的で、一般会計所屬の資金として昭和三十六年度に設けられたものであります。

同資金は、設置以来一般会計から繰り入れた累計約二百九十億円と、資金の資金運用部への預託による受け取り利子の累計約五十五億円との合計額から利子補給補助の財源として一般会計へ繰り入れた累計約五十五億円を控除して、昭和四十四年度末には約二百九十五億円となります。

昭和四十一年度におきましては、租税等の経常収入のほか、公債をも発行して所要財源を調達しなければならぬような財政事情にありまして、この際、過去の財源に余裕のある時代に蓄積された同資金は十億円を留保し、残金を一般会計の歳出の財源に充てるため取り出すこととしたわけでありまして、すなわち、昭和四十年度末の資金見込み額約二百九十五億円と昭和四十一年度中の受け取り利子約十九億円との合計額から約定期間満了前の払い戻しを受けることによる受け取り利子還付額約二十二億円及び資金として留保する十億円を控除した約二百八十一億円を取り出すし、昭和四十一年度予算において同額を一般会計の歳入に計上いたしております。

なお、この資金を取り出すにしても農業近代化資金の融通には支障が生じないよう、従来、資金から

の財源繰り入れによつた利子補給補助は、一般会計の一般財源によることとして、約二十七億円を計上し、農業近代化資金の融資ワーク及び融資対象を拡大するとともに、償還期間の延長等の融資条件を変更することとしてあります。また、今後、農業近代化資金の融通の円滑化と伸長がはかられるよう農業信用基金協会の債務保証等について新たに農業信用保証協会による保険制度を設け、基金協会の債務保証額の増大と、その履行の円滑化に要する資金を低利融資するため、保険協会に十四億円を交付するほか、都道府県の基金協会出資の補助二億円を計上してあります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(徳永正利君) 佐竹銀行局長。

○政府委員(佐竹浩君) 日本開発銀行法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては、さらに補足させていただきます。

ただいま議題になりました日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきましては、提案理由を補足して御説明申し上げます。

第一は、日本開発銀行の借入れ及び外貨債券発行の限度を自己資金の三倍から四倍に引き上げることとあります。

日本開発銀行は、昭和二十六年四月に設立されまして以来、長期資金の融通により、わが国経済の再建及び産業の開発の促進につとめてまいりましたが、昭和四十一年度におきまして財政投融資計画上同行の貸し出しは二千八十億円を予定されておるのであります。

このように、日本開発銀行につきましては、業務量の一その増加が見込まれておるところでございますが、貸し出し等の同行の業務量は、自己資本の額と借入れ金等の限度額、これの合計額をこえてはならない、このように定められておりますので、昭和四十一年度以降におきましては、この限度を改正する必要があるものでござい

ます。この点に關して具体的に御説明いたしますと、

日本開発銀行の昭和四十一年度における新規の貸し付け予定額といたしましては二千八百億円でございすが、一方既往の貸し付けにかかわる回収金がございまして、これは八百七億円でございす。したがって、それを差し引いたところが年度間における貸し付けの純増額になるわけでございすが、それは千二百七十三億四千万というふうに見込まれておるわけでございす。また、新規の債務保証の予定額といたしましては四百二十億円でございすが、一方保証関係の消滅する分がございまして、これが百五十一億円でございす。したがって、差し引き保証の純増は二百六十九億四千万、かようなふうに予想されるのでございす。すなわち、昭和四十一年度における日本開発銀行の業務量の純増は、貸し付け及び債務保証合計で千五百四十二億四千万と相なるわけでございす。これを、四十年度末における同行の貸し付けにかかわる貸し付け残高見込み、これが九千九百四十八億四千万、債務保証の残高見込みが千三百四十八億四千万、合せて一兆二千二百九十六億四千万というふうに相なりますので、この分に四十一年度中におけるさらに増加分、これを加えますという、四十一年度末における貸し付け並びに債務保証の残高というものが一兆二千八百三十八億四千万というふうには見込まれるわけでございす。

ところが、これに対して現行法の規定による開発銀行のつまり業務量の最高限度額でございすが、その限度額は、自己資本の金額が二千九百七十億円でございす。それと、その自己資本の三倍に相当する借り入れ限度額、これが八千九百十億四千万。そこで、その合計相当額といたしますと、一兆一千八百八十億四千万でございす。したがって、四十一年度におきましては、この二千八百億円の貸し付け及びその他の債務保証を履行しようと思ひますと、そこで限度額において九百五十八億四千万だけ実をはみ出す、足りなくなるというところに実はなるわけでございす。

したがって、この際、同行の借り入れ金の限度を自己資本の三倍というものから四倍に引き

上げまして、これによりまして業務量の限度の拡大をはかり、同行の業務の円滑な運営を期そうと、かように考えておる次第でございす。

第二は、日本開発銀行の監事の権限を明確にしようとするものでございす。

すなわち、監事が監査の結果に基づきまして必要があると思われる場合には意見を総裁または大蔵大臣に提出することができるよう、その権限を明確にいたしますとともに、日本開発銀行が法律の規定により大蔵大臣に提出する財務諸表等に監事の意見を付さなければならぬということにいたそうとするものでございす。

以上をもちまして補足説明といたします。

○委員長(徳永正利君) 速記とめて。

○委員長(徳永正利君) 速記起こして。

それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○野溝勝君 近代化資金に關連してちょっとお伺いしたいと思ひますが、私は農林省関係の方に多くお聞きしたいと思ひます。

これについては農業基本法にさかのぼって私はいろいろとこまかいことを聞き、近代化に対する一つの施策として現状がどうなつてゐるかということをよくお聞きしたいのでございすが、これもまた時間の關係もありますから、そういうこまかいことはなるべく省略したいと思ひます。ただ、近代化資金が公債発行による財政事情によりましてかような法案が出たと思ひるのでございすが、しかし、一応私は、近代化そのものがたとえば経営上に、あるいは土地改良等の施策の上に、一体どういふふうに行なはれてゐるか。具体的にいへば、農業基本法に基づく農業構造改善事業の融資は一地区平均一億一千万円、それに関連し、融資補助額等が相当に出てゐるわけだ。そしてその間に近代化のための助成、融資等の資金が出てゐるわけだ、こういう地区にどういふふう

に一体行なわれたのか。最初十カ年の三カ年計画で、一年に三百地区です、それがどういふ

うに一体今日この計画の完了の度合いが進んでゐるか、そんなようなことも参考になるのでございすから、この際お聞きしておきたいと思ひます。こういうことを聞くのは、やはり近代化資金の運用との間に關係がありますから。

○政府委員(大口駿一君) ただいまお尋ねの農業構造改善事業の問題につきましては、私ちょっと直接の所管でございせんので、詳細な数字を申し上げてお答えすることはちょっとできないのでございすが……

○野溝勝君 よし、それは資料で。

○政府委員(大口駿一君) 資料で御提出いたしました、構造改善事業を開始以來すでに四年を経たところで、昨年の秋に農林省といたしましては、ある程度構造改善事業開始以來の、緒についた段階といたしていろいろ御批判もいただいております。そのことを考えまして、地方でどういふ受け取り方をしているかという調査もいたしたのであります。が、もちろん全部が全部非常にこちらが言つたとおりうまくいつてゐるということではございませぬけれども、おおむね構造改善事業開始以來実施地域におきましては、相当急速に近代化が進む機運が醸成されてゐるというふうなことでございすが、ただ、構造改善事業実施の現在までの実績、それから今後の計画等の数字につきまして、後刻担当のほうから資料をもつて提出いたしたいと思ひます。

○野溝勝君 あなたののおっしゃるとおり、なかなか政府統計ではこの計画になるべく沿つたようなところが多いような、またそういう印象をなすべく与えるようなお話をされておりますが、なかなかうまくいつておらぬですね。それで、私はまあ一つの山形の例をあげれば、余目とか鶴岡というふうなパイロット地域がありますが、その地域でさえなかなかうまくいつていないと思ひます。私は特に東北などではこういうパイロット地区などは成功に至つてゐるのじゃないかと思つたのですが、案外ですね。そういう点、私は全部

が全部と言ひません、そういうところもあるのでは。ところが、この方面にかような近代化資金がどういふふう具体的にそのパイロット地区ならパイロット地区、一つの地区に行なはれておるか、その内容などについても一々、一つずつのパイロット地区なりあるいはその他の構造改善地域について、内容的にも、ほんとうは各県にわたつて一つずつこまかくお聞きしたいと思ひますが、それも意地悪くなるような印象を与えてもいかぬから、それらもなるべく、官房長、わかるように資料で参考に出していただくと、關係当局と話しておいてください。

○政府委員(大口駿一君) わかりました。

○野溝勝君 それから、私お聞きしたいのは、今度のこの法案は、直接的にはこれは例の外為会計のインベントリー・ファイナンス取りくずしと同じことだ、ざつとばらんに申せば、むずかしいことはちよこちよこ言つてあるけれども、それと同じこととしてね。それで、ただ心配なのは、実際に府県の利子補給を国が補助するということであつたのです、前回まではね。今度は、これはなくなつてしまふわけだ。そのかわり一般会計に託つておるから心配ないと、こういうわけですが、具体的に府県との關係はどういうふうにするのですか。その關係がわからないので、それをちよつとお話をしてもらつておかぬと、府県の心配に對してわれわれは答えするわけにいかぬので、それをひとつ農林当局でも大蔵当局でもお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(岩尾一君) 農業近代化資金の取りくずしに伴ひまして、近代化融資がどうなるかというお話でございすが、農業近代化資金の、先ほど申されました府県に對します補助といひますのは、従来系統資金を利用いたしまして融資をしております場合、利子を安くいたしまして、その利子の安くなった差額の半分を都道府県が利子補給をするわけでございすが、その半分を国が補助するということをやつておつたわけでございすが、その方法は今後とも変わりません。ただ、その

補助いたします場合の財源がどこになるかということでございます。それを従来は一般会計から特別に、三十六年には三十億、三十七年には五十六億というふうに金を別に積みまして、それを資金運用部に預けまして、そうしますと資金運用部のほうから利子が出まして、その利子をいま申しました補助のほうにまた一般会計に繰り入れて出していくという形をとっておたわけでございます。

それを今度は、その資金を取りくずしますが、十億円は残すわけでございますけれども、取りくずしますが、府県に対します補助のほうはストリートに一般会計のほうから、都道府県が出します利子補助の半額を従来と同じように一般会計から出していくということで、ちょうど四十年年度がその補助額が二十二億四千万くらいなかつたかと思いますが、四十一年度は二十七億四千万の分を一般会計のほうから補助するということになりまして、現実にはその補助をもらわれる都道府県としては何ら従来とは変わらない、ただ出し方が変わってくるということでございます。

○野澤勝君 財政が変わってきたからこういう処置をとるといふのでございますが、国債を発行したから勢いこういふ措置をとらざるを得なくなつたというように私は印象を受けておるわけですが、国債財政政策をとつたからといって、この問題に關してはこんなことをしなくてもいいと思ふのだが、あまり手がこんでおるのだが、何かありやせんか。私が思うのは、農林中金のコールマネー、あれが思うようにいかなかったから、その裏があつてこんなオペレーションをやつておりやせんか、はらを悪くいへばそういうことも想像するのですが、その間の事情について話していただきたい。

○政府委員(岩尾一君) 先生のいま申されました農林中金等の関係は一切ございせん。これをいたしました理由は、従来利子補助の補助でございますから、どこで金を出してもいいわけでございます。しかし、御承知のように高度成長下で自然増

収がかなりあり、財政にゆとりがありましたときには、その税金の金というものを別途積み立てておいて、その利子を利用して利子補助の補助を行なう、こういうことをやつておたわけでございます。ところが、いま申しました公債発行と関係がある申しますのは、公債発行をしなくちゃならぬような財政事情になつたということと関係があるわけでございます。ということは、税収が非常に少なくなつて、国としての経常財源というものを確保することがむずかしくなつてきた。そういう情勢でございますので、従来一種の貯金といふますか、インベントリーとして積み立てておいた金を、この財政状況の苦しいときにくずさしていただくに財源に使いたい。しかし、制度の目的である利子補助の補助というものは従来と同じように、むしろ従来よりは拡大をしていきたい、こういう趣旨でございます。決して他意はございません。

○野澤勝君 しかし、経費の捻出の方法としては、これはあまり合理的じゃない。いまのような自然増収さえ全く問題にならぬような財政状態であるから、これは特別処置だ、ざつとばらんにいへば、だから、正規のものじゃない。だけれども、そんなこまかいことを言つたつてしかたがないから言わなければ、これがために果たは利子補助を受ける農家との間に農業経営の上に支障を来たさぬように、農林当局も大蔵当局も十分ひとつ配慮を希望して、私はこの問題については打ち切ります。

○成瀬清治君 官房長に伺いますが、いま野澤委員も触れられました、一体、農業の近代化について近代化資金というものが果たしてきた役割です、いろいろな所得増進計画に基づき農業の近代化のプランが提示されておたわけですね。それが実効があるといへばある。ないといへばない。計画が非常に狂つておるといふことは政府自身も認めになっておるだろうし、農林省もそういうことはよく御存じのはずだと思ふが、どういふところに——こういう近代化資金等を設けられ

たのもその一翼だろうと思ふのですけれども、どういふふうに評価しておみえになるのか。行き詰まつた——官房長にお答え願うというのは非常におかしいかもしれせんけれども、農業政策全体の中において近代化資金というものをどういふふうに位置づけしておみえになるか、そういうようなことについてお伺いしたい。

○政府委員(大口駿一君) いまのお尋ねの直接の答えになるかどうか、ちょっとあれですが、農業の近代化ということばでわれわれ理解をいたしておりますことは、御承知のように、日本の農業の特徴であります非常に零細経営であるところを規模を拡大するとか、あるいは機械化をして労働生産性を高めるとか、いろいろそういうものを総合的にやることによりまして、農業経営全体の生産性を高めるといふことを総称して、農業の近代化と申しておるのではなからうかと私も理解をいたしておるわけでございます。

したが、いまして、この近代化資金の運用というものは、農業の近代化にとって非常に大きな役割を果たしておることはもちろん否定はいたしませんけれども、やはり農業政策全体、たとえば構造改善事業でありますとか、あるいは機械化の推進でありますとか、あるいは土地基盤整備というところで土地の生産性を高めるとか、あらゆる農業政策全体を総合いたしまして、また、できまして農産物の価格安定というふうなものもやはり、農業所得の向上という見地からすれば、農業近代化の一翼をになつておるといふことも申されようと思ふのです。したが、いまして、農林省全体といたしましては、すべての施策を農業の近代化というところに集中してやつておるといふことも過言ではないのではありませんかと思つておるわけでございます。

その中で農業近代化資金がなす部分分がどれだけで、近代化資金が設けられてからどれだけの役割なり効果をもたらしたかということとを、分離をして測定するといふことはなかなかむずかしいと思ふのです。そこで先ほどちょっとお触れになりましたように、農業についての、

日本経済全体についていろいろ中期経済計画でありますとか、いろいろな計画が時の推移に従つて設けられ、御承知のように、最近の経済の変調に伴ひまして中期経済計画も一応御破算にして練り直すといふことになつておるわけでありまして、もちろん中期経済計画の中には、その中における農業の成長をどのくらい見込むかとか、あるいは近代化がどの程度進むかといふことを一応の指標として含んでおることはもちろんでございますが、農林省といたしましては、別途に——もちろん関連はありますが、別途に農業基本法に基づきまして長期の見通しを立てるというものを義務づけられておりますので、この農産物の需要と生産の長期見通しといふものを昭和三十七年に発表いたしました、十年間の農業のいろいろな長期の見通しを立てて公表をいたしましたのであります。最近の経済の高度成長並びにその後に参りました経済の不況等の影響から、一体この長期見通しを立てた目標がその後の推移でどういふことになつておるかといふことを、実は昨年の暮れに再検討をいたしまして、中間検討ということと発表いたしました次第でございます。

この内容を詳細に申し上げることは、この際ちょっと差し控へさせていただきますけれども、当時の農林省の考え方といたしましては、経済の状況の推移がまだちょっと見通しが不確定であるといふことから、あえて中間検討といふことになつたのであります。中期経済計画も御破算にして新しい計画を練り直すという段階になりましたら、また新しい観点に立ちまして長期の見通しを立ててやつていかなければならないといふふうに思つております。

それから、毎年の農業の成長その他の実態を示しますために、農業基本法に基づきまして農業白書、年次報告といふものを国会にも御報告をいたしております。すでに昭和四十年の年次報告は国会にも御提出いたしておりますが、その中に、生産性向上の足取りがどうであるとか、あるいは農業の就業構造がどう変わつてきておるか

か、詳細に申し述べられておりますので、もし御質問があれば、その内容について詳細に触れたいと思ひますけれども、そういうことで、農林省としては、農林行政全体の効果が全体としてどういう数値にあらわれておるかという測定はいたしておるわけですが、ただいまの近代化資金の部分だけを抜き出して、その効果がどうあるかとか、そのなりゆき分野がどうであるかというところは、ちょっと私のほうでは分析をしておりませんので、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

○委員長(徳永正利君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を始めて。

○成瀬清治君 年次報告等のことにつきましては私も承知しておるわけですが、少なくとも中期経済計画が御算になったとか、あるいは高度成長政策がどうだとか、いろいろのことを言ひますけれども、報告書の数字は別として、概括的にいって、期待したほど格差の是正ができなかった、やはり何といったって所得水準は相変わらず低いんじゃないかというところは事実だと思ひます。そこで、次の手を、そういう現状ならばやってみようとして計画を立てていろいろ努力した、しかし所期の目的を達成することはできなかった。それならば、どういう対策を次に立てるかというところが仕事だと思ひます。あなたの方の責任だと思ひます。それに対して、それじゃその中で何と何がささえておるのか。私は、その中で農業近代化資金というのは一つの柱にされておると思ひます。そのことが近代化資金だけに限つていへば、それがどれだけの貢献をしてきたのか、今後貢献をさせようと思へば、どこがネックになつておるからどうしなくちゃならぬかという方針が出てこなければならぬと思ひます。それを、何もやっておらぬからそれは知りません。前、前に進みよがないのだが、もう少し真剣に取り組んでおるといふ姿勢の御答弁はできませんか。

○野瀬勝君 関連して。成瀬委員の言つたことは非常に……。従来のことは私はこまかいことを言わないのですけれども、実際の農業基本法のうちの柱は、基盤整備とやはり近代化資金です。ですから、この問題については、ただ近代化資金の法律の一部改正ぐらいでこれの答弁をするということだけでなくて、その基本法の柱です。ですから、それだけに私は農業全体について真剣に取り組んだ御意見をやはり出してもらいたいと思つておつたのです。

それから、なお申し上げますが、実際の農業所得の水準というものは低いのだ。昭和三十年度は九百六十三億円、三十九年度は、これは三・五倍になつて、三千三百六十億円。しかし、農林関係費と一般会計歳出の割合というものは八・一〇%ですから、どうしても所得水準はまるで低いのです。だから、それだけに今後基盤整備と近代化資金によつて農業基本法の柱として構造改善等をはかつていくとしても、もうすでに実績があつておるわけですから、そういう点についてわれわれは非常に不安があるわけです。ですから、具体的にどうやっていくかというようなことを、次の課題というものをやはり答えておいてもらわぬと、困るのです。

それから、年次報告をしたとか、あるいは農業白書というものを出したとかいふけれども、まあ実際の農業白書なんというものは、マスコミでずいぶん批判しておるといふ暫定的なものでございまして、問題にならないのでございまして。しかし、あれもいい。一つの年次報告書として見てよろしい。けれども、そんなことでなかなか今後やっていくものじゃないのでございまして、これによつてもっと一歩前進した考え方をですね、こういう方針でやっていきたいと思ふというふうなことを、この際聞いておきたいと、こう思ふのです。

○説明員(今村宣夫君) 農業近代化のために農業金融が果たすべき役割はますます重要となつてきてまいつておりますことは先生の申されるとお

りで、私たちも考えておる次第でございまして。そのために、まず農業金融の一番大きな柱は、御承知のとおり農林漁業金融公庫の資金でございまして。農林漁業金融公庫は、政府の財政資金をもちまして、主として構造改善でありますとか、あるいは土地改良その他の基盤整備、あるいは経営の維持安定というところに重点を指向いたしまして、毎年相当額の融資を行つてきておるわけでありまして。融資額が三十九年度は千七百億でございますが、四十年年度は千二百四十億、四十一年度には千四百二十億予定いたしておるわけでございます。そのように公庫資金につきましてもできるだけの融資額の拡大をはかりまして、基盤整備その他につきましても十分資金の手当てができるようにいたしておりますと同時に、御存じのとおり、三十八年、三十九年と二年にわたつて、公庫資金の融資条件の改善をはかつてまいつております。現在、公庫資金のうちの相当部分が三分五厘の利率で、二十年あるいは二十五年という非常に長期低利の資金を供給しているわけでございます。

一方、農業近代化資金でございますが、農業近代化資金と公庫資金あわせまして、農業の経営の近代化のために融資してまいつたわけでありまして、この融資額も逐年拡大してまいつておりますが、三十七年には三百億、三十八年には五百二十億、三十九年には六百億、四十年には七百億の融資額を予定いたしておるわけでございます。

この融資の内容につきましても逐年改善をはかつてまいつたのでありますが、特に来年度におきましては、農業近代化資金の整備拡充というところを私たちは行ないたいと考えておりまして、農業経営の安定的発展をはかりましたために、従来近代化資金につきましては、農舎であるとか畜舎、あるいは農機具でありますとか、そういったような主として施設に着目いたしまして融資を行なつてきたわけでありまして、畜産経営でありますとか果樹経営というふうな、将来の農業の計画的拡

大を指向する経営におきましては、非常に長期の、果実を取得するまでに相当長期を要するといふ観点から、そういう施設と密着するような、中期的な運転資金と申しておるわけでございますが、たとえば果樹の育成資金でありますとか、あるいは搾乳牛でありますとか繁殖肉牛等の育成に要する資金を、近代化資金の融資対象として加えることとしたしておるわけでございます。さらに、基準金利の引き下げに伴ひまして、金利も、個人施設については六分五厘でありましたものを六分に引き下げるといふことを考えておるわけでございます。さらにまた、果樹植栽資金、育成資金につきましては、償還期限の据置き期間の延長をはかりまして同時に、農村の環境整備という観点に立ちまして、近代化資金をその部面においても活用する。たとえば利用施設でありますとか、あるいは放送施設、簡易水道といった部面にも近代化資金を活用いたしまして同時に、そのような資金を近代化資金の対象といたしまして関係上、償還期限もいままで最高十五年でありましたものを二十年に延ばすというようにいたしまして、近代化資金の内容につきまして整備をいたしますと同時に、この金が農家に円滑に流れるということをはかりましたために、現在ございまして保証制度を整備いたしまして、中央に保証協会をつくつて、現在各都道府県にございまして保証基金協会の行なつておる債務保証の保険を行なう、こういうことを考えておるわけでございます。このような法案を現在提案をいたしておるわけでございます。近代化資金についてもますます整備をはかつて農家の資金需要にこたえていきたい、このように考えておる次第でございます。

○須藤五郎君 関連。野瀬委員も近代化の現状という問題について質問されたと思うのですが、これは近代化資金が今日の農村にどういふ影響を与えておるかという点を質問されたと思うのです。それで、成瀬委員も近代化資金の果たした役割について質問をしていらつしやると思ふのです。

されました、そのような一般的な債権確保につきまして、開発銀行としまして万全の措置を講ずるということ、総裁としましてかたく申し上げまして、お答えにさせていただきます。思う次第でございます。

○成瀬輔治君　なかなか総裁慎重で、私のほうと若干ズレがありまして……。ですが、総裁の立場も私もわからぬことはないわけですから、私は別の機会に、こういう公的な機会を離れて、少なくとも協調融資等もあると思います、そういう点と、債権確保をどうするのか、いろいろな問題があるのでございまして、実はそういうような点について話を進めたいと、こう思っています。何について話を進めたいと、そういう点について、現時点ではまだ結論が出ていない、何とか言ってもあなたは言うだろうと思えますから、これは何とかしなくてはならないから、そのことはこれでとめなければならぬ、しかし、私たちが少なくともこういう問題については、債権確保の問題等については、あなたがおっしゃる通りに万全の措置ということについては当然なことですから、これは当然なことです。それじゃ、協調融資の場合どうなるのだ。いろいろな意見があるのですが、まあそのことは次の機会に譲りたいと思えます。

次にお尋ねしたいと思えますのは、非常に経済の発展というのですから協力されるというればそれまででしょうが、政策的にもいろいろの貸し付け等があるわけですから、開銀融資というものは、いままでもずいぶん慎重の上には私は慎重を重ねて御運営になったのに、単に政策的に、たとえば機械振興法ができたからその被害が十四社あるのだと、こうおっしゃるが、他のものについては、そういうような政策的なものも加味されるけれども、なおそのために慎重の上にも慎重に貸し付けをされたのですから、それが単に一般的な不況で倒れてしまったということは、少し開銀融資先としては調査が不十分だったと、少し何か残念なような気がするわけです。もしそういうことについて何か究明をされた、あるいは分析をされて、こ

このところがどうも間違っておったのだというのがあれば、お聞かせ願えないでしょうか。

○参考人(平田敬一郎君)　実はお話のように、開発銀行は政府資金でございますので、私も受け付けにあたりまして、まず趣旨が即応しているかどうか、それから事業の計画がおおむねよろしいかどうかを見て、受け付けるかどうかを慎重な態度でまずきめることにいたしております。その際に、各省の推薦と申しますか、意見などもよく聞きましてきめるといふことにいたしております。

それから、その次が審査という手続を経ることになっておりまして、審査には最も実開銀行としては力を入れておりまして、有能なというか、ほかの職員が有能でないわけじゃございせんが、審査に適切な職員を本店、支店を通じて、相当多数は配置いたしまして、各計画につきましては、会社全体のことを調べて、その上で、審査の報告に基づいて、最後に営業部と審査部が相談してきめると。重要な案件につきましては、役員会議等でよく審議してきめるといふ手続を実はとっております。ございまして、この審査の際には一番問題なのは、やはり私も通して見まして、そのときはいいけれども、将来の見通しがどうなるかという点につきまして、実は一番頭を悩ますことが多いわけでございます。

そういふ点につきまして、一般的な状況等につきましては、もちろん関係各省の意見も聞きまして、それから市中の金融機関等の見方も聞きまして、最後は、大体私どものところをいたしまして、開銀銀行の結論を出す場合には、市中の金融機関、協調融資でございますので、市中の資金はたしてつかつかぬか、そこまで見定めまして、その上で融資決定をするという実は慎重な態度をとっております。ございまして。

そして、一時、たいへん開銀の審査はうるさいとかいって非難と申しますか、どうももう少し何とかならぬかという声もあったのですけれども、ただ審査だけは、ゆるめるとえらい結果になるので、ゆるめることはできないというので、実は一貫してやっておりますわけでありまして。しかし、その中でも、どうしてもこれは人間が調べ、人間が判断することでございますので、やはり全部が全部全然無傷な企業だけを結果において選んでやったということまで私自信を持つて申し上げますと、かえって申し上げ過ぎになるかと思えますので、まあそういうことを最小限度にとどめて、しかも融資の目的に即応するような結果を得るのにどうすればいいかということが、実は私も銀行の当事者として日夜一番苦心しているところであるといふことは申し上げさせていただきます。と思えます。

やはり私、お話のとおり、単に不況だけで会社がつぶれるというものじゃないと思えます。やはり将来の経営の見通しが甘かったとか、あるいは現在まだ十分な体制になっていないのに少し手を広げ過ぎたとか、急ぎ過ぎたとか、そういういろいろな原因が実はございまして、そういう点につきましては、私も十分そのようなこともさしに参考をいたしまして、将来ともますます正確を得るようにつとめたい。

率直に申しまして、実はこの融資にあたりまして、増資の条件をくつつける会社が相当ございまして、増資の条件等につきましても、期限を示さないでやる場合もあるのですが、私は最近、期限を示さない増資条件というものは意味がないから、必ず、一年先でもいいから、何年何月までに幾ら増資してほしいといったようなことを条件にして、それから経営者の内容といたしまして、特に経理に明るいの人を入れてほしいとか、あるいはそういう事業の運営をされるマネージャーとしてふさわしい人を入れてほしいとか、だれということとは中央機関でございますから差し控えることにいたしておりますが、そういうことにつつま

しても、できるだけ事前に配慮しながら、融資の目的が結果的に達成できるように実はたいへんつとめております。ということを申し上げます。だいたいと思えます。

どうも、それにもかかわらず、先ほど申し上げましたように、やっぱりこの際こういうことに相なりまして、まことに恐縮でございますが、銀行局長が全体の銀行の状況も御存じなので、開銀と一般の銀行との関連なんかについてはお聞き願ったほうがいいかと思えますが、市中さんよりも私も少なくとも慎重な態度で、融資に当たってはより慎重な態度で臨むという気持ちで臨んでおりますことだけはつけ加えさせていただきます。と思えます。次第でございます。

○成瀬輔治君　これは調査室からいただいた資料なんですけれども、あなたのほうの貸し出し計画、資金計画というので、いまお話の中に出てきた特定機械振興法に基づくところの貸し付けが半額に減らされている。ですから、あるいは確安関係が私どもも少なくなった事情ということもわからぬわけでもないのですが、一応この計画で、大体、たとえば電力関係は二百億でいいとか、海運は七百七十三億、こういふふうに出されておりますけれども、この当初計画はどういうふうな積み上げ——もちろん積み上げ方式でやっているのでしょうけれども、どういふような形でこういう数字を策定しているのございましょうか。

○参考人(平田敬一郎君)　資金の各年度の計画につきましては、いま御指摘のとおり、いろいろな業種によつて実は若干ワクの制約なり資金積み上げのやり方が変わっております。たとえば電力みたいなものになりますと、大体翌年度の工事計画というふうな、何をやるかがわかっておりまして、それに基づきまして積み上げしまして、大蔵省の主として理財局でございまして、各省と私どもの銀行から説明しまして、理財局でワクをきめてもらうということになっております。

言いますが、多過ぎるとか少な過ぎるとかということはいま言いますけれども、それをもとにしましして、これはまあ資金の積算の基礎を明らかにしまして、来年度の所要資金量を出しまして、そして大蔵省と話しまして、各年度の資金ワクがきままる。ただ、全体としての問題でございますけれども、これは年度計画でございますので、年度の途中で情勢の変化等によって変わることがございしますれば、変わるときは変わったときで、その理由を説明して変えていくということになります。

それから、石炭は、やはりこれは積み上げとまでいきませんが、大体過去の年々の計数、それからなおよその積み上げ、そういうふうなことをきめまして、事前にきめておる。最近の例によりますと、石炭対策の追加等がありまして、年度の途中で追加になっている例が多うございます。

それから、地域開発では、これは率直に申し上げまして、件数も非常に多い。それから対象地域も多いので、中に若干事前にわかっているものもございます。私も毎年融資期待額の調査というのを九月ごろやりまして、それを資料といたしまして、その期待額はワクよりはるかに多いのでございしますが、そういうものをもとにしまして、どの程度の資金を必要とするというので要求いたしております。ただ、これは相当さういった大ワクでございしますので、最後の開発銀行の所要資金いかに、それから地域開発にどの程度重点を置くかといったようなことで、これは最後に率直に申し上げまして総括的にワクがきまっていくな。

さらに、この三つの業種は、従来の沿革もありまして、特に大きいし、それからそのワク内においてできるだけ確保していこうというので、予算の説明書にもたしか特掲として載せていただいているかと思ひます。それ以外のものは、実は私ども資金計画として政府との間に一応の年度初めにワクをそれぞれ設けておるわけでございますけれども、予算の説明書にまでは載せないで、その他一般ということで分かれております。ただ、實際問題としましては、たとへばさっき言った特定機

機でございますね、これは金利を少し安くいたして
おるんですが、こういうものは年度初めにおよ
その概括できめていく。それから、体制金融も、
まだ実ははつきりしないものもございますので、
石油化学等は比較的わりあいにはつきりしている
ようでございますが、それ以外のものははつきり
いたしません、これは概括的に一定の額できめ
ておるということでございます。その他、その中
には、さっき言いましたように、相当事前予想
されて確実なもので、どつちかと申しますと設備

投資でございますので、そういうものが相当多数ございますが、しかし、まだ企業の計画も未確定のものもございますわけでございます。まあその業種によって違いますけれども、できるだけ要請に沿って、しかも全体の資金の配分という点からもう少しわしいというところをねらいまして、財投

に予算がきまると同時に、この資金の計画も年々政府との間にきめてもらひまして、それで開発銀行は実行していく。一般のほうのワクにつきましては、これは予算でございまして、資金の計画でございまして、年度の途中で情勢の変化があつたような場合は若干増減されておりますが、ほとんど最初にきまりましたワクをなるべく尊重しまして、その中で効率的な運用をはかつていくという方針で進んでおる次第でございまして。

○成瀬幡治君　海運が、私はずっとやっていきますと、おそらく何年か先には開銀融資の半分を占めるということが、大体頭の中に描かれると思うんです。しかも、国際収支の中でいえば、貿易外

収支で運賃の確保というものは大きな問題になっております。一つの国策であるということとはわかるんですが、四十年年度の当初計画と実績の見込み違いというものは、相当な幅があるわけなんです。しかも、運輸省がこういうことについて、私にはこれこそ運輸省が力を入れて計画を進めてやってきたものが、ここでこれだけの差が出たというのはどういふよりないきさつがございますか。

○参考人(平田敏一郎君) 四十年年度では、当初計画で千六百七十七億計画しておりましたのが、実

積見込みは二千四十億圓程度に相なるわけでございます。その中で変わりましたのは、電力はほぼ同じです。それから海運が、実は五百七十三億見えておりましたのが八百九十億程度になってきた。その中で新造船が五百六十億圓……

○成瀬幡治君　新造船が……。

○参考人(平田敬一郎君)　新造船ですね。これがいわゆる新聞紙等で計画造船と称せられるものではないんですが、五百六十一億が八百八十一億圓……

○成瀬純治君 八百八十一億円……。

○参考人(平田敬一郎君) はあ。当初の建造計画はたしか百五十万トンだったのが百八十万トンに、トン数がひとつふえましたのと、それから御承知のとおり、実は昨年来の景気対策という一環に取り入れられました、事業が確実に進むもの

に、計画が進むものについては、政府の資金をす
らさないで、計画どおり融資をしたほうがいいと
いうことが例の景気対策の一環として入りました
ので、私どももそれに即応いたしまして、実は工
事計画が進捗するに依じて、すぐ資金を出し――
早く渡しておりますが、少なくとも若干資金を
出すのをおくらすということをしないうでやっても
らおうということになりました、実は船がふえた
以上に資金量がふえたと、こういうのが四十年

の実情でございます。

で、私の見たところ、大体やはり最近の建造は順調に進んでおりまして、その結果がこういう結果になったのじゃないか。造船業は下請とか関連

産業が非常に多うございますので、私は、昨年の景気対策の中でも実は一番早く実行に移したその一つではなからうかと思っているのですが、そういう事情もありまして、四十年、実は大幅に資金が最初よりも変わってきた、こういうことに相なっております次第でございます。

○成瀬幡治君　私は、いまの景気対策だとあなたがおっしゃればそれまでですけども、われわれはやっぱベトナム関係のそういうような動きといやうなものも無関心ではおれないわけです。

まあそういうようなことについてはここで議論するべき問題ではございませんから、省略して、あなたの説明で、景気対策でこうなったのだというなら、それはそれとして了承したいと思いますが、とにかくそういうような点については若干疑点があると思います。

次に、あなたのことで、体制金融ということばが出てきました。体制金融というのが、何か法律用語に基づくところのそういうものでしょうか。なぜこういうことを申し上げるかというのと、

私たちは特定産業振興法というものがかつて通産省から提案されて、それはつぶれたわけですね。で、成立していないわけです。いま成立しておらない。そういうときに、予算としては体制金融というような項目があつて、そして予算計上がされてきて、今日残がある。そして四十一年度にも

新規追加予算に計上されておる。しかし、そういうような背景がありますから、あなたも体制金融ということばを使われる以上、一度あらたまってこれはお聞きしたいと思いますが、体制金融ということばがどういふところに基づいておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(佐竹浩君) まあ先生もよく御承知のように、この体制金融ということばは、決して法律上あるわけではございません。まあいわゆると申

しますか、俗にそういふことばが使われておるといふだけでございますが、ただ、しいて求めますと、御承知のように政府関係機関の資金運用につきましては、毎年経済企画庁が提案をいたしましたし

て、その政府資金の運用基本方針というものは実は閣議の決定を経ておるわけでございます。その閣議決定に基づきまして、それぞれの機関の監督官庁からその機関に対しまして、その運用方針を実は通達をいたしておるということがございまして、その閣議決定の文章の中に、この開発銀行の重点項目というものが実は四項目あげられておるわけでございます。その四項目のうちに、一つとしまして、「国際競争力強化のための産業設備の近代化」というものがございまして、そのあとへ

続いて、「合理化と国内産業体制の整備」ということばがあるわけでございます。それを受けまして、この基本方針を受けて、いわば各論的にこれをまたさらに明らかにしておりますところに、「国内産業体制の整備」という標題のもとで、この「産業体制を整備して早急に国際競争力を強化する必要がある石油化学工業……乗用車工業及び特殊鋼工業について」、云々というようにことばが出てくるわけでございます。したがって、「国内産業体制の整備」ということばはございすけれども、体制金融なる用語は、実は法令その他にもございせんし、いわば俗な、つまりいわば耳なれたことばというふうな、新聞紙上にもちらちらございすし、その程度の意味と御理解いただいていいかと思ひますが……。

○成瀬藩治君　たくさんほかに、須藤さんも、大竹さんも質問があるようですから、あまりくどくどしいことはやめておきますが、いままでも私は開銀から出される項目は、電力、海運とか、いろいろなふうに区分していろいろ出されているわけですが、「その他」というのも大きな柱になって、資金量からいえば大きな柱になっておりますが、何かこう特定な産業をあれこれ指定していきまして、そして株でいけば推奨株みたいなもので、そして推奨株で証券会社がめちゃくちゃになってしまつた。どうも国策という美名に名をかゝりて少しりまくり過ぎるようになつておるわけですね。ほとんど国際競争力をつけるとか、関連産業が非常に多いから非常に大事な問題だということも私は理屈だと思ひますが、いま現にこういうことで体制金融という俗語で呼ばれておるものについて、もうすでに貸し出しを完了したものがございすか。

○政府委員(佐竹浩君)　これは大体三十八年度から実は姿をあらわしておるわけでございます。三十八年度に実行が二十五億円でございす。三十九年度にはこれが実行で三十五億円でございす。四十年年度は実はまだ締まつておりませんから、進行中。なお、内訳を申し上げますと、三十八年度に二十五億と申しましたけれども、その中で乗用車工業はゼロでございます。全然出ておりません。それから、石油化学で十五億、特殊鋼で十億、こういう内訳になっております。それから、三十九年度の三十五億と先ほど申しました内訳は、乗用車工業ゼロです。出ておりません。それから、石油化学で二十五億、それから特殊鋼で十億、そこまですぐ実行でございす。四十年年度は一応計画として五十億円を予定しているわけですが、その内訳としては、乗用車工業はございせんが、石油化学で四十億、特殊鋼で十億というのが現状でございす。

○成瀬藩治君　私は希望でございすから、こういうことについての御答弁は求めないのです。希望だけ申し上げます。少なくとも俗語で呼ばれる体制金融というふうなことについては、それは国策上必要だろうということとはわかりますが、少なくとも国会で大論争があつて、そして法律は実ではなくつたけれども、実質的にこう受けていくということは、いわゆる議院民主主義のルールにはずれたやり方だと思ひます。これは議院を否定して、独断的なことなんでしょう。法律はないのだけれども、実際は金のほうでやつていくということなんです。こういうことは私は非常に残念だと思ひます。ですから、俗語で呼ばれる体制金融の貸し出しについては非常に慎重であつてほしい。元来ならばやめ

てほしいと思ひています。しかも、そういう中で、特にまたこの中で問題を個々に掘り下げていけば、たとえばこのことが合理化を強要することによつて労使間の紛争というふうなものがあることあるわけですね。少なくとも政府資金でございすから、そういうような紛争があるようなところについては、少なくとも解決があつた後に貸し出しをするというふうなことが私は私に貸したかなければならぬと思ひます。根本理念でいうならば、実はそういうことはやめてほしいと思ひます。ですから、三十八年に実行として二十五億があるじゃないか、三十九年にも実績が出てしまつた、まあほんとうにこれは無届けで婚姻しちゃつて私生児が生まれちゃつたわけですね。そういうわけですから、非常に私はこういう問題については残念だと思ひます。ということをお願いして申し上げるとともに、労使間の紛争のあるようなところについては、体制金融については十分配慮して運営していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○大竹平八郎君　ごく簡単に一、二点お尋ねしたいのですが、最近の海運界の立ち直り、これは御承知のとおり根本的に合理化という問題が中心になるわけですが、しかし、その合理化を推進した指導力というものは、やはり何といつても私は開発銀行にあると思ひます。そういう意味で、ゼロから出発した海運界が今日のような体制になつたということについての開発銀行の使命というものは、非常に高く私は評価しなければならぬと思ひます。それだけでなく、今後ますます海運界としましては開発銀行にたよる面が非常に多いと思ひますのであります。

計画造船すべてのことは基本的には一応運輸省がおせん立てをして、そうして各船会社と交渉し、そうしてあなたのとこで金融関係について相談する、おそろくそういう経路だろうと思ひます。けれども、ここで特にひとつ總裁の御意見を伺ひ、かつ私が痛感をしていることで希望いたしますことは、最近の東南アジアの旅行の状況なんです。私もいろいろな関係で始終香港とか台湾とか東南アジアに行くのですが、日本の観光客——観光といつてもこのごろはどの国でも一つの国策ですから、レジャーといへども国策なんですから。ところが、非常に日本人がどこでも多いんですね。この間私ちょっと十日ばかり前に香港に行きましたが、どこに行つても、日本の団体で埋まつているんです。調査いたしますと、アメリカに次いで数の上からいへば日本人が多い。消費の点からいへばはるかに、日本の消費額が消費して、アメリカよりも多い。これは本来の日航だけを使つていけるなら、これはともかくなんです。日航といつても輸送力に限度がありますので、結局外国の飛行機が非常に多いと思ひます。これはパーセンテージとしても非常に多いと思ひます。今後ますますそういう点が多くなつていくと思ひます。それから、台湾に行きまして、どこに行きましても、日本人の団体に会つたのです。そういう意味からして、海運界にも相当な必要があるのですが、適当な客船ですね、いわゆる観光客船と申しましようか、すでに商船三井が南米の移民船を改良してこしらえているようにも聞いておりますけれども、あんな大きな必要はないわけですね。たとえば、きのう新聞に出ておりましたが、ソ連船が日本の団体客を乗せて、そして香港に行つて七万円という

ような記事を読みました、片道か往復か知りませんけれども、非常に安くあがるわけです。そういう意味で、私は少なくとも今後ますますふえるであろうと想像されるこういった日本の東南アジアに行く観光客等に対する適当な客船を、もうぼつぼつつくつていい時期に来ているのではないかと、こう思うのですが、これは海運界の各会社十分そういう意向を私は持つていっていると思う。しかし、これは乱造されても非常に困るわけです。過当競争になつても困るわけなんです、こういう点について計画が進められておるか、あるいはまた総裁としても将来そういう問題についてはひとつ考へてみよう、あるいはそういう話があったらば相談にも乗つてみよう、こういう御意向があるかどうか、ひとつこの際承りたい。

○参事(平田敬一郎君) 海運の事情にたいへんお詳しいような御質問でございますが、私も観光客船の問題も、たしか二、三年前でしたか、三、四年前でしたか、一ぺん話題にのぼりました、運輸省とも話し合つてみたことがございます。その当時は、あるいは場合によつては計画ができるかといったような話もございましたが、どうもやはりそつぱんをはじいてみようと、よほど政府から強い援助がなければ、開港銀行の六分五厘の融資だけでは、とてもそつぱんに合わないんじゃないかというので、たしか取りやめになつて今日に至つておるようでございます。もつとも、その当時、いまお話しのように、日本の近海というよりも、もう少し遠方の、本式の、最近横濱港に着いておられます例の客船にまでいかないにしても、あれに近いようなものを考へていたようでございます、まあそこに無理があつたのかもしれぬと思いますが、そういうことを記憶して

おります。

それから、いま御指摘の、実は移民船を客船に改装しまして、昨年来運航しているのですが、ちやうど私、二、三日間、社長に会つて状況を聞きましたところが、意外にいいという報告を實は受けております。やはり日本人だけでなく、外人も相当乗るらしいですね。あれがもしもハワイ、アメリカ本土間まで自由にお客を取れば、たいへんなものだけれども、そこまでできないところが問題で、あとは非常に利用状況がよろしいという報告を受けまして、まだ数学的な実態がどうなるか、そこまで検討しておるわけではございませんが、三月過ぎましたら、その辺の資料も取つて検討してみたいと思つてます。これも実は相当多額の融資をいたしておりますので、多大の関心を持つておるわけでございます。

なお、最後にお話しの、もう少し近回りの客船はどうかということでございますが、これは一つの着想かと思つておられますけれども、まだ私、実はその話は初耳でございます、あるいはどこかで検討しているかもしれない。そういうところがございましたら、また話でも承りましていきたいと思つてます。

どうも世界的に、一体客船がどうなるか、だいぶ問題が多いようでございます。イギリスでも、一昨年でしたか、巨大な客船をつくるかつくらないか、これは大問題になりました、どうもその後援助が要るというので、少し計画を変えたらしく聞いています次第でございますので、客船の問題は、航空機の問題と関連して、どういふ地域にどの程度の料金ならばどのくらいのファンクションを営み得るか、その辺をよく検討してきめないと、先

ほどございましたけれども、そつぱんがとれるかとれないか、まあ必ずかしこいもの一つであるというところで、私もいろいろ意見がございましたら、十分検討させていただきたいと思つて次第でございます。

○大竹平八郎君 数から申しますと、香港は大体一カ月平均日本人だけ六千人なんです。昨年の実績は、おそらく七万人を突破しているんですね。それから、いま一つ、私は、東南アジア向け客船ということは、中華民國——台湾ですね。これは御承知のとおり、戦前の日本人は四十二、三万人ですね。それでも高砂丸をはじめとして三ばいの船がいつも超満員で往復した時代というのがあるわけですね。あそこにいる千二百五十万人の台湾人自体というものは、いま政府が出国に非常にきびしいわけです。しかし、これは台湾の経済というものは、御存じのとおり、いま東南アジアでは日本に次いで豊かな経済になっている。したがつて、政治のいろいろな問題も緩和されてきて、出国という問題も、そう遠からずして自由に出入りができるようなときがくるのではないかと、そうなりまして、日本に対してあれだけの親近感を持った民族というものは、これは総裁も御存じだと思いますが、世界にないわけです。これは借金をしても一ぺん日本に行つてみたいという声は、どこに行つても全土に満ちているわけです。さらにこれが、解禁というところ端なことはですけれども、これが解除されるといふようなことになったら、これは私は当時の、戦前の四十万人の日本人が行つたり来たりしてゐたときと違つて、千何万人の中の幾ら動か知れませんが、これは二はいや三はいの大型客船を持つていても定期ができるんじゃないかというように、私も考えたわけ

すから、そういうことも頭に置いていただいて、ひとつ御検討願ひたい。

○委員長(徳永正利君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「六人以上」を「七人以上」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

附 則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、貸金営業法制定に関する請願(第八七〇号)

第八七〇号 昭和四十一年二月二十三日受理

貸金営業法制定に関する請願

請願者 東京都中央区京橋三ノ一 一社団

法人全国金融業団体連合会会

長 篠塚長太郎

紹介議員 迫水 久常君

貸金業の業務処理の原則を明らかにし、中小企業並びに勤労者等庶民金融の秩序安定とその合理化を図るため、貸金営業法をすみやかに制定されたい。(貸金営業法要項案添付)

理由

一、中小企業等庶民金融の重要性がしきりに叫ばれるにもかかわらず、この種の金融の一端をになう貸金業の安定と地位の向上並びに需要供給両面の保護については、まだ十分な施策が実施されていない。

二、昨年来続出した諸会社の倒産及び手形不渡りの激増等の影響から、大多数の中小企業は資金難にあえぎ、貸金業に依存する者が著しく増加している。

三、現在全国の貸金業者数は五万三千余で、年間融資額六千数百億円にのぼり、その需要者数年間延人員約三千万人余である。この貸金業関係会社の重役、従業員及びその家族等の数は約百二十万人に達する。

四、私どもの団体の努力にもかかわらず、貸金業に関する制度の欠如のため、無届やみ不正金融

等が横行して大衆をまどわし弊害を及ぼしている。

五、現行「出資の受入れ預り金及び金利等の取締等に関する法律」は、無届やみ金融に対しては罰金の輕罰を規制しているだけなので、効果を期し得ない。

六、宅地、建物取引業については単独営業法が制定されて、その向上発展につき特別の考慮が払われているが、貸金業にはまだ単独営業法がなく、また信用保証制度その他なんらの保護助成もない有様で、しかも取締法に抵触する無届不正金融に対しては体刑が適用されない等ははだししい片手落ちとなつてゐる。これに対し適切な施策がなされず放任されていることはまことに寒心にあえまない。

七、善良な貸金業者を保護し、正規の届出をして公正に業務処理を行なう貸金業者を明朗に向上させることにより、中小企業並びに庶民等資金需要者の福祉に寄与する必要がある。

三月十日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月七日)

一、農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案

一、法人税法の一部を改正する法律案

一、物品税法の一部を改正する法律案

一、相続税法の一部を改正する法律案

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十三号中「漁獲」の下に「若しくはのりの採取」を加え、同項第三十三号を次のように改める。

三十三 勤労学生

次に掲げる者で、自己の勤務に基づいて得た事業所得、給与所得、退職

所得又は雑所得を有するもののうち、これらの所得以外の各種所得の金額が十万円以下で

あり、かつ、合計所得金額が二十五万円以下であるものをいう。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

号)第一条(学校の範囲)に規定する学校の

学生、生徒又は児童

ロ 国、地方公共団体又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条(定義)

に規定する学校法人若しくは同法第六十四

条第四項(私立各種学校)の規定により設立

された法人の設置した学校教育法第八十三

条第一項(各種学校)に規定する各種学校の

生徒で政令で定める課程を履修するもの

第九条第一項中第二十一号を第二十二号とし、

第五号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第

四号の次に次の一号を加える。

五 給与所得を有する者で通勤するもの(以下

この号において「通勤者」という。)がその通勤

に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用

のために支出する費用に充てるものとして通

常の給与に加算して受ける通勤手当(これに

類するものを含む)のうち、一般の通勤者に

つき通常必要であると認められる部分として

政令で定めるもの

第九条第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改

め、同項第二号中「第九号」を「第十号」に改め、
「取得費等の金額」の下に「又は第三十二条第三項
(山林所得の金額の計算)に規定する必要経費」を
加え、同項第三号中「第十号」を「第十一号」に改
め、同項第四号中「第十二号」を「第十三号」に改
め、同項第五号中「第十三号」を「第十四号」に改
め、同項第六号中「第十四号」を「第十五号」に改
め、同項第七号中「第十五号」を「第十六号」に改め
る。

第十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項
中「別表第一に掲げる法人」を「別表第一一号に
掲げる内国法人」に改め、同項の次に次の一項を
加える。

2 別表第一第二号に掲げる外国法人が支払を受
ける第六十一条第二号から第七号まで又は第
九号から第十一号まで(国内源泉所得)に掲げる
国内源泉所得については、所得税を課さない。
第二十四条第二項中「第九条第一項第十号」を
「第九条第一項第十一号」に改める。

第二十八条第三項中「五十三万円」を「六十四万
円」に、「三万円」を「四万円」に、「七十三万円」を
「八十四万円」に、「十三万円」を「十六万円」に、
「十五万円」を「十八万円」に改める。

第五十一条第二項中「貸付金」の下に、「前渡金」
を加える。

第五十七条第一項第一号を次のように改める。
一 二十四万円

第五十七条第二項第一号を次のように改める。

一 十五万円

第五十七条第六項中「及び青色事業専従者の年
齢が二十歳未満であるかどうか」及び「又は青色事
業専従者」を削る。

第七十四条第二項中「第九条第一項第六号」を
「第九条第一項第七号」に改める。

第七十五条第一項第一号及び第二号中「二万円」
を「二万五千円」に改め、同項第三号中「三万五千
円」を「三万七千五百円」に改める。

第七十六条第一項中「第九条第一項第八号」を
「第九条第一項第九号」に改める。

第七十七条第一項及び第二項中「十二万円」を
「十三万円」に改める。
第七十八条第一項を次のように改める。

居住者が扶養親族を有する場合には、その居
住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は
山林所得金額から、各扶養親族につき、六万
円を控除する。

第七十八条第二項中「(年齢十三歳以上の扶養親
族がある場合には、そのうちの一人)」を削り、同
条第三項第二号中「(当該扶養親族のうちに年齢十
三歳以上の者がある場合には、その者を自己の扶
養親族とする居住者に限る。)」を削る。

第七十九条第一項中「及び居住者の扶養親族の
年齢が十三歳以上であるかどうか」を削る。
第八十条第一項中「十三万円」を「十四万円」に改
める。

第八十三条第一項中

十万円以下の金額	十万円をこえ二十万円以下の金額	二十万円をこえ五十万円以下の金額	五十万円をこえ八十万円以下の金額	八十万円をこえ百二十万円以下の金額	百二十万円をこえ百八十万円以下の金額	百八十万円をこえ二百五十万円以下の金額	二百五十万円をこえ四百万円以下の金額
百分の八	百分の十	百分の十五	百分の二十	百分の二十五	百分の三十	百分の三十五	百分の四十

を

十万円以下の金額	十万円をこえ三十万円以下の金額	三十万円をこえ六十万円以下の金額	六十万円をこえ百万円以下の金額	百万円をこえ百五十万円以下の金額	百五十万円をこえ二百二十万円以下の金額	二百二十万円をこえ三百万円以下の金額	三百万円をこえ四百万円以下の金額
百分の八・五	百分の十	百分の十五	百分の二十	百分の二十五	百分の三十	百分の三十五	百分の四十

に改める。

第九十一条第一項第一号中「百分の二十」を「百
分の三十」に改め、同条第二項第三号中「又は教
育」を若しくは「教育」に改め、「寄与する法人」の
下に「又は赤十字に関する諸条約に基づく業務を

行なう法人」を加える。
第九十二条第一項中「第九条第一項第十一号」を
「第九条第一項第十二号」に改める。
第九十四条第一項に次のただし書を加える。
ただし、第二十条第一項第三十三号ロ(定義)に

掲げる生徒に係る勤労学生控除に関する規定は、確定申告書にその控除に関する事項の記載があるほか、当該生徒に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定めるものを当該申告書に添附し又は当該申告書の提出の際提示した場合に限り、適用する。

第九十四条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「前項の場合にあつては」を「第一項ただし書又は第二項の場合にあつては、前項の規定に該当する場合を除き」に、「同項」を「第一項ただし書又は第二項」に、「これらの規定」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十条第二号（年末調整）に掲げる税額の計算上勤労学生控除の額に相当する金額が控除された勤労学生については、第一項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の添附及び提示がない場合においても、勤労学生控除に関する規定を適用する。

第四百四条第一項、第七百七条第一項及び第四百四条第四項中「六千円」を「一万二千円」に改める。

第二百一十一条第一号中「支払を受ける場合（第九百八十四条（源泉徴収を要しない給与等の支

払者）の規定により源泉徴収することを要しない者から給与等の支払を受ける場合を除く。）」を「支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第九百八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）又は第九百九十条（年末調整）の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合」に改め、同項第二号中「支払を受ける場合（第九百八十四条の規定により源泉徴収をすることを要しない者から給与等の支払を受ける場合を除く。）」を「支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第九百八十三条又は第九百九十条の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合」に改める。

第九百九十二条及び第九百五十三条中「二月以内」を「二月以内」に改める。

第六百六十条第四項第三号中「その更正があつた日」を「その年分の所得税に係る確定申告期限の翌日からその更正があつた日までの日数」に改める。

第九百八十五条第一項第一号中「あるかどうか」の下に（当該勤労学生が第二項第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）を加え、「の年齢別」を削る。

提出又は提示があつたかどうか）を加え、同項第二号中「従たる給与等」を「従たる給与」に改める。

第九百八十七条を次のように改める。

第九百八十七条 削除

第九百八十八条第一号中「のうち年齢十三歳以上のもの又は年齢十三歳未満のもの」、「それぞれ」、「又は五千元」及び「又は百七十円」を削り、同条第二号中「のうち年齢十三歳以上のもの又は年齢十三歳未満のもの」を削り、「それぞれその扶養親族一人につき六千円又は五千元」を「その扶養親族一人につき六千円」に、「六千円又は五千元にそれぞれ年齢十三歳以上の扶養親族又は年齢十三歳未満のもの」を「六千円にその」に改める。

第九百九十条第二号中「記載があるかどうか」の下に（当該勤労学生が第二項第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）を加え、「の年齢別」を削る。

第九百九十四条第一項第二号中「並びに扶養親族の生年月日」を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定による申告書に勤労学生に該当する旨の記載をした居住者で第二項第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するものは、政令で定めるところにより、当該生徒に該当する旨を証する書類を提出し又は提示しなればならない。

第二百二十七条中「及び証券投資信託以外」を「証券投資信託並びに法人税法第八十四条第三項（退職年金積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約及び厚生年金基金契約に係る信託以外」に、「この項」を「この条」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

附則第二十五条第三項中「昭和四十年分の所得税については、同日」を「昭和四十一年分の所得税については、同年四月一日」に、「九万円」を「十四万円」に改め、後段を削る。

附則別表第二を次のように改める。

別表第一 第一号の表 学校法人の項中「昭和二十四法律第二百七十号」を削る。

別表第二から別表第八までを次のように改める。

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,500	円未満	0	0	23,000	23,500	1,950	8.5	61,000	62,000	5,180	8.5
1,500	2,000	120	8.5	23,500	24,000	1,990	8.5	62,000	63,000	5,270	8.5
2,000	2,500	170	8.5	24,000	24,500	2,040	8.5	63,000	64,000	5,350	8.5
2,500	3,000	210	8.5	24,500	25,000	2,080	8.5	64,000	65,000	5,440	8.5
				25,000	25,500	2,120	8.5	65,000	66,000	5,520	8.5
3,000	3,500	250	8.5	25,500	26,000	2,160	8.5	66,000	67,000	5,610	8.5
3,500	4,000	290	8.5	26,000	26,500	2,210	8.5	67,000	68,000	5,690	8.5
4,000	4,500	340	8.5	26,500	27,000	2,250	8.5	68,000	69,000	5,780	8.5
4,500	5,000	380	8.5	27,000	27,500	2,290	8.5	69,000	70,000	5,860	8.5
5,000	5,500	420	8.5	27,500	28,000	2,330	8.5	70,000	71,000	5,950	8.5
5,500	6,000	460	8.5	28,000	28,500	2,380	8.5	71,000	72,000	6,030	8.5
6,000	6,500	510	8.5	28,500	29,000	2,420	8.5	72,000	73,000	6,120	8.5
6,500	7,000	550	8.5	29,000	29,500	2,460	8.5	73,000	74,000	6,200	8.5
7,000	7,500	590	8.5	29,500	30,000	2,500	8.5	74,000	75,000	6,290	8.5
7,500	8,000	630	8.5	30,000	31,000	2,550	8.5	75,000	76,000	6,370	8.5
8,000	8,500	680	8.5	31,000	32,000	2,630	8.5	76,000	77,000	6,460	8.5
8,500	9,000	720	8.5	32,000	33,000	2,720	8.5	77,000	78,000	6,540	8.5
9,000	9,500	760	8.5	33,000	34,000	2,800	8.5	78,000	79,000	6,630	8.5
9,500	10,000	800	8.5	34,000	35,000	2,890	8.5	79,000	80,000	6,710	8.5
10,000	10,500	850	8.5	35,000	36,000	2,970	8.5	80,000	81,000	6,800	8.5
10,500	11,000	890	8.5	36,000	37,000	3,060	8.5	81,000	82,000	6,880	8.5
11,000	11,500	930	8.5	37,000	38,000	3,140	8.5	82,000	83,000	6,970	8.5
11,500	12,000	970	8.5	38,000	39,000	3,230	8.5	83,000	84,000	7,050	8.5
12,000	12,500	1,020	8.5	39,000	40,000	3,310	8.5	84,000	85,000	7,140	8.5
12,500	13,000	1,060	8.5	40,000	41,000	3,400	8.5	85,000	86,000	7,220	8.5
13,000	13,500	1,100	8.5	41,000	42,000	3,480	8.5	86,000	87,000	7,310	8.5
13,500	14,000	1,140	8.5	42,000	43,000	3,570	8.5	87,000	88,000	7,390	8.5
14,000	14,500	1,190	8.5	43,000	44,000	3,650	8.5	88,000	89,000	7,480	8.5
14,500	15,000	1,230	8.5	44,000	45,000	3,740	8.5	89,000	90,000	7,560	8.5
15,000	15,500	1,270	8.5	45,000	46,000	3,820	8.5	90,000	92,000	7,650	8.5
15,500	16,000	1,310	8.5	46,000	47,000	3,910	8.5	92,000	94,000	7,820	8.5
16,000	16,500	1,360	8.5	47,000	48,000	3,990	8.5	94,000	96,000	7,990	8.5
16,500	17,000	1,400	8.5	48,000	49,000	4,080	8.5	96,000	98,000	8,160	8.5
17,000	17,500	1,440	8.5	49,000	50,000	4,160	8.5	98,000	100,000	8,330	8.5
17,500	18,000	1,480	8.5	50,000	51,000	4,250	8.5	100,000	102,000	8,500	8.5
18,000	18,500	1,530	8.5	51,000	52,000	4,330	8.5	102,000	104,000	8,700	8.5
18,500	19,000	1,570	8.5	52,000	53,000	4,420	8.5	104,000	106,000	8,900	8.5
19,000	19,500	1,610	8.5	53,000	54,000	4,500	8.5	106,000	108,000	9,100	8.5
19,500	20,000	1,650	8.5	54,000	55,000	4,590	8.5	108,000	110,000	9,300	8.5
20,000	20,500	1,700	8.5	55,000	56,000	4,670	8.5	110,000	112,000	9,500	8.5
20,500	21,000	1,740	8.5	56,000	57,000	4,760	8.5	112,000	114,000	9,700	8.5
21,000	21,500	1,780	8.5	57,000	58,000	4,840	8.5	114,000	116,000	9,900	8.5
21,500	22,000	1,820	8.5	58,000	59,000	4,930	8.5	116,000	118,000	10,100	8.5
22,000	22,500	1,870	8.5	59,000	60,000	5,010	8.5	118,000	120,000	10,300	8.5
22,500	23,000	1,910	8.5	60,000	61,000	5,100	8.5	120,000	122,000	10,500	8.5

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
122,000	124,000	10,700	8.5	213,000	216,000	19,800	9	348,000	351,000	35,700	10
124,000	126,000	10,900	8.5	216,000	219,000	20,100	9	351,000	354,000	36,150	10
126,000	128,000	11,100	8.5	219,000	222,000	20,400	9	354,000	357,000	36,600	10
128,000	130,000	11,300	8.5	222,000	225,000	20,700	9	357,000	360,000	37,050	10
130,000	132,000	11,500	8.5	225,000	228,000	21,000	9	360,000	363,000	37,500	10
132,000	134,000	11,700	8.5	228,000	231,000	21,300	9	363,000	366,000	37,950	10
134,000	136,000	11,900	8.5	231,000	234,000	21,600	9	366,000	369,000	38,400	10
136,000	138,000	12,100	8.5	234,000	237,000	21,900	9	369,000	372,000	38,850	10
138,000	140,000	12,300	8.5	237,000	240,000	22,200	9	372,000	375,000	39,300	10
140,000	142,000	12,500	8.5	240,000	243,000	22,500	9	375,000	378,000	39,750	10
142,000	144,000	12,700	8.5	243,000	246,000	22,800	9	378,000	381,000	40,200	10
144,000	146,000	12,900	8.5	246,000	249,000	23,100	9	381,000	384,000	40,650	10
146,000	148,000	13,100	8.5	249,000	252,000	23,400	9	384,000	387,000	41,100	10
148,000	150,000	13,300	8.5	252,000	255,000	23,700	9	387,000	390,000	41,550	10
150,000	152,000	13,500	9	255,000	258,000	24,000	9	390,000	394,000	42,000	10
152,000	154,000	13,700	9	258,000	261,000	24,300	9	394,000	398,000	42,600	10
154,000	156,000	13,900	9	261,000	264,000	24,600	9	398,000	402,000	43,200	10
156,000	158,000	14,100	9	264,000	267,000	24,900	9	402,000	406,000	43,800	10
158,000	160,000	14,300	9	267,000	270,000	25,200	9	406,000	410,000	44,400	10
160,000	162,000	14,500	9	270,000	273,000	25,500	9	410,000	414,000	45,000	10
162,000	164,000	14,700	9	273,000	276,000	25,800	9	414,000	418,000	45,600	11
164,000	166,000	14,900	9	276,000	279,000	26,100	9	418,000	422,000	46,200	11
166,000	168,000	15,100	9	279,000	282,000	26,400	9	422,000	426,000	46,800	11
168,000	170,000	15,300	9	282,000	285,000	26,700	9	426,000	430,000	47,400	11
170,000	172,000	15,500	9	285,000	288,000	27,000	9	430,000	434,000	48,000	11
172,000	174,000	15,700	9	288,000	291,000	27,300	9	434,000	438,000	48,600	11
174,000	176,000	15,900	9	291,000	294,000	27,600	9	438,000	442,000	49,200	11
176,000	178,000	16,100	9	294,000	297,000	27,900	9	442,000	446,000	49,800	11
178,000	180,000	16,300	9	297,000	300,000	28,200	9	446,000	450,000	50,400	11
180,000	182,000	16,500	9	300,000	303,000	28,500	9	450,000	454,000	51,000	11
182,000	184,000	16,700	9	303,000	306,000	28,950	9	454,000	458,000	51,600	11
184,000	186,000	16,900	9	306,000	309,000	29,400	9	458,000	462,000	52,200	11
186,000	188,000	17,100	9	309,000	312,000	29,850	9	462,000	466,000	52,800	11
188,000	190,000	17,300	9	312,000	315,000	30,300	9	466,000	470,000	53,400	11
190,000	192,000	17,500	9	315,000	318,000	30,750	9	470,000	474,000	54,000	11
192,000	194,000	17,700	9	318,000	321,000	31,200	9	474,000	478,000	54,600	11
194,000	196,000	17,900	9	321,000	324,000	31,650	9	478,000	482,000	55,200	11
196,000	198,000	18,100	9	324,000	327,000	32,100	9	482,000	486,000	55,800	11
198,000	200,000	18,300	9	327,000	330,000	32,550	9	486,000	490,000	56,400	11
200,000	202,000	18,500	9	330,000	333,000	33,000	10	490,000	494,000	57,000	11
202,000	204,000	18,700	9	333,000	336,000	33,450	10	494,000	498,000	57,600	11
204,000	206,000	18,900	9	336,000	339,000	33,900	10	498,000	502,000	58,200	11
206,000	208,000	19,100	9	339,000	342,000	34,350	10	502,000	506,000	58,800	11
208,000	210,000	19,300	9	342,000	345,000	34,800	10	506,000	510,000	59,400	11
210,000	213,000	19,500	9	345,000	348,000	35,250	10	510,000	514,000	60,000	11

(三)

課税総所得金額 又は課税退職 所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額 調整所得金額 又は課税退職 所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額 調整所得金額 又は課税退職 所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
514,000	518,000	60,600	11	660,000	665,000	85,500	12	835,000	840,000	120,500	14
518,000	522,000	61,200	11	665,000	670,000	86,500	13	840,000	845,000	121,500	14
522,000	526,000	61,800	11	670,000	675,000	87,500	13	845,000	850,000	122,500	14
526,000	530,000	62,400	11	675,000	680,000	88,500	13	850,000	855,000	123,500	14
530,000	534,000	63,000	11	680,000	685,000	89,500	13	855,000	860,000	124,500	14
534,000	538,000	63,600	11	685,000	690,000	90,500	13	860,000	865,000	125,500	14
538,000	542,000	64,200	11	690,000	695,000	91,500	13	865,000	870,000	126,500	14
542,000	546,000	64,800	11	695,000	700,000	92,500	13	870,000	875,000	127,500	14
546,000	550,000	65,400	11	700,000	705,000	93,500	13	875,000	880,000	128,500	14
550,000	554,000	66,000	12	705,000	710,000	94,500	13	880,000	885,000	129,500	14
554,000	558,000	66,600	12	710,000	715,000	95,500	13	885,000	890,000	130,500	14
558,000	562,000	67,200	12	715,000	720,000	96,500	13	890,000	895,000	131,500	14
562,000	566,000	67,800	12	720,000	725,000	97,500	13	895,000	900,000	132,500	14
566,000	570,000	68,400	12	725,000	730,000	98,500	13	900,000	905,000	133,500	14
570,000	574,000	69,000	12	730,000	735,000	99,500	13	905,000	910,000	134,500	14
574,000	578,000	69,600	12	735,000	740,000	100,500	13	910,000	915,000	135,500	14
578,000	582,000	70,200	12	740,000	745,000	101,500	13	915,000	920,000	136,500	14
582,000	586,000	70,800	12	745,000	750,000	102,500	13	920,000	925,000	137,500	14
586,000	590,000	71,400	12	750,000	755,000	103,500	13	925,000	930,000	138,500	14
590,000	594,000	72,000	12	755,000	760,000	104,500	13	930,000	935,000	139,500	15
594,000	598,000	72,600	12	760,000	765,000	105,500	13	935,000	940,000	140,500	15
598,000	602,000	73,200	12	765,000	770,000	106,500	13	940,000	945,000	141,500	15
602,000	606,000	73,800	12	770,000	775,000	107,500	13	945,000	950,000	142,500	15
606,000	610,000	74,400	12	775,000	780,000	108,500	14	950,000	955,000	143,500	15
610,000	614,000	75,000	12	780,000	785,000	109,500	14	955,000	960,000	144,500	15
614,000	618,000	75,600	12	785,000	790,000	110,500	14	960,000	965,000	145,500	15
618,000	622,000	76,200	12	790,000	795,000	111,500	14	965,000	970,000	146,500	15
622,000	626,000	76,800	12	795,000	800,000	112,500	14	970,000	975,000	147,500	15
626,000	630,000	77,400	12	800,000	805,000	113,500	14	975,000	980,000	148,500	15
630,000	635,000	78,000	12	805,000	810,000	114,500	14	980,000	985,000	149,500	15
635,000	640,000	80,500	12	810,000	815,000	115,500	14	985,000	990,000	150,500	15
640,000	645,000	81,500	12	815,000	820,000	116,500	14	990,000	995,000	151,500	15
645,000	650,000	82,500	12	820,000	825,000	117,500	14	995,000	1,000,000	152,500	15
650,000	655,000	83,500	12	825,000	830,000	118,500	14	1,000,000円		153,500	15
655,000	660,000	84,500	12	830,000	835,000	119,500	14				

(注) この表において「調整所得金額」とは、第八十四条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第八十四条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500円未満		0	23,000	23,500	1,950	61,000	62,000	5,180
1,500	2,000	120	23,500	24,000	1,990	62,000	63,000	5,270
2,000	2,500	170	24,000	24,500	2,040	63,000	64,000	5,350
2,500	3,000	210	24,500	25,000	2,080	64,000	65,000	5,440
			25,000	25,500	2,120	65,000	66,000	5,520
3,000	3,500	250	25,500	26,000	2,160	66,000	67,000	5,610
3,500	4,000	290	26,000	26,500	2,210	67,000	68,000	5,690
4,000	4,500	340	26,500	27,000	2,250	68,000	69,000	5,780
4,500	5,000	380	27,000	27,500	2,290	69,000	70,000	5,860
5,000	5,500	420	27,500	28,000	2,330	70,000	71,000	5,950
5,500	6,000	460	28,000	28,500	2,380	71,000	72,000	6,030
6,000	6,500	510	28,500	29,000	2,420	72,000	73,000	6,120
6,500	7,000	550	29,000	29,500	2,460	73,000	74,000	6,200
7,000	7,500	590	29,500	30,000	2,500	74,000	75,000	6,290
7,500	8,000	630	30,000	31,000	2,550	75,000	76,000	6,370
8,000	8,500	680	31,000	32,000	2,630	76,000	77,000	6,460
8,500	9,000	720	32,000	33,000	2,720	77,000	78,000	6,540
9,000	9,500	760	33,000	34,000	2,800	78,000	79,000	6,630
9,500	10,000	800	34,000	35,000	2,890	79,000	80,000	6,710
10,000	10,500	850	35,000	36,000	2,970	80,000	81,000	6,800
10,500	11,000	890	36,000	37,000	3,060	81,000	82,000	6,880
11,000	11,500	930	37,000	38,000	3,140	82,000	83,000	6,970
11,500	12,000	970	38,000	39,000	3,230	83,000	84,000	7,050
12,000	12,500	1,020	39,000	40,000	3,310	84,000	85,000	7,140
12,500	13,000	1,060	40,000	41,000	3,400	85,000	86,000	7,220
13,000	13,500	1,100	41,000	42,000	3,480	86,000	87,000	7,310
13,500	14,000	1,140	42,000	43,000	3,570	87,000	88,000	7,390
14,000	14,500	1,190	43,000	44,000	3,650	88,000	89,000	7,480
14,500	15,000	1,230	44,000	45,000	3,740	89,000	90,000	7,560
15,000	15,500	1,270	45,000	46,000	3,820	90,000	92,000	7,650
15,500	16,000	1,310	46,000	47,000	3,910	92,000	94,000	7,820
16,000	16,500	1,360	47,000	48,000	3,990	94,000	96,000	7,990
16,500	17,000	1,400	48,000	49,000	4,080	96,000	98,000	8,160
17,000	17,500	1,440	49,000	50,000	4,160	98,000	100,000	8,330
17,500	18,000	1,480	50,000	51,000	4,250	100,000	102,000	8,500
18,000	18,500	1,530	51,000	52,000	4,330	102,000	104,000	8,670
18,500	19,000	1,570	52,000	53,000	4,420	104,000	106,000	8,840
19,000	19,500	1,610	53,000	54,000	4,500	106,000	108,000	9,010
19,500	20,000	1,650	54,000	55,000	4,590	108,000	110,000	9,180
20,000	20,500	1,700	55,000	56,000	4,670	110,000	112,000	9,350
20,500	21,000	1,740	56,000	57,000	4,760	112,000	114,000	9,520
21,000	21,500	1,780	57,000	58,000	4,840	114,000	116,000	9,690
21,500	22,000	1,820	58,000	59,000	4,930	116,000	118,000	9,860
22,000	22,500	1,870	59,000	60,000	5,010	118,000	120,000	10,030
22,500	23,000	1,910	60,000	61,000	5,100	120,000	122,000	10,200

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
122,000	124,000	10,370	213,000	216,000	18,100	348,000	351,000	29,580
124,000	126,000	10,540	216,000	219,000	18,360	351,000	354,000	29,830
126,000	128,000	10,710	219,000	222,000	18,610	354,000	357,000	30,090
128,000	130,000	10,880	222,000	225,000	18,870	357,000	360,000	30,340
130,000	132,000	11,050	225,000	228,000	19,120	360,000	363,000	30,600
132,000	134,000	11,220	228,000	231,000	19,380	363,000	366,000	30,850
134,000	136,000	11,390	231,000	234,000	19,630	366,000	369,000	31,110
136,000	138,000	11,560	234,000	237,000	19,890	369,000	372,000	31,360
138,000	140,000	11,730	237,000	240,000	20,140	372,000	375,000	31,620
140,000	142,000	11,900	240,000	243,000	20,400	375,000	378,000	31,870
142,000	144,000	12,070	243,000	246,000	20,650	378,000	381,000	32,130
144,000	146,000	12,240	246,000	249,000	20,910	381,000	384,000	32,380
146,000	148,000	12,410	249,000	252,000	21,160	384,000	387,000	32,640
148,000	150,000	12,580	252,000	255,000	21,420	387,000	390,000	32,890
150,000	152,000	12,750	255,000	258,000	21,670	390,000	394,000	33,150
152,000	154,000	12,920	258,000	261,000	21,930	394,000	398,000	33,490
154,000	156,000	13,090	261,000	264,000	22,180	398,000	402,000	33,830
156,000	158,000	13,260	264,000	267,000	22,440	402,000	406,000	34,170
158,000	160,000	13,430	267,000	270,000	22,690	406,000	410,000	34,510
160,000	162,000	13,600	270,000	273,000	22,950	410,000	414,000	34,850
162,000	164,000	13,770	273,000	276,000	23,200	414,000	418,000	35,190
164,000	166,000	13,940	276,000	279,000	23,460	418,000	422,000	35,530
166,000	168,000	14,110	279,000	282,000	23,710	422,000	426,000	35,870
168,000	170,000	14,280	282,000	285,000	23,970	426,000	430,000	36,210
170,000	172,000	14,450	285,000	288,000	24,220	430,000	434,000	36,550
172,000	174,000	14,620	288,000	291,000	24,480	434,000	438,000	36,890
174,000	176,000	14,790	291,000	294,000	24,730	438,000	442,000	37,230
176,000	178,000	14,960	294,000	297,000	24,990	442,000	446,000	37,570
178,000	180,000	15,130	297,000	300,000	25,240	446,000	450,000	37,910
180,000	182,000	15,300	300,000	303,000	25,500	450,000	454,000	38,250
182,000	184,000	15,470	303,000	306,000	25,750	454,000	458,000	38,590
184,000	186,000	15,640	306,000	309,000	26,010	458,000	462,000	38,930
186,000	188,000	15,810	309,000	312,000	26,260	462,000	466,000	39,270
188,000	190,000	15,980	312,000	315,000	26,520	466,000	470,000	39,610
190,000	192,000	16,150	315,000	318,000	26,770	470,000	474,000	39,950
192,000	194,000	16,320	318,000	321,000	27,030	474,000	478,000	40,290
194,000	196,000	16,490	321,000	324,000	27,280	478,000	482,000	40,630
196,000	198,000	16,660	324,000	327,000	27,540	482,000	486,000	40,970
198,000	200,000	16,830	327,000	330,000	27,790	486,000	490,000	41,310
200,000	202,000	17,000	330,000	333,000	28,050	490,000	494,000	41,650
202,000	204,000	17,170	333,000	336,000	28,300	494,000	498,000	41,990
204,000	206,000	17,340	336,000	339,000	28,560	498,000	502,000	42,330
206,000	208,000	17,510	339,000	342,000	28,810	502,000	506,000	42,700
208,000	210,000	17,680	342,000	345,000	29,070	506,000	510,000	43,100
210,000	213,000	17,850	345,000	348,000	29,320	510,000	514,000	43,500

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 514,000	円 518,000	円 43,900	円 660,000	円 665,000	円 58,500	円 835,000	円 840,000	円 76,000
518,000	522,000	44,300	665,000	670,000	59,000	840,000	845,000	76,500
522,000	526,000	44,700	670,000	675,000	59,500	845,000	850,000	77,000
526,000	530,000	45,100	675,000	680,000	60,000	850,000	855,000	77,500
530,000	534,000	45,500	680,000	685,000	60,500	855,000	860,000	78,000
534,000	538,000	45,900	685,000	690,000	61,000	860,000	865,000	78,500
538,000	542,000	46,300	690,000	695,000	61,500	865,000	870,000	79,000
542,000	546,000	46,700	695,000	700,000	62,000	870,000	875,000	79,500
546,000	550,000	47,100	700,000	705,000	62,500	875,000	880,000	80,000
550,000	554,000	47,500	705,000	710,000	63,000	880,000	885,000	80,500
554,000	558,000	47,900	710,000	715,000	63,500	885,000	890,000	81,000
558,000	562,000	48,300	715,000	720,000	64,000	890,000	895,000	81,500
562,000	566,000	48,700	720,000	725,000	64,500	895,000	900,000	82,000
566,000	570,000	49,100	725,000	730,000	65,000	900,000	905,000	82,500
570,000	574,000	49,500	730,000	735,000	65,500	905,000	910,000	83,000
574,000	578,000	49,900	735,000	740,000	66,000	910,000	915,000	83,500
578,000	582,000	50,300	740,000	745,000	66,500	915,000	920,000	84,000
582,000	586,000	50,700	745,000	750,000	67,000	920,000	925,000	84,500
586,000	590,000	51,100	750,000	755,000	67,500	925,000	930,000	85,000
590,000	594,000	51,500	755,000	760,000	68,000	930,000	935,000	85,500
594,000	598,000	51,900	760,000	765,000	68,500	935,000	940,000	86,000
598,000	602,000	52,300	765,000	770,000	69,000	940,000	945,000	86,500
602,000	606,000	52,700	770,000	775,000	69,500	945,000	950,000	87,000
606,000	610,000	53,100	775,000	780,000	70,000	950,000	955,000	87,500
610,000	614,000	53,500	780,000	785,000	70,500	955,000	960,000	88,000
614,000	618,000	53,900	785,000	790,000	71,000	960,000	965,000	88,500
618,000	622,000	54,300	790,000	795,000	71,500	965,000	970,000	89,000
622,000	626,000	54,700	795,000	800,000	72,000	970,000	975,000	89,500
626,000	630,000	55,100	800,000	805,000	72,500	975,000	980,000	90,000
630,000	635,000	55,500	805,000	810,000	73,000	980,000	985,000	90,500
635,000	640,000	56,000	810,000	815,000	73,500	985,000	990,000	91,000
640,000	645,000	56,500	815,000	820,000	74,000	990,000	995,000	91,500
645,000	650,000	57,000	820,000	825,000	74,500	995,000	1,000,000	92,000
650,000	655,000	57,500	825,000	830,000	75,000	1,000,000円		92,500
655,000	660,000	58,000	830,000	835,000	75,500			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）

イ 甲 表
（一）

その月の社会 保険料控除後の 給与等の金 額		甲											乙	
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上	未 満	税 額											税 額	
円 18,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会 保険料控除後の 給与等の金 額の6%に相 当する金額
18,000	18,200	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,316
18,200	18,400	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,334
18,400	18,600	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,353
18,600	18,800	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,371
18,800	19,000	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,389
19,000	19,200	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,408
19,200	19,400	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,426
19,400	19,600	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,445
19,600	19,800	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,463
19,800	20,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,481
20,000	20,200	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,500
20,200	20,400	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,518
20,400	20,600	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537
20,600	20,800	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,555
20,800	21,000	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,573
21,000	21,200	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,592
21,200	21,400	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,610
21,400	21,600	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,629
21,600	21,800	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,647
21,800	22,000	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,665
22,000	22,200	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,684
22,200	22,400	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,702
22,400	22,600	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,721
22,600	22,800	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,739
22,800	23,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,757
23,000	23,200	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,776
23,200	23,400	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,794
23,400	23,600	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,813
23,600	23,800	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,831
23,800	24,000	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,849
24,000	24,200	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,868
24,200	24,400	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,886
24,400	24,600	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,905
24,600	24,800	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,924
24,800	25,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,958
25,000	25,400	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,993
25,400	25,800	520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,062
25,800	26,200	550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,130
26,200	26,600	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,199
26,600	27,000	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,268
27,000	27,400	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,347
27,400	27,800	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,428
27,800	28,200	690	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,508
28,200	28,600	710	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,589
28,600	29,000	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,667

イ 甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後の 給与等の金 額		甲											乙
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
29,000	29,400	780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,743
29,400	29,800	810	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,819
29,800	30,200	840	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,895
30,200	30,600	870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,971
30,600	31,000	910	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,047
31,000	31,400	940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,123
31,400	31,800	970	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,199
31,800	32,200	1,000	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,275
32,200	32,600	1,030	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,351
32,600	33,000	1,070	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,427
33,000	33,400	1,100	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,503
33,400	33,800	1,130	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,579
33,800	34,200	1,160	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,655
34,200	34,600	1,190	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,731
34,600	35,000	1,230	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,807
35,000	35,400	1,260	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,883
35,400	35,800	1,290	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,971
35,800	36,200	1,320	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,059
36,200	36,600	1,350	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,147
36,600	37,000	1,390	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,235
37,000	37,600	1,430	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,323
37,600	38,200	1,470	440	10	0	0	0	0	0	0	0	0	4,455
38,200	38,800	1,520	480	50	0	0	0	0	0	0	0	0	4,587
38,800	39,400	1,570	520	90	0	0	0	0	0	0	0	0	4,766
39,400	40,000	1,620	560	140	0	0	0	0	0	0	0	0	4,958
40,000	40,600	1,670	600	180	0	0	0	0	0	0	0	0	5,150
40,600	41,200	1,710	640	220	0	0	0	0	0	0	0	0	5,342
41,200	41,800	1,760	680	260	0	0	0	0	0	0	0	0	5,534
41,800	42,400	1,810	730	300	0	0	0	0	0	0	0	0	5,726
42,400	43,000	1,860	770	340	0	0	0	0	0	0	0	0	5,918
43,000	43,600	1,910	820	380	0	0	0	0	0	0	0	0	6,110
43,600	44,200	1,950	870	420	0	0	0	0	0	0	0	0	6,302
44,200	44,800	2,000	920	460	40	0	0	0	0	0	0	0	6,494
44,800	45,400	2,050	970	500	80	0	0	0	0	0	0	0	6,686
45,400	46,000	2,100	1,010	540	120	0	0	0	0	0	0	0	6,878
46,000	46,600	2,150	1,060	580	160	0	0	0	0	0	0	0	7,070
46,600	47,200	2,190	1,110	620	200	0	0	0	0	0	0	0	7,262
47,200	47,800	2,240	1,160	670	240	0	0	0	0	0	0	0	7,454
47,800	48,400	2,290	1,210	710	280	0	0	0	0	0	0	0	7,646
48,400	49,000	2,340	1,250	750	320	0	0	0	0	0	0	0	7,838
49,000	49,600	2,390	1,300	800	360	0	0	0	0	0	0	0	8,030
49,600	50,200	2,460	1,350	850	400	0	0	0	0	0	0	0	8,205
50,200	50,800	2,530	1,400	900	440	20	0	0	0	0	0	0	8,746
50,800	51,400	2,610	1,450	950	490	60	0	0	0	0	0	0	8,909
51,400	52,000	2,680	1,490	990	530	100	0	0	0	0	0	0	9,072
52,000	52,600	2,750	1,540	1,040	570	140	0	0	0	0	0	0	9,235
52,600	53,200	2,820	1,590	1,090	610	180	0	0	0	0	0	0	9,420
53,200	53,800	2,900	1,640	1,140	650	230	0	0	0	0	0	0	9,646
53,800	54,400	2,980	1,690	1,190	700	270	0	0	0	0	0	0	9,872
54,400	55,000	3,060	1,750	1,250	750	320	0	0	0	0	0	0	10,098

イ 甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後の 給与等の金額		甲											乙
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額										税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
55,000	56,000	3,170	1,820	1,320	820	380	0	0	0	0	0	0	10,324
56,000	57,000	3,300	1,910	1,410	910	450	30	0	0	0	0	0	10,701
57,000	58,000	3,440	2,000	1,500	1,000	530	110	0	0	0	0	0	11,077
58,000	59,000	3,570	2,090	1,590	1,090	610	180	0	0	0	0	0	11,454
59,000	60,000	3,710	2,180	1,680	1,180	680	260	0	0	0	0	0	11,830
60,000	61,000	3,840	2,270	1,770	1,270	770	340	0	0	0	0	0	12,207
61,000	62,000	3,980	2,360	1,860	1,360	860	410	0	0	0	0	0	12,583
62,000	63,000	4,110	2,490	1,950	1,450	950	490	60	0	0	0	0	12,960
63,000	64,000	4,250	2,620	2,040	1,540	1,040	570	140	0	0	0	0	13,336
64,000	65,000	4,380	2,760	2,130	1,630	1,130	640	220	0	0	0	0	13,707
65,000	66,000	4,520	2,890	2,220	1,720	1,220	720	290	0	0	0	0	14,067
66,000	67,000	4,650	3,030	2,310	1,810	1,310	810	370	0	0	0	0	14,427
67,000	68,000	4,790	3,160	2,410	1,900	1,400	900	450	20	0	0	0	14,787
68,000	69,000	4,920	3,300	2,550	1,990	1,490	990	520	100	0	0	0	15,147
69,000	70,000	5,060	3,430	2,680	2,080	1,580	1,080	600	170	0	0	0	15,507
70,000	71,000	5,200	3,570	2,820	2,170	1,670	1,170	680	250	0	0	0	15,850
71,000	72,000	5,350	3,720	2,970	2,270	1,770	1,270	770	340	0	0	0	16,155
72,000	73,000	5,500	3,870	3,120	2,370	1,870	1,370	870	420	0	0	0	16,460
73,000	74,000	5,650	4,020	3,270	2,520	1,970	1,470	970	510	80	0	0	16,846
74,000	75,000	5,800	4,170	3,420	2,670	2,070	1,570	1,070	590	170	0	0	17,256
75,000	76,000	5,950	4,320	3,570	2,820	2,170	1,670	1,170	680	250	0	0	17,666
76,000	77,000	6,100	4,470	3,720	2,970	2,270	1,770	1,270	770	340	0	0	18,076
77,000	78,000	6,290	4,620	3,870	3,120	2,370	1,870	1,370	870	420	0	0	18,486
78,000	79,000	6,490	4,770	4,020	3,270	2,520	1,970	1,470	970	510	80	0	18,896
79,000	80,000	6,690	4,920	4,170	3,420	2,670	2,070	1,570	1,070	590	170	0	19,306
80,000	81,000	6,890	5,070	4,320	3,570	2,820	2,170	1,670	1,170	680	250	0	19,716
81,000	82,000	7,090	5,220	4,470	3,720	2,970	2,270	1,770	1,270	770	340	0	20,126
82,000	83,000	7,290	5,370	4,620	3,870	3,120	2,370	1,870	1,370	870	420	0	20,536
83,000	84,000	7,490	5,520	4,770	4,020	3,270	2,520	1,970	1,470	970	510	80	20,946
84,000	85,000	7,690	5,670	4,920	4,170	3,420	2,670	2,070	1,570	1,070	590	170	21,356
85,000	86,500	7,940	5,860	5,110	4,360	3,610	2,860	2,200	1,700	1,200	700	280	21,766
86,500	88,000	8,240	6,090	5,340	4,590	3,840	3,090	2,350	1,850	1,350	850	400	22,381
88,000	89,500	8,540	6,370	5,560	4,810	4,060	3,310	2,560	2,000	1,500	1,000	530	22,996
89,500	91,000	8,840	6,670	5,790	5,040	4,290	3,540	2,790	2,150	1,650	1,150	660	23,611
91,000	92,500	9,140	6,970	6,010	5,260	4,510	3,760	3,010	2,300	1,800	1,300	800	24,226
92,500	94,000	9,440	7,270	6,270	5,490	4,740	3,990	3,240	2,490	1,950	1,450	950	24,841
94,000	95,500	9,740	7,570	6,570	5,710	4,960	4,210	3,460	2,710	2,100	1,600	1,100	25,456
95,500	97,000	10,040	7,870	6,870	5,940	5,190	4,440	3,690	2,940	2,250	1,750	1,250	26,071
97,000	98,500	10,340	8,170	7,170	6,170	5,410	4,660	3,910	3,160	2,410	1,900	1,400	26,686
98,500	100,000	10,640	8,470	7,470	6,470	5,640	4,890	4,140	3,390	2,640	2,050	1,550	27,301
100,000	101,500	10,940	8,770	7,770	6,770	5,860	5,110	4,360	3,610	2,860	2,200	1,700	27,916
101,500	103,000	11,240	9,070	8,070	7,070	6,090	5,340	4,590	3,840	3,090	2,350	1,850	28,607
103,000	104,500	11,540	9,370	8,370	7,370	6,370	5,560	4,810	4,060	3,310	2,560	2,000	29,296
104,500	106,000	11,840	9,670	8,670	7,670	6,670	5,790	5,040	4,290	3,540	2,790	2,150	29,987
106,000	107,500	12,140	9,970	8,970	7,970	6,970	6,010	5,260	4,510	3,760	3,010	2,300	30,676
107,500	109,000	12,440	10,270	9,270	8,270	7,270	6,270	5,490	4,740	3,990	3,240	2,490	31,367
109,000	110,500	12,740	10,570	9,570	8,570	7,570	6,570	5,710	4,960	4,210	3,460	2,710	32,056
110,500	112,000	13,100	10,870	9,870	8,870	7,870	6,870	5,940	5,190	4,440	3,690	2,940	32,747
112,000	113,500	13,480	11,170	10,170	9,170	8,170	7,170	6,170	5,410	4,660	3,910	3,160	33,436
113,500	115,000	13,850	11,470	10,470	9,470	8,470	7,470	6,470	5,640	4,890	4,140	3,390	34,127

イ 甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後の 給与等の金 額		甲												乙
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未 満	税 額												税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
115,000	116,500	14,230	11,770	10,770	9,770	8,770	7,770	6,770	5,860	5,110	4,360	3,610	34,816	
116,500	118,000	14,600	12,070	11,070	10,070	9,070	8,070	7,070	6,090	5,340	4,590	3,840	35,507	
118,000	119,500	14,980	12,370	11,370	10,370	9,370	8,370	7,370	6,370	5,560	4,810	4,060	36,196	
119,500	121,000	15,350	12,670	11,670	10,670	9,670	8,670	7,670	6,670	5,790	5,040	4,290	36,887	
121,000	122,500	15,730	13,020	11,970	10,970	9,970	8,970	7,970	6,970	6,010	5,260	4,510	37,576	
122,500	124,000	16,100	13,400	12,270	11,270	10,270	9,270	8,270	7,270	6,270	5,490	4,740	38,267	
124,000	125,500	16,480	13,770	12,570	11,570	10,570	9,570	8,570	7,570	6,570	5,710	4,960	38,956	
125,500	127,000	16,850	14,150	12,900	11,870	10,870	9,870	8,870	7,870	6,870	5,940	5,190	39,647	
127,000	128,500	17,230	14,520	13,270	12,170	11,170	10,170	9,170	8,170	7,170	6,170	5,410	40,336	
128,500	130,000	17,600	14,900	13,650	12,470	11,470	10,470	9,470	8,470	7,470	6,470	5,640	41,027	
130,000	132,000	18,040	15,330	14,080	12,830	11,820	10,820	9,820	8,820	7,820	6,820	5,900	41,716	
132,000	134,000	18,540	15,830	14,580	13,330	12,220	11,220	10,220	9,220	8,220	7,220	6,220	42,663	
134,000	136,000	19,040	16,330	15,080	13,830	12,620	11,620	10,620	9,620	8,620	7,620	6,620	43,793	
136,000	138,000	19,540	16,830	15,580	14,330	13,080	12,020	11,020	10,020	9,020	8,020	7,020	44,923	
138,000	140,000	20,040	17,330	16,080	14,830	13,580	12,420	11,420	10,420	9,420	8,420	7,420	46,047	
140,000	142,000	20,540	17,830	16,580	15,330	14,080	12,830	11,820	10,820	9,820	8,820	7,820	47,067	
142,000	144,000	21,040	18,330	17,080	15,830	14,580	13,330	12,220	11,220	10,220	9,220	8,220	48,087	
144,000	146,000	21,540	18,830	17,580	16,330	15,080	13,830	12,620	11,620	10,620	9,620	8,620	49,107	
146,000	148,000	22,040	19,330	18,080	16,830	15,580	14,330	13,080	12,020	11,020	10,020	9,020	50,127	
148,000	150,000	22,540	19,830	18,580	17,330	16,080	14,830	13,580	12,420	11,420	10,420	9,420	51,147	
150,000	152,000	23,040	20,330	19,080	17,830	16,580	15,330	14,080	12,830	11,820	10,820	9,820	52,167	
152,000	154,000	23,610	20,830	19,580	18,330	17,080	15,830	14,580	13,330	12,220	11,220	10,220	53,187	
154,000	156,000	24,210	21,330	20,080	18,830	17,580	16,330	15,080	13,830	12,620	11,620	10,620	54,207	
156,000	158,000	24,810	21,830	20,580	19,330	18,080	16,830	15,580	14,330	13,080	12,020	11,020	55,227	
158,000	160,000	25,410	22,330	21,080	19,830	18,580	17,330	16,080	14,830	13,580	12,420	11,420	56,247	
160,000	162,000	26,010	22,830	21,580	20,330	19,080	17,830	16,580	15,330	14,080	12,830	11,820	57,267	
162,000	164,000	26,610	23,360	22,080	20,830	19,580	18,330	17,080	15,830	14,580	13,330	12,220	58,287	
164,000	166,000	27,210	23,960	22,580	21,330	20,080	18,830	17,580	16,330	15,080	13,830	12,620	59,307	
166,000	168,000	27,810	24,560	23,080	21,830	20,580	19,330	18,080	16,830	15,580	14,330	13,080	60,327	
168,000	170,000	28,410	25,160	23,660	22,330	21,080	19,830	18,580	17,330	16,080	14,830	13,580	61,347	
170,000	172,000	29,010	25,760	24,260	22,830	21,580	20,330	19,080	17,830	16,580	15,330	14,080	62,367	
172,000	174,000	29,610	26,360	24,860	23,360	22,080	20,830	19,580	18,330	17,080	15,830	14,580	63,447	
174,000	176,000	30,210	26,960	25,460	23,960	22,580	21,330	20,080	18,830	17,580	16,330	15,080	64,677	
176,000	178,000	30,810	27,560	26,060	24,560	23,080	21,830	20,580	19,330	18,080	16,830	15,580	65,907	
178,000	180,000	31,410	28,160	26,660	25,160	23,660	22,330	21,080	19,830	18,580	17,330	16,080	67,137	
180,000	182,000	32,010	28,760	27,260	25,760	24,260	22,830	21,580	20,330	19,080	17,830	16,580	68,367	
182,000	184,000	32,610	29,360	27,860	26,360	24,860	23,360	22,080	20,830	19,580	18,330	17,080	69,597	
184,000	186,000	33,210	29,960	28,460	26,960	25,460	23,960	22,580	21,330	20,080	18,830	17,580	70,827	
186,000	188,000	33,810	30,560	29,060	27,560	26,060	24,560	23,080	21,830	20,580	19,330	18,080	72,057	
188,000	190,000	34,410	31,160	29,660	28,160	26,660	25,160	23,660	22,330	21,080	19,830	18,580	73,287	
190,000	192,000	35,010	31,760	30,260	28,760	27,260	25,760	24,260	22,830	21,580	20,330	19,080	74,517	
192,000	194,000	35,610	32,360	30,860	29,360	27,860	26,360	24,860	23,360	22,080	20,830	19,580	75,687	
194,000	196,000	36,210	32,960	31,460	29,960	28,460	26,960	25,460	23,960	22,580	21,330	20,080	76,807	
196,000	198,000	36,810	33,560	32,060	30,560	29,060	27,560	26,060	24,560	23,080	21,830	20,580	77,927	
198,000	200,000	37,410	34,160	32,660	31,160	29,660	28,160	26,660	25,160	23,660	22,330	21,080	79,047	

イ 甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後の 給与等の金額	甲											乙
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											税 額
200,000 円	37,710 ^円	34,460 ^円	32,960 ^円	31,460 ^円	29,960 ^円	28,460 ^円	26,960 ^円	25,460 ^円	23,960 ^円	22,580 ^円	21,330 ^円	80,167 ^円
200,000円をこ え231,000円に 満たない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円 をこえる金額の30％に相当する金額を加算した金額											80,167円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額のうち 200,000円を こえる金額の 40％に相当す る金額を加算 した金額
231,000 円	47,010 ^円	43,760 ^円	42,260 ^円	40,760 ^円	39,260 ^円	37,760 ^円	36,260 ^円	34,760 ^円	33,260 ^円	31,880 ^円	30,630 ^円	92,567 ^円
231,000円をこ え298,000円に 満たない金額	231,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち231,000円 をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額											92,567円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額のうち 231,000円を こえる金額の 45％に相当す る金額を加算 した金額
298,000 円	70,460 ^円	67,210 ^円	65,710 ^円	64,210 ^円	62,710 ^円	61,210 ^円	59,710 ^円	58,210 ^円	56,710 ^円	55,330 ^円	54,080 ^円	122,717 ^円
298,000円をこ え381,000円に 満たない金額	298,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち298,000円 をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額											122,717円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額のうち 298,000円を こえる金額の 50％に相当す る金額を加算 した金額
381,000 円	103,660 ^円	100,410 ^円	98,910 ^円	97,410 ^円	95,910 ^円	94,410 ^円	92,910 ^円	91,410 ^円	89,910 ^円	88,530 ^円	87,280 ^円	164,217 ^円
381,000円をこ え548,000円に 満たない金額	381,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち381,000円 をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額											164,217円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額のうち 381,000円を こえる金額の 55％に相当す る金額を加算 した金額
548,000 円	178,810 ^円	175,560 ^円	174,060 ^円	172,560 ^円	171,060 ^円	169,560 ^円	168,060 ^円	166,560 ^円	165,060 ^円	163,680 ^円	162,430 ^円	256,067 ^円
548,000円をこ える金額	548,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち548,000円 をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額											256,067円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額のうち 548,000円を こえる金額の 60％に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこ える1人ごとに750円を控除した金額												従たる給与に ついての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合には、 当該申告書に 記載された扶 養親族等の数 に応じ、扶養 親族等1人ご とに750円を、 上の各欄によ つて求めた税 額から控除し た金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、 控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各 欄によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第七十八条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。）については、
 - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が10人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに750円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当することにより500円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族1人につき6,000円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)(2)及び(4)により求めた金額が、その求める税額である。
- (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに750円を控除した金額）が、その求める税額である。

ロ乙 表
(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
26,600	26,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26,600	27,000	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,000	27,400	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,400	27,800	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,800	28,200	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28,200	28,600	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28,600	29,000	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,000	29,400	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,400	29,800	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,800	30,200	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30,200	30,600	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30,600	31,000	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,400	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31,400	31,800	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31,800	32,200	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32,200	32,600	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32,600	33,000	450	20	0	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,400	470	50	0	0	0	0	0	0	0	0
33,400	33,800	500	70	0	0	0	0	0	0	0	0
33,800	34,200	530	100	0	0	0	0	0	0	0	0
34,200	34,600	550	130	0	0	0	0	0	0	0	0
34,600	35,000	580	160	0	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,400	610	180	0	0	0	0	0	0	0	0
35,400	35,800	640	210	0	0	0	0	0	0	0	0
35,800	36,200	660	240	0	0	0	0	0	0	0	0
36,200	36,600	690	270	0	0	0	0	0	0	0	0
36,600	37,000	720	290	0	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,600	760	330	0	0	0	0	0	0	0	0
37,600	38,200	810	370	0	0	0	0	0	0	0	0
38,200	38,800	850	410	0	0	0	0	0	0	0	0
38,800	39,400	900	450	20	0	0	0	0	0	0	0
39,400	40,000	950	490	60	0	0	0	0	0	0	0
40,000	40,600	1,000	530	110	0	0	0	0	0	0	0
40,600	41,200	1,050	570	150	0	0	0	0	0	0	0
41,200	41,800	1,090	610	190	0	0	0	0	0	0	0
41,800	42,400	1,140	650	230	0	0	0	0	0	0	0
42,400	43,000	1,190	690	270	0	0	0	0	0	0	0
43,000	43,600	1,240	740	310	0	0	0	0	0	0	0
43,600	44,200	1,290	790	350	0	0	0	0	0	0	0
44,200	44,800	1,330	830	390	0	0	0	0	0	0	0
44,800	45,400	1,380	880	430	10	0	0	0	0	0	0
45,400	46,000	1,430	930	470	50	0	0	0	0	0	0
46,000	46,600	1,480	980	510	90	0	0	0	0	0	0
46,600	47,200	1,530	1,030	550	130	0	0	0	0	0	0
47,200	47,800	1,570	1,070	590	170	0	0	0	0	0	0
47,800	48,400	1,620	1,120	640	210	0	0	0	0	0	0
48,400	49,000	1,670	1,170	680	250	0	0	0	0	0	0
49,000	49,600	1,720	1,220	720	290	0	0	0	0	0	0
49,600	50,200	1,770	1,270	770	330	0	0	0	0	0	0
50,200	50,800	1,810	1,310	810	370	0	0	0	0	0	0
50,800	51,400	1,860	1,360	860	410	0	0	0	0	0	0

ロ 乙 表
(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
51,400	52,000	1,910	1,410	910	460	30	0	0	0	0	0
52,000	52,600	1,960	1,460	960	500	70	0	0	0	0	0
52,600	53,200	2,010	1,510	1,010	540	110	0	0	0	0	0
53,200	53,800	2,060	1,560	1,060	580	150	0	0	0	0	0
53,800	54,400	2,110	1,610	1,110	630	200	0	0	0	0	0
54,400	55,000	2,160	1,660	1,160	670	250	0	0	0	0	0
55,000	56,000	2,240	1,740	1,240	740	310	0	0	0	0	0
56,000	57,000	2,330	1,830	1,330	830	380	0	0	0	0	0
57,000	58,000	2,440	1,920	1,420	920	460	40	0	0	0	0
58,000	59,000	2,570	2,010	1,510	1,010	540	110	0	0	0	0
59,000	60,000	2,710	2,100	1,600	1,100	610	190	0	0	0	0
60,000	61,000	2,840	2,190	1,690	1,190	690	260	0	0	0	0
61,000	62,000	2,980	2,280	1,780	1,280	780	340	0	0	0	0
62,000	63,000	3,110	2,370	1,870	1,370	870	420	0	0	0	0
63,000	64,000	3,250	2,500	1,960	1,460	960	490	70	0	0	0
64,000	65,000	3,380	2,630	2,050	1,550	1,050	570	150	0	0	0
65,000	66,000	3,520	2,770	2,140	1,640	1,140	650	220	0	0	0
66,000	67,000	3,650	2,900	2,230	1,730	1,230	730	300	0	0	0
67,000	68,000	3,790	3,040	2,320	1,820	1,320	820	380	0	0	0
68,000	69,000	3,920	3,170	2,420	1,910	1,410	910	450	30	0	0
69,000	70,000	4,060	3,310	2,560	2,000	1,500	1,000	530	100	0	0
70,000	71,000	4,200	3,450	2,700	2,090	1,590	1,090	610	180	0	0
71,000	72,000	4,350	3,600	2,850	2,190	1,690	1,190	690	270	0	0
72,000	73,000	4,500	3,750	3,000	2,290	1,790	1,290	790	350	0	0
73,000	74,000	4,650	3,900	3,150	2,400	1,890	1,390	890	440	10	0
74,000	75,000	4,800	4,050	3,300	2,550	1,990	1,490	990	520	100	0
75,000	76,000	4,950	4,200	3,450	2,700	2,090	1,590	1,090	610	180	0
76,000	77,000	5,100	4,350	3,600	2,850	2,190	1,690	1,190	690	270	0
77,000	78,000	5,250	4,500	3,750	3,000	2,290	1,790	1,290	790	350	0
78,000	79,000	5,400	4,650	3,900	3,150	2,400	1,890	1,390	890	440	10
79,000	80,000	5,550	4,800	4,050	3,300	2,550	1,990	1,490	990	520	100
80,000	81,000	5,700	4,950	4,200	3,450	2,700	2,090	1,590	1,090	610	180
81,000	82,000	5,850	5,100	4,350	3,600	2,850	2,190	1,690	1,190	690	270
82,000	83,000	6,000	5,250	4,500	3,750	3,000	2,290	1,790	1,290	790	350
83,000	84,000	6,160	5,400	4,650	3,900	3,150	2,400	1,890	1,390	890	440
84,000	85,000	6,360	5,550	4,800	4,050	3,300	2,550	1,990	1,490	990	520
85,000	86,500	6,610	5,740	4,990	4,240	3,490	2,740	2,120	1,620	1,120	630
86,500	88,000	6,910	5,960	5,210	4,460	3,710	2,960	2,270	1,770	1,270	770
88,000	89,500	7,210	6,210	5,440	4,690	3,940	3,190	2,440	1,920	1,420	920
89,500	91,000	7,510	6,510	5,660	4,910	4,160	3,410	2,660	2,070	1,570	1,070
91,000	92,500	7,810	6,810	5,890	5,140	4,390	3,640	2,890	2,220	1,720	1,220
92,500	94,000	8,110	7,110	6,110	5,360	4,610	3,860	3,110	2,370	1,870	1,370
94,000	95,500	8,410	7,410	6,410	5,590	4,840	4,090	3,340	2,590	2,020	1,520
95,500	97,000	8,710	7,710	6,710	5,810	5,060	4,310	3,560	2,810	2,170	1,670
97,000	98,500	9,010	8,010	7,010	6,040	5,290	4,540	3,790	3,040	2,320	1,820
98,500	100,000	9,310	8,310	7,310	6,310	5,510	4,760	4,010	3,260	2,510	1,970
100,000	101,500	9,610	8,610	7,610	6,610	5,740	4,990	4,240	3,490	2,740	2,120
101,500	103,000	9,910	8,910	7,910	6,910	5,960	5,210	4,460	3,710	2,960	2,270
103,000	104,500	10,210	9,210	8,210	7,210	6,210	5,440	4,690	3,940	3,190	2,440
104,500	106,000	10,510	9,510	8,510	7,510	6,510	5,660	4,910	4,160	3,410	2,660

ロ 乙 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
106,000	107,500	10,810	9,810	8,810	7,810	6,810	5,890	5,140	4,390	3,640	2,890
107,500	109,000	11,110	10,110	9,110	8,110	7,110	6,110	5,360	4,610	3,860	3,110
109,000	110,500	11,410	10,410	9,410	8,410	7,410	6,410	5,590	4,840	4,090	3,340
110,500	112,000	11,710	10,710	9,710	8,710	7,710	6,710	5,810	5,060	4,310	3,560
112,000	113,500	12,010	11,010	10,010	9,010	8,010	7,010	6,040	5,290	4,540	3,790
113,500	115,000	12,310	11,310	10,310	9,310	8,310	7,310	6,310	5,510	4,760	4,010
115,000	116,500	12,610	11,610	10,610	9,610	8,610	7,610	6,610	5,740	4,990	4,240
116,500	118,000	12,940	11,910	10,910	9,910	8,910	7,910	6,910	5,960	5,210	4,460
118,000	119,500	13,310	12,210	11,210	10,210	9,210	8,210	7,210	6,210	5,440	4,690
119,500	121,000	13,690	12,510	11,510	10,510	9,510	8,510	7,510	6,510	5,660	4,910
121,000	122,500	14,060	12,810	11,810	10,810	9,810	8,810	7,810	6,810	5,890	5,140
122,500	124,000	14,440	13,190	12,110	11,110	10,110	9,110	8,110	7,110	6,110	5,360
124,000	125,500	14,810	13,560	12,410	11,410	10,410	9,410	8,410	7,410	6,410	5,590
125,500	127,000	15,190	13,940	12,710	11,710	10,710	9,710	8,710	7,710	6,710	5,810
127,000	128,500	15,560	14,310	13,060	12,010	11,010	10,010	9,010	8,010	7,010	6,040
128,500	130,000	15,940	14,690	13,440	12,310	11,310	10,310	9,310	8,310	7,310	6,310
130,000	132,000	16,370	15,120	13,870	12,660	11,660	10,660	9,660	8,660	7,660	6,660
132,000	134,000	16,870	15,620	14,370	13,120	12,060	11,060	10,060	9,060	8,060	7,060
134,000	136,000	17,370	16,120	14,870	13,620	12,460	11,460	10,460	9,460	8,460	7,460
136,000	138,000	17,870	16,620	15,370	14,120	12,870	11,860	10,860	9,860	8,860	7,860
138,000	140,000	18,370	17,120	15,870	14,620	13,370	12,260	11,260	10,260	9,260	8,260
140,000	142,000	18,870	17,620	16,370	15,120	13,870	12,660	11,660	10,660	9,660	8,660
142,000	144,000	19,370	18,120	16,870	15,620	14,370	13,120	12,060	11,060	10,060	9,060
144,000	146,000	19,870	18,620	17,370	16,120	14,870	13,620	12,460	11,460	10,460	9,460
146,000	148,000	20,370	19,120	17,870	16,620	15,370	14,120	12,870	11,860	10,860	9,860
148,000	150,000	20,870	19,620	18,370	17,120	15,870	14,620	13,370	12,260	11,260	10,260
150,000	152,000	21,370	20,120	18,870	17,620	16,370	15,120	13,870	12,660	11,660	10,660
152,000	154,000	21,870	20,620	19,370	18,120	16,870	15,620	14,370	13,120	12,060	11,060
154,000	156,000	22,370	21,120	19,870	18,620	17,370	16,120	14,870	13,620	12,460	11,460
156,000	158,000	22,870	21,620	20,370	19,120	17,870	16,620	15,370	14,120	12,870	11,860
158,000	160,000	23,410	22,120	20,870	19,620	18,370	17,120	15,870	14,620	13,370	12,260
160,000	162,000	24,010	22,620	21,370	20,120	18,870	17,620	16,370	15,120	13,870	12,660
162,000	164,000	24,610	23,120	21,870	20,620	19,370	18,120	16,870	15,620	14,370	13,120
164,000	166,000	25,210	23,710	22,370	21,120	19,870	18,620	17,370	16,120	14,870	13,620
166,000	168,000	25,810	24,310	22,870	21,620	20,370	19,120	17,870	16,620	15,370	14,120
168,000	170,000	26,410	24,910	23,410	22,120	20,870	19,620	18,370	17,120	15,870	14,620
170,000	172,000	27,010	25,510	24,010	22,620	21,370	20,120	18,870	17,620	16,370	15,120
172,000	174,000	27,610	26,110	24,610	23,120	21,870	20,620	19,370	18,120	16,870	15,620
174,000	176,000	28,210	26,710	25,210	23,710	22,370	21,120	19,870	18,620	17,370	16,120
176,000	178,000	28,810	27,310	25,810	24,310	22,870	21,620	20,370	19,120	17,870	16,620
178,000	180,000	29,410	27,910	26,410	24,910	23,410	22,120	20,870	19,620	18,370	17,120
180,000	182,000	30,010	28,510	27,010	25,510	24,010	22,620	21,370	20,120	18,870	17,620
182,000	184,000	30,610	29,110	27,610	26,110	24,610	23,120	21,870	20,620	19,370	18,120
184,000	186,000	31,210	29,710	28,210	26,710	25,210	23,710	22,370	21,120	19,870	18,620
186,000	188,000	31,810	30,310	28,810	27,310	25,810	24,310	22,870	21,620	20,370	19,120
188,000	190,000	32,410	30,910	29,410	27,910	26,410	24,910	23,410	22,120	20,870	19,620
190,000	192,000	33,010	31,510	30,010	28,510	27,010	25,510	24,010	22,620	21,370	20,120
192,000	194,000	33,610	32,110	30,610	29,110	27,610	26,110	24,610	23,120	21,870	20,620
194,000	196,000	34,210	32,710	31,210	29,710	28,210	26,710	25,210	23,710	22,370	21,120
196,000	198,000	34,810	33,310	31,810	30,310	28,810	27,310	25,810	24,310	22,870	21,620

ロ 乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
198,000円	200,000円	35,410円	33,910円	32,410円	30,910円	29,410円	27,910円	26,410円	24,910円	23,410円	22,120円
200,000 円		35,710	34,210	32,710	31,210	29,710	28,210	26,710	25,210	23,710	22,370
200,000 円をこえ 231,000 円に満たない金額		200,000 円の場合の税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額									
231,000 円		45,010円	43,510円	42,010円	40,510円	39,010円	37,510円	36,010円	34,510円	33,010円	31,670円
231,000 円をこえ 298,000 円に満たない金額		231,000 円の場合の税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 231,000 円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額									
298,000 円		68,460円	66,960円	65,460円	63,960円	62,460円	60,960円	59,460円	57,960円	56,460円	55,120円
298,000 円をこえ 381,000 円に満たない金額		298,000 円の場合の税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の 金額のうち 298,000 円をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額									
381,000 円		101,660円	100,160円	98,660円	97,160円	95,660円	94,160円	92,660円	91,160円	89,660円	88,320円
381,000 円をこえ 548,000 円に満たない金額		381,000 円の場合の 税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 381,000 円をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額									
548,000 円		176,810円	175,310円	173,810円	172,310円	170,810円	169,310円	167,810円	166,310円	164,810円	163,470円
548,000 円をこえる金額		548,000 円の場合の 税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 548,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の 税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 750 円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第七十八条第二項（扶養控除額の特例）の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 10 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が 10 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 750 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに 500 円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者 1 人につき 500 円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）

イ 甲 表
(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲												乙	丙	
		扶 養 親 族 等 の 数														
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人				
以 上	未 満	税 額												税 額	税 額	
円 640	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
640	650	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
650	660	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
660	670	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
670	680	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
680	690	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
690	700	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
700	710	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
710	720	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
720	730	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
730	740	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
740	750	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
750	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0
760	770	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0
770	780	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0
780	790	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
790	800	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
800	810	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
810	820	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
820	830	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
830	840	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
840	850	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	0
850	860	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0
860	870	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0
870	880	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0
880	890	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
890	900	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0
900	910	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
910	920	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
920	940	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
940	960	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	0
960	980	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
980	1,000	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0
1,000	1,020	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	0
1,020	1,040	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0
1,040	1,060	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0
1,060	1,080	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
1,080	1,100	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
1,100	1,120	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117	0
1,120	1,140	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0
1,140	1,160	40	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0
1,160	1,180	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	128	0
1,180	1,200	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	133	0
1,200	1,220	45	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	137	0
1,220	1,240	45	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142	0
1,240	1,260	45	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	146	0

イ 甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲												乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額												税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,260	1,280	50	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,280	1,300	50	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	155	0
1,300	1,320	50	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161	0
1,320	1,340	55	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	168	0
1,340	1,360	55	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	174	0
1,360	1,380	55	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0
1,380	1,400	60	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187	0
1,400	1,420	60	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	193	0
1,420	1,440	60	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0
1,440	1,460	65	25	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	206	0
1,460	1,480	65	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212	0
1,480	1,500	65	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	219	0
1,500	1,520	70	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	225	0
1,520	1,540	70	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	232	0
1,540	1,560	70	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	238	0
1,560	1,600	75	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	244	0
1,600	1,640	75	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	257	0
1,640	1,680	80	45	25	15	0	0	0	0	0	0	0	0	269	0
1,680	1,720	85	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	292	0
1,720	1,760	90	50	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	303	0
1,760	1,800	95	55	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	315	0
1,800	1,840	100	55	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0	331	0
1,840	1,880	105	60	45	25	15	0	0	0	0	0	0	0	346	0
1,880	1,920	110	65	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0	361	0
1,920	1,960	115	65	50	35	20	5	0	0	0	0	0	0	376	0
1,960	2,000	120	70	55	40	20	10	0	0	0	0	0	0	391	0
2,000	2,040	130	75	60	40	25	10	0	0	0	0	0	0	406	0
2,040	2,080	135	80	60	45	30	15	0	0	0	0	0	0	421	2
2,080	2,120	140	85	65	50	30	15	5	0	0	0	0	0	436	5
2,120	2,160	145	90	70	50	35	20	5	0	0	0	0	0	451	7
2,160	2,200	150	95	70	55	40	25	10	0	0	0	0	0	465	10
2,200	2,240	155	100	75	60	40	25	10	0	0	0	0	0	480	13
2,240	2,280	160	105	80	65	45	30	15	0	0	0	0	0	494	16
2,280	2,320	165	110	85	65	50	35	20	5	0	0	0	0	509	18
2,320	2,360	170	115	90	70	55	35	20	5	0	0	0	0	523	21
2,360	2,400	175	125	100	75	55	40	25	10	0	0	0	0	536	24
2,400	2,440	185	130	105	80	60	45	30	15	0	0	0	0	548	27
2,440	2,480	190	135	110	85	65	50	30	15	5	0	0	0	564	29
2,480	2,520	195	140	115	90	70	55	35	20	5	0	0	0	581	32
2,520	2,560	200	145	120	95	75	55	40	25	10	0	0	0	597	36
2,560	2,600	210	155	130	105	75	60	45	25	15	0	0	0	614	40
2,600	2,640	215	160	135	110	85	65	50	30	15	0	0	0	630	43
2,640	2,680	225	165	140	115	90	70	50	35	20	5	0	0	646	47
2,680	2,720	230	170	145	120	95	75	55	40	25	10	0	0	663	50
2,720	2,760	240	175	150	125	100	75	60	45	25	15	0	0	679	54
2,760	2,800	250	185	160	135	110	85	65	45	30	15	0	0	696	58
2,800	2,860	260	190	165	140	115	90	70	50	35	20	5	0	712	61
2,860	2,920	270	200	175	150	125	100	75	60	40	25	10	0	737	67
2,920	2,980	280	210	185	160	135	110	85	65	50	30	15	0	761	72
2,980	3,040	295	220	190	165	140	115	90	70	55	35	20	0	786	77

イ 甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲											乙	丙	
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額											税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,040	3,100	305	235	200	175	150	125	100	75	60	45	25	810	83	
3,100	3,160	320	245	210	185	160	135	110	85	65	50	30	835	88	
3,160	3,220	330	255	225	195	170	145	120	95	70	55	40	860	94	
3,220	3,280	340	270	235	205	180	155	130	105	80	60	45	884	99	
3,280	3,340	355	280	250	215	185	160	135	110	85	65	50	909	105	
3,340	3,400	365	295	260	225	195	170	145	120	95	75	55	934	113	
3,400	3,460	380	305	270	240	205	180	155	130	105	80	60	962	122	
3,460	3,520	390	315	285	250	215	190	165	140	115	90	70	989	131	
3,520	3,580	400	330	295	265	230	200	175	150	125	100	75	1,018	140	
3,580	3,640	415	340	310	275	240	210	180	155	130	105	80	1,045	149	
3,640	3,700	425	355	320	285	255	220	190	165	140	115	90	1,073	158	
3,700	3,760	440	365	330	300	265	230	200	175	150	125	100	1,100	167	
3,760	3,820	455	375	345	310	275	245	210	185	160	135	110	1,128	176	
3,820	3,880	470	390	355	325	290	255	220	195	170	145	120	1,155	185	
3,880	3,940	485	400	370	335	300	270	235	200	175	150	125	1,183	194	
3,940	4,000	500	415	380	345	315	280	245	215	185	160	135	1,210	203	
4,000	4,060	515	425	390	360	325	290	260	225	195	170	145	1,238	212	
4,060	4,120	530	440	405	370	335	305	270	235	205	180	155	1,265	221	
4,120	4,180	545	455	415	385	350	315	280	250	215	190	165	1,294	230	
4,180	4,240	560	470	430	395	360	330	295	260	230	195	170	1,321	239	
4,240	4,300	575	485	445	405	375	340	305	275	240	205	180	1,349	248	
4,300	4,360	590	500	460	420	385	350	320	285	250	220	190	1,376	257	
4,360	4,420	605	515	475	430	395	365	330	295	265	230	200	1,404	266	
4,420	4,480	620	530	490	445	410	375	340	310	275	240	210	1,434	275	
4,480	4,540	635	545	505	460	420	390	355	320	290	255	220	1,468	286	
4,540	4,600	650	560	520	475	435	400	365	335	300	265	235	1,502	298	
4,600	4,660	665	575	535	490	450	410	380	345	310	280	245	1,535	310	
4,660	4,740	685	595	550	510	470	425	390	360	325	290	260	1,565	322	
4,740	4,820	705	615	570	530	490	445	410	375	340	310	275	1,607	338	
4,820	4,900	725	635	590	550	510	465	425	390	360	325	290	1,648	354	
4,900	4,980	745	655	610	570	530	485	445	405	375	340	305	1,688	370	
4,980	5,060	765	675	630	590	550	505	465	425	390	355	325	1,729	386	
5,060	5,140	785	695	650	610	570	525	485	440	405	370	340	1,769	402	
5,140	5,220	810	715	670	630	590	545	505	460	420	390	355	1,811	418	
5,220	5,300	835	735	690	650	610	565	525	480	440	405	370	1,852	434	
5,300	5,380	860	755	710	670	630	585	545	500	460	420	385	1,892	450	
5,380	5,460	880	775	730	690	650	605	565	520	480	440	405	1,933	466	
5,460	5,540	905	795	750	710	670	625	585	540	500	460	420	1,973	482	
5,540	5,620	930	820	770	730	690	645	605	560	520	480	435	2,015	498	
5,620	5,700	955	845	795	750	710	665	625	580	540	500	455	2,056	514	
5,700	5,780	980	870	820	770	730	685	645	600	560	520	475	2,096	530	
5,780	5,860	1,000	895	845	795	750	705	665	620	580	540	495	2,144	546	
5,860	5,940	1,025	915	865	815	770	725	685	640	600	560	515	2,192	562	
5,940	6,020	1,050	940	890	840	790	745	705	660	620	580	535	2,242	578	
6,020	6,100	1,075	965	915	865	815	765	725	680	640	600	555	2,291	593	
6,100	6,180	1,100	990	940	890	840	790	745	700	660	620	575	2,340	618	
6,180	6,260	1,120	1,015	965	915	865	815	765	720	680	640	595	2,390	638	
6,260	6,340	1,145	1,035	985	935	885	835	785	740	700	660	615	2,438	658	
6,340	6,420	1,170	1,060	1,010	960	910	860	810	760	720	680	635	2,488	678	
6,420	6,500	1,195	1,085	1,035	985	935	885	835	785	740	700	655	2,533	698	

イ 甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲												乙	丙
	扶 養 親 族 等 の 数													
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上 未 満	税 額												税 額	税 額
6,500 円	1,205 ^円	1,095 ^円	1,045 ^円	995 ^円	945 ^円	895 ^円	845 ^円	795 ^円	750 ^円	710 ^円	665 ^円	2,578 ^円	718 ^円	
6,500 円をこえ 7,700 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の 給与等の金額のう ち 6,500 円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額												2,578円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 6,500 円をこえる 金額の40% に相当する 金額を加算 した金額	718円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 6,500 円をこえる 金額の30% に相当する 金額を加算 した金額
7,700 円	1,565 ^円	1,455 ^円	1,405 ^円	1,355 ^円	1,305 ^円	1,255 ^円	1,205 ^円	1,155 ^円	1,110 ^円	1,070 ^円	1,025 ^円	3,058 ^円	1,078 ^円	
7,700 円をこえ 9,920 円に満た ない金額	7,700 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の 給与等の金額のう ち 7,700 円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額												3,058円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 7,700 円をこえる 金額の45% に相当する 金額を加算 した金額	1,078円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 7,700 円をこえる 金額の35% に相当する 金額を加算 した金額
9,920 円	2,340 ^円	2,230 ^円	2,180 ^円	2,130 ^円	2,080 ^円	2,030 ^円	1,980 ^円	1,930 ^円	1,885 ^円	1,845 ^円	1,800 ^円	4,057 ^円	1,855 ^円	
9,920 円をこえ 12,700 円に 満 たない金額	9,920 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の 給与等の金額のう ち 9,920 円をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額												4,057円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 9,920 円をこえる 金額の50% に相当する 金額を加算 した金額	1,855円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 9,920 円をこえる 金額の40% に相当する 金額を加算 した金額
12,700 円	3,450 ^円	3,340 ^円	3,290 ^円	3,240 ^円	3,190 ^円	3,140 ^円	3,090 ^円	3,040 ^円	2,995 ^円	2,955 ^円	2,910 ^円	5,447 ^円	2,967 ^円	
12,700 円をこ え 18,250 円に 満たない金額	12,700 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の 給与等の金額のう ち 12,700 円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額												5,447円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち12,700 円をこえる 金額の55% に相当する 金額を加算 した金額	2,967円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち12,700 円をこえる 金額の45% に相当する 金額を加算 した金額

イ 甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後の 給与等の金額	甲												乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数														
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人				
以 上	未 満	税 額												税 額	税 額
18,250 円		5,945 ^円	5,835 ^円	5,785 ^円	5,375 ^円	5,685 ^円	5,635 ^円	5,585 ^円	5,535 ^円	5,490 ^円	5,450 ^円	5,405 ^円	8,499 ^円	5,464 ^円	
18,250 円をこ える金額		18,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,250 円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額												8,499円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,250 円をこえる金額の80%に相当する金額を加算した金額	5,464円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,250 円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が10 人の場合の税額から、その10 人をこえる1 人ごとに25 円を控除した金額														従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1 人ごとに25 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17 円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1 人につき17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額															

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(第七十八条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者)の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。)については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が10 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が10 人をこえる1 人ごとに25 円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに17 円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1 人につき17 円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控

除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族1人につき200円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)の(2)及び(4)により求めた金額が、その求める税額である。

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに25円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2) 日雇労働者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ乙 表
(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円 920	円 未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
920	940	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	30	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,400	1,420	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,420	1,440	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0
1,440	1,460	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0
1,460	1,480	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0
1,480	1,500	45	25	15	0	0	0	0	0	0	0
1,500	1,520	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0
1,520	1,540	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0
1,540	1,560	50	30	15	5	0	0	0	0	0	0
1,560	1,600	50	35	20	5	0	0	0	0	0	0
1,600	1,640	55	35	20	5	0	0	0	0	0	0
1,640	1,680	55	40	25	10	0	0	0	0	0	0
1,680	1,720	60	45	25	15	0	0	0	0	0	0
1,720	1,760	65	45	30	15	0	0	0	0	0	0
1,760	1,800	65	50	35	20	5	0	0	0	0	0
1,800	1,840	70	55	35	20	5	0	0	0	0	0
1,840	1,880	75	55	40	25	10	0	0	0	0	0
1,880	1,920	80	60	45	30	15	0	0	0	0	0
1,920	1,960	85	65	50	30	15	0	0	0	0	0
1,960	2,000	90	70	50	35	20	5	0	0	0	0
2,000	2,040	95	70	55	40	25	10	0	0	0	0
2,040	2,080	100	75	60	40	25	10	0	0	0	0

ロ 乙 表
(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,080	2,120	105	80	60	45	30	15	0	0	0	0
2,120	2,160	110	85	65	50	30	20	5	0	0	0
2,160	2,200	115	90	70	55	35	20	5	0	0	0
2,200	2,240	120	95	75	55	40	25	10	0	0	0
2,240	2,280	125	100	75	60	45	25	15	0	0	0
2,280	2,320	130	105	80	65	45	30	15	0	0	0
2,320	2,360	140	115	90	65	50	35	20	5	0	0
2,360	2,400	145	120	95	70	55	40	20	10	0	0
2,400	2,440	150	125	100	75	60	40	25	10	0	0
2,440	2,480	155	130	105	80	65	45	30	15	0	0
2,480	2,520	160	135	110	85	65	50	35	20	5	0
2,520	2,560	170	145	120	95	70	55	35	20	5	0
2,560	2,600	175	150	125	100	75	60	40	25	10	0
2,600	2,640	180	155	130	105	80	60	45	30	15	0
2,640	2,680	185	160	135	110	85	65	50	30	20	5
2,680	2,720	190	165	140	115	90	70	55	35	20	5
2,720	2,760	200	175	150	125	100	75	55	40	25	10
2,760	2,800	205	180	155	130	105	80	60	45	30	15
2,800	2,860	215	185	160	135	110	85	65	50	35	20
2,860	2,920	225	195	170	145	120	95	70	55	40	25
2,920	2,980	235	205	180	155	130	105	80	60	45	30
2,980	3,040	250	215	190	165	140	115	90	65	50	35
3,040	3,100	260	230	195	170	145	120	95	75	55	40
3,100	3,160	275	240	205	180	155	130	105	80	65	45
3,160	3,220	285	250	220	190	165	140	115	90	70	50
3,220	3,280	295	265	230	200	175	150	125	100	75	60
3,280	3,340	310	275	240	210	185	160	135	110	85	65
3,340	3,400	320	290	255	220	190	165	140	115	90	70
3,400	3,460	335	300	265	235	200	175	150	125	100	75
3,460	3,520	345	310	280	245	210	185	160	135	110	85
3,520	3,580	355	325	290	255	225	195	170	145	120	95
3,580	3,640	370	335	300	270	235	205	180	155	130	105
3,640	3,700	380	350	315	280	250	215	185	160	135	110
3,700	3,760	395	360	325	295	260	225	195	170	145	120
3,760	3,820	405	370	340	305	270	240	205	180	155	130
3,820	3,880	415	385	350	315	285	250	215	190	165	140
3,880	3,940	430	395	360	330	295	260	230	200	175	150
3,940	4,000	445	410	375	340	310	275	240	205	180	155
4,000	4,060	460	420	385	355	320	285	255	220	190	165
4,060	4,120	475	435	400	365	330	300	265	230	200	175
4,120	4,180	490	450	410	375	345	310	275	245	210	185
4,180	4,240	505	465	420	390	355	320	290	255	220	195
4,240	4,300	520	480	435	400	370	335	300	265	235	200
4,300	4,360	535	495	450	415	380	345	315	280	245	215
4,360	4,420	550	510	465	425	390	360	325	290	260	225
4,420	4,480	565	525	480	440	405	370	335	305	270	235
4,480	4,540	580	540	495	455	415	380	350	315	280	250
4,540	4,600	595	555	510	470	430	395	360	325	295	260
4,600	4,660	610	570	525	485	445	405	375	340	305	275
4,660	4,740	630	585	545	500	460	420	385	355	320	285

ロ 乙 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,740	4,820	650	605	565	520	480	440	405	370	335	305
4,820	4,900	670	625	585	540	500	460	420	385	350	320
4,900	4,980	690	645	605	560	520	480	435	400	370	335
4,980	5,060	710	665	625	580	540	500	455	415	385	350
5,060	5,140	730	685	645	600	560	520	475	435	400	365
5,140	5,220	750	705	665	620	580	540	495	455	415	385
5,220	5,300	770	725	685	640	600	560	515	475	435	400
5,300	5,380	790	745	705	660	620	580	535	495	455	415
5,380	5,460	815	765	725	680	640	600	555	515	475	430
5,460	5,540	840	790	745	700	660	620	575	535	495	450
5,540	5,620	865	815	765	720	680	640	595	555	515	470
5,620	5,700	885	835	785	740	700	660	615	575	535	490
5,700	5,780	910	860	810	760	720	680	635	595	555	510
5,780	5,860	935	885	835	785	740	700	655	615	575	530
5,860	5,940	960	910	860	810	760	720	675	635	595	550
5,940	6,020	985	935	885	835	785	740	695	655	615	570
6,020	6,100	1,005	955	905	855	805	760	715	675	635	590
6,100	6,180	1,030	980	930	880	830	780	735	695	655	610
6,180	6,260	1,055	1,005	955	905	855	805	755	715	675	630
6,260	6,340	1,080	1,030	980	930	880	830	780	735	695	650
6,340	6,420	1,105	1,055	1,005	955	905	850	800	755	715	670
6,420	6,500	1,125	1,075	1,025	975	925	875	825	775	735	690
6,500円		1,140	1,090	1,040	990	940	890	840	790	745	700
6,500円をこえ 7,700円に満た ない金額		6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500円をこえる 金額の 30%に相当する金額を加算した金額									
7,700 円		1,500	1,450	1,400	1,350	1,300	1,250	1,200	1,150	1,105	1,060
7,700円をこえ 9,920円に満た ない金額		7,700 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,700円をこえる 金額の 35%に相当する金額を加算した金額									
9,920 円		2,275	2,225	2,175	2,125	2,075	2,025	1,975	1,925	1,880	1,835
9,920円をこえ 12,700円に満た ない金額		9,920 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 9,920円をこえる 金額の 40%に相当する金額を加算した金額									
12,700円		3,385	3,335	3,285	3,235	3,185	3,135	3,085	3,035	2,990	2,945
12,700円をこえ 18,250円に満た ない金額		12,700 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 12,700円をこ える金額の 45%に相当する金額を加算した金額									

ロ 乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶 養 親 族 の 数									
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上 未 満	税 額									
18,250 円	円 5,880	円 5,830	円 5,780	円 5,730	円 5,680	円 5,630	円 5,580	円 5,530	円 5,485	円 5,440
18,250 円をこえる金額	18,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,250 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 25 円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第七十八条第二項(扶養控除額の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 10 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が 10 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 25 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに 17 円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者 1 人につき 17 円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
6 人		7 人		8 人		9 人		10 人以上			
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
46,300	円未満	50,400	円未満	54,400	円未満	58,100	円未満	61,900	円未満	4,000	円未満
46,300	49,500	50,400	53,800	54,400	57,800	58,100	61,800	61,900	65,700	4,000	6,000
49,500	53,100	53,800	57,300	57,800	61,500	61,800	65,600	65,700	69,800	6,000	8,500
53,100	56,300	57,300	60,700	61,500	65,100	65,600	69,500	69,800	73,900	8,500	11,000
56,300	59,800	60,700	64,500	65,100	69,100	69,500	73,800	73,900	78,500	11,000	14,500
59,800	66,900	64,500	70,600	69,100	74,500	73,800	78,500	78,500	82,500	14,500	22,700
66,900	72,900	70,600	77,100	74,500	81,300	78,500	85,500	82,500	89,800	22,700	24,100
72,900	82,000	77,100	86,700	81,300	91,400	85,500	95,800	89,800	100,000	24,100	31,500
82,000	88,800	86,700	92,800	91,400	97,100	95,800	101,500	100,000	105,900	31,500	34,100
88,800	99,300	92,800	103,700	97,100	108,100	101,500	112,500	105,900	116,900	34,100	35,900
99,300	110,700	103,700	115,000	108,100	119,300	112,500	123,600	116,900	127,900	35,900	47,100
110,700	121,500	115,000	125,700	119,300	129,900	123,600	134,000	127,900	138,200	47,100	50,000
121,500	136,700	125,700	141,400	129,900	146,100	134,000	150,800	138,200	155,500	50,000	53,200
136,700	148,000	141,400	152,000	146,100	155,900	150,800	160,300	155,500	164,700	53,200	64,100
148,000	165,400	152,000	169,900	155,900	174,300	160,300	178,700	164,700	183,100	64,100	67,900
165,400	185,700	169,900	190,000	174,300	194,300	178,700	198,600	183,100	202,900	67,900	86,300
185,700	204,900	190,000	209,000	194,300	213,200	198,600	217,400	202,900	221,500	86,300	91,300
204,900	230,500	209,000	235,200	213,200	239,800	217,400	244,500	221,500	249,200	91,300	96,900
230,500	246,700	235,200	250,700	239,800	255,100	244,500	259,600	249,200	264,000	96,900	116,900
246,700	275,700	250,700	280,100	255,100	284,600	259,600	289,000	264,000	293,400	116,900	123,900
275,700	303,600	280,100	307,900	284,600	312,100	289,000	316,400	293,400	320,700	123,900	147,900
303,600	329,900	307,900	334,000	312,100	338,200	316,400	342,400	320,700	346,500	147,900	156,500
329,900	371,100	334,000	375,800	338,200	380,500	342,400	385,200	346,500	389,800	156,500	166,200
371,100	444,100	375,800	448,000	380,500	452,000	385,200	455,900	389,800	459,900	166,200	222,500
444,100	496,300	448,000	500,700	452,000	505,100	455,900	509,600	459,900	514,000	222,500	235,800
496,300円以上		500,700円以上		505,100円以上		509,600円以上		514,000円以上		235,800円以上	

ない者)の規定に該当するものを除く。)については、(四)に該当する場合を除き、
の金額から控除される社会保険料の金額(以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。)を控除し

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
る率である。

に該当する場合を除き、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、
扶養親族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と

たものを含む。)については、(四)に該当する場合を除き、

率である。

場合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月
この表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項(賞与に係る徴収税額)の規定により

いるときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金
金額又は当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与の 金額に 乗ずべ き率	甲 族											
	扶 養 親				族							
	0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	13,400円	未 満	23,600円	未 満	28,300円	未 満	33,000円	未 満	37,700円	未 満	42,100円	未 満
2	13,400	14,500	23,600	25,500	28,300	30,500	33,000	35,600	37,700	40,600	42,100	45,000
4	14,500	15,800	25,500	27,700	30,500	33,200	35,600	38,700	40,600	43,600	45,000	48,400
6	15,800	17,200	27,700	30,300	33,200	36,300	38,700	41,800	43,600	46,800	48,400	51,800
8	17,200	36,900	30,300	40,900	36,300	43,800	41,800	46,800	46,800	50,100	51,800	55,100
10	36,900	41,500	40,900	49,600	43,800	53,200	46,800	56,400	50,100	59,700	55,100	63,300
12	41,500	46,100	49,600	54,600	53,200	58,200	56,400	61,800	59,700	65,400	63,300	68,900
14	46,100	57,300	54,600	60,400	58,200	64,300	61,800	68,300	65,400	72,700	68,900	77,300
16	57,300	62,300	60,400	69,300	64,300	73,000	68,300	77,000	72,700	80,900	77,300	84,900
18	62,300	68,100	69,300	77,200	73,000	81,600	77,000	86,000	80,900	90,400	84,900	94,900
20	68,100	82,500	77,200	90,600	81,600	94,400	86,000	98,100	90,400	102,100	94,900	106,400
22	82,500	91,700	90,600	100,700	94,400	104,900	98,100	109,000	102,100	113,200	106,400	117,400
24	91,700	103,100	100,700	113,300	104,900	118,000	109,000	122,700	113,200	127,300	117,400	132,000
26	103,100	119,700	113,300	128,300	118,000	132,200	122,700	136,200	127,300	140,100	132,000	144,100
28	119,700	133,800	128,300	143,400	132,200	147,800	136,200	152,200	140,100	156,600	144,100	161,000
30	133,800	157,500	143,400	165,600	147,800	169,400	152,200	173,100	156,600	177,100	161,000	181,400
32	157,500	175,000	165,600	184,000	169,400	188,200	173,100	192,400	177,100	196,500	181,400	200,700
34	175,000	196,900	184,000	207,000	188,200	211,700	192,400	216,400	196,500	221,100	200,700	225,800
36	196,900	218,400	207,000	227,000	211,700	230,900	216,400	234,900	221,100	238,800	225,800	242,800
38	218,400	244,100	227,000	253,700	230,900	258,100	234,900	262,500	238,800	266,900	242,800	271,300
40	244,100	272,900	253,700	282,100	258,100	286,400	262,500	290,700	266,900	295,000	271,300	299,300
42	272,900	300,000	282,100	309,000	286,400	313,200	290,700	317,400	295,000	321,500	299,300	325,700
44	300,000	337,500	309,000	347,700	313,200	352,300	317,400	357,000	321,500	361,700	325,700	366,400
46	337,500	415,800	347,700	424,300	352,300	428,300	357,000	432,200	361,700	436,200	366,400	440,100
48	415,800	464,700	424,300	474,300	428,300	478,700	432,200	483,100	436,200	487,500	440,100	491,900
50	464,700円以上		474,300円以上		478,700円以上		483,100円以上		487,500円以上		491,900円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(第七十八条第三項(扶養控除額の特例の適用を受け
(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等
た金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会
(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求め

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、四
当該申告書により申告された扶養親族の数に応じてその扶養親族1人につき6,000円を控除した金額に応じ、
「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ
(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求め
(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である
中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、
税額を計算する。

(四) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められて
額から控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500	円未満	0	25,500	26,000	2,160	71,000	72,000	6,030	152,000	154,000	13,700
1,500	2,000	120	26,000	26,500	2,210	72,000	73,000	6,120	154,000	156,000	13,900
2,000	2,500	170	26,500	27,000	2,250	73,000	74,000	6,200	156,000	158,000	14,100
2,500	3,000	210	27,000	27,500	2,290	74,000	75,000	6,290	158,000	160,000	14,300
			27,500	28,000	2,330	75,000	76,000	6,370	160,000	162,000	14,500
3,000	3,500	250	28,000	28,500	2,380	76,000	77,000	6,460	162,000	164,000	14,700
3,500	4,000	290	28,500	29,000	2,420	77,000	78,000	6,540	164,000	166,000	14,900
4,000	4,500	340	29,000	29,500	2,460	78,000	79,000	6,630	166,000	168,000	15,100
4,500	5,000	380	29,500	30,000	2,500	79,000	80,000	6,710	168,000	170,000	15,300
5,000	5,500	420	30,000	31,000	2,550	80,000	81,000	6,800	170,000	172,000	15,500
5,500	6,000	460	31,000	32,000	2,630	81,000	82,000	6,880	172,000	174,000	15,700
6,000	6,500	510	32,000	33,000	2,720	82,000	83,000	6,970	174,000	176,000	15,900
6,500	7,000	550	33,000	34,000	2,800	83,000	84,000	7,050	176,000	178,000	16,100
7,000	7,500	590	34,000	35,000	2,890	84,000	85,000	7,140	178,000	180,000	16,300
7,500	8,000	630	35,000	36,000	2,970	85,000	86,000	7,220	180,000	182,000	16,500
8,000	8,500	680	36,000	37,000	3,060	86,000	87,000	7,310	182,000	184,000	16,700
8,500	9,000	720	37,000	38,000	3,140	87,000	88,000	7,390	184,000	186,000	16,900
9,000	9,500	760	38,000	39,000	3,230	88,000	89,000	7,480	186,000	188,000	17,100
9,500	10,000	800	39,000	40,000	3,310	89,000	90,000	7,560	188,000	190,000	17,300
10,000	10,500	850	40,000	41,000	3,400	90,000	92,000	7,650	190,000	192,000	17,500
10,500	11,000	890	41,000	42,000	3,480	92,000	94,000	7,820	192,000	194,000	17,700
11,000	11,500	930	42,000	43,000	3,570	94,000	96,000	7,990	194,000	196,000	17,900
11,500	12,000	970	43,000	44,000	3,650	96,000	98,000	8,160	196,000	198,000	18,100
12,000	12,500	1,020	44,000	45,000	3,740	98,000	100,000	8,330	198,000	200,000	18,300
12,500	13,000	1,060	45,000	46,000	3,820	100,000	102,000	8,500	200,000	202,000	18,500
13,000	13,500	1,100	46,000	47,000	3,910	102,000	104,000	8,700	202,000	204,000	18,700
13,500	14,000	1,140	47,000	48,000	3,990	104,000	106,000	8,900	204,000	206,000	18,900
14,000	14,500	1,190	48,000	49,000	4,080	106,000	108,000	9,100	206,000	208,000	19,100
14,500	15,000	1,230	49,000	50,000	4,160	108,000	110,000	9,300	208,000	210,000	19,300
15,000	15,500	1,270	50,000	51,000	4,250	110,000	112,000	9,500	210,000	213,000	19,500
15,500	16,000	1,310	51,000	52,000	4,330	112,000	114,000	9,700	213,000	216,000	19,800
16,000	16,500	1,360	52,000	53,000	4,420	114,000	116,000	9,900	216,000	219,000	20,100
16,500	17,000	1,400	53,000	54,000	4,500	116,000	118,000	10,100	219,000	222,000	20,400
17,000	17,500	1,440	54,000	55,000	4,590	118,000	120,000	10,300	222,000	225,000	20,700
17,500	18,000	1,480	55,000	56,000	4,670	120,000	122,000	10,500	225,000	228,000	21,000
18,000	18,500	1,530	56,000	57,000	4,760	122,000	124,000	10,700	228,000	231,000	21,300
18,500	19,000	1,570	57,000	58,000	4,840	124,000	126,000	10,900	231,000	234,000	21,600
19,000	19,500	1,610	58,000	59,000	4,930	126,000	128,000	11,100	234,000	237,000	21,900
19,500	20,000	1,650	59,000	60,000	5,010	128,000	130,000	11,300	237,000	240,000	22,200
20,000	20,500	1,700	60,000	61,000	5,100	130,000	132,000	11,500	240,000	243,000	22,500
20,500	21,000	1,740	61,000	62,000	5,180	132,000	134,000	11,700	243,000	246,000	22,800
21,000	21,500	1,780	62,000	63,000	5,270	134,000	136,000	11,900	246,000	249,000	23,100
21,500	22,000	1,820	63,000	64,000	5,350	136,000	138,000	12,100	249,000	252,000	23,400
22,000	22,500	1,870	64,000	65,000	5,440	138,000	140,000	12,300	252,000	255,000	23,700
22,500	23,000	1,910	65,000	66,000	5,520	140,000	142,000	12,500	255,000	258,000	24,000
23,000	23,500	1,950	66,000	67,000	5,610	142,000	144,000	12,700	258,000	261,000	24,300
23,500	24,000	1,990	67,000	68,000	5,690	144,000	146,000	12,900	261,000	264,000	24,600
24,000	24,500	2,040	68,000	69,000	5,780	146,000	148,000	13,100	264,000	267,000	24,900
24,500	25,000	2,080	69,000	70,000	5,860	148,000	150,000	13,300	267,000	270,000	25,200
25,000	25,500	2,120	70,000	71,000	5,950	150,000	152,000	13,500	270,000	273,000	25,500

(二)

課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
273,000	276,000	25,800	434,000	438,000	48,600	635,000	640,000	80,500	885,000	890,000	130,500			
276,000	279,000	26,100	438,000	442,000	49,200	640,000	645,000	81,500	890,000	895,000	131,500			
279,000	282,000	26,400	442,000	446,000	49,800	645,000	650,000	82,500	895,000	900,000	132,500			
282,000	285,000	26,700	446,000	450,000	50,400	650,000	655,000	83,500	900,000	905,000	133,500			
285,000	288,000	27,000	450,000	454,000	51,000	655,000	660,000	84,500	905,000	910,000	134,500			
288,000	291,000	27,300	454,000	458,000	51,600	660,000	665,000	85,500	910,000	915,000	135,500			
291,000	294,000	27,600	458,000	462,000	52,200	665,000	670,000	86,500	915,000	920,000	136,500			
294,000	297,000	27,900	462,000	466,000	52,800	670,000	675,000	87,500	920,000	925,000	137,500			
297,000	300,000	28,200	466,000	470,000	53,400	675,000	680,000	88,500	925,000	930,000	138,500			
300,000	303,000	28,500	470,000	474,000	54,000	680,000	685,000	89,500	930,000	935,000	139,500			
303,000	306,000	28,950	474,000	478,000	54,600	685,000	690,000	90,500	935,000	940,000	140,500			
306,000	309,000	29,400	478,000	482,000	55,200	690,000	695,000	91,500	940,000	945,000	141,500			
309,000	312,000	29,850	482,000	486,000	55,800	695,000	700,000	92,500	945,000	950,000	142,500			
312,000	315,000	30,300	486,000	490,000	56,400	700,000	705,000	93,500	950,000	955,000	143,500			
315,000	318,000	30,750	490,000	494,000	57,000	705,000	710,000	94,500	955,000	960,000	144,500			
318,000	321,000	31,200	494,000	498,000	57,600	710,000	715,000	95,500	960,000	965,000	145,500			
321,000	324,000	31,650	498,000	502,000	58,200	715,000	720,000	96,500	965,000	970,000	146,500			
324,000	327,000	32,100	502,000	506,000	58,800	720,000	725,000	97,500	970,000	975,000	147,500			
327,000	330,000	32,550	506,000	510,000	59,400	725,000	730,000	98,500	975,000	980,000	148,500			
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	60,000	730,000	735,000	99,500	980,000	985,000	149,500			
333,000	336,000	33,450	514,000	518,000	60,600	735,000	740,000	100,500	985,000	990,000	150,500			
336,000	339,000	33,900	518,000	522,000	61,200	740,000	745,000	101,500	990,000	995,000	151,500			
339,000	342,000	34,350	522,000	526,000	61,800	745,000	750,000	102,500	995,000	1,000,000	152,500			
342,000	345,000	34,800	526,000	530,000	62,400	750,000	755,000	103,500						
345,000	348,000	35,250	530,000	534,000	63,000	755,000	760,000	104,500						
348,000	351,000	35,700	534,000	538,000	63,600	760,000	765,000	105,500	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から96,500円を控除した金額			
351,000	354,000	36,150	538,000	542,000	64,200	765,000	770,000	106,500						
354,000	357,000	36,600	542,000	546,000	64,800	770,000	775,000	107,500						
357,000	360,000	37,050	546,000	550,000	65,400	775,000	780,000	108,500						
360,000	363,000	37,500	550,000	554,000	66,000	780,000	785,000	109,500						
363,000	366,000	37,950	554,000	558,000	66,600	785,000	790,000	110,500	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から171,500円を控除した金額			
366,000	369,000	38,400	558,000	562,000	67,200	790,000	795,000	111,500						
369,000	372,000	38,850	562,000	566,000	67,800	795,000	800,000	112,500						
372,000	375,000	39,300	566,000	570,000	68,400	800,000	805,000	113,500						
375,000	378,000	39,750	570,000	574,000	69,000	805,000	810,000	114,500						
378,000	381,000	40,200	574,000	578,000	69,600	810,000	815,000	115,500	2,200,000	3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から281,500円を控除した金額			
381,000	384,000	40,650	578,000	582,000	70,200	815,000	820,000	116,500						
384,000	387,000	41,100	582,000	586,000	70,800	820,000	825,000	117,500						
387,000	390,000	41,550	586,000	590,000	71,400	825,000	830,000	118,500						
390,000	394,000	42,000	590,000	594,000	72,000	830,000	835,000	119,500						
394,000	398,000	42,600	594,000	598,000	72,600	835,000	840,000	120,500	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から431,500円を控除した金額			
398,000	402,000	43,200	598,000	602,000	73,200	840,000	845,000	121,500						
402,000	406,000	43,800	602,000	606,000	73,900	845,000	850,000	122,500						
406,000	410,000	44,400	606,000	610,000	74,700	850,000	855,000	123,500						
410,000	414,000	45,000	610,000	614,000	75,500	855,000	860,000	124,500						
414,000	418,000	45,600	614,000	618,000	76,300	860,000	865,000	125,500	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から631,500円を控除した金額			
418,000	422,000	46,200	618,000	622,000	77,100	865,000	870,000	126,500						
422,000	426,000	46,800	622,000	626,000	77,900	870,000	875,000	127,500						
426,000	430,000	47,400	626,000	630,000	78,700	875,000	880,000	128,500						
430,000	434,000	48,000	630,000	635,000	79,500	880,000	885,000	129,500						

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から931,500円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,431,500円を控除した金額	45,000,000	60,000,000	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,181,500円を控除した金額
10,000,000	20,000,000	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,431,500円を控除した金額	30,000,000	45,000,000	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,931,500円を控除した金額	60,000,000円以上		課税給与所得金額に75%を乗じて算出した金額から9,181,500円を控除した金額

その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するとともに6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。
- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十五条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
 - (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十六条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十六条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (ハ) その損害保険料の金額のうちに第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。
- (二) 次に、(一)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、第七十七条第一項(配偶者控除)の規定による配偶者控除の額、第七十八条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、第七十七条第一項の規定による配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者が不在の場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (ロ)に該当するときは、第七十八条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (b) 当該申告書に第七十八条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、それぞれその残額を求める。

- (三) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (四) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が、第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当することに 6,000 円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者 1 人につき 6,000 円を、(二)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。
- (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が 1,000,000 円以上の居住者のその残額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
216,875	217,000	141,500	260,000	261,000	176,000	305,000	306,000	212,000
216,875	217,000	141,500	261,000	262,000	176,800	306,000	307,000	212,800
217,000	218,000	141,600	262,000	263,000	177,600	307,000	308,000	213,600
218,000	219,000	142,400	263,000	264,000	178,400	308,000	309,000	214,400
219,000	220,000	143,200	264,000	265,000	179,200	309,000	310,000	215,200
220,000	221,000	144,000	265,000	266,000	180,000	310,000	311,000	216,000
221,000	222,000	144,800	266,000	267,000	180,800	311,000	312,000	216,800
222,000	223,000	145,600	267,000	268,000	181,600	312,000	313,000	217,600
223,000	224,000	146,400	268,000	269,000	182,400	313,000	314,000	218,400
224,000	225,000	147,200	269,000	270,000	183,200	314,000	315,000	219,200
225,000	226,000	148,000	270,000	271,000	184,000	315,000	316,500	220,000
226,000	227,000	148,800	271,000	272,000	184,800	316,500	318,000	221,200
227,000	228,000	149,600	272,000	273,000	185,600	318,000	319,500	222,400
228,000	229,000	150,400	273,000	274,000	186,400	319,500	321,000	223,600
229,000	230,000	151,200	274,000	275,000	187,200	321,000	322,500	224,800
230,000	231,000	152,000	275,000	276,000	188,000	322,500	324,000	226,000
231,000	232,000	152,800	276,000	277,000	188,800	324,000	325,500	227,200
232,000	233,000	153,600	277,000	278,000	189,600	325,500	327,000	228,400
233,000	234,000	154,400	278,000	279,000	190,400	327,000	328,500	229,600
234,000	235,000	155,200	279,000	280,000	191,200	328,500	330,000	230,800
235,000	236,000	156,000	280,000	281,000	192,000	330,000	331,500	232,000
236,000	237,000	156,800	281,000	282,000	192,800	331,500	333,000	233,200
237,000	238,000	157,600	282,000	283,000	193,600	333,000	334,500	234,400
238,000	239,000	158,400	283,000	284,000	194,400	334,500	336,000	235,600
239,000	240,000	159,200	284,000	285,000	195,200	336,000	337,500	236,800
240,000	241,000	160,000	285,000	286,000	196,000	337,500	339,000	238,000
241,000	242,000	160,800	286,000	287,000	196,800	339,000	340,500	239,200
242,000	243,000	161,600	287,000	288,000	197,600	340,500	342,000	240,400
243,000	244,000	162,400	288,000	289,000	198,400	342,000	343,500	241,600
244,000	245,000	163,200	289,000	290,000	199,200	343,500	345,000	242,800
245,000	246,000	164,000	290,000	291,000	200,000	345,000	346,500	244,000
246,000	247,000	164,800	291,000	292,000	200,800	346,500	348,000	245,200
247,000	248,000	165,600	292,000	293,000	201,600	348,000	349,500	246,400
248,000	249,000	166,400	293,000	294,000	202,400	349,500	351,000	247,600
249,000	250,000	167,200	294,000	295,000	203,200	351,000	352,500	248,800
250,000	251,000	168,000	295,000	296,000	204,000	352,500	354,000	250,000
251,000	252,000	168,800	296,000	297,000	204,800	354,000	355,500	251,200
252,000	253,000	169,600	297,000	298,000	205,600	355,500	357,000	252,400
253,000	254,000	170,400	298,000	299,000	206,400	357,000	358,500	253,600
254,000	255,000	171,200	299,000	300,000	207,200	358,500	360,000	254,800
255,000	256,000	172,000	300,000	301,000	208,000	360,000	361,500	256,000
256,000	257,000	172,800	301,000	302,000	208,800	361,500	363,000	257,200
257,000	258,000	173,600	302,000	303,000	209,600	363,000	364,500	258,400
258,000	259,000	174,400	303,000	304,000	210,400	364,500	366,000	259,600
259,000	260,000	175,200	304,000	305,000	211,200	366,000	367,500	260,800

(二)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与等の金額		以 上 未 満	除後の給与等の金額		以 上 未 満	除後の給与等の金額		以 上 未 満
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
367,500	369,000	262,000	435,000	436,500	316,000	502,500	504,000	370,000
369,000	370,500	263,200	436,500	438,000	317,200	504,000	505,500	371,200
370,500	372,000	264,400	438,000	439,500	318,400	505,500	507,000	372,400
372,000	373,500	265,600	439,500	441,000	319,600	507,000	508,500	373,600
373,500	375,000	266,800	441,000	442,500	320,800	508,500	510,000	374,800
375,000	376,500	268,000	442,500	444,000	322,000	510,000	511,500	376,000
376,500	378,000	269,200	444,000	445,500	323,200	511,500	513,000	377,200
378,000	379,500	270,400	445,500	447,000	324,400	513,000	514,500	378,400
379,500	381,000	271,600	447,000	448,500	325,600	514,500	516,000	379,600
381,000	382,500	272,800	448,500	450,000	326,800	516,000	517,500	380,800
382,500	384,000	274,000	450,000	451,500	328,000	517,500	519,000	382,000
384,000	385,500	275,200	451,500	453,000	329,200	519,000	520,500	383,200
385,500	387,000	276,400	453,000	454,500	330,400	520,500	522,000	384,400
387,000	388,500	277,600	454,500	456,000	331,600	522,000	523,500	385,600
388,500	390,000	278,800	456,000	457,500	332,800	523,500	525,000	386,800
390,000	391,500	280,000	457,500	459,000	334,000	525,000	526,500	388,000
391,500	393,000	281,200	459,000	460,500	335,200	526,500	528,000	389,200
393,000	394,500	282,400	460,500	462,000	336,400	528,000	529,500	390,400
394,500	396,000	283,600	462,000	463,500	337,600	529,500	531,000	391,600
396,000	397,500	284,800	463,500	465,000	338,800	531,000	532,500	392,800
397,500	399,000	286,000	465,000	466,500	340,000	532,500	534,000	394,000
399,000	400,500	287,200	466,500	468,000	341,200	534,000	535,500	395,200
400,500	402,000	288,400	468,000	469,500	342,400	535,500	537,000	396,400
402,000	403,500	289,600	469,500	471,000	343,600	537,000	538,500	397,600
403,500	405,000	290,800	471,000	472,500	344,800	538,500	540,000	398,800
405,000	406,500	292,000	472,500	474,000	346,000	540,000	542,000	400,000
406,500	408,000	293,200	474,000	475,500	347,200	542,000	544,000	401,200
408,000	409,500	294,400	475,500	477,000	348,400	544,000	546,000	402,400
409,500	411,000	295,600	477,000	478,500	349,600	546,000	548,000	403,600
411,000	412,500	296,800	478,500	480,000	350,800	548,000	550,000	404,800
412,500	414,000	298,000	480,000	481,500	352,000	550,000	552,000	406,000
414,000	415,500	299,200	481,500	483,000	353,200	552,000	554,000	407,200
415,500	417,000	300,400	483,000	484,500	354,400	554,000	556,000	408,400
417,000	418,500	301,600	484,500	486,000	355,600	556,000	558,000	409,600
418,500	420,000	302,800	486,000	487,500	356,800	558,000	560,000	410,800
420,000	421,500	304,000	487,500	489,000	358,000	560,000	562,000	412,000
421,500	423,000	305,200	489,000	490,500	359,200	562,000	564,000	413,200
423,000	424,500	306,400	490,500	492,000	360,400	564,000	566,000	414,400
424,500	426,000	307,600	492,000	493,500	361,600	566,000	568,000	415,600
426,000	427,500	308,800	493,500	495,000	362,800	568,000	570,000	416,800
427,500	429,000	310,000	495,000	496,500	364,000	570,000	572,000	418,000
429,000	430,500	311,200	496,500	498,000	365,200	572,000	574,000	419,200
430,500	432,000	312,400	498,000	499,500	366,400	574,000	576,000	420,400
432,000	433,500	313,600	499,500	501,000	367,600	576,000	578,000	421,600
433,500	435,000	314,800	501,000	502,500	368,800	578,000	580,000	422,800

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額			
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
580,000	582,000	432,000	670,000	672,000	507,000	760,000	762,000	588,000			
582,000	584,000	433,600	672,000	674,000	508,800	762,000	764,000	589,800			
584,000	586,000	435,200	674,000	676,000	510,600	764,000	766,000	591,600			
586,000	588,000	436,800	676,000	678,000	512,400	766,000	768,000	593,400			
588,000	590,000	438,400	678,000	680,000	514,200	768,000	770,000	595,200			
590,000	592,000	440,000	680,000	682,000	516,000	770,000	772,000	597,000			
592,000	594,000	441,600	682,000	684,000	517,800	772,000	774,000	598,800			
594,000	596,000	443,200	684,000	686,000	519,600	774,000	776,000	600,600			
596,000	598,000	444,800	686,000	688,000	521,400	776,000	778,000	602,400			
598,000	600,000	446,400	688,000	690,000	523,200	778,000	780,000	604,200			
600,000	602,000	448,000	690,000	692,000	525,000	780,000	782,000	606,000			
602,000	604,000	449,600	692,000	694,000	526,800	782,000	784,000	607,800			
604,000	606,000	451,200	694,000	696,000	528,600	784,000	786,000	609,600			
606,000	608,000	452,800	696,000	698,000	530,400	786,000	788,000	611,400			
608,000	610,000	454,400	698,000	700,000	532,200	788,000	790,000	613,200			
610,000	612,000	456,000	700,000	702,000	534,000	790,000	792,000	615,000			
612,000	614,000	457,600	702,000	704,000	535,800	792,000	794,000	616,800			
614,000	616,000	459,200	704,000	706,000	537,600	794,000	796,000	618,600			
616,000	618,000	460,800	706,000	708,000	539,400	796,000	798,000	620,400			
618,000	620,000	462,400	708,000	710,000	541,200	798,000	800,000	622,200			
620,000	622,000	464,000	710,000	712,000	543,000	800,000	802,000	624,000			
622,000	624,000	465,600	712,000	714,000	544,800	802,000	804,000	625,800			
624,000	626,000	467,200	714,000	716,000	546,600	804,000	806,000	627,600			
626,000	628,000	468,800	716,000	718,000	548,400	806,000	808,000	629,400			
628,000	630,000	470,400	718,000	720,000	550,200	808,000	810,000	631,200			
630,000	632,000	472,000	720,000	722,000	552,000	810,000	812,000	633,000			
632,000	634,000	473,600	722,000	724,000	553,800	812,000	814,000	634,800			
634,000	636,000	475,200	724,000	726,000	555,600	814,000	816,000	636,600			
636,000	638,000	476,800	726,000	728,000	557,400	816,000	818,000	638,400			
638,000	640,000	478,400	728,000	730,000	559,200	818,000	820,000	640,200			
640,000	642,000	480,000	730,000	732,000	561,000	820,000	822,000	642,000			
642,000	644,000	481,600	732,000	734,000	562,800	822,000	824,000	643,800			
644,000	646,000	483,600	734,000	736,000	564,600	824,000	826,000	645,600			
646,000	648,000	485,400	736,000	738,000	566,400	826,000	828,000	647,400			
648,000	650,000	487,200	738,000	740,000	568,200	828,000	830,000	649,200			
650,000	652,000	489,000	740,000	742,000	570,000	830,000	832,000	651,000			
652,000	654,000	490,800	742,000	744,000	571,800	832,000	834,000	652,800			
654,000	656,000	492,600	744,000	746,000	573,600	834,000	836,000	654,600			
656,000	658,000	494,400	746,000	748,000	575,400	836,000	838,000	656,400			
658,000	660,000	496,200	748,000	750,000	577,200	838,000	840,000	658,200			
660,000	662,000	498,000	750,000	752,000	579,000	840,000円以上		給与等の金額から180,000円を控除した金額			
662,000	664,000	499,800	752,000	754,000	580,800						
664,000	666,000	501,600	754,000	756,000	582,600						
666,000	668,000	503,400	756,000	758,000	584,400						
668,000	670,000	505,200	758,000	760,000	586,200						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,000	円未満	0	51,000	52,000	2,160	142,000	144,000	6,080
3,000	4,000	120	52,000	53,000	2,210	144,000	146,000	6,120
4,000	5,000	170	53,000	54,000	2,250	146,000	148,000	6,200
5,000	6,000	210	54,000	55,000	2,290	148,000	150,000	6,290
			55,000	56,000	2,330	150,000	152,000	6,370
6,000	7,000	250	56,000	57,000	2,380	152,000	154,000	6,460
7,000	8,000	290	57,000	58,000	2,420	154,000	156,000	6,540
8,000	9,000	340	58,000	59,000	2,460	156,000	158,000	6,630
9,000	10,000	380	59,000	60,000	2,500	158,000	160,000	6,710
10,000	11,000	420	60,000	62,000	2,550	160,000	162,000	6,800
11,000	12,000	460	62,000	64,000	2,630	162,000	164,000	6,880
12,000	13,000	510	64,000	66,000	2,720	164,000	166,000	6,970
13,000	14,000	550	66,000	68,000	2,800	166,000	168,000	7,050
14,000	15,000	590	68,000	70,000	2,890	168,000	170,000	7,140
15,000	16,000	630	70,000	72,000	2,970	170,000	172,000	7,220
16,000	17,000	680	72,000	74,000	3,060	172,000	174,000	7,310
17,000	18,000	720	74,000	76,000	3,140	174,000	176,000	7,390
18,000	19,000	760	76,000	78,000	3,230	176,000	178,000	7,480
19,000	20,000	800	78,000	80,000	3,310	178,000	180,000	7,560
20,000	21,000	850	80,000	82,000	3,400	180,000	184,000	7,650
21,000	22,000	890	82,000	84,000	3,480	184,000	188,000	7,820
22,000	23,000	930	84,000	86,000	3,570	188,000	192,000	7,990
23,000	24,000	970	86,000	88,000	3,650	192,000	196,000	8,160
24,000	25,000	1,020	88,000	90,000	3,740	196,000	200,000	8,330
25,000	26,000	1,060	90,000	92,000	3,820	200,000	204,000	8,500
26,000	27,000	1,100	92,000	94,000	3,910	204,000	208,000	8,700
27,000	28,000	1,140	94,000	96,000	3,990	208,000	212,000	8,900
28,000	29,000	1,190	96,000	98,000	4,080	212,000	216,000	9,100
29,000	30,000	1,230	98,000	100,000	4,160	216,000	220,000	9,300
30,000	31,000	1,270	100,000	102,000	4,250	220,000	224,000	9,500
31,000	32,000	1,310	102,000	104,000	4,330	224,000	228,000	9,700
32,000	33,000	1,360	104,000	106,000	4,420	228,000	232,000	9,900
33,000	34,000	1,400	106,000	108,000	4,500	232,000	236,000	10,100
34,000	35,000	1,440	108,000	110,000	4,590	236,000	240,000	10,300
35,000	36,000	1,480	110,000	112,000	4,670	240,000	244,000	10,500
36,000	37,000	1,530	112,000	114,000	4,760	244,000	248,000	10,700
37,000	38,000	1,570	114,000	116,000	4,840	248,000	252,000	10,900
38,000	39,000	1,610	116,000	118,000	4,930	252,000	256,000	11,100
39,000	40,000	1,650	118,000	120,000	5,010	256,000	260,000	11,300
40,000	41,000	1,700	120,000	122,000	5,100	260,000	264,000	11,500
41,000	42,000	1,740	122,000	124,000	5,180	264,000	268,000	11,700
42,000	43,000	1,780	124,000	126,000	5,270	268,000	272,000	11,900
43,000	44,000	1,820	126,000	128,000	5,350	272,000	276,000	12,100
44,000	45,000	1,870	128,000	130,000	5,440	276,000	280,000	12,300
45,000	46,000	1,910	130,000	132,000	5,520	280,000	284,000	12,500
46,000	47,000	1,950	132,000	134,000	5,610	284,000	288,000	12,700
47,000	48,000	1,990	134,000	136,000	5,690	288,000	292,000	12,900
48,000	49,000	2,040	136,000	138,000	5,780	292,000	296,000	13,100
49,000	50,000	2,080	138,000	140,000	5,860	296,000	300,000	13,300
50,000	51,000	2,120	140,000	142,000	5,950	300,000	304,000	13,500

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
304,000	308,000	13,700	546,000	552,000	25,800	868,000	876,000	48,600
308,000	312,000	13,900	552,000	558,000	26,100	876,000	884,000	49,200
312,000	316,000	14,100	558,000	564,000	26,400	884,000	892,000	49,800
316,000	320,000	14,300	564,000	570,000	26,700	892,000	900,000	50,400
320,000	324,000	14,500	570,000	576,000	27,000	900,000	908,000	51,000
324,000	328,000	14,700	576,000	582,000	27,300	908,000	916,000	51,600
328,000	332,000	14,900	582,000	588,000	27,600	916,000	924,000	52,200
332,000	336,000	15,100	588,000	594,000	27,900	924,000	932,000	52,800
336,000	340,000	15,300	594,000	600,000	28,200	932,000	940,000	53,400
340,000	344,000	15,500	600,000	606,000	28,500	940,000	948,000	54,000
344,000	348,000	15,700	606,000	612,000	28,950	948,000	956,000	54,600
348,000	352,000	15,900	612,000	618,000	29,400	956,000	964,000	55,200
352,000	356,000	16,100	618,000	624,000	29,850	964,000	972,000	55,800
356,000	360,000	16,300	624,000	630,000	30,300	972,000	980,000	56,400
360,000	364,000	16,500	630,000	636,000	30,750	980,000	988,000	57,000
364,000	368,000	16,700	636,000	642,000	31,200	988,000	996,000	57,600
368,000	372,000	16,900	642,000	648,000	31,650	996,000	1,004,000	58,200
372,000	376,000	17,100	648,000	654,000	32,100	1,004,000	1,012,000	58,800
376,000	380,000	17,300	654,000	660,000	32,550	1,012,000	1,020,000	59,400
380,000	384,000	17,500	660,000	666,000	33,000	1,020,000	1,028,000	60,000
384,000	388,000	17,700	666,000	672,000	33,450	1,028,000	1,036,000	60,600
388,000	392,000	17,900	672,000	678,000	33,900	1,036,000	1,044,000	61,200
392,000	396,000	18,100	678,000	684,000	34,350	1,044,000	1,052,000	61,800
396,000	400,000	18,300	684,000	690,000	34,800	1,052,000	1,060,000	62,400
400,000	404,000	18,500	690,000	696,000	35,250	1,060,000	1,068,000	63,000
404,000	408,000	18,700	696,000	702,000	35,700	1,068,000	1,076,000	63,600
408,000	412,000	18,900	702,000	708,000	36,150	1,076,000	1,084,000	64,200
412,000	416,000	19,100	708,000	714,000	36,600	1,084,000	1,092,000	64,800
416,000	420,000	19,300	714,000	720,000	37,050	1,092,000	1,100,000	65,400
420,000	426,000	19,500	720,000	726,000	37,500	1,100,000	1,108,000	66,000
426,000	432,000	19,800	726,000	732,000	37,950	1,108,000	1,116,000	66,600
432,000	438,000	20,100	732,000	738,000	38,400	1,116,000	1,124,000	67,200
438,000	444,000	20,400	738,000	744,000	38,850	1,124,000	1,132,000	67,800
444,000	450,000	20,700	744,000	750,000	39,300	1,132,000	1,140,000	68,400
450,000	456,000	21,000	750,000	756,000	39,750	1,140,000	1,148,000	69,000
456,000	462,000	21,300	756,000	762,000	40,200	1,148,000	1,156,000	69,600
462,000	468,000	21,600	762,000	768,000	40,650	1,156,000	1,164,000	70,200
468,000	474,000	21,900	768,000	774,000	41,100	1,164,000	1,172,000	70,800
474,000	480,000	22,200	774,000	780,000	41,550	1,172,000	1,180,000	71,400
480,000	486,000	22,500	780,000	788,000	42,000	1,180,000	1,188,000	72,000
486,000	492,000	22,800	788,000	796,000	42,600	1,188,000	1,196,000	72,600
492,000	498,000	23,100	796,000	804,000	43,200	1,196,000	1,204,000	73,200
498,000	504,000	23,400	804,000	812,000	43,800	1,204,000	1,212,000	73,900
504,000	510,000	23,700	812,000	820,000	44,400	1,212,000	1,220,000	74,700
510,000	516,000	24,000	820,000	828,000	45,000	1,220,000	1,228,000	75,500
516,000	522,000	24,300	828,000	836,000	45,600	1,228,000	1,236,000	76,300
522,000	528,000	24,600	836,000	844,000	46,200	1,236,000	1,244,000	77,100
528,000	534,000	24,900	844,000	852,000	46,800	1,244,000	1,252,000	77,900
534,000	540,000	25,200	852,000	860,000	47,400	1,252,000	1,260,000	78,700
540,000	546,000	25,500	860,000	868,000	48,000	1,260,000	1,270,000	79,500

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,270,000	円 1,280,000	円 80,500	円 1,720,000	円 1,730,000	円 125,500	円 6,000,000	円 8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から431,600円を控除した金額
1,280,000	1,290,000	81,500	1,730,000	1,740,000	126,500			
1,290,000	1,300,000	82,500	1,740,000	1,750,000	127,500			
1,300,000	1,310,000	83,500	1,750,000	1,760,000	128,500			
1,310,000	1,320,000	84,500	1,760,000	1,770,000	129,500			
						8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から631,600円を控除した金額
1,320,000	1,330,000	85,500	1,770,000	1,780,000	130,500			
1,330,000	1,340,000	86,500	1,780,000	1,790,000	131,500			
1,340,000	1,350,000	87,500	1,790,000	1,800,000	132,500			
1,350,000	1,360,000	88,500	1,800,000	1,810,000	133,500			
1,360,000	1,370,000	89,500	1,810,000	1,820,000	134,500			
						12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から931,600円を控除した金額
1,370,000	1,380,000	90,500	1,820,000	1,830,000	135,500			
1,380,000	1,390,000	91,500	1,830,000	1,840,000	136,500			
1,390,000	1,400,000	92,500	1,840,000	1,850,000	137,500			
1,400,000	1,410,000	93,500	1,850,000	1,860,000	138,500			
1,410,000	1,420,000	94,500	1,860,000	1,870,000	139,500			
						20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,431,600円を控除した金額
1,420,000	1,430,000	95,500	1,870,000	1,880,000	140,500			
1,430,000	1,440,000	96,500	1,880,000	1,890,000	141,500			
1,440,000	1,450,000	97,500	1,890,000	1,900,000	142,500			
1,450,000	1,460,000	98,500	1,900,000	1,910,000	143,500			
1,460,000	1,470,000	99,500	1,910,000	1,920,000	144,500			
						40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,431,600円を控除した金額
1,470,000	1,480,000	100,500	1,920,000	1,930,000	145,500			
1,480,000	1,490,000	101,500	1,930,000	1,940,000	146,500			
1,490,000	1,500,000	102,500	1,940,000	1,950,000	147,500			
1,500,000	1,510,000	103,500	1,950,000	1,960,000	148,500			
1,510,000	1,520,000	104,500	1,960,000	1,970,000	149,500			
						60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,931,600円を控除した金額
1,520,000	1,530,000	105,500	1,970,000	1,980,000	150,500			
1,530,000	1,540,000	106,500	1,980,000	1,990,000	151,500			
1,540,000	1,550,000	107,500	1,990,000	2,000,000	152,500			
1,550,000	1,560,000	108,500						
1,560,000	1,570,000	109,500						
			2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から96,600円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に36%を乗じて算出した金額から6,181,600円を控除した金額
1,570,000	1,580,000	110,500						
1,580,000	1,590,000	111,500						
1,590,000	1,600,000	112,500						
1,600,000	1,610,000	113,500						
1,610,000	1,620,000	114,500						
			3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から171,600円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,600円を控除した金額
1,620,000	1,630,000	115,500						
1,630,000	1,640,000	116,500						
1,640,000	1,650,000	117,500						
1,650,000	1,660,000	118,500						
1,660,000	1,670,000	119,500						
			4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から281,600円を控除した金額			
1,670,000	1,680,000	120,500						
1,680,000	1,690,000	121,500						
1,690,000	1,700,000	122,500						
1,700,000	1,710,000	123,500						
1,710,000	1,720,000	124,500						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則において別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十一年分以後の所得税に

ついて適用し、昭和四十年分以前の所得税については、なお従前の例による。
(昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)

第三条 昭和四十一年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十八条第三項 (給与所得控除額)	一 前項に規定する収入金額が六十四万円以下である場合 合 四万円と当該収入金額から四万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額	二 前項に規定する収入金額が六十三万七千五百円以下である場合 合 四万円と当該収入金額から四万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額
第五十七條第一項 第一号(青色事業専従者等に係る必要経費の特例等)	二十四万円	二十二万五千円(当該青色事業専従者の年齢が二十歳未満である場合には、二十一万七千五百円)

第五十七條第二項 第一号	十五万円	十四万二千五百円
第五十七條第六項	十五歳未満であるかどうかの判定	十五歳未満であるかどうか及び青色事業専従者の年齢が二十歳未満であるかどうかの判定
第七十五條第一項 (生命保険料控除)	二万五千円	二万三千六百円
第七十七條第一項 及び第二項(配偶者控除)	十三万円	十二万七千五百円
第七十八條第一項 (扶養控除)	六万円	六万円(年齢十三歳未満の扶養親族については、五万七千五百円)
第七十八條第二項	扶養親族のうち一人	扶養親族のうち一人(年齢十三歳以上の扶養親族がある場合には、そのうちの一人)
第七十八條第三項	居住者のうちの一人	居住者のうちの一人(当該扶養親族のうちに年齢十三歳以上の者がいる場合には、その者を自己の扶養親族とする居住者に限る。)
第七十九條第一項 (控除対象配偶者及び扶養親族の判定の時期等)	扶養親族に該当するかどうかの判定	扶養親族に該当するかどうか及び居住者の扶養親族の年齢が十三歳以上であるかどうかの判定
第八十條第一項 (基礎控除)	十四万円	十三万七千五百円
第八十四條第二項 (変動所得及び臨時所得の平均課税)	別表第二 百万円以下	所得税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号。以下「改正法」という。)附則別表第一
第九十條第二号 (年末調整)	別表第七の附表	改正法附則別表第五の附表
第二百一十條第一項 (退職所得に係る源泉徴収税額)	扶養親族の数	扶養親族の年齢別の数
別表第八	別表第八	改正法附則別表第六

2

昭和四十一年分の課税総所得金額、課税退職

所得金額若しくは課税山林所得金額に係る所得

税の額又は新法第八十四条第一項第一号に掲げる税額は、次の各号に掲げる税額の区分に応じ当該各号に掲げる税額によるものとする。

一 課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る所得税の額 当該課税総所得金額又は課税退職所得金額に依り附則別表第一に定める税額

二 課税山林所得金額に係る所得税の額 当該課税山林所得金額に依り附則別表第二に定める税額

三 新法第八十四条第一項第一号に掲げる税額 同号に規定する調整所得金額に依り附則別表第一に定める税額

(非課税所得に関する経過規定)

第四条 新法第九条第一項第五号(非課税所得)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)以後に受けるべき同号に掲げる通勤手当について適用し、同日前に受けるべき当該通勤手当については、なお従前の例による。

(昭和四十一年分の予定納税基準額の計算の特例)

第五条 居住者の昭和四十一年分の所得税については、新法第八十四条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」といふ)は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十一年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧法」といふ)第四百四十二条第一項第一号(予定納税額の納付)の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところにより、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる)から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く)を控除し

た金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額(昭和四十一年分の所得税について旧法第八十四条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の選択がなされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、当該各号に規定する調整所得金額に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」といふ)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び旧法第七十八条第一項第二号(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の有無並びにこれらの者の数に依り、附則別表第三の甲欄に掲げる控除金額

昭和四十一年分の課税総所得金額の計算について旧法第五十七条第二項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた居住者の前項に定める昭和四十一年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一 旧法第五十七条第一項の規定の適用を受けた者 その者の昭和四十一年分の所得税に係る課税総所得金額等及びその者の同年分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の同年十二月三十一日における年齢の別に依り、附則別表第三の乙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額

二 旧法第五十七条第二項の規定の適用を受けた者 その者の昭和四十一年分の所得税に係る課税総所得金額等に依り、附則別表第三の丙欄に掲げる一人当たり控除金額にその者の同年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額

昭和四十一年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十一年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十一年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによるものとする。

(昭和四十一年分の予定納税基準額の計算の特例)

第六条 居住者の昭和四十一年分の所得税に係る予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十一年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、当該各号に規定する調整所得金額に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」といふ)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び昭和四十一年十二月三十一日における年齢が十三歳未満の扶養親族(同年分の所得税につき附則第三条第一項(昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替え

られた新法第七十八条第二項(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族を除く)の有無並びにこれらの者の数に依り、附則別表第四の甲欄に掲げる控除金額

昭和四十一年分の課税総所得金額の計算について附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第五十七条第二項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた居住者の前項に定める昭和四十一年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一 附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第五十七条第一項の規定の適用を受けた者 その者の昭和四十一年分の所得税に係る課税総所得金額等及びその者の同年分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の同年十二月三十一日における年齢の別に依り、附則別表第四の乙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額

二 附則第三条第二項の規定の適用を受けた者 その者の昭和四十一年分の所得税に係る課税総所得金額等に依り、附則別表第四の丙欄に掲げる一人当たり控除金額にその者の同年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額

昭和四十一年分の所得税につき新法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十一年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十一年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによるものとする。

(昭和四十一年分の予定納税基準額の計算の特例)

第六条 居住者の昭和四十一年分の所得税に係る予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十一年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、当該各号に規定する調整所得金額に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」といふ)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び昭和四十一年十二月三十一日における年齢が十三歳未満の扶養親族(同年分の所得税につき附則第三条第一項(昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替え

られた新法第七十八条第二項(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族を除く)の有無並びにこれらの者の数に依り、附則別表第四の甲欄に掲げる控除金額

昭和四十一年分の課税総所得金額の計算について附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第五十七条第二項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた居住者の前項に定める昭和四十一年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一 附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第五十七条第一項の規定の適用を受けた者 その者の昭和四十一年分の所得税に係る課税総所得金額等及びその者の同年分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の同年十二月三十一日における年齢の別に依り、附則別表第四の乙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額

二 附則第三条第二項の規定の適用を受けた者 その者の昭和四十一年分の所得税に係る課税総所得金額等に依り、附則別表第四の丙欄に掲げる一人当たり控除金額にその者の同年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額

昭和四十一年分の所得税につき新法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十一年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十一年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによるものとする。

(昭和四十一年分及び昭和四十二年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)

第七条 昭和四十一年において純損失の金額がある場合における新法第四十条第一項(純損失

の繰戻しによる還付に係る特例)

の繰戻しによる還付の請求又は第百四十一条第一項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求）（これらの規定を新法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧法第二編第三章第一節（税率）の規定を適用して計算した所得税の額による。

2 昭和四十二年において純損失の金額がある場合における新法第百四十一条第一項又は第百四十一条第一項の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、附則第三条第二項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定（同条第一項の規定により読み替えられた新法第百八十四条第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定を含む。）を適用して計算した所得税の額による。

（更正の請求に関する経過規定）
第八条 新法第百五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）及び第百五十三条（前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）（これらの規定を新法第百六十七条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にこれらの規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過規定）
第九条 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき新法第百八十三条第一項（源泉徴収義務）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三条第一項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第百九十条（年末調整）の規定並びに附則別表第五及び同表の附表は、昭和四十一年中に支払うべき給与等とその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法附則第二十五条第三項（給与等とみなす年金に係る源泉徴収に関する経過規定）の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する年金について適用し、同日前に支払うべき当該年金については、なお従前の例による。

（退職所得に係る源泉徴収に関する経過規定）
第十條 附則第三条第一項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第百二一条（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定及び附則別表第六は、昭和四十一年中に支払うべき新法第百九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

（信託の計算書の提出に関する経過規定）
第十一條 新法第二百二十七条（信託に関する計算書）の規定は、施行日以後に同条の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第二十五条（決定）の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十一年六月三十日まで、税務署長に対して、国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができ、

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第百五十九条第二項（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）（新法第百六十八条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項（充當）の規定による充當（以下「充當」という。）をする日（同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）
第十三條 昭和四十一年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第百九十九条から第二百二条まで（退職所得に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき附則第三条第一項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第百二一条（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定により読み替えられた新法第百九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正）
第十四條 国税通則法の一部を次のように改正する。

の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第百二一条（退職所得に係る源泉徴収税額）及び新法第百二二条（退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収）の規定を適用した場合における所得税の額をこえるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日まで、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和四十一年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職手当等に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する附則第三条第一項第一号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第百九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、昭和四十一年七月一日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日（同日前に充當をするのに適することとなつた日）までの期間とする。

第二十三条第一項中「一月以内」の下に「（当該国税が所得税である場合には、二月以内）」を加える。

附則別表第一 昭和 41 年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,500	円未満	0	0	23,000	23,500	1,920	8.3	61,000	62,000	5,100	8.3
1,500	2,000	120	8.3	23,500	24,000	1,960	8.3	62,000	63,000	5,180	8.3
2,000	2,500	160	8.3	24,000	24,500	2,000	8.3	63,000	64,000	5,270	8.3
2,500	3,000	200	8.3	24,500	25,000	2,050	8.3	64,000	65,000	5,350	8.3
				25,000	25,500	2,090	8.3	65,000	66,000	5,440	8.3
3,000	3,500	250	8.3	25,500	26,000	2,130	8.3	66,000	67,000	5,520	8.3
3,500	4,000	290	8.3	26,000	26,500	2,170	8.3	67,000	68,000	5,600	8.3
4,000	4,500	330	8.3	26,500	27,000	2,210	8.3	68,000	69,000	5,690	8.3
4,500	5,000	370	8.3	27,000	27,500	2,250	8.3	69,000	70,000	5,770	8.3
5,000	5,500	410	8.3	27,500	28,000	2,300	8.3	70,000	71,000	5,850	8.3
5,500	6,000	460	8.3	28,000	28,500	2,340	8.3	71,000	72,000	5,940	8.3
6,000	6,500	500	8.3	28,500	29,000	2,380	8.3	72,000	73,000	6,020	8.3
6,500	7,000	540	8.3	29,000	29,500	2,420	8.3	73,000	74,000	6,110	8.3
7,000	7,500	580	8.3	29,500	30,000	2,460	8.3	74,000	75,000	6,190	8.3
7,500	8,000	620	8.3	30,000	31,000	2,510	8.3	75,000	76,000	6,270	8.3
8,000	8,500	660	8.3	31,000	32,000	2,590	8.3	76,000	77,000	6,360	8.3
8,500	9,000	710	8.3	32,000	33,000	2,670	8.3	77,000	78,000	6,440	8.3
9,000	9,500	750	8.3	33,000	34,000	2,760	8.3	78,000	79,000	6,520	8.3
9,500	10,000	790	8.3	34,000	35,000	2,840	8.3	79,000	80,000	6,610	8.3
10,000	10,500	830	8.3	35,000	36,000	2,920	8.3	80,000	81,000	6,690	8.3
10,500	11,000	870	8.3	36,000	37,000	3,010	8.3	81,000	82,000	6,770	8.3
11,000	11,500	920	8.3	37,000	38,000	3,090	8.3	82,000	83,000	6,860	8.3
11,500	12,000	960	8.3	38,000	39,000	3,180	8.3	83,000	84,000	6,940	8.3
12,000	12,500	1,000	8.3	39,000	40,000	3,260	8.3	84,000	85,000	7,030	8.3
12,500	13,000	1,040	8.3	40,000	41,000	3,340	8.3	85,000	86,000	7,110	8.3
13,000	13,500	1,080	8.3	41,000	42,000	3,430	8.3	86,000	87,000	7,190	8.3
13,500	14,000	1,120	8.3	42,000	43,000	3,510	8.3	87,000	88,000	7,280	8.3
14,000	14,500	1,170	8.3	43,000	44,000	3,590	8.3	88,000	89,000	7,360	8.3
14,500	15,000	1,210	8.3	44,000	45,000	3,680	8.3	89,000	90,000	7,440	8.3
15,000	15,500	1,250	8.3	45,000	46,000	3,760	8.3	90,000	92,000	7,530	8.3
15,500	16,000	1,290	8.3	46,000	47,000	3,850	8.3	92,000	94,000	7,700	8.3
16,000	16,500	1,330	8.3	47,000	48,000	3,930	8.3	94,000	96,000	7,860	8.3
16,500	17,000	1,380	8.3	48,000	49,000	4,010	8.3	96,000	98,000	8,030	8.3
17,000	17,500	1,420	8.3	49,000	50,000	4,100	8.3	98,000	100,000	8,200	8.3
17,500	18,000	1,460	8.3	50,000	51,000	4,180	8.3	100,000	102,000	8,370	8.3
18,000	18,500	1,500	8.3	51,000	52,000	4,260	8.3	102,000	104,000	8,570	8.3
18,500	19,000	1,540	8.3	52,000	53,000	4,350	8.3	104,000	106,000	8,770	8.3
19,000	19,500	1,590	8.3	53,000	54,000	4,430	8.3	106,000	108,000	8,970	8.3
19,500	20,000	1,630	8.3	54,000	55,000	4,510	8.3	108,000	110,000	9,170	8.3
20,000	20,500	1,670	8.3	55,000	56,000	4,600	8.3	110,000	112,000	9,370	8.3
20,500	21,000	1,710	8.3	56,000	57,000	4,680	8.3	112,000	114,000	9,570	8.3
21,000	21,500	1,750	8.3	57,000	58,000	4,770	8.3	114,000	116,000	9,770	8.3
21,500	22,000	1,790	8.3	58,000	59,000	4,850	8.3	116,000	118,000	9,970	8.3
22,000	22,500	1,840	8.3	59,000	60,000	4,930	8.3	118,000	120,000	10,170	8.3
22,500	23,000	1,880	8.3	60,000	61,000	5,020	8.3	120,000	122,000	10,370	8.3

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
122,000	124,000	10,570	8.3	213,000	216,000	19,820	9	348,000	351,000	36,770	10
124,000	126,000	10,770	8.3	216,000	219,000	20,160	9	351,000	354,000	37,220	10
126,000	128,000	10,970	8.3	219,000	222,000	20,490	9	354,000	357,000	37,670	10
128,000	130,000	11,170	8.3	222,000	225,000	20,830	9	357,000	360,000	38,120	10
130,000	132,000	11,370	8.3	225,000	228,000	21,170	9	360,000	363,000	38,570	10
132,000	134,000	11,570	8.3	228,000	231,000	21,500	9	363,000	366,000	39,020	10
134,000	136,000	11,770	8.3	231,000	234,000	21,840	9	366,000	369,000	39,470	10
136,000	138,000	11,970	8.3	234,000	237,000	22,170	9	369,000	372,000	39,920	10
138,000	140,000	12,170	8.3	237,000	240,000	22,510	9	372,000	375,000	40,370	10
140,000	142,000	12,370	8.3	240,000	243,000	22,850	9	375,000	378,000	40,820	10
142,000	144,000	12,570	8.3	243,000	246,000	23,180	9	378,000	381,000	41,270	10
144,000	146,000	12,770	8.3	246,000	249,000	23,520	9	381,000	384,000	41,720	10
146,000	148,000	12,970	8.3	249,000	252,000	23,850	9	384,000	387,000	42,170	10
148,000	150,000	13,170	8.3	252,000	255,000	24,190	9	387,000	390,000	42,620	11
150,000	152,000	13,370	8.3	255,000	258,000	24,530	9	390,000	394,000	43,070	11
152,000	154,000	13,570	8.3	258,000	261,000	24,860	9	394,000	398,000	43,670	11
154,000	156,000	13,770	8.3	261,000	264,000	25,200	9	398,000	402,000	44,270	11
156,000	158,000	13,970	8.3	264,000	267,000	25,530	9	402,000	406,000	44,870	11
158,000	160,000	14,170	8.3	267,000	270,000	25,870	9	406,000	410,000	45,470	11
160,000	162,000	14,370	8.3	270,000	273,000	26,210	9	410,000	414,000	46,070	11
162,000	164,000	14,570	8.3	273,000	276,000	26,540	9	414,000	418,000	46,670	11
164,000	166,000	14,770	9	276,000	279,000	26,880	9	418,000	422,000	47,270	11
166,000	168,000	14,970	9	279,000	282,000	27,210	9	422,000	426,000	47,870	11
168,000	170,000	15,170	9	282,000	285,000	27,550	9	426,000	430,000	48,470	11
170,000	172,000	15,370	9	285,000	288,000	27,890	9	430,000	434,000	49,070	11
172,000	174,000	15,570	9	288,000	291,000	28,220	9	434,000	438,000	49,670	11
174,000	176,000	15,770	9	291,000	294,000	28,560	9	438,000	442,000	50,270	11
176,000	178,000	15,970	9	294,000	297,000	28,890	9	442,000	446,000	50,870	11
178,000	180,000	16,170	9	297,000	300,000	29,230	9	446,000	450,000	51,470	11
180,000	182,000	16,370	9	300,000	303,000	29,570	9	450,000	454,000	52,070	11
182,000	184,000	16,570	9	303,000	306,000	30,020	9	454,000	458,000	52,670	11
184,000	186,000	16,770	9	306,000	309,000	30,470	9	458,000	462,000	53,270	11
186,000	188,000	16,970	9	309,000	312,000	30,920	10	462,000	466,000	53,870	11
188,000	190,000	17,170	9	312,000	315,000	31,370	10	466,000	470,000	54,470	11
190,000	192,000	17,370	9	315,000	318,000	31,820	10	470,000	474,000	55,070	11
192,000	194,000	17,570	9	318,000	321,000	32,270	10	474,000	478,000	55,670	11
194,000	196,000	17,770	9	321,000	324,000	32,720	10	478,000	482,000	56,270	11
196,000	198,000	17,970	9	324,000	327,000	33,170	10	482,000	486,000	56,870	11
198,000	200,000	18,170	9	327,000	330,000	33,620	10	486,000	490,000	57,470	11
200,000	202,000	18,370	9	330,000	333,000	34,070	10	490,000	494,000	58,070	11
202,000	204,000	18,590	9	333,000	336,000	34,520	10	494,000	498,000	58,670	11
204,000	206,000	18,810	9	336,000	339,000	34,970	10	498,000	502,000	59,270	11
206,000	208,000	19,040	9	339,000	342,000	35,420	10	502,000	506,000	59,890	11
208,000	210,000	19,260	9	342,000	345,000	35,870	10	506,000	510,000	60,540	11
210,000	213,000	19,490	9	345,000	348,000	36,320	10	510,000	514,000	61,190	11

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
514,000	518,000	61,830	12	710,000	715,000	97,770	13	935,000	940,000	144,390	15
518,000	522,000	62,480	12	715,000	720,000	98,770	13	940,000	945,000	145,450	15
522,000	526,000	63,130	12	720,000	725,000	99,770	13	945,000	950,000	146,510	15
526,000	530,000	63,780	12	725,000	730,000	100,770	13	950,000	955,000	147,570	15
530,000	534,000	64,430	12	730,000	735,000	101,770	13	955,000	960,000	148,630	15
534,000	538,000	65,070	12	735,000	740,000	102,770	13	960,000	965,000	149,690	15
538,000	542,000	65,720	12	740,000	745,000	103,770	14	965,000	970,000	150,750	15
542,000	546,000	66,370	12	745,000	750,000	104,770	14	970,000	975,000	151,810	15
546,000	550,000	67,020	12	750,000	755,000	105,770	14	975,000	980,000	152,870	15
550,000	554,000	67,670	12	755,000	760,000	106,770	14	980,000	985,000	153,930	15
554,000	558,000	68,310	12	760,000	765,000	107,770	14	985,000	990,000	154,990	15
558,000	562,000	68,960	12	765,000	770,000	108,770	14	990,000	995,000	156,050	15
562,000	566,000	69,610	12	770,000	775,000	109,770	14	995,000	1,000,000	157,110	15
566,000	570,000	70,260	12	775,000	780,000	110,770	14				
570,000	574,000	70,910	12	780,000	785,000	111,770	14				
574,000	578,000	71,550	12	785,000	790,000	112,770	14	1,000,000	1,200,000	(イ)の金額に25%を乗じて算出した金額から91,830円を控除した金額	
578,000	582,000	72,200	12	790,000	795,000	113,770	14				
582,000	586,000	72,850	12	795,000	800,000	114,770	14				
586,000	590,000	73,500	12	800,000	805,000	115,770	14				
590,000	594,000	74,150	12	805,000	810,000	116,830	14				
594,000	598,000	74,790	12	810,000	815,000	117,890	14	1,200,000	1,500,000	(イ)の金額に26.2%を乗じて算出した金額から103,230円を控除した金額	
598,000	602,000	75,440	12	815,000	820,000	118,950	14				
602,000	606,000	76,170	12	820,000	825,000	120,010	14				
606,000	610,000	76,970	12	825,000	830,000	121,070	14				
610,000	614,000	77,770	12	830,000	835,000	122,130	14				
614,000	618,000	78,570	12	835,000	840,000	123,190	14	1,500,000	1,800,000	(イ)の金額に30%を乗じて算出した金額から163,230円を控除した金額	
618,000	622,000	79,370	12	840,000	845,000	124,250	14				
622,000	626,000	80,170	12	845,000	850,000	125,310	14				
626,000	630,000	80,970	12	850,000	855,000	126,370	14				
630,000	635,000	81,770	12	855,000	860,000	127,430	14				
635,000	640,000	82,770	13	860,000	865,000	128,490	14	1,800,000	2,200,000	(イ)の金額に31.2%を乗じて算出した金額から184,830円を控除した金額	
640,000	645,000	83,770	13	865,000	870,000	129,550	14				
645,000	650,000	84,770	13	870,000	875,000	130,610	15				
650,000	655,000	85,770	13	875,000	880,000	131,670	15				
655,000	660,000	86,770	13	880,000	885,000	132,730	15				
660,000	665,000	87,770	13	885,000	890,000	133,790	15	2,200,000	2,500,000	(イ)の金額に36%を乗じて算出した金額から258,430円を控除した金額	
665,000	670,000	88,770	13	890,000	895,000	134,850	15				
670,000	675,000	89,770	13	895,000	900,000	135,910	15				
675,000	680,000	90,770	13	900,000	905,000	136,970	15				
680,000	685,000	91,770	13	905,000	910,000	138,030	15				
685,000	690,000	92,770	13	910,000	915,000	139,090	15	2,500,000	3,000,000	(イ)の金額に36.2%を乗じて算出した金額から298,430円を控除した金額	
690,000	695,000	93,770	13	915,000	920,000	140,150	15				
695,000	700,000	94,770	13	920,000	925,000	141,210	15				
700,000	705,000	95,770	13	925,000	930,000	142,270	15				
705,000	710,000	96,770	13	930,000	935,000	143,330	15				

(四)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
3,000,000円	4,000,000円	イの金額に40%を乗じて算出した金額から412,430円を控除した金額	%	10,000,000円	20,000,000円	イの金額に55%を乗じて算出した金額から1,412,430円を控除した金額	%	45,000,000円	60,000,000円	イの金額に70%を乗じて算出した金額から6,162,430円を控除した金額	%
4,000,000円	6,000,000円	イの金額に45%を乗じて算出した金額から612,430円を控除した金額		20,000,000円	30,000,000円	イの金額に60%を乗じて算出した金額から2,412,430円を控除した金額		60,000,000円以上		イの金額に75%を乗じて算出した金額から9,162,430円を控除した金額	
6,000,000円	10,000,000円	イの金額に50%を乗じて算出した金額から912,430円を控除した金額		30,000,000円	45,000,000円	イの金額に65%を乗じて算出した金額から3,912,430円を控除した金額					

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第八十四条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第一項(昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表第二 昭和41年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500	円未満	0	23,000	23,500	1,920	61,000	62,000	5,100
1,500	2,000	120	23,500	24,000	1,960	62,000	63,000	5,180
2,000	2,500	160	24,000	24,500	2,000	63,000	64,000	5,270
2,500	3,000	200	24,500	25,000	2,050	64,000	65,000	5,350
			25,000	25,500	2,090	65,000	66,000	5,440
3,000	3,500	250	25,500	26,000	2,130	66,000	67,000	5,520
3,500	4,000	290	26,000	26,500	2,170	67,000	68,000	5,600
4,000	4,500	330	26,500	27,000	2,210	68,000	69,000	5,690
4,500	5,000	370	27,000	27,500	2,250	69,000	70,000	5,770
5,000	5,500	410	27,500	28,000	2,300	70,000	71,000	5,850
5,500	6,000	460	28,000	28,500	2,340	71,000	72,000	5,940
6,000	6,500	500	28,500	29,000	2,380	72,000	73,000	6,020
6,500	7,000	540	29,000	29,500	2,420	73,000	74,000	6,110
7,000	7,500	580	29,500	30,000	2,460	74,000	75,000	6,190
7,500	8,000	620	30,000	31,000	2,510	75,000	76,000	6,270
8,000	8,500	660	31,000	32,000	2,590	76,000	77,000	6,360
8,500	9,000	710	32,000	33,000	2,670	77,000	78,000	6,440
9,000	9,500	750	33,000	34,000	2,760	78,000	79,000	6,520
9,500	10,000	790	34,000	35,000	2,840	79,000	80,000	6,610
10,000	10,500	830	35,000	36,000	2,920	80,000	81,000	6,690
10,500	11,000	870	36,000	37,000	3,010	81,000	82,000	6,770
11,000	11,500	920	37,000	38,000	3,090	82,000	83,000	6,860
11,500	12,000	960	38,000	39,000	3,180	83,000	84,000	6,940
12,000	12,500	1,000	39,000	40,000	3,260	84,000	85,000	7,030
12,500	13,000	1,040	40,000	41,000	3,340	85,000	86,000	7,110
13,000	13,500	1,080	41,000	42,000	3,430	86,000	87,000	7,190
13,500	14,000	1,120	42,000	43,000	3,510	87,000	88,000	7,280
14,000	14,500	1,170	43,000	44,000	3,590	88,000	89,000	7,360
14,500	15,000	1,210	44,000	45,000	3,680	89,000	90,000	7,440
15,000	15,500	1,250	45,000	46,000	3,760	90,000	92,000	7,530
15,500	16,000	1,290	46,000	47,000	3,850	92,000	94,000	7,700
16,000	16,500	1,330	47,000	48,000	3,930	94,000	96,000	7,860
16,500	17,000	1,380	48,000	49,000	4,010	96,000	98,000	8,030
17,000	17,500	1,420	49,000	50,000	4,100	98,000	100,000	8,200
17,500	18,000	1,460	50,000	51,000	4,180	100,000	102,000	8,370
18,000	18,500	1,500	51,000	52,000	4,260	102,000	104,000	8,530
18,500	19,000	1,540	52,000	53,000	4,350	104,000	106,000	8,700
19,000	19,500	1,590	53,000	54,000	4,430	106,000	108,000	8,870
19,500	20,000	1,630	54,000	55,000	4,510	108,000	110,000	9,030
20,000	20,500	1,670	55,000	56,000	4,600	110,000	112,000	9,200
20,500	21,000	1,710	56,000	57,000	4,680	112,000	114,000	9,370
21,000	21,500	1,750	57,000	58,000	4,770	114,000	116,000	9,540
21,500	22,000	1,790	58,000	59,000	4,850	116,000	118,000	9,700
22,000	22,500	1,840	59,000	60,000	4,930	118,000	120,000	9,870
22,500	23,000	1,880	60,000	61,000	5,020	120,000	122,000	10,040

(二)

課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額		
税 額		税 額	税 額		税 額	税 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
122,000	124,000	10,210	213,000	216,000	17,820	348,000	351,000	29,120
124,000	126,000	10,370	216,000	219,000	18,070	351,000	354,000	29,370
126,000	128,000	10,540	219,000	222,000	18,330	354,000	357,000	29,620
128,000	130,000	10,710	222,000	225,000	18,580	357,000	360,000	29,880
130,000	132,000	10,880	225,000	228,000	18,830	360,000	363,000	30,130
132,000	134,000	11,040	228,000	231,000	19,080	363,000	366,000	30,380
134,000	136,000	11,210	231,000	234,000	19,330	366,000	369,000	30,630
136,000	138,000	11,380	234,000	237,000	19,580	369,000	372,000	30,880
138,000	140,000	11,550	237,000	240,000	19,830	372,000	375,000	31,130
140,000	142,000	11,710	240,000	243,000	20,080	375,000	378,000	31,380
142,000	144,000	11,880	243,000	246,000	20,330	378,000	381,000	31,630
144,000	146,000	12,050	246,000	249,000	20,590	381,000	384,000	31,880
146,000	148,000	12,220	249,000	252,000	20,840	384,000	387,000	32,140
148,000	150,000	12,380	252,000	255,000	21,090	387,000	390,000	32,390
150,000	152,000	12,550	255,000	258,000	21,340	390,000	394,000	32,640
152,000	154,000	12,720	258,000	261,000	21,590	394,000	398,000	32,970
154,000	156,000	12,880	261,000	264,000	21,840	398,000	402,000	33,310
156,000	158,000	13,050	264,000	267,000	22,090	402,000	406,000	33,640
158,000	160,000	13,220	267,000	270,000	22,340	406,000	410,000	33,980
160,000	162,000	13,390	270,000	273,000	22,590	410,000	414,000	34,310
162,000	164,000	13,550	273,000	276,000	22,850	414,000	418,000	34,650
164,000	166,000	13,720	276,000	279,000	23,100	418,000	422,000	34,980
166,000	168,000	13,890	279,000	282,000	23,350	422,000	426,000	35,320
168,000	170,000	14,060	282,000	285,000	23,600	426,000	430,000	35,650
170,000	172,000	14,220	285,000	288,000	23,850	430,000	434,000	35,990
172,000	174,000	14,390	288,000	291,000	24,100	434,000	438,000	36,320
174,000	176,000	14,560	291,000	294,000	24,350	438,000	442,000	36,660
176,000	178,000	14,730	294,000	297,000	24,600	442,000	446,000	36,990
178,000	180,000	14,890	297,000	300,000	24,850	446,000	450,000	37,330
180,000	182,000	15,060	300,000	303,000	25,110	450,000	454,000	37,660
182,000	184,000	15,230	303,000	306,000	25,360	454,000	458,000	37,990
184,000	186,000	15,400	306,000	309,000	25,610	458,000	462,000	38,330
186,000	188,000	15,560	309,000	312,000	25,860	462,000	466,000	38,660
188,000	190,000	15,730	312,000	315,000	26,110	466,000	470,000	39,000
190,000	192,000	15,900	315,000	318,000	26,360	470,000	474,000	39,330
192,000	194,000	16,070	318,000	321,000	26,610	474,000	478,000	39,670
194,000	196,000	16,230	321,000	324,000	26,860	478,000	482,000	40,000
196,000	198,000	16,400	324,000	327,000	27,110	482,000	486,000	40,340
198,000	200,000	16,570	327,000	330,000	27,360	486,000	490,000	40,670
200,000	202,000	16,740	330,000	333,000	27,620	490,000	494,000	41,010
202,000	204,000	16,900	333,000	336,000	27,870	494,000	498,000	41,340
204,000	206,000	17,070	336,000	339,000	28,120	498,000	502,000	41,680
206,000	208,000	17,240	339,000	342,000	28,370	502,000	506,000	42,050
208,000	210,000	17,400	342,000	345,000	28,620	506,000	510,000	42,450
210,000	213,000	17,570	345,000	348,000	28,870	510,000	514,000	42,850

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
514,000	518,000	43,250	710,000	715,000	62,850	935,000	940,000	85,350
518,000	522,000	43,650	715,000	720,000	63,350	940,000	945,000	85,850
522,000	526,000	44,050	720,000	725,000	63,850	945,000	950,000	86,350
526,000	530,000	44,450	725,000	730,000	64,350	950,000	955,000	86,850
530,000	534,000	44,850	730,000	735,000	64,850	955,000	960,000	87,350
534,000	538,000	45,250	735,000	740,000	65,350	960,000	965,000	87,850
538,000	542,000	45,650	740,000	745,000	65,850	965,000	970,000	88,350
542,000	546,000	46,050	745,000	750,000	66,350	970,000	975,000	88,850
546,000	550,000	46,450	750,000	755,000	66,850	975,000	980,000	89,350
550,000	554,000	46,850	755,000	760,000	67,350	980,000	985,000	89,850
554,000	558,000	47,250	760,000	765,000	67,850	985,000	990,000	90,350
558,000	562,000	47,650	765,000	770,000	68,350	990,000	995,000	90,850
562,000	566,000	48,050	770,000	775,000	68,850	995,000	1,000,000	91,350
566,000	570,000	48,450	775,000	780,000	69,350			
570,000	574,000	48,850	780,000	785,000	69,850			
574,000	578,000	49,250	785,000	790,000	70,350	1,000,000	1,500,000	課税山林所得金額に11.2%を乗じて算出した金額から20,150円を控除した金額
578,000	582,000	49,650	790,000	795,000	70,850			
582,000	586,000	50,050	795,000	800,000	71,350			
586,000	590,000	50,450	800,000	805,000	71,850			
590,000	594,000	50,850	805,000	810,000	72,350			
594,000	598,000	51,250	810,000	815,000	72,850	1,500,000	2,500,000	課税山林所得金額に16%を乗じて算出した金額から77,150円を控除した金額
598,000	602,000	51,650	815,000	820,000	73,350			
602,000	606,000	52,050	820,000	825,000	73,850			
606,000	610,000	52,450	825,000	830,000	74,350			
610,000	614,000	52,850	830,000	835,000	74,850			
614,000	618,000	53,250	835,000	840,000	75,350	2,500,000	3,000,000	課税山林所得金額に16.2%を乗じて算出した金額から107,150円を控除した金額
618,000	622,000	53,650	840,000	845,000	75,850			
622,000	626,000	54,050	845,000	850,000	76,350			
626,000	630,000	54,450	850,000	855,000	76,850			
630,000	635,000	54,850	855,000	860,000	77,350			
635,000	640,000	55,350	860,000	865,000	77,850	3,000,000	4,000,000	課税山林所得金額に20%を乗じて算出した金額から107,150円を控除した金額
640,000	645,000	55,850	865,000	870,000	78,350			
645,000	650,000	56,350	870,000	875,000	78,850			
650,000	655,000	56,850	875,000	880,000	79,350			
655,000	660,000	57,350	880,000	885,000	79,850			
660,000	665,000	57,850	885,000	890,000	80,350	4,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に21.2%を乗じて算出した金額から269,150円を控除した金額
665,000	670,000	58,350	890,000	895,000	80,850			
670,000	675,000	58,850	895,000	900,000	81,350			
675,000	680,000	59,350	900,000	905,000	81,850			
680,000	685,000	59,850	905,000	910,000	82,350			
685,000	690,000	60,350	910,000	915,000	82,850	5,000,000	6,000,000	課税山林所得金額に25%を乗じて算出した金額から459,150円を控除した金額
690,000	695,000	60,850	915,000	920,000	83,350			
695,000	700,000	61,350	920,000	925,000	83,850			
700,000	705,000	61,850	925,000	930,000	84,350			
705,000	710,000	62,350	930,000	935,000	84,850			

(四)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
6,000,000 ^円	7,500,000 ^円	課税山林所得金額に28.2%を乗じて算出した金額から531,150円を控除した金額	15,000,000 ^円	20,000,000 ^円	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から2,062,150円を控除した金額	150,000,000 ^円	225,000,000 ^円	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から19,862,150円を控除した金額
7,500,000	9,000,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から818,150円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から3,062,150円を控除した金額	225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,812,150円を控除した金額
9,000,000	11,000,000	課税山林所得金額に31.2%を乗じて算出した金額から924,150円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,662,150円を控除した金額	300,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,812,150円を控除した金額
11,000,000	12,500,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,342,150円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から7,062,150円を控除した金額			
12,500,000	15,000,000	課税山林所得金額に38.2%を乗じて算出した金額から1,492,150円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から12,062,150円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

[illegible]

附則別表第三 昭和41年分の所得税の予定納税基準額算出のための控除額表

(一)

昭和40年分の所得税の課税総 所得金額等		甲							
		扶 養				親 族			
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	人	人
以 上	未 満	控 除							
円	円	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額
150,000	160,000	630	630	630	630	630	630	630	630
160,000	170,000	630	1,630	1,630	1,630	1,630	1,630	1,630	1,630
170,000	180,000	630	1,630	2,630	2,630	2,630	2,630	2,630	2,630
180,000	190,000	630	1,630	2,630	2,630	3,630	3,630	3,630	3,630
190,000	200,000	630	1,630	2,630	2,630	3,630	4,630	4,630	4,630
200,000	210,000	1,130	2,130	3,130	4,130	5,130	6,130	6,130	6,130
210,000	220,000	1,510	2,630	3,630	4,630	5,630	6,630	6,630	6,630
220,000	230,000	1,890	3,010	4,130	5,130	6,130	7,130	7,130	7,130
230,000	240,000	2,270	3,390	4,510	5,630	6,630	7,630	7,630	7,630
240,000	250,000	2,650	3,770	4,890	6,010	7,130	8,130	8,130	8,130
250,000	260,000	3,030	4,150	5,270	6,390	7,510	8,630	8,630	8,630
260,000	270,000	3,410	4,530	5,650	6,770	7,890	9,010	9,010	9,010
270,000	280,000	3,790	4,910	6,030	7,150	8,270	9,390	9,390	9,390
280,000	290,000	4,170	5,290	6,410	7,530	8,650	9,770	9,770	9,770
290,000	300,000	4,550	5,670	6,790	7,910	9,030	10,150	10,150	10,150
300,000	310,000	4,930	6,050	7,170	8,290	9,410	10,530	10,530	10,530
310,000	320,000	4,930	6,430	7,550	8,670	9,790	10,910	10,910	10,910
320,000	330,000	4,930	6,430	7,930	9,050	10,170	11,290	11,290	11,290
330,000	340,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,550	11,670	11,670	11,670
340,000	350,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,050	12,050	12,050
350,000	360,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,430	12,430	12,430
360,000	370,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,430	12,430	12,430
370,000	380,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,430	12,430	12,430
380,000	390,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,430	12,430	12,430
390,000	400,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,430	12,430	12,430
400,000	500,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,430	12,430	12,430
500,000	510,000	5,430	6,930	8,430	9,930	11,430	12,930	12,930	12,930
510,000	520,000	5,810	7,430	8,930	10,430	11,930	13,430	13,430	13,430
520,000	530,000	6,190	7,810	9,430	10,930	12,430	13,930	13,930	13,930
530,000	540,000	6,570	8,190	9,810	11,430	12,930	14,430	14,430	14,430
540,000	550,000	6,950	8,570	10,190	11,810	13,430	14,930	14,930	14,930
550,000	560,000	7,330	8,950	10,570	12,190	13,810	15,430	15,430	15,430
560,000	570,000	7,710	9,330	10,950	12,570	14,190	15,810	15,810	15,810
570,000	580,000	8,090	9,710	11,330	12,950	14,570	16,190	16,190	16,190
580,000	590,000	8,470	10,090	11,710	13,330	14,950	16,570	16,570	16,570
590,000	600,000	8,850	10,470	12,090	13,710	15,330	16,950	16,950	16,950
600,000	610,000	9,230	10,850	12,470	14,090	15,710	17,330	17,330	17,330
610,000	620,000	9,230	11,230	12,850	14,470	16,090	17,710	17,710	17,710
620,000	630,000	9,230	11,230	13,230	14,850	16,470	18,090	18,090	18,090
630,000	640,000	9,230	11,230	13,230	15,230	16,850	18,470	18,470	18,470
640,000	650,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	18,850	18,850	18,850
650,000	660,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230	19,230	19,230
660,000	670,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230	19,230	19,230
670,000	680,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230	19,230	19,230
680,000	690,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230	19,230	19,230

					乙			丙
等 の 数					青色事業専従者の年齢			事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10 人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
金 額					1 人 当 た り 控 除 金 額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円
21,230	23,230	25,230	27,230	28,850	10,500	16,500	15,000	6,000
21,230	23,230	25,230	27,230	29,230	10,500	16,500	15,000	6,000
21,730	23,730	25,730	27,730	29,730	10,500	16,500	15,000	6,000
22,230	24,230	26,230	28,230	30,230	10,620	16,620	15,120	6,120
22,730	24,730	26,730	28,730	30,730	10,740	16,740	15,240	6,240
23,230	25,230	27,230	29,230	31,230	10,860	16,860	15,360	6,360
23,730	25,730	27,730	29,730	31,730	10,980	16,980	15,480	6,360
24,230	26,230	28,230	30,230	32,230	11,100	17,100	15,600	6,360
24,730	26,730	28,730	30,730	32,730	11,130	17,220	15,720	6,360
25,110	27,230	29,230	31,230	33,230	11,130	17,340	15,840	6,360
25,490	27,610	29,730	31,730	33,730	11,130	17,460	15,900	6,360
25,870	27,990	30,110	32,230	34,230	11,130	17,490	15,900	6,360
26,250	28,370	30,490	32,610	34,730	11,130	17,490	15,900	6,360
26,630	28,750	30,870	32,990	35,110	11,130	17,490	15,900	6,360
27,010	29,130	31,250	33,370	35,490	11,130	17,490	15,900	6,360
27,390	29,510	31,630	33,750	35,870	11,130	17,490	15,900	6,360
27,770	29,890	32,010	34,130	36,250	11,130	17,490	15,900	6,360
28,150	30,270	32,390	34,510	36,630	11,130	17,490	15,900	6,360
28,530	30,650	32,770	34,890	37,010	11,130	17,490	15,900	6,360
28,910	31,030	33,150	35,270	37,390	11,130	17,490	15,900	6,360
29,290	31,410	33,530	35,650	37,770	11,130	17,490	15,900	6,360
29,670	31,790	33,910	36,030	38,150	11,130	17,490	15,900	6,360
30,050	32,170	34,290	36,410	38,530	11,130	17,490	15,900	6,360
30,430	32,550	34,670	36,790	38,910	11,510	17,870	16,280	6,740
30,810	32,930	35,050	37,170	39,290	11,890	18,250	16,660	7,120
31,190	33,310	35,430	37,550	39,670	12,270	18,630	17,040	7,500
31,570	33,690	35,810	37,930	40,050	12,650	19,010	17,420	7,500
31,950	34,070	36,190	38,310	40,430	13,030	19,390	17,800	7,500
32,330	34,450	36,570	38,690	40,810	13,130	19,770	18,180	7,500
32,330	34,830	36,950	39,070	41,190	13,130	20,150	18,560	7,500
32,330	34,830	37,330	39,450	41,570	13,130	20,530	18,750	7,500
32,330	34,830	37,330	39,830	41,950	13,130	20,630	18,750	7,500
32,330	34,830	37,330	39,830	42,330	13,130	20,630	18,750	7,500
32,830	35,330	37,830	40,330	42,830	13,130	20,630	18,750	7,500
33,330	35,830	38,330	40,830	43,330	13,250	20,750	18,870	7,620
33,830	36,330	38,830	41,330	43,830	13,370	20,870	18,990	7,740
34,330	36,830	39,330	41,830	44,330	13,490	20,990	19,110	7,860
34,830	37,330	39,830	42,330	44,830	13,610	21,110	19,230	7,860
35,330	37,830	40,330	42,830	45,330	13,730	21,230	19,350	7,860
35,330	38,330	40,830	43,330	45,830	13,760	21,350	19,470	7,860
36,210	38,830	41,330	43,830	46,330	13,760	21,470	19,590	7,860
36,590	39,210	41,830	44,330	46,830	13,760	21,590	19,650	7,860
36,970	39,590	42,210	44,830	47,330	13,760	21,620	19,650	7,860
37,350	39,970	42,590	45,210	47,830	13,760	21,620	19,650	7,860
37,730	40,350	42,970	45,590	48,210	13,760	21,620	19,650	7,860
38,110	40,730	43,350	45,970	48,590	13,760	21,620	19,650	7,860
38,490	41,110	43,730	46,350	48,970	13,760	21,620	19,650	7,860
38,870	41,490	44,110	46,730	49,350	13,760	21,620	19,650	7,860
39,250	41,870	44,490	47,110	49,730	13,760	21,620	19,650	7,860
39,630	42,250	44,870	47,490	50,110	13,760	21,620	19,650	7,860

(二)

昭和40年分の所得税の課税総 所得金額等				甲										
				扶 養 親 族										
				0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5
以 上		未 満	控 除											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
690,000	700,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230							
700,000	800,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230							
800,000	810,000	9,730	11,730	13,730	15,730	17,730	19,730							
810,000	820,000	10,110	12,230	14,230	16,230	18,230	20,230							
820,000	830,000	10,490	12,610	14,730	16,730	18,730	20,730							
830,000	840,000	10,870	12,990	15,110	17,230	19,230	21,230							
840,000	850,000	11,250	13,370	15,490	17,610	19,730	21,730							
850,000	860,000	11,630	13,750	15,870	17,990	20,110	22,230							
860,000	870,000	12,010	14,130	16,250	18,370	20,490	22,610							
870,000	880,000	12,390	14,510	16,630	18,750	20,870	22,990							
880,000	890,000	12,770	14,890	17,010	19,130	21,250	23,370							
890,000	900,000	13,150	15,270	17,390	19,510	21,630	23,750							
900,000	910,000	13,530	15,650	17,770	19,890	22,010	24,130							
910,000	920,000	13,910	16,030	18,150	20,270	22,390	24,510							
920,000	930,000	14,290	16,410	18,530	20,650	22,770	24,890							
930,000	940,000	14,670	16,790	18,910	21,030	23,150	25,270							
940,000	950,000	15,050	17,170	19,290	21,410	23,530	25,650							
950,000	960,000	15,430	17,550	19,670	21,790	23,910	26,030							
960,000	970,000	15,810	17,930	20,050	22,170	24,290	26,410							
970,000	980,000	16,190	18,310	20,430	22,550	24,670	26,790							
980,000	990,000	16,570	18,690	20,810	22,930	25,050	27,170							
990,000	1,000,000	16,950	19,070	21,190	23,310	25,430	27,550							
1,000,000	1,010,000	17,330	19,450	21,570	23,690	25,810	27,930							
1,010,000	1,020,000	17,330	19,830	21,950	24,070	26,190	28,310							
1,020,000	1,030,000	17,330	19,830	22,330	24,450	26,570	28,690							
1,030,000	1,040,000	17,330	19,830	22,330	24,830	26,950	29,070							
1,040,000	1,050,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,450							
1,050,000	1,060,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830							
1,060,000	1,070,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830							
1,070,000	1,080,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830							
1,080,000	1,090,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830							
1,090,000	1,100,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830							
1,100,000	1,200,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830							
1,200,000	1,210,000	17,830	20,330	22,830	25,330	27,830	30,330							
1,210,000	1,220,000	18,210	20,830	23,330	25,830	28,330	30,830							
1,220,000	1,230,000	18,590	21,210	23,830	26,330	28,830	31,330							
1,230,000	1,240,000	18,970	21,590	24,210	26,830	29,330	31,830							
1,240,000	1,250,000	19,350	21,970	24,590	27,210	29,830	32,330							
1,250,000	1,260,000	19,730	22,350	24,970	27,590	30,210	32,830							
1,260,000	1,270,000	20,110	22,730	25,350	27,970	30,590	33,210							
1,270,000	1,280,000	20,490	23,110	25,730	28,350	30,970	33,590							
1,280,000	1,290,000	20,870	23,490	26,110	28,730	31,350	33,970							
1,290,000	1,300,000	21,250	23,870	26,490	29,110	31,730	34,350							
1,300,000	1,310,000	21,630	24,250	26,870	29,490	32,110	34,730							
1,310,000	1,320,000	22,010	24,630	27,250	29,870	32,490	35,110							
1,320,000	1,330,000	22,390	25,010	27,630	30,250	32,870	35,490							
1,330,000	1,340,000	22,770	25,390	28,010	30,630	33,250	35,870							
1,340,000	1,350,000	23,150	25,770	28,390	31,010	33,630	36,250							
1,350,000	1,360,000	23,530	26,150	28,770	31,390	34,010	36,630							
1,360,000	1,370,000	23,910	26,530	29,150	31,770	34,390	37,010							

等 の 数					乙			丙
					青色事業専従者の年齢			事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10 人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
金 額					1 人 当 た り 控 除 金 額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円
40,010	42,630	45,250	47,870	50,490	13,760	21,620	19,650	7,860
40,390	43,010	45,630	48,250	50,870	13,760	21,620	19,650	7,860
40,770	43,390	46,010	48,630	51,250	13,760	21,620	19,650	7,860
41,150	43,770	46,390	49,010	51,630	13,760	21,620	19,650	7,860
41,530	44,150	46,770	49,390	52,010	13,760	21,620	19,650	7,860
41,910	44,530	47,150	49,770	52,390	13,760	21,620	19,650	7,860
42,290	44,910	47,530	50,150	52,770	13,760	21,620	19,650	7,860
42,670	45,290	47,910	50,530	53,150	13,760	21,620	19,650	7,860
43,050	45,670	48,290	50,910	53,530	13,760	21,620	19,650	7,860
43,430	46,050	48,670	51,290	53,910	13,760	21,620	19,650	7,860
43,810	46,430	49,050	51,670	54,290	13,760	21,620	19,650	7,860
44,190	46,810	49,430	52,050	54,670	13,760	21,620	19,650	7,860
44,570	47,190	49,810	52,430	55,050	13,760	21,620	19,650	7,860
44,950	47,570	50,190	52,810	55,430	13,760	21,620	19,650	7,860
45,330	47,950	50,570	53,190	55,810	14,140	22,000	20,030	8,240
45,710	48,330	50,950	53,570	56,190	14,520	22,380	20,410	8,620
46,090	48,710	51,330	53,950	56,570	14,900	22,760	20,790	9,000
46,470	49,090	51,710	54,330	56,950	15,280	23,140	21,170	9,000
46,850	49,470	52,090	54,710	57,330	15,660	23,520	21,550	9,000
47,230	49,850	52,470	55,090	57,710	15,750	23,900	21,930	9,000
47,230	50,230	52,850	55,470	58,090	15,750	24,280	22,310	9,000
47,230	50,230	53,230	55,850	58,470	15,750	24,660	22,500	9,000
47,230	50,230	53,230	56,230	58,850	15,750	24,750	22,500	9,000
47,230	50,230	53,230	56,230	59,230	15,750	24,750	22,500	9,000
47,730	50,730	53,730	56,730	59,730	15,750	24,750	22,500	9,000
48,230	51,230	54,230	57,230	60,230	15,870	24,870	22,620	9,120
48,730	51,730	54,730	57,730	60,730	15,990	24,990	22,740	9,240
49,230	52,230	55,230	58,230	61,230	16,110	25,110	22,860	9,360
49,730	52,730	55,730	58,730	61,730	16,230	25,230	22,980	9,360
50,230	53,230	56,230	59,230	62,230	16,350	25,350	23,100	9,360
50,730	53,730	56,730	59,730	62,730	16,380	25,470	23,220	9,360
51,110	54,230	57,230	60,230	63,230	16,380	25,590	23,340	9,360
51,490	54,610	57,730	60,730	63,730	16,380	25,710	23,400	9,360
51,870	54,990	58,110	61,230	64,230	16,380	25,740	23,400	9,360
52,250	55,370	58,490	61,610	64,730	16,380	25,740	23,400	9,360
52,630	55,750	58,870	61,990	65,110	16,380	25,740	23,400	9,360
53,010	56,130	59,250	62,370	65,490	16,380	25,740	23,400	9,360
53,390	56,510	59,630	62,750	65,870	16,380	25,740	23,400	9,360
53,770	56,890	60,010	63,130	66,250	16,380	25,740	23,400	9,360
54,150	57,270	60,390	63,510	66,630	16,380	25,740	23,400	9,360
54,530	57,650	60,770	63,890	67,010	16,380	25,740	23,400	9,360
54,910	58,030	61,150	64,270	67,390	16,380	25,740	23,400	9,360
55,290	58,410	61,530	64,650	67,770	16,380	25,740	23,400	9,360
55,670	58,790	61,910	65,030	68,150	16,380	25,740	23,400	9,360
56,050	59,170	62,290	65,410	68,530	16,380	25,740	23,400	9,360
56,430	59,550	62,670	65,790	68,910	16,380	25,740	23,400	9,360
56,810	59,930	63,050	66,170	69,290	16,380	25,740	23,400	9,360
57,190	60,310	63,430	66,550	69,670	16,380	25,740	23,400	9,360
57,570	60,690	63,810	66,930	70,050	16,380	25,740	23,400	9,360
57,950	61,070	64,190	67,310	70,430	16,380	25,740	23,400	9,360

(三)

昭和40年分の所得税の課税総		甲							
所得金額等		扶 養 親 族							
		0	人	1	人	2	人	3	人
以	上	未	満	控				除	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,370,000	1,380,000	24,290	26,910	29,530	32,150	34,770	37,390		
1,380,000	1,390,000	24,670	27,290	29,910	32,530	35,150	37,770		
1,390,000	1,400,000	25,050	27,670	30,290	32,910	35,530	38,150		
1,400,000	1,410,000	25,430	28,050	30,670	33,290	35,910	38,530		
1,410,000	1,420,000	25,810	28,430	31,050	33,670	36,290	38,910		
1,420,000	1,430,000	26,190	28,810	31,430	34,050	36,670	39,290		
1,430,000	1,440,000	26,570	29,190	31,810	34,430	37,050	39,670		
1,440,000	1,450,000	26,950	29,570	32,190	34,810	37,430	40,050		
1,450,000	1,460,000	27,330	29,950	32,570	35,190	37,810	40,430		
1,460,000	1,470,000	27,710	30,330	32,950	35,570	38,190	40,810		
1,470,000	1,480,000	28,090	30,710	33,330	35,950	38,570	41,190		
1,480,000	1,490,000	28,470	31,090	33,710	36,330	38,950	41,570		
1,490,000	1,500,000	28,850	31,470	34,090	36,710	39,330	41,950		
1,500,000	1,510,000	29,230	31,850	34,470	37,090	39,710	42,330		
1,510,000	1,520,000	29,230	32,230	34,850	37,470	40,090	42,710		
1,520,000	1,530,000	29,230	32,230	35,230	37,850	40,470	43,090		
1,530,000	1,540,000	29,230	32,230	35,230	38,230	40,850	43,470		
1,540,000	1,550,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	43,850		
1,550,000	1,560,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230		
1,560,000	1,570,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230		
1,570,000	1,580,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230		
1,580,000	1,590,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230		
1,590,000	1,600,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230		
1,600,000	1,800,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230		
1,800,000	1,810,000	29,730	32,730	35,730	38,730	41,730	44,730		
1,810,000	1,820,000	30,110	33,230	36,230	39,230	42,230	45,230		
1,820,000	1,830,000	30,490	33,610	36,730	39,730	42,730	45,730		
1,830,000	1,840,000	30,870	33,990	37,110	40,230	43,230	46,230		
1,840,000	1,850,000	31,250	34,370	37,490	40,610	43,730	46,730		
1,850,000	1,860,000	31,630	34,750	37,870	40,990	44,110	47,230		
1,860,000	1,870,000	32,010	35,130	38,250	41,370	44,490	47,610		
1,870,000	1,880,000	32,390	35,510	38,630	41,750	44,870	47,990		
1,880,000	1,890,000	32,770	35,890	39,010	42,130	45,250	48,370		
1,890,000	1,900,000	33,150	36,270	39,390	42,510	45,630	48,750		
1,900,000	1,910,000	33,530	36,650	39,770	42,890	46,010	49,130		
1,910,000	1,920,000	33,910	37,030	40,150	43,270	46,390	49,510		
1,920,000	1,930,000	34,290	37,410	40,530	43,650	46,770	49,890		
1,930,000	1,940,000	34,670	37,790	40,910	44,030	47,150	50,270		
1,940,000	1,950,000	35,050	38,170	41,290	44,410	47,530	50,650		
1,950,000	1,960,000	35,430	38,550	41,670	44,790	47,910	51,030		
1,960,000	1,970,000	35,810	38,930	42,050	45,170	48,290	51,410		
1,970,000	1,980,000	36,190	39,310	42,430	45,550	48,670	51,790		
1,980,000	1,990,000	36,570	39,690	42,810	45,930	49,050	52,170		
1,990,000	2,000,000	36,950	40,070	43,190	46,310	49,430	52,550		
2,000,000	2,010,000	37,330	40,450	43,570	46,690	49,810	52,930		
2,010,000	2,020,000	37,710	40,830	43,950	47,070	50,190	53,310		
2,020,000	2,030,000	38,090	41,210	44,330	47,450	50,570	53,690		
2,030,000	2,040,000	38,470	41,590	44,710	47,830	50,950	54,070		
2,040,000	2,050,000	38,850	41,970	45,090	48,210	51,330	54,450		
2,050,000	2,060,000	39,230	42,350	45,470	48,590	51,710	54,830		

等 の 数					乙			丙
					青色事業専従者の年齢			事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
金 額					1 人 当 た り 控 除 金 額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円
58,330	61,450	64,570	67,690	70,810	16,380	25,740	23,400	9,360
58,710	61,830	64,950	68,070	71,190	16,380	25,740	23,400	9,360
59,090	62,210	65,330	68,450	71,570	16,380	25,740	23,400	9,360
59,470	62,590	65,710	68,830	71,950	16,380	25,740	23,400	9,360
59,850	62,970	66,090	69,210	72,330	16,380	25,740	23,400	9,360
60,230	63,350	66,470	69,590	72,710	16,380	25,740	23,400	9,360
60,610	63,730	66,850	69,970	73,090	16,380	25,740	23,400	9,360
60,990	64,110	67,230	70,350	73,470	16,380	25,740	23,400	9,360
61,370	64,490	67,610	70,730	73,850	16,380	25,740	23,400	9,360
61,750	64,870	67,990	71,110	74,230	16,380	25,740	23,400	9,360
62,130	65,250	68,370	71,490	74,610	16,380	25,740	23,400	9,360
62,510	65,630	68,750	71,870	74,990	16,380	25,740	23,400	9,360
62,890	66,010	69,130	72,250	75,370	16,380	25,740	23,400	9,360
63,270	66,390	69,510	72,630	75,750	16,380	25,740	23,400	9,360
63,650	66,770	69,890	73,010	76,130	16,380	25,740	23,400	9,360
64,030	67,150	70,270	73,390	76,510	16,760	26,120	23,780	9,740
64,410	67,530	70,650	73,770	76,890	17,140	26,500	24,160	10,120
64,790	67,910	71,030	74,150	77,270	17,520	26,880	24,540	10,500
65,170	68,290	71,410	74,530	77,650	17,900	27,260	24,920	10,500
65,550	68,670	71,790	74,910	78,030	18,280	27,640	25,300	10,500
65,930	69,050	72,170	75,290	78,410	18,380	28,020	25,680	10,500
65,930	69,430	72,550	75,670	78,790	18,380	28,400	26,060	10,500
65,930	69,430	72,930	76,050	79,170	18,380	28,780	26,250	10,500
65,930	69,430	72,930	76,430	79,550	18,380	28,880	26,250	10,500
65,930	69,430	72,930	76,430	79,930	18,380	28,880	26,250	10,500
66,430	69,930	73,430	76,930	80,430	18,380	28,880	26,250	10,500
66,930	70,430	73,930	77,430	80,930	18,500	29,000	26,370	10,620
67,430	70,930	74,430	77,930	81,430	18,620	29,120	26,490	10,740
67,930	71,430	74,930	78,430	81,930	18,740	29,240	26,610	10,860
68,430	71,930	75,430	78,930	82,430	18,860	29,360	26,730	10,860
68,930	72,430	75,930	79,430	82,930	18,980	29,480	26,850	10,860
69,430	72,930	76,430	79,930	83,430	19,010	29,600	26,970	10,860
69,810	73,430	76,930	80,430	83,930	19,010	29,720	27,090	10,860
70,190	73,810	77,430	80,930	84,430	19,010	29,840	27,150	10,860
70,570	74,190	77,810	81,430	84,930	19,010	29,870	27,150	10,860
70,950	74,570	78,190	81,810	85,430	19,010	29,870	27,150	10,860
71,330	74,950	78,570	82,190	85,810	19,010	29,870	27,150	10,860
71,710	75,330	78,950	82,570	86,190	19,010	29,870	27,150	10,860
72,090	75,710	79,330	82,950	86,570	19,010	29,870	27,150	10,860
72,470	76,090	79,710	83,330	86,950	19,010	29,870	27,150	10,860
72,850	76,470	80,090	83,710	87,330	19,010	29,870	27,150	10,860
73,230	76,850	80,470	84,090	87,710	19,010	29,870	27,150	10,860
73,610	77,230	80,850	84,470	88,090	19,010	29,870	27,150	10,860
73,990	77,610	81,230	84,850	88,470	19,010	29,870	27,150	10,860
74,370	77,990	81,610	85,230	88,850	19,010	29,870	27,150	10,860
74,750	78,370	81,990	85,610	89,230	19,010	29,870	27,150	10,860
75,130	78,750	82,370	85,990	89,610	19,010	29,870	27,150	10,860
75,510	79,130	82,750	86,370	89,990	19,010	29,870	27,150	10,860
75,890	79,510	83,130	86,750	90,370	19,010	29,870	27,150	10,860
76,270	79,890	83,510	87,130	90,750	19,010	29,870	27,150	10,860

(四)

昭和40年分の所得税の課税総 所得金額等		甲							
		扶 養				親 族			
		0	1	2	3	4	5		
以 上	未 満	控				除			
2,060,000	2,070,000	39,610	42,780	45,850	48,970	52,090	55,210		
2,070,000	2,080,000	39,990	43,110	46,230	49,350	52,470	55,590		
2,080,000	2,090,000	40,370	43,490	46,610	49,730	52,850	55,970		
2,090,000	2,100,000	40,750	43,870	46,990	50,110	53,230	56,350		
2,100,000	2,110,000	41,130	44,250	47,370	50,490	53,610	56,730		
2,110,000	2,120,000	41,510	44,630	47,750	50,870	53,990	57,110		
2,120,000	2,130,000	41,890	45,010	48,130	51,250	54,370	57,490		
2,130,000	2,140,000	42,270	45,390	48,510	51,630	54,750	57,870		
2,140,000	2,150,000	42,650	45,770	48,890	52,010	55,130	58,250		
2,150,000	2,160,000	43,030	46,150	49,270	52,390	55,510	58,630		
2,160,000	2,170,000	43,410	46,530	49,650	52,770	55,890	59,010		
2,170,000	2,180,000	43,790	46,910	50,030	53,150	56,270	59,390		
2,180,000	2,190,000	44,170	47,290	50,410	53,530	56,650	59,770		
2,190,000	2,200,000	44,550	47,670	50,790	53,910	57,030	60,150		
2,200,000	2,210,000	44,930	48,050	51,170	54,290	57,410	60,530		
2,210,000	2,220,000	44,930	48,430	51,550	54,670	57,790	60,910		
2,220,000	2,230,000	44,930	48,430	51,930	55,050	58,170	61,290		
2,230,000	2,240,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,550	61,670		
2,240,000	2,250,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,050		
2,250,000	2,260,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430		
2,260,000	2,270,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430		
2,270,000	2,280,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430		
2,280,000	2,290,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430		
2,290,000	2,300,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430		
2,300,000	2,500,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430		
2,500,000	2,510,000	45,430	48,930	52,430	55,930	59,430	62,930		
2,510,000	2,520,000	45,810	49,430	52,930	56,430	59,930	63,430		
2,520,000	2,530,000	46,190	49,810	53,430	56,930	60,430	63,930		
2,530,000	2,540,000	46,570	50,190	53,810	57,430	60,930	64,430		
2,540,000	2,550,000	46,950	50,570	54,190	57,810	61,430	64,930		
2,550,000	2,560,000	47,330	50,950	54,570	58,190	61,810	65,430		
2,560,000	2,570,000	47,710	51,330	54,950	58,570	62,190	65,810		
2,570,000	2,580,000	48,090	51,710	55,330	58,950	62,570	66,190		
2,580,000	2,590,000	48,470	52,090	55,710	59,330	62,950	66,570		
2,590,000	2,600,000	48,850	52,470	56,090	59,710	63,330	66,950		
2,600,000	2,610,000	49,230	52,850	56,470	60,090	63,710	67,330		
2,610,000	2,620,000	49,610	53,230	56,850	60,470	64,090	67,710		
2,620,000	2,630,000	49,990	53,610	57,230	60,850	64,470	68,090		
2,630,000	2,640,000	50,370	53,990	57,610	61,230	64,850	68,470		
2,640,000	2,650,000	50,750	54,370	57,990	61,610	65,230	68,850		
2,650,000	2,660,000	51,130	54,750	58,370	61,990	65,610	69,230		
2,660,000	2,670,000	51,510	55,130	58,750	62,370	65,990	69,610		
2,670,000	2,680,000	51,890	55,510	59,130	62,750	66,370	69,990		
2,680,000	2,690,000	52,270	55,890	59,510	63,130	66,750	70,370		
2,690,000	2,700,000	52,650	56,270	59,890	63,510	67,130	70,750		
2,700,000	2,710,000	53,030	56,650	60,270	63,890	67,510	71,130		
2,710,000	2,720,000	53,410	57,030	60,650	64,270	67,890	71,510		
2,720,000	2,730,000	53,790	57,410	61,030	64,650	68,270	71,890		
2,730,000	2,740,000	54,170	57,790	61,410	65,030	68,650	72,270		
2,740,000	2,750,000	54,550	58,170	61,790	65,410	69,030	72,650		

等 の 数					乙			丙
					青色事業専従者の年齢			事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
金 額					1 人 当 たり 控 除 金 額			
円 76,650	円 80,270	円 83,890	円 87,510	円 91,130	円 19,010	円 29,870	円 27,150	円 10,860
77,030	80,650	84,270	87,890	91,510	19,010	29,870	27,150	10,860
77,410	81,030	84,650	88,270	91,890	19,010	29,870	27,150	10,860
77,790	81,410	85,030	88,650	92,270	19,010	29,870	27,150	10,860
78,170	81,790	85,410	89,030	92,650	19,010	29,870	27,150	10,860
78,550	82,170	85,790	89,410	93,030	19,010	29,870	27,150	10,860
78,930	82,550	86,170	89,790	93,410	19,010	29,870	27,150	10,860
79,310	82,930	86,550	90,170	93,790	19,010	29,870	27,150	10,860
79,690	83,310	86,930	90,550	94,170	19,010	29,870	27,150	10,860
80,070	83,690	87,310	90,930	94,550	19,010	29,870	27,150	10,860
80,450	84,070	87,690	91,310	94,930	19,010	29,870	27,150	10,860
80,830	84,450	88,070	91,690	95,310	19,010	29,870	27,150	10,860
81,210	84,830	88,450	92,070	95,690	19,010	29,870	27,150	10,860
81,590	85,210	88,830	92,450	96,070	19,010	29,870	27,150	10,860
81,970	85,590	89,210	92,830	96,450	19,010	29,870	27,150	10,860
82,350	85,970	89,590	93,210	96,830	19,010	29,870	27,150	10,860
82,730	86,350	89,970	93,590	97,210	19,010	29,870	27,150	10,860
83,110	86,730	90,350	93,970	97,590	19,010	29,870	27,150	10,860
83,490	87,110	90,730	94,350	97,970	19,010	29,870	27,150	10,860
83,870	87,490	91,110	94,730	98,350	19,010	29,870	27,150	10,860
84,250	87,870	91,490	95,110	98,730	19,010	29,870	27,150	10,860
84,630	88,250	91,870	95,490	99,110	19,010	29,870	27,150	10,860
85,010	88,630	92,250	95,870	99,490	19,010	29,870	27,150	10,860
85,390	89,010	92,630	96,250	99,870	19,010	29,870	27,150	10,860
85,770	89,390	93,010	96,630	100,250	19,010	29,870	27,150	10,860
86,150	89,770	93,390	97,010	100,630	19,010	29,870	27,150	10,860
86,530	90,150	93,770	97,390	101,010	19,390	30,250	27,530	11,240
86,910	90,530	94,150	97,770	101,390	19,770	30,630	27,910	11,620
87,290	90,910	94,530	98,150	101,770	20,150	31,010	28,290	12,000
87,670	91,290	94,910	98,530	102,150	20,530	31,390	28,670	12,000
88,050	91,670	95,290	98,910	102,530	20,910	31,770	29,050	12,000
88,430	92,050	95,670	99,290	102,910	21,000	32,150	29,430	12,000
88,430	92,430	96,050	99,670	103,290	21,000	32,530	29,810	12,000
88,430	92,430	96,430	100,050	103,670	21,000	32,910	30,000	12,000
88,430	92,430	96,430	100,430	104,050	21,000	33,000	30,000	12,000
88,430	92,430	96,430	100,430	104,430	21,000	33,000	30,000	12,000
88,930	92,930	96,930	100,930	104,930	21,000	33,000	30,000	12,000
89,430	93,430	97,430	101,430	105,430	21,500	33,500	30,500	12,500
89,930	93,930	97,930	101,930	105,930	22,000	34,000	31,000	13,000
90,430	94,430	98,430	102,430	106,430	22,500	34,500	31,500	13,500
90,930	94,930	98,930	102,930	106,930	23,000	35,000	32,000	13,500
91,430	95,430	99,430	103,430	107,430	23,500	35,500	32,500	13,500
91,930	95,930	99,930	103,930	107,930	23,630	36,000	33,000	13,500
91,930	96,430	100,430	104,430	108,430	23,630	36,500	33,500	13,500
91,930	96,430	100,930	104,930	108,930	23,630	37,000	33,750	13,500
91,930	96,430	100,930	105,430	109,430	23,630	37,130	33,750	13,500
91,930	96,430	100,930	105,430	109,930	23,630	37,130	33,750	13,500
92,430	96,930	101,430	105,930	110,430	23,630	37,130	33,750	13,500
92,930	97,430	101,930	106,430	110,930	24,130	37,630	34,250	14,000
93,430	97,930	102,430	106,930	111,430	24,630	38,130	34,750	14,500

(五)

昭和40年分の所得税の課税総		甲							
所得金額等		扶 養				親 族			
		0	人	1	人	2	人	3	人
以	上	未	満	控				除	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,750,000	2,760,000	54,930	58,550	62,170	65,790	69,410	73,030		
2,760,000	2,770,000	55,310	58,930	62,550	66,170	69,790	73,410		
2,770,000	2,780,000	55,690	59,310	62,930	66,550	70,170	73,790		
2,780,000	2,790,000	56,070	59,690	63,310	66,930	70,550	74,170		
2,790,000	2,800,000	56,450	60,070	63,690	67,310	70,930	74,550		
2,800,000	2,810,000	56,830	60,450	64,070	67,690	71,310	74,930		
2,810,000	2,820,000	57,210	60,830	64,450	68,070	71,690	75,310		
2,820,000	2,830,000	57,590	61,210	64,830	68,450	72,070	75,690		
2,830,000	2,840,000	57,970	61,590	65,210	68,830	72,450	76,070		
2,840,000	2,850,000	58,350	61,970	65,590	69,210	72,830	76,450		
2,850,000	2,860,000	58,730	62,350	65,970	69,590	73,210	76,830		
2,860,000	2,870,000	59,110	62,730	66,350	69,970	73,590	77,210		
2,870,000	2,880,000	59,490	63,110	66,730	70,350	73,970	77,590		
2,880,000	2,890,000	59,870	63,490	67,110	70,730	74,350	77,970		
2,890,000	2,900,000	60,250	63,870	67,490	71,110	74,730	78,350		
2,900,000	2,910,000	60,630	64,250	67,870	71,490	75,110	78,730		
2,910,000	2,920,000	61,010	64,630	68,250	71,870	75,490	79,110		
2,920,000	2,930,000	61,390	65,010	68,630	72,250	75,870	79,490		
2,930,000	2,940,000	61,770	65,390	69,010	72,630	76,250	79,870		
2,940,000	2,950,000	62,150	65,770	69,390	73,010	76,630	80,250		
2,950,000	2,960,000	62,530	66,150	69,770	73,390	77,010	80,630		
2,960,000	2,970,000	62,910	66,530	70,150	73,770	77,390	81,010		
2,970,000	2,980,000	63,290	66,910	70,530	74,150	77,770	81,390		
2,980,000	2,990,000	63,670	67,290	70,910	74,530	78,150	81,770		
2,990,000	3,000,000	64,050	67,670	71,290	74,910	78,530	82,150		
3,000,000	3,010,000	64,430	68,050	71,670	75,290	78,910	82,530		
3,010,000	3,020,000	64,430	68,430	72,050	75,670	79,290	82,910		
3,020,000	3,030,000	64,430	68,430	72,430	76,050	79,670	83,290		
3,030,000	3,040,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,050	83,670		
3,040,000	3,050,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,050		
3,050,000	3,060,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430		
3,060,000	3,070,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430		
3,070,000	3,080,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430		
3,080,000	3,090,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430		
3,090,000	3,100,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430		
3,100,000	4,000,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430		
4,000,000	4,010,000	64,930	68,930	72,930	76,930	80,930	84,930		
4,010,000	4,020,000	64,930	69,430	73,430	77,430	81,430	85,430		
4,020,000	4,030,000	64,930	69,430	73,930	77,930	81,930	85,930		
4,030,000	4,040,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,430	86,430		
4,040,000	4,050,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	86,930		
4,050,000	4,060,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430		
4,060,000	4,070,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430		
4,070,000	4,080,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430		
4,080,000	4,090,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430		
4,090,000	4,100,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430		
4,100,000	6,000,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430		
6,000,000	6,010,000	65,430	69,930	74,430	78,930	83,430	87,930		
6,010,000	6,020,000	65,430	70,430	74,930	79,430	83,930	88,430		
6,020,000	6,030,000	65,430	70,430	75,430	79,930	84,430	88,930		

等 の 数					乙			丙
					青色事業専従者の年齢			事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10 人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
金 額					1 人 当 た り 控 除 金 額			
93,930	98,430	102,930	107,430	111,930	25,130	38,630	35,250	15,000
94,430	98,930	103,430	107,930	112,430	25,630	39,130	35,750	15,000
94,930	99,430	103,930	108,430	112,930	26,130	39,630	36,250	15,000
95,430	99,930	104,430	108,930	113,430	26,250	40,130	36,750	15,000
95,430	100,430	104,930	109,430	113,930	26,250	40,630	37,250	15,000
95,430	100,430	105,430	109,930	114,430	26,250	41,130	37,500	15,000
95,430	100,430	105,430	110,430	114,930	26,250	41,250	37,500	15,000
95,430	100,430	105,430	110,430	115,430	26,250	41,250	37,500	15,000
95,930	100,930	105,930	110,930	115,930	26,250	41,250	37,500	15,000
96,430	101,430	106,430	111,430	116,430	26,750	41,750	38,000	15,500
96,930	101,930	106,930	111,930	116,930	27,250	42,250	38,500	16,000
97,430	102,430	107,430	112,430	117,430	27,750	42,750	39,000	16,500
97,930	102,930	107,930	112,930	117,930	28,250	43,250	39,500	16,500
98,430	103,430	108,430	113,430	118,430	28,750	43,750	40,000	16,500
98,930	103,930	108,930	113,930	118,930	28,880	44,250	40,500	16,500
98,930	104,430	109,430	114,430	119,430	28,880	44,750	41,000	16,500
98,930	104,430	109,930	114,930	119,930	28,880	45,250	41,250	16,500
98,930	104,430	109,930	115,430	120,430	28,880	45,380	41,250	16,500
98,930	104,430	109,930	115,430	120,930	28,880	45,380	41,250	16,500
99,430	104,930	110,430	115,930	121,430	28,880	45,380	41,250	16,500
99,930	105,430	110,930	116,430	121,930	29,380	45,880	41,750	17,000
100,430	105,930	111,430	116,930	122,430	29,880	46,380	42,250	17,500
100,930	106,430	111,930	117,430	122,930	30,380	46,880	42,750	18,000
101,430	106,930	112,430	117,930	123,430	30,880	47,380	43,250	18,000
101,930	107,430	112,930	118,430	123,930	31,380	47,880	43,750	18,000
102,430	107,930	113,430	118,930	124,430	31,500	48,380	44,250	18,000
102,430	108,430	113,930	119,430	124,930	31,500	48,880	44,750	18,000
102,430	108,430	114,430	119,930	125,430	31,500	49,380	45,000	18,000
102,430	108,430	114,430	120,430	125,930	31,500	49,500	45,000	18,000
102,430	108,430	114,430	120,430	126,430	31,500	49,500	45,000	18,000
102,930	108,930	114,930	120,930	126,930	31,500	49,500	45,000	18,000
103,430	109,430	115,430	121,430	127,430	32,000	50,000	45,500	18,500
103,930	109,930	115,930	121,930	127,930	32,500	50,500	46,000	19,000
104,430	110,430	116,430	122,430	128,430	33,000	51,000	46,500	19,500
104,930	110,930	116,930	122,930	128,930	33,500	51,500	47,000	19,500
105,430	111,430	117,430	123,430	129,430	34,000	52,000	47,500	19,500
105,930	111,930	117,930	123,930	129,930	34,130	52,500	48,000	19,500
105,930	112,430	118,430	124,430	130,430	34,130	53,000	48,500	19,500
105,930	112,430	118,930	124,930	130,930	34,130	53,500	48,750	19,500
105,930	112,430	118,930	125,430	131,430	34,130	53,630	48,750	19,500
105,930	112,430	118,930	125,430	131,930	34,130	53,630	48,750	19,500
106,430	112,930	119,430	125,930	132,430	34,130	53,630	48,750	19,500
106,930	113,430	119,930	126,430	132,930	34,630	54,130	49,250	20,000
107,430	113,930	120,430	126,930	133,430	35,130	54,630	49,750	20,500
107,930	114,430	120,930	127,430	133,930	35,630	55,130	50,250	21,000
108,430	114,930	121,430	127,930	134,430	36,130	55,630	50,750	21,000
108,930	115,430	121,930	128,430	134,930	36,630	56,130	51,250	21,000
109,430	115,930	122,430	128,930	135,430	36,750	56,630	51,750	21,000
109,430	116,430	122,930	129,430	135,930	36,750	57,130	52,250	21,000
109,430	116,430	123,430	129,930	136,430	36,750	57,630	52,500	21,000

(六)

昭和40年分の所得税の課税総 所得金額等		甲							
		扶 養 親 族							
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人		
以 上	未 満	控				除			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,030,000	6,040,000	65,430	70,430	75,430	80,430	84,930	89,430		
6,040,000	6,050,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	89,930		
6,050,000	6,060,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430		
6,060,000	6,070,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430		
6,070,000	6,080,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430		
6,080,000	6,090,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430		
6,090,000	6,100,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430		
6,100,000	10,000,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430		
10,000,000	10,010,000	65,930	70,930	75,930	80,930	85,930	90,930		
10,010,000	10,020,000	65,930	71,430	76,430	81,430	86,430	91,430		
10,020,000	10,030,000	65,930	71,430	76,930	81,930	86,930	91,930		
10,030,000	10,040,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,430	92,430		
10,040,000	10,050,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	92,930		
10,050,000	10,060,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430		
10,060,000	10,070,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430		
10,070,000	10,080,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430		
10,080,000	10,090,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430		
10,090,000	10,100,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430		
10,100,000	20,000,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430		
20,000,000	20,010,000	66,430	71,930	77,430	82,930	88,430	93,930		
20,010,000	20,020,000	66,430	72,430	77,930	83,430	88,930	94,430		
20,020,000	20,030,000	66,430	72,430	78,430	83,930	89,430	94,930		
20,030,000	20,040,000	66,430	72,430	78,430	84,430	89,930	95,430		
20,040,000	20,050,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	95,930		
20,050,000	20,060,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430		
20,060,000	20,070,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430		
20,070,000	20,080,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430		
20,080,000	20,090,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430		
20,090,000	20,100,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430		
20,100,000	30,000,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430		
30,000,000	30,010,000	66,930	72,930	78,930	84,930	90,930	96,930		
30,010,000	30,020,000	66,930	73,430	79,430	85,430	91,430	97,430		
30,020,000	30,030,000	66,930	73,430	79,930	85,930	91,930	97,930		
30,030,000	30,040,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,430	98,430		
30,040,000	30,050,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	98,930		
30,050,000	30,060,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	99,430		
30,060,000	30,070,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	99,430		
30,070,000	30,080,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	99,430		
30,080,000	30,090,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	99,430		
30,090,000	30,100,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	99,430		
30,100,000	45,000,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	99,430		
45,000,000	45,010,000	67,430	73,930	80,430	86,930	93,430	99,930		
45,010,000	45,020,000	67,430	74,430	80,930	87,430	93,930	100,430		
45,020,000	45,030,000	67,430	74,430	81,430	87,930	94,430	100,930		
45,030,000	45,040,000	67,430	74,430	81,430	88,430	94,930	101,430		
45,040,000	45,050,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	101,930		
45,050,000	45,060,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430		
45,060,000	45,070,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430		
45,070,000	45,080,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430		
45,080,000	45,090,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430		

					乙			丙	
等　　の　　数					青色事業専従者の年齢			事業専従者	
6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満		
金　　額					1人当たり控除金額				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
109,430	116,430	123,430	130,430	136,930	36,750	57,750	52,500	21,000	
109,430	116,430	123,430	130,430	137,430	36,750	57,750	52,500	21,000	
109,930	116,930	123,930	130,930	137,930	36,750	57,750	52,500	21,000	
110,430	117,430	124,430	131,430	138,430	37,250	58,250	53,000	21,500	
110,930	117,930	124,930	131,930	138,930	37,750	58,750	53,500	22,000	
111,430	118,430	125,430	132,430	139,430	38,250	59,250	54,000	22,500	
111,930	118,930	125,930	132,930	139,930	38,750	59,750	54,500	22,500	
112,430	119,430	126,430	133,430	140,430	39,250	60,250	55,000	22,500	
112,930	119,930	126,930	133,930	140,930	39,380	60,750	55,500	22,500	
112,930	120,430	127,430	134,430	141,430	39,380	61,250	56,000	22,500	
112,930	120,430	127,930	134,930	141,930	39,380	61,750	56,250	22,500	
112,930	120,430	127,930	135,430	142,430	39,380	61,880	56,250	22,500	
112,930	120,430	127,930	135,430	142,930	39,380	61,880	56,250	22,500	

準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

控除対象配偶者及び旧法第七十八条第一項第二号(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

算入の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する青色事業専従者をいう。

る事業専従者をいう。

(七)

昭和40年分の所得税の課税総 所得金額等		甲							
		扶 養 親				族			
		0	1	2	3	4	5		
以 上	未 満	控				除			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,090,000	45,100,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430		
45,100,000	60,000,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430		
60,000,000	60,010,000	67,930	74,930	81,930	88,930	95,930	102,930		
60,010,000	60,020,000	67,930	75,430	82,430	89,430	96,430	103,430		
60,020,000	60,030,000	67,930	75,430	82,930	89,930	96,930	103,930		
60,030,000	60,040,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,430	104,430		
60,040,000	60,050,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	104,930		
60,050,000	60,060,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430		
60,060,000	60,070,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430		
60,070,000	60,080,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430		
60,080,000	60,090,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430		
60,090,000	60,100,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430		
60,100,000円以上		67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430		

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「昭和40年分の所得税の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号（昭和四十一年分の予定納税基
- (二) 「扶養親族等の数」とは、昭和40年分の所得税につき、旧法第七十七条（配偶者控除）の規定の適用を受けた
- (三) 「青色事業専従者」とは、昭和40年分の所得税につき旧法第五十七条第一項（青色事業専従者給与の必要経費
- (四) 「事業専従者」とは、昭和40年分の所得税につき旧法第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定す
- (五) 「全額」とは、附則第五条第一項第一号に掲げる金額をいう。

					乙		丙
等 の 数					青色事業専従者の年齢		事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	20歳未満	
金 額					1人当たり控除金額		
全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	円 0	円 0	円 0
全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額
1,620	1,870	2,120	2,370	2,620	1,500	2,250	750
1,620	1,990	2,240	2,490	2,740	1,500	2,250	750
1,740	2,110	2,360	2,610	2,860	1,500	2,250	750
1,860							
1,980	2,230	2,480	2,730	2,980	1,500	2,250	750
2,100	2,350	2,600	2,850	3,100	1,500	2,250	750
2,220	2,470	2,720	2,970	3,220	1,500	2,250	750
2,340	2,590	2,840	3,090	3,340	1,500	2,250	750
2,460	2,710	2,960	3,210	3,460	1,500	2,250	750
2,580	2,830	3,080	3,330	3,580	1,500	2,250	750
2,700	2,950	3,200	3,450	3,700	1,500	2,250	750
2,820	3,070	3,320	3,570	3,820	1,500	2,250	750
3,320	3,570	3,820	4,070	4,320	1,880	2,630	1,130
3,700	4,070	4,320	4,570	4,820	2,250	3,130	1,130
3,700	4,070	4,450	4,820	5,200	2,250	3,380	1,130
3,820	4,190	4,570	4,940	5,320	2,250	3,380	1,130
3,940	4,310	4,690	5,060	5,440	2,250	3,380	1,130
4,060	4,430	4,810	5,180	5,560	2,250	3,380	1,130
4,180	4,550	4,930	5,300	5,680	2,250	3,380	1,130
4,300	4,670	5,050	5,420	5,800	2,250	3,380	1,130
4,420	4,790	5,170	5,540	5,920	2,250	3,380	1,130
4,540	4,910	5,290	5,660	6,040	2,250	3,380	1,130
4,660	5,030	5,410	5,780	6,160	2,250	3,380	1,130
4,780	5,150	5,530	5,900	6,280	2,250	3,380	1,130
4,900	5,270	5,650	6,020	6,400	2,250	3,380	1,130
5,400	5,770	6,150	6,520	6,900	2,630	3,750	1,500
5,770	6,270	6,650	7,020	7,400	3,000	4,250	1,500
5,770	6,270	6,770	7,270	7,770	3,000	4,500	1,500
5,890	6,390	6,890	7,390	7,890	3,000	4,500	1,500
6,010	6,510	7,010	7,510	8,010	3,000	4,500	1,500
6,130	6,630	7,130	7,630	8,130	3,000	4,500	1,500
6,250	6,750	7,250	7,750	8,250	3,000	4,500	1,500
6,370	6,870	7,370	7,870	8,370	3,000	4,500	1,500
6,490	6,990	7,490	7,990	8,490	3,000	4,500	1,500
6,610	7,110	7,610	8,110	8,610	3,000	4,500	1,500
6,730	7,230	7,730	8,230	8,730	3,000	4,500	1,500
6,850	7,350	7,850	8,350	8,850	3,000	4,500	1,500
6,970	7,470	7,970	8,470	8,970	3,000	4,500	1,500
7,090	7,590	8,090	8,590	9,090	3,000	4,500	1,500
7,210	7,710	8,210	8,710	9,210	3,000	4,500	1,500
7,330	7,830	8,330	8,830	9,330	3,000	4,500	1,500
7,450	7,950	8,450	8,950	9,450	3,000	4,500	1,500
7,570	8,070	8,570	9,070	9,570	3,000	4,500	1,500
7,690	8,190	8,690	9,190	9,690	3,000	4,500	1,500

附則別表第四 昭和42年分の所得税の予定納税基準額算出のための控除額表

(一)

昭和41年分の所得税の課税総 所得金額等		甲									
		扶 養 親					族				
		0	1	2	3	4	5				
以	上	未	満	控 除							
円	円	全	円	全	円	全	円	全	円	全	円
140,000	円未満	全	額	全	額	全	額	全	額	全	額
140,000	150,000	120	370	620	全	額	全	額	全	額	額
150,000	160,000	120	370	620	870	1,120	1,370				
160,000	200,000	120	370	620	870	1,120	1,370				
200,000	210,000	240	490	740	990	1,240	1,490				
210,000	220,000	360	610	860	1,110	1,360	1,610				
220,000	230,000	480	730	980	1,230	1,480	1,730				
230,000	240,000	600	850	1,100	1,350	1,600	1,850				
240,000	250,000	720	970	1,220	1,470	1,720	1,970				
250,000	260,000	840	1,090	1,340	1,590	1,840	2,090				
260,000	270,000	960	1,210	1,460	1,710	1,960	2,210				
270,000	280,000	1,080	1,330	1,580	1,830	2,080	2,330				
280,000	290,000	1,200	1,450	1,700	1,950	2,200	2,450				
290,000	300,000	1,320	1,570	1,820	2,070	2,320	2,570				
300,000	310,000	1,450	1,820	2,200	2,570	2,820	3,070				
310,000	320,000	1,450	1,820	2,200	2,570	2,950	3,320				
320,000	500,000	1,450	1,820	2,200	2,570	2,950	3,320				
500,000	510,000	1,570	1,940	2,320	2,690	3,070	3,440				
510,000	520,000	1,690	2,060	2,440	2,810	3,190	3,560				
520,000	530,000	1,810	2,180	2,560	2,930	3,310	3,680				
530,000	540,000	1,930	2,300	2,680	3,050	3,430	3,800				
540,000	550,000	2,050	2,420	2,800	3,170	3,550	3,920				
550,000	560,000	2,170	2,540	2,920	3,290	3,670	4,040				
560,000	570,000	2,290	2,660	3,040	3,410	3,790	4,160				
570,000	580,000	2,410	2,780	3,160	3,530	3,910	4,280				
580,000	590,000	2,530	2,900	3,280	3,650	4,030	4,400				
590,000	600,000	2,650	3,020	3,400	3,770	4,150	4,520				
600,000	610,000	2,770	3,270	3,770	4,270	4,650	5,020				
610,000	620,000	2,770	3,270	3,770	4,270	4,770	5,270				
620,000	800,000	2,770	3,270	3,770	4,270	4,770	5,270				
800,000	810,000	2,890	3,390	3,890	4,390	4,890	5,390				
810,000	820,000	3,010	3,510	4,010	4,510	5,010	5,510				
820,000	830,000	3,130	3,630	4,130	4,630	5,130	5,630				
830,000	840,000	3,250	3,750	4,250	4,750	5,250	5,750				
840,000	850,000	3,370	3,870	4,370	4,870	5,370	5,870				
850,000	860,000	3,490	3,990	4,490	4,990	5,490	5,990				
860,000	870,000	3,610	4,110	4,610	5,110	5,610	6,110				
870,000	880,000	3,730	4,230	4,730	5,230	5,730	6,230				
880,000	890,000	3,850	4,350	4,850	5,350	5,850	6,350				
890,000	900,000	3,970	4,470	4,970	5,470	5,970	6,470				
900,000	910,000	4,090	4,590	5,090	5,590	6,090	6,590				
910,000	920,000	4,210	4,710	5,210	5,710	6,210	6,710				
920,000	930,000	4,330	4,830	5,330	5,830	6,330	6,830				
930,000	940,000	4,450	4,950	5,450	5,950	6,450	6,950				
940,000	950,000	4,570	5,070	5,570	6,070	6,570	7,070				
950,000	960,000	4,690	5,190	5,690	6,190	6,690	7,190				

等 の 数					乙		丙
					青色事業専従者の年齢		事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	20歳未満	
金 額					1人当たり控除金額		
円 7,810	円 8,310	円 8,810	円 9,310	円 9,810	円 3,000	円 4,500	円 1,500
7,930	8,430	8,930	9,430	9,930	3,000	4,500	1,500
8,050	8,550	9,050	9,550	10,050	3,000	4,500	1,500
8,170	8,670	9,170	9,670	10,170	3,000	4,500	1,500
8,670	9,170	9,670	10,170	10,670	3,380	4,880	1,880
9,050	9,670	10,170	10,670	11,170	3,750	5,380	1,880
9,050	9,670	10,300	10,920	11,550	3,750	5,630	1,880
9,170	9,790	10,420	11,040	11,670	3,750	5,630	1,880
9,290	9,910	10,540	11,160	11,790	3,750	5,630	1,880
9,410	10,030	10,660	11,280	11,910	3,750	5,630	1,880
9,530	10,150	10,780	11,400	12,030	3,750	5,630	1,880
9,650	10,270	10,900	11,520	12,150	3,750	5,630	1,880
9,770	10,390	11,020	11,640	12,270	3,750	5,630	1,880
9,890	10,510	11,140	11,760	12,390	3,750	5,630	1,880
10,010	10,630	11,260	11,880	12,510	3,750	5,630	1,880
10,130	10,750	11,380	12,000	12,630	3,750	5,630	1,880
10,250	10,870	11,500	12,120	12,750	3,750	5,630	1,880
10,370	10,990	11,620	12,240	12,870	3,750	5,630	1,880
10,490	11,110	11,740	12,360	12,990	3,750	5,630	1,880
10,610	11,230	11,860	12,480	13,110	3,750	5,630	1,880
10,730	11,350	11,980	12,600	13,230	3,750	5,630	1,880
10,850	11,470	12,100	12,720	13,350	3,750	5,630	1,880
10,970	11,590	12,220	12,840	13,470	3,750	5,630	1,880
11,090	11,710	12,340	12,960	13,590	3,750	5,630	1,880
11,210	11,830	12,460	13,080	13,710	3,750	5,630	1,880
11,330	11,950	12,580	13,200	13,830	3,750	5,630	1,880
11,450	12,070	12,700	13,320	13,950	3,750	5,630	1,880
11,570	12,190	12,820	13,440	14,070	3,750	5,630	1,880
11,690	12,310	12,940	13,560	14,190	3,750	5,630	1,880
11,810	12,430	13,060	13,680	14,310	3,750	5,630	1,880
11,930	12,550	13,180	13,800	14,430	3,750	5,630	1,880
12,050	12,670	13,300	13,920	14,550	3,750	5,630	1,880
12,170	12,790	13,420	14,040	14,670	3,750	5,630	1,880
12,290	12,910	13,540	14,160	14,790	3,750	5,630	1,880
12,410	13,030	13,660	14,280	14,910	3,750	5,630	1,880
12,530	13,150	13,780	14,400	15,030	3,750	5,630	1,880
12,650	13,270	13,900	14,520	15,150	3,750	5,630	1,880
13,150	13,770	14,400	15,020	15,650	4,130	6,000	2,250
13,520	14,270	14,900	15,520	16,150	4,500	6,500	2,250
13,520	14,270	15,020	15,770	16,520	4,500	6,750	2,250
13,640	14,390	15,140	15,890	16,640	4,500	6,750	2,250
13,760	14,510	15,260	16,010	16,760	4,500	6,750	2,250
13,880	14,630	15,380	16,130	16,880	4,500	6,750	2,250
14,000	14,750	15,500	16,250	17,000	4,500	6,750	2,250
14,120	14,870	15,620	16,370	17,120	4,500	6,750	2,250

(二)

昭和41年分の所得税の課税総		甲							
所得金額等		扶 養 親 族							
		0	1	2	3	4	5		
		人	人	人	人	人	人		
以	上	未	満	控				除	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
960,000	970,000	4,810	5,310	5,810	6,310	6,810	7,310		
970,000	980,000	4,930	5,430	5,930	6,430	6,930	7,430		
980,000	990,000	5,050	5,550	6,050	6,550	7,050	7,550		
990,000	1,000,000	5,170	5,670	6,170	6,670	7,170	7,670		
1,000,000	1,010,000	5,300	5,920	6,550	7,170	7,670	8,170		
1,010,000	1,020,000	5,300	5,920	6,550	7,170	7,800	8,420		
1,020,000	1,200,000	5,300	5,920	6,550	7,170	7,800	8,420		
1,200,000	1,210,000	5,420	6,040	6,670	7,290	7,920	8,540		
1,210,000	1,220,000	5,540	6,160	6,790	7,410	8,040	8,660		
1,220,000	1,230,000	5,660	6,280	6,910	7,530	8,160	8,780		
1,230,000	1,240,000	5,780	6,400	7,030	7,650	8,280	8,900		
1,240,000	1,250,000	5,900	6,520	7,150	7,770	8,400	9,020		
1,250,000	1,260,000	6,020	6,640	7,270	7,890	8,520	9,140		
1,260,000	1,270,000	6,140	6,760	7,390	8,010	8,640	9,260		
1,270,000	1,280,000	6,260	6,880	7,510	8,130	8,760	9,380		
1,280,000	1,290,000	6,380	7,000	7,630	8,250	8,880	9,500		
1,290,000	1,300,000	6,500	7,120	7,750	8,370	9,000	9,620		
1,300,000	1,310,000	6,620	7,240	7,870	8,490	9,120	9,740		
1,310,000	1,320,000	6,740	7,360	7,990	8,610	9,240	9,860		
1,320,000	1,330,000	6,860	7,480	8,110	8,730	9,360	9,980		
1,330,000	1,340,000	6,980	7,600	8,230	8,850	9,480	10,100		
1,340,000	1,350,000	7,100	7,720	8,350	8,970	9,600	10,220		
1,350,000	1,360,000	7,220	7,840	8,470	9,090	9,720	10,340		
1,360,000	1,370,000	7,340	7,960	8,590	9,210	9,840	10,460		
1,370,000	1,380,000	7,460	8,080	8,710	9,330	9,960	10,580		
1,380,000	1,390,000	7,580	8,200	8,830	9,450	10,080	10,700		
1,390,000	1,400,000	7,700	8,320	8,950	9,570	10,200	10,820		
1,400,000	1,410,000	7,820	8,440	9,070	9,690	10,320	10,940		
1,410,000	1,420,000	7,940	8,560	9,190	9,810	10,440	11,060		
1,420,000	1,430,000	8,060	8,680	9,310	9,930	10,560	11,180		
1,430,000	1,440,000	8,180	8,800	9,430	10,050	10,680	11,300		
1,440,000	1,450,000	8,300	8,920	9,550	10,170	10,800	11,420		
1,450,000	1,460,000	8,420	9,040	9,670	10,290	10,920	11,540		
1,460,000	1,470,000	8,540	9,160	9,790	10,410	11,040	11,660		
1,470,000	1,480,000	8,660	9,280	9,910	10,530	11,160	11,780		
1,480,000	1,490,000	8,780	9,400	10,030	10,650	11,280	11,900		
1,490,000	1,500,000	8,900	9,520	10,150	10,770	11,400	12,020		
1,500,000	1,510,000	9,020	9,770	10,520	11,270	11,900	12,520		
1,510,000	1,520,000	9,020	9,770	10,520	11,270	12,020	12,770		
1,520,000	1,800,000	9,020	9,770	10,520	11,270	12,020	12,770		
1,800,000	1,810,000	9,140	9,890	10,640	11,390	12,140	12,890		
1,810,000	1,820,000	9,260	10,010	10,760	11,510	12,260	13,010		
1,820,000	1,830,000	9,380	10,130	10,880	11,630	12,380	13,130		
1,830,000	1,840,000	9,500	10,250	11,000	11,750	12,500	13,250		
1,840,000	1,850,000	9,620	10,370	11,120	11,870	12,620	13,370		

等 の 数					乙		丙
					青色事業専従者の年齢		事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	20歳未満	
金 額					1人当たり控除金額		
円	円	円	円	円	円	円	円
14,240	14,990	15,740	16,490	17,240	4,500	6,750	2,250
14,360	15,110	15,860	16,610	17,360	4,500	6,750	2,250
14,480	15,230	15,980	16,730	17,480	4,500	6,750	2,250
14,600	15,350	16,100	16,850	17,600	4,500	6,750	2,250
14,720	15,470	16,220	16,970	17,720	4,500	6,750	2,250
14,840	15,590	16,340	17,090	17,840	4,500	6,750	2,250
14,960	15,710	16,460	17,210	17,960	4,500	6,750	2,250
15,080	15,830	16,580	17,330	18,080	4,500	6,750	2,250
15,200	15,950	16,700	17,450	18,200	4,500	6,750	2,250
15,320	16,070	16,820	17,570	18,320	4,500	6,750	2,250
15,440	16,190	16,940	17,690	18,440	4,500	6,750	2,250
15,560	16,310	17,060	17,810	18,560	4,500	6,750	2,250
15,680	16,430	17,180	17,930	18,680	4,500	6,750	2,250
15,800	16,550	17,300	18,050	18,800	4,500	6,750	2,250
15,920	16,670	17,420	18,170	18,920	4,500	6,750	2,250
16,040	16,790	17,540	18,290	19,040	4,500	6,750	2,250
16,160	16,910	17,660	18,410	19,160	4,500	6,750	2,250
16,280	17,030	17,780	18,530	19,280	4,500	6,750	2,250
16,400	17,150	17,900	18,650	19,400	4,500	6,750	2,250
16,520	17,270	18,020	18,770	19,520	4,500	6,750	2,250
16,640	17,390	18,140	18,890	19,640	4,500	6,750	2,250
16,760	17,510	18,260	19,010	19,760	4,500	6,750	2,250
16,880	17,630	18,380	19,130	19,880	4,500	6,750	2,250
17,000	17,750	18,500	19,250	20,000	4,500	6,750	2,250
17,120	17,870	18,620	19,370	20,120	4,500	6,750	2,250
17,240	17,990	18,740	19,490	20,240	4,500	6,750	2,250
17,360	18,110	18,860	19,610	20,360	4,500	6,750	2,250
17,480	18,230	18,980	19,730	20,480	4,500	6,750	2,250
17,600	18,350	19,100	19,850	20,600	4,500	6,750	2,250
17,720	18,470	19,220	19,970	20,720	4,500	6,750	2,250
17,840	18,590	19,340	20,090	20,840	4,500	6,750	2,250
17,960	18,710	19,460	20,210	20,960	4,500	6,750	2,250
18,080	18,830	19,580	20,330	21,080	4,500	6,750	2,250
18,200	18,950	19,700	20,450	21,200	4,500	6,750	2,250
18,320	19,070	19,820	20,570	21,320	4,500	6,750	2,250
18,820	19,570	20,320	21,070	21,820	4,880	7,130	2,630
19,200	20,070	20,820	21,570	22,320	5,250	7,630	2,630
19,200	20,070	20,950	21,820	22,700	5,250	7,880	2,630
19,320	20,190	21,070	21,940	22,820	5,250	7,880	2,630
19,440	20,310	21,190	22,060	22,940	5,250	7,880	2,630
19,560	20,430	21,310	22,180	23,060	5,250	7,880	2,630
19,680	20,550	21,430	22,300	23,180	5,250	7,880	2,630
19,800	20,670	21,550	22,420	23,300	5,250	7,880	2,630
19,920	20,790	21,670	22,540	23,420	5,250	7,880	2,630
20,040	20,910	21,790	22,660	23,540	5,250	7,880	2,630

(三)

昭和41年分の所得税の課税総 所得金額等		甲					
		扶		養		親 族	
		0	1	2	3	4	5
以	上	人	人	人	人	人	人
未	満	控			除		
円	円	円	円	円	円	円	円
1,850,000	1,860,000	9,740	10,490	11,240	11,990	12,740	13,490
1,860,000	1,870,000	9,860	10,610	11,360	12,110	12,860	13,610
1,870,000	1,880,000	9,980	10,730	11,480	12,230	12,980	13,730
1,880,000	1,890,000	10,100	10,850	11,600	12,350	13,100	13,850
1,890,000	1,900,000	10,220	10,970	11,720	12,470	13,220	13,970
1,900,000	1,910,000	10,340	11,090	11,840	12,590	13,340	14,090
1,910,000	1,920,000	10,460	11,210	11,960	12,710	13,460	14,210
1,920,000	1,930,000	10,580	11,330	12,080	12,830	13,580	14,330
1,930,000	1,940,000	10,700	11,450	12,200	12,950	13,700	14,450
1,940,000	1,950,000	10,820	11,570	12,320	13,070	13,820	14,570
1,950,000	1,960,000	10,940	11,690	12,440	13,190	13,940	14,690
1,960,000	1,970,000	11,060	11,810	12,560	13,310	14,060	14,810
1,970,000	1,980,000	11,180	11,930	12,680	13,430	14,180	14,930
1,980,000	1,990,000	11,300	12,050	12,800	13,550	14,300	15,050
1,990,000	2,000,000	11,420	12,170	12,920	13,670	14,420	15,170
2,000,000	2,010,000	11,540	12,290	13,040	13,790	14,540	15,290
2,010,000	2,020,000	11,660	12,410	13,160	13,910	14,660	15,410
2,020,000	2,030,000	11,780	12,530	13,280	14,030	14,780	15,530
2,030,000	2,040,000	11,900	12,650	13,400	14,150	14,900	15,650
2,040,000	2,050,000	12,020	12,770	13,520	14,270	15,020	15,770
2,050,000	2,060,000	12,140	12,890	13,640	14,390	15,140	15,890
2,060,000	2,070,000	12,260	13,010	13,760	14,510	15,260	16,010
2,070,000	2,080,000	12,380	13,130	13,880	14,630	15,380	16,130
2,080,000	2,090,000	12,500	13,250	14,000	14,750	15,500	16,250
2,090,000	2,100,000	12,620	13,370	14,120	14,870	15,620	16,370
2,100,000	2,110,000	12,740	13,490	14,240	14,990	15,740	16,490
2,110,000	2,120,000	12,860	13,610	14,360	15,110	15,860	16,610
2,120,000	2,130,000	12,980	13,730	14,480	15,230	15,980	16,730
2,130,000	2,140,000	13,100	13,850	14,600	15,350	16,100	16,850
2,140,000	2,150,000	13,220	13,970	14,720	15,470	16,220	16,970
2,150,000	2,160,000	13,340	14,090	14,840	15,590	16,340	17,090
2,160,000	2,170,000	13,460	14,210	14,960	15,710	16,460	17,210
2,170,000	2,180,000	13,580	14,330	15,080	15,830	16,580	17,330
2,180,000	2,190,000	13,700	14,450	15,200	15,950	16,700	17,450
2,190,000	2,200,000	13,820	14,570	15,320	16,070	16,820	17,570
2,200,000	2,210,000	13,950	14,820	15,700	16,570	17,320	18,070
2,210,000	2,220,000	13,950	14,820	15,700	16,570	17,450	18,320
2,220,000	2,500,000	13,950	14,820	15,700	16,570	17,450	18,320
2,500,000	2,510,000	14,070	14,940	15,820	16,690	17,570	18,440
2,510,000	2,520,000	14,190	15,060	15,940	16,810	17,690	18,560
2,520,000	2,530,000	14,310	15,180	16,060	16,930	17,810	18,680
2,530,000	2,540,000	14,430	15,300	16,180	17,050	17,930	18,800
2,540,000	2,550,000	14,550	15,420	16,300	17,170	18,050	18,920
2,550,000	2,560,000	14,670	15,540	16,420	17,290	18,170	19,040
2,560,000	2,570,000	14,790	15,660	16,540	17,410	18,290	19,160

等 の 数					乙		丙
					青色事業専従者の年齢		事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10 人以上	20 歳以上	20 歳未満	
金 額					1 人 当 たり 控 除 金 額		
円 20,160	円 21,030	円 21,910	円 22,780	円 23,660	円 5,250	円 7,880	円 2,630
20,280	21,150	22,030	22,900	23,780	5,250	7,880	2,630
20,400	21,270	22,150	23,020	23,900	5,250	7,880	2,630
20,520	21,390	22,270	23,140	24,020	5,250	7,880	2,630
20,640	21,510	22,390	23,260	24,140	5,250	7,880	2,630
20,760	21,630	22,510	23,380	24,260	5,250	7,880	2,630
20,880	21,750	22,630	23,500	24,380	5,250	7,880	2,630
21,000	21,870	22,750	23,620	24,500	5,250	7,880	2,630
21,120	21,990	22,870	23,740	24,620	5,250	7,880	2,630
21,240	22,110	22,990	23,860	24,740	5,250	7,880	2,630
21,360	22,230	23,110	23,980	24,860	5,250	7,880	2,630
21,480	22,350	23,230	24,100	24,980	5,250	7,880	2,630
21,600	22,470	23,350	24,220	25,100	5,250	7,880	2,630
21,720	22,590	23,470	24,340	25,220	5,250	7,880	2,630
21,840	22,710	23,590	24,460	25,340	5,250	7,880	2,630
21,960	22,830	23,710	24,580	25,460	5,250	7,880	2,630
22,080	22,950	23,830	24,700	25,580	5,250	7,880	2,630
22,200	23,070	23,950	24,820	25,700	5,250	7,880	2,630
22,320	23,190	24,070	24,940	25,820	5,250	7,880	2,630
22,440	23,310	24,190	25,060	25,940	5,250	7,880	2,630
22,560	23,430	24,310	25,180	26,060	5,250	7,880	2,630
22,680	23,550	24,430	25,300	26,180	5,250	7,880	2,630
22,800	23,670	24,550	25,420	26,300	5,250	7,880	2,630
22,920	23,790	24,670	25,540	26,420	5,250	7,880	2,630
23,040	23,910	24,790	25,660	26,540	5,250	7,880	2,630
23,160	24,030	24,910	25,780	26,660	5,250	7,880	2,630
23,280	24,150	25,030	25,900	26,780	5,250	7,880	2,630
23,400	24,270	25,150	26,020	26,900	5,250	7,880	2,630
23,520	24,390	25,270	26,140	27,020	5,250	7,880	2,630
23,640	24,510	25,390	26,260	27,140	5,250	7,880	2,630
23,760	24,630	25,510	26,380	27,260	5,250	7,880	2,630
23,880	24,750	25,630	26,500	27,380	5,250	7,880	2,630
24,000	24,870	25,750	26,620	27,500	5,250	7,880	2,630
24,120	24,990	25,870	26,740	27,620	5,250	7,880	2,630
24,240	25,110	25,990	26,860	27,740	5,250	7,880	2,630
24,360	25,230	26,110	26,980	27,860	5,250	7,880	2,630
24,480	25,350	26,230	27,100	27,980	5,250	7,880	2,630
24,600	25,470	26,350	27,220	28,100	5,250	7,880	2,630
24,720	25,590	26,470	27,340	28,220	5,250	7,880	2,630
24,840	25,710	26,590	27,460	28,340	5,250	7,880	2,630
24,960	25,830	26,710	27,580	28,460	5,250	7,880	2,630
25,080	25,950	26,830	27,700	28,580	5,250	7,880	2,630
25,200	26,070	26,950	27,820	28,700	5,250	7,880	2,630
25,700	26,570	27,450	28,320	29,200	5,630	8,250	3,000
26,070	27,070	27,950	28,820	29,700	6,000	8,750	3,000

(四)

昭和41年分の所得税の課税総 所得金額等		甲							
		扶 養 親				族			
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	人	人
以 上	未 満	控 除							
2,570,000	2,580,000	14,910	15,780	16,660	17,530	18,410	19,280	円	円
2,580,000	2,590,000	15,030	15,900	16,780	17,650	18,530	19,400	円	円
2,590,000	2,600,000	15,150	16,020	16,900	17,770	18,650	19,520	円	円
2,600,000	2,610,000	15,270	16,140	17,020	17,890	18,770	19,640	円	円
2,610,000	2,620,000	15,390	16,260	17,140	18,010	18,890	19,760	円	円
2,620,000	2,630,000	15,510	16,380	17,260	18,130	19,010	19,880	円	円
2,630,000	2,640,000	15,630	16,500	17,380	18,250	19,130	20,000	円	円
2,640,000	2,650,000	15,750	16,620	17,500	18,370	19,250	20,120	円	円
2,650,000	2,660,000	15,870	16,740	17,620	18,490	19,370	20,240	円	円
2,660,000	2,670,000	15,990	16,860	17,740	18,610	19,490	20,360	円	円
2,670,000	2,680,000	16,110	16,980	17,860	18,730	19,610	20,480	円	円
2,680,000	2,690,000	16,230	17,100	17,980	18,850	19,730	20,600	円	円
2,690,000	2,700,000	16,350	17,220	18,100	18,970	19,850	20,720	円	円
2,700,000	2,710,000	16,470	17,340	18,220	19,090	19,970	20,840	円	円
2,710,000	2,720,000	16,590	17,460	18,340	19,210	20,090	20,960	円	円
2,720,000	2,730,000	16,710	17,580	18,460	19,330	20,210	21,080	円	円
2,730,000	2,740,000	16,830	17,700	18,580	19,450	20,330	21,200	円	円
2,740,000	2,750,000	16,950	17,820	18,700	19,570	20,450	21,320	円	円
2,750,000	2,760,000	17,070	17,940	18,820	19,690	20,570	21,440	円	円
2,760,000	2,770,000	17,190	18,060	18,940	19,810	20,690	21,560	円	円
2,770,000	2,780,000	17,310	18,180	19,060	19,930	20,810	21,680	円	円
2,780,000	2,790,000	17,430	18,300	19,180	20,050	20,930	21,800	円	円
2,790,000	2,800,000	17,550	18,420	19,300	20,170	21,050	21,920	円	円
2,800,000	2,810,000	17,670	18,540	19,420	20,290	21,170	22,040	円	円
2,810,000	2,820,000	17,790	18,660	19,540	20,410	21,290	22,160	円	円
2,820,000	2,830,000	17,910	18,780	19,660	20,530	21,410	22,280	円	円
2,830,000	2,840,000	18,030	18,900	19,780	20,650	21,530	22,400	円	円
2,840,000	2,850,000	18,150	19,020	19,900	20,770	21,650	22,520	円	円
2,850,000	2,860,000	18,270	19,140	20,020	20,890	21,770	22,640	円	円
2,860,000	2,870,000	18,390	19,260	20,140	21,010	21,890	22,760	円	円
2,870,000	2,880,000	18,510	19,380	20,260	21,130	22,010	22,880	円	円
2,880,000	2,890,000	18,630	19,500	20,380	21,250	22,130	23,000	円	円
2,890,000	2,900,000	18,750	19,620	20,500	21,370	22,250	23,120	円	円
2,900,000	2,910,000	18,870	19,740	20,620	21,490	22,370	23,240	円	円
2,910,000	2,920,000	18,990	19,860	20,740	21,610	22,490	23,360	円	円
2,920,000	2,930,000	19,110	19,980	20,860	21,730	22,610	23,480	円	円
2,930,000	2,940,000	19,230	20,100	20,980	21,850	22,730	23,600	円	円
2,940,000	2,950,000	19,350	20,220	21,100	21,970	22,850	23,720	円	円
2,950,000	2,960,000	19,470	20,340	21,220	22,090	22,970	23,840	円	円
2,960,000	2,970,000	19,590	20,460	21,340	22,210	23,090	23,960	円	円
2,970,000	2,980,000	19,710	20,580	21,460	22,330	23,210	24,080	円	円
2,980,000	2,990,000	19,830	20,700	21,580	22,450	23,330	24,200	円	円
2,990,000	3,000,000	19,950	20,820	21,700	22,570	23,450	24,320	円	円
3,000,000	3,010,000	20,070	21,070	22,070	23,070	23,950	24,820	円	円
3,010,000	3,020,000	20,070	21,070	22,070	23,070	24,070	25,070	円	円

等 の 数					乙		丙
					青色事業専従者の年齢		事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	20歳未満	
金 額					1人当たり控除金額		
円	円	円	円	円	円	円	円
26,070	27,070	28,070	29,070	30,070	6,000	9,000	3,000
26,570	27,570	28,570	29,570	30,570	6,380	9,380	3,380
26,950	28,070	29,070	30,070	31,070	6,750	9,880	3,380
26,950	28,070	29,200	30,320	31,450	6,750	10,130	3,380
27,450	28,570	29,700	30,820	31,950	7,130	10,500	3,750
27,820	29,070	30,200	31,320	32,450	7,500	11,000	3,750
27,820	29,070	30,320	31,570	32,820	7,500	11,250	3,750
28,320	29,570	30,820	32,070	33,320	7,880	11,630	4,130
28,700	30,070	31,320	32,570	33,820	8,250	12,130	4,130
28,700	30,070	31,450	32,820	34,200	8,250	12,380	4,130
29,200	30,570	31,950	33,320	34,700	8,630	12,750	4,500
29,570	31,070	32,450	33,820	35,200	9,000	13,250	4,500
29,570	31,070	32,570	34,070	35,570	9,000	13,500	4,500
30,070	31,570	33,070	34,570	36,070	9,380	13,880	4,880
30,450	32,070	33,570	35,070	36,570	9,750	14,380	4,880
30,450	32,070	33,700	35,320	36,950	9,750	14,630	4,880
30,950	32,570	34,200	35,820	37,450	10,130	15,000	5,250
31,320	33,070	34,700	36,320	37,950	10,500	15,500	5,250
31,320	33,070	34,820	36,570	38,320	10,500	15,750	5,250
31,820	33,570	35,320	37,070	38,820	10,880	16,130	5,630
32,200	34,070	35,820	37,570	39,320	11,250	16,630	5,630
32,200	34,070	35,950	37,820	39,700	11,250	16,880	5,630

基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第七十七条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除を受けた扶養親族のうち昭和41年12月31日における年齢が13歳未満のもの(同条第二項の規定の適用を受けた者を

五十七条第一項(青色事業専従者給与の必要経費算入の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する青色事業専従

十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者をいう。

(五)

昭和41年分の所得税の課税総 所得金額等				甲									
				扶 養				親 族					
				0	人	1	人	2	人	3	人	4	人
以 上		未 満	控 除										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,020,000	4,000,000	20,070	21,070	22,070	23,070	24,070	25,070	26,070	27,070	28,070	29,070	30,070	31,070
4,000,000	4,010,000	20,200	21,320	22,450	23,570	24,700	25,820	26,950	28,070	29,200	30,320	31,450	32,570
4,010,000	4,020,000	20,200	21,320	22,450	23,570	24,700	25,820	26,950	28,070	29,200	30,320	31,450	32,570
4,020,000	6,000,000	20,200	21,320	22,450	23,570	24,700	25,820	26,950	28,070	29,200	30,320	31,450	32,570
6,000,000	6,010,000	20,320	21,570	22,820	24,070	25,320	26,570	27,820	29,070	30,320	31,570	32,820	34,070
6,010,000	6,020,000	20,320	21,570	22,820	24,070	25,320	26,570	27,820	29,070	30,320	31,570	32,820	34,070
6,020,000	10,000,000	20,320	21,570	22,820	24,070	25,320	26,570	27,820	29,070	30,320	31,570	32,820	34,070
10,000,000	10,010,000	20,450	21,820	23,200	24,570	25,950	27,320	28,700	30,070	31,450	32,820	34,200	35,570
10,010,000	10,020,000	20,450	21,820	23,200	24,570	25,950	27,320	28,700	30,070	31,450	32,820	34,200	35,570
10,020,000	20,000,000	20,450	21,820	23,200	24,570	25,950	27,320	28,700	30,070	31,450	32,820	34,200	35,570
20,000,000	20,010,000	20,570	22,070	23,570	25,070	26,570	28,070	29,570	31,070	32,570	34,070	35,570	37,070
20,010,000	20,020,000	20,570	22,070	23,570	25,070	26,570	28,070	29,570	31,070	32,570	34,070	35,570	37,070
20,020,000	30,000,000	20,570	22,070	23,570	25,070	26,570	28,070	29,570	31,070	32,570	34,070	35,570	37,070
30,000,000	30,010,000	20,700	22,320	23,950	25,570	27,200	28,820	30,450	32,070	33,700	35,320	36,950	38,570
30,010,000	30,020,000	20,700	22,320	23,950	25,570	27,200	28,820	30,450	32,070	33,700	35,320	36,950	38,570
30,020,000	45,000,000	20,700	22,320	23,950	25,570	27,200	28,820	30,450	32,070	33,700	35,320	36,950	38,570
45,000,000	45,010,000	20,820	22,570	24,320	26,070	27,820	29,570	31,320	33,070	34,820	36,570	38,320	40,070
45,010,000	45,020,000	20,820	22,570	24,320	26,070	27,820	29,570	31,320	33,070	34,820	36,570	38,320	40,070
45,020,000	60,000,000	20,820	22,570	24,320	26,070	27,820	29,570	31,320	33,070	34,820	36,570	38,320	40,070
60,000,000	60,010,000	20,950	22,820	24,700	26,570	28,450	30,320	32,200	34,070	35,950	37,820	39,700	41,570
60,010,000	60,020,000	20,950	22,820	24,700	26,570	28,450	30,320	32,200	34,070	35,950	37,820	39,700	41,570
60,020,000円以上		20,950	22,820	24,700	26,570	28,450	30,320	32,200	34,070	35,950	37,820	39,700	41,570

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「昭和41年分の所得税の課税総所得金額等」とは、附則第六条第一項 第二号（昭和四十二年分の予定納税）
- (二) 「扶養親族等の数」とは、昭和41年分の所得税につき、附則第三条第一項（昭和四十一年分の所得税の所得除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十八条（扶養控除）の規定の適用を除く。）の数の合計をいう。
- (三) 「青色事業専従者」とは、昭和41年分の所得税につき附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七者をいう。
- (四) 「事業専従者」とは、昭和41年分の所得税につき附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第五
- (五) 「全額」とは、附則第六条第一項第一号に掲げる金額をいう。

附則別表第五 昭和 41 年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500	円未満	0	25,500	26,000	2,130	71,000	72,000	5,940	152,000	154,000	13,570
1,500	2,000	120	26,000	26,500	2,170	72,000	73,000	6,020	154,000	156,000	13,770
2,000	2,500	160	26,500	27,000	2,210	73,000	74,000	6,110	156,000	158,000	13,970
2,500	3,000	200	27,000	27,500	2,250	74,000	75,000	6,190	158,000	160,000	14,170
			27,500	28,000	2,300	75,000	76,000	6,270	160,000	162,000	14,370
3,000	3,500	250	28,000	28,500	2,340	76,000	77,000	6,360	162,000	164,000	14,570
3,500	4,000	290	28,500	29,000	2,380	77,000	78,000	6,440	164,000	166,000	14,770
4,000	4,500	330	29,000	29,500	2,420	78,000	79,000	6,520	166,000	168,000	14,970
4,500	5,000	370	29,500	30,000	2,460	79,000	80,000	6,610	168,000	170,000	15,170
5,000	5,500	410	30,000	31,000	2,510	80,000	81,000	6,690	170,000	172,000	15,370
5,500	6,000	460	31,000	32,000	2,590	81,000	82,000	6,770	172,000	174,000	15,570
6,000	6,500	500	32,000	33,000	2,670	82,000	83,000	6,860	174,000	176,000	15,770
6,500	7,000	540	33,000	34,000	2,760	83,000	84,000	6,940	176,000	178,000	15,970
7,000	7,500	580	34,000	35,000	2,840	84,000	85,000	7,030	178,000	180,000	16,170
7,500	8,000	620	35,000	36,000	2,920	85,000	86,000	7,110	180,000	182,000	16,370
8,000	8,500	660	36,000	37,000	3,010	86,000	87,000	7,190	182,000	184,000	16,570
8,500	9,000	710	37,000	38,000	3,090	87,000	88,000	7,280	184,000	186,000	16,770
9,000	9,500	750	38,000	39,000	3,180	88,000	89,000	7,360	186,000	188,000	16,970
9,500	10,000	790	39,000	40,000	3,260	89,000	90,000	7,440	188,000	190,000	17,170
10,000	10,500	830	40,000	41,000	3,340	90,000	92,000	7,530	190,000	192,000	17,370
10,500	11,000	870	41,000	42,000	3,430	92,000	94,000	7,700	192,000	194,000	17,570
11,000	11,500	920	42,000	43,000	3,510	94,000	96,000	7,860	194,000	196,000	17,770
11,500	12,000	960	43,000	44,000	3,590	96,000	98,000	8,030	196,000	198,000	17,970
12,000	12,500	1,000	44,000	45,000	3,680	98,000	100,000	8,200	198,000	200,000	18,170
12,500	13,000	1,040	45,000	46,000	3,760	100,000	102,000	8,370	200,000	202,000	18,370
13,000	13,500	1,080	46,000	47,000	3,850	102,000	104,000	8,570	202,000	204,000	18,590
13,500	14,000	1,120	47,000	48,000	3,930	104,000	106,000	8,770	204,000	206,000	18,810
14,000	14,500	1,170	48,000	49,000	4,010	106,000	108,000	8,970	206,000	208,000	19,040
14,500	15,000	1,210	49,000	50,000	4,100	108,000	110,000	9,170	208,000	210,000	19,260
15,000	15,500	1,250	50,000	51,000	4,180	110,000	112,000	9,370	210,000	213,000	19,490
15,500	16,000	1,290	51,000	52,000	4,260	112,000	114,000	9,570	213,000	216,000	19,820
16,000	16,500	1,330	52,000	53,000	4,350	114,000	116,000	9,770	216,000	219,000	20,160
16,500	17,000	1,380	53,000	54,000	4,430	116,000	118,000	9,970	219,000	222,000	20,490
17,000	17,500	1,420	54,000	55,000	4,510	118,000	120,000	10,170	222,000	225,000	20,830
17,500	18,000	1,460	55,000	56,000	4,600	120,000	122,000	10,370	225,000	228,000	21,170
18,000	18,500	1,500	56,000	57,000	4,680	122,000	124,000	10,570	228,000	231,000	21,500
18,500	19,000	1,540	57,000	58,000	4,770	124,000	126,000	10,770	231,000	234,000	21,840
19,000	19,500	1,590	58,000	59,000	4,850	126,000	128,000	10,970	234,000	237,000	22,170
19,500	20,000	1,630	59,000	60,000	4,930	128,000	130,000	11,170	237,000	240,000	22,510
20,000	20,500	1,670	60,000	61,000	5,020	130,000	132,000	11,370	240,000	243,000	22,850
20,500	21,000	1,710	61,000	62,000	5,100	132,000	134,000	11,570	243,000	246,000	23,180
21,000	21,500	1,750	62,000	63,000	5,180	134,000	136,000	11,770	246,000	249,000	23,520
21,500	22,000	1,790	63,000	64,000	5,270	136,000	138,000	11,970	249,000	252,000	23,850
22,000	22,500	1,840	64,000	65,000	5,350	138,000	140,000	12,170	252,000	255,000	24,190
22,500	23,000	1,880	65,000	66,000	5,440	140,000	142,000	12,370	255,000	258,000	24,530
23,000	23,500	1,920	66,000	67,000	5,520	142,000	144,000	12,570	258,000	261,000	24,860
23,500	24,000	1,960	67,000	68,000	5,600	144,000	146,000	12,770	261,000	264,000	25,200
24,000	24,500	2,000	68,000	69,000	5,690	146,000	148,000	12,970	264,000	267,000	25,530
24,500	25,000	2,050	69,000	70,000	5,770	148,000	150,000	13,170	267,000	270,000	25,870
25,000	25,500	2,090	70,000	71,000	5,850	150,000	152,000	13,370	270,000	273,000	26,210

(二)

課税給与額 所得金額		税額	課税給与額 所得金額		税額	課税給与額 所得金額		税額	課税給与額 所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
273,000	276,000	26,540	434,000	438,000	49,670	635,000	640,000	82,770	885,000	890,000	133,790
276,000	279,000	26,880	438,000	442,000	50,270	640,000	645,000	83,770	890,000	895,000	134,850
279,000	282,000	27,210	442,000	446,000	50,870	645,000	650,000	84,770	895,000	900,000	135,910
282,000	285,000	27,550	446,000	450,000	51,470	650,000	655,000	85,770	900,000	905,000	136,970
285,000	288,000	27,890	450,000	454,000	52,070	655,000	660,000	86,770	905,000	910,000	138,030
288,000	291,000	28,220	454,000	458,000	52,670	660,000	665,000	87,770	910,000	915,000	139,090
291,000	294,000	28,560	458,000	462,000	53,270	665,000	670,000	88,770	915,000	920,000	140,150
294,000	297,000	28,890	462,000	466,000	53,870	670,000	675,000	89,770	920,000	925,000	141,210
297,000	300,000	29,230	466,000	470,000	54,470	675,000	680,000	90,770	925,000	930,000	142,270
300,000	303,000	29,570	470,000	474,000	55,070	680,000	685,000	91,770	930,000	935,000	143,330
303,000	306,000	30,020	474,000	478,000	55,670	685,000	690,000	92,770	935,000	940,000	144,390
306,000	309,000	30,470	478,000	482,000	56,270	690,000	695,000	93,770	940,000	945,000	145,450
309,000	312,000	30,920	482,000	486,000	56,870	695,000	700,000	94,770	945,000	950,000	146,510
312,000	315,000	31,370	486,000	490,000	57,470	700,000	705,000	95,770	950,000	955,000	147,570
315,000	318,000	31,820	490,000	494,000	58,070	705,000	710,000	96,770	955,000	960,000	148,630
318,000	321,000	32,270	494,000	498,000	58,670	710,000	715,000	97,770	960,000	965,000	149,690
321,000	324,000	32,720	498,000	502,000	59,270	715,000	720,000	98,770	965,000	970,000	150,750
324,000	327,000	33,170	502,000	506,000	59,890	720,000	725,000	99,770	970,000	975,000	151,810
327,000	330,000	33,620	506,000	510,000	60,540	725,000	730,000	100,770	975,000	980,000	152,870
330,000	333,000	34,070	510,000	514,000	61,190	730,000	735,000	101,770	980,000	985,000	153,930
333,000	336,000	34,520	514,000	518,000	61,830	735,000	740,000	102,770	985,000	990,000	154,990
336,000	339,000	34,970	518,000	522,000	62,480	740,000	745,000	103,770	990,000	995,000	156,050
339,000	342,000	35,420	522,000	526,000	63,130	745,000	750,000	104,770	995,000	1,000,000	157,110
342,000	345,000	35,870	526,000	530,000	63,780	750,000	755,000	105,770			
345,000	348,000	36,320	530,000	534,000	64,430	755,000	760,000	106,770			
348,000	351,000	36,770	534,000	538,000	65,070	760,000	765,000	107,770	1,000,000	1,200,000	課税給与所得金額に26%を乗じて算出した金額から91,830円を控除した金額
351,000	354,000	37,220	538,000	542,000	65,720	765,000	770,000	108,770			
354,000	357,000	37,670	542,000	546,000	66,370	770,000	775,000	109,770			
357,000	360,000	38,120	546,000	550,000	67,020	775,000	780,000	110,770			
360,000	363,000	38,570	550,000	554,000	67,670	780,000	785,000	111,770			
363,000	366,000	39,020	554,000	558,000	68,310	785,000	790,000	112,770	1,200,000	1,500,000	課税給与所得金額に26.2%を乗じて算出した金額から106,230円を控除した金額
366,000	369,000	39,470	558,000	562,000	68,960	790,000	795,000	113,770			
369,000	372,000	39,920	562,000	566,000	69,610	795,000	800,000	114,770			
372,000	375,000	40,370	566,000	570,000	70,260	800,000	805,000	115,770			
375,000	378,000	40,820	570,000	574,000	70,910	805,000	810,000	116,830			
378,000	381,000	41,270	574,000	578,000	71,550	810,000	815,000	117,890	1,500,000	1,800,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から183,230円を控除した金額
381,000	384,000	41,720	578,000	582,000	72,200	815,000	820,000	118,950			
384,000	387,000	42,170	582,000	586,000	72,850	820,000	825,000	120,010			
387,000	390,000	42,620	586,000	590,000	73,500	825,000	830,000	121,070			
390,000	394,000	43,070	590,000	594,000	74,150	830,000	835,000	122,130			
394,000	398,000	43,670	594,000	598,000	74,790	835,000	840,000	123,190	1,800,000	2,200,000	課税給与所得金額に31.2%を乗じて算出した金額から184,830円を控除した金額
398,000	402,000	44,270	598,000	602,000	75,440	840,000	845,000	124,250			
402,000	406,000	44,870	602,000	606,000	76,170	845,000	850,000	125,310			
406,000	410,000	45,470	606,000	610,000	76,970	850,000	855,000	126,370			
410,000	414,000	46,070	610,000	614,000	77,770	855,000	860,000	127,430			
414,000	418,000	46,670	614,000	618,000	78,570	860,000	865,000	128,490	2,200,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から288,430円を控除した金額
418,000	422,000	47,270	618,000	622,000	79,370	865,000	870,000	129,550			
422,000	426,000	47,870	622,000	626,000	80,170	870,000	875,000	130,610			
426,000	430,000	48,470	626,000	630,000	80,970	875,000	880,000	131,670			
430,000	434,000	49,070	630,000	635,000	81,770	880,000	885,000	132,730			

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以	上		以	上		以	上	
2,500,000	3,000,000	課税給与所得金額に38.2%を乗じて算出した金額から298,430円を控除した金額	6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から912,430円を控除した金額	30,000,000	45,000,000	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,912,430円を控除した金額
3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から412,430円を控除した金額	10,000,000	20,000,000	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,412,430円を控除した金額	45,000,000	60,000,000	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,162,430円を控除した金額
4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から612,430円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,412,430円を控除した金額	60,000,000 円以上		課税給与所得金額に75%を乗じて算出した金額から9,162,430円を控除した金額

その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項(昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十五条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が23,600円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が23,600円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と11,800円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 36,800円
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(新法第七十六条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十六条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (ハ) その損害保険料の金額のうち新法第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定

する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

(二) 次に、(一)により求めた金額から、

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十七条第一項(配偶者控除)の規定による配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十八条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十七条第一項の規定による配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者が不在の場合において、
 - (i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するものを除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十八条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (b) 当該申告書に附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十八条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、

それぞれその残額を求める。

(三) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(四) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が新法第二条第一項第三十三号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに6,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき6,000円を、(三)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

(五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の附表

(一)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
211,250	212,000	139,000	255,000	256,000	174,000	300,000	301,000	210,000
211,250	212,000	139,000	256,000	257,000	174,800	301,000	302,000	210,800
212,000	213,000	139,600	257,000	258,000	175,600	302,000	303,000	211,600
213,000	214,000	140,400	258,000	259,000	176,400	303,000	304,000	212,400
214,000	215,000	141,200	259,000	260,000	177,200	304,000	305,000	213,200
215,000	216,000	142,000	260,000	261,000	178,000	305,000	306,000	214,000
216,000	217,000	142,800	261,000	262,000	178,800	306,000	307,000	214,800
217,000	218,000	143,600	262,000	263,000	179,600	307,000	308,000	215,600
218,000	219,000	144,400	263,000	264,000	180,400	308,000	309,000	216,400
219,000	220,000	145,200	264,000	265,000	181,200	309,000	310,000	217,200
220,000	221,000	146,000	265,000	266,000	182,000	310,000	311,500	218,000
221,000	222,000	146,800	266,000	267,000	182,800	311,500	313,000	219,200
222,000	223,000	147,600	267,000	268,000	183,600	313,000	314,500	220,400
223,000	224,000	148,400	268,000	269,000	184,400	314,500	316,000	221,600
224,000	225,000	149,200	269,000	270,000	185,200	316,000	317,500	222,800
225,000	226,000	150,000	270,000	271,000	186,000	317,500	319,000	224,000
226,000	227,000	150,800	271,000	272,000	186,800	319,000	320,500	225,200
227,000	228,000	151,600	272,000	273,000	187,600	320,500	322,000	226,400
228,000	229,000	152,400	273,000	274,000	188,400	322,000	323,500	227,600
229,000	230,000	153,200	274,000	275,000	189,200	323,500	325,000	228,800
230,000	231,000	154,000	275,000	276,000	190,000	325,000	326,500	230,000
231,000	232,000	154,800	276,000	277,000	190,800	326,500	328,000	231,200
232,000	233,000	155,600	277,000	278,000	191,600	328,000	329,500	232,400
233,000	234,000	156,400	278,000	279,000	192,400	329,500	331,000	233,600
234,000	235,000	157,200	279,000	280,000	193,200	331,000	332,500	234,800
235,000	236,000	158,000	280,000	281,000	194,000	332,500	334,000	236,000
236,000	237,000	158,800	281,000	282,000	194,800	334,000	335,500	237,200
237,000	238,000	159,600	282,000	283,000	195,600	335,500	337,000	238,400
238,000	239,000	160,400	283,000	284,000	196,400	337,000	338,500	239,600
239,000	240,000	161,200	284,000	285,000	197,200	338,500	340,000	240,800
240,000	241,000	162,000	285,000	286,000	198,000	340,000	341,500	242,000
241,000	242,000	162,800	286,000	287,000	198,800	341,500	343,000	243,200
242,000	243,000	163,600	287,000	288,000	199,600	343,000	344,500	244,400
243,000	244,000	164,400	288,000	289,000	200,400	344,500	346,000	245,600
244,000	245,000	165,200	289,000	290,000	201,200	346,000	347,500	246,800
245,000	246,000	166,000	290,000	291,000	202,000	347,500	349,000	248,000
246,000	247,000	166,800	291,000	292,000	202,800	349,000	350,500	249,200
247,000	248,000	167,600	292,000	293,000	203,600	350,500	352,000	250,400
248,000	249,000	168,400	293,000	294,000	204,400	352,000	353,500	251,600
249,000	250,000	169,200	294,000	295,000	205,200	353,500	355,000	252,800
250,000	251,000	170,000	295,000	296,000	206,000	355,000	356,500	254,000
251,000	252,000	170,800	296,000	297,000	206,800	356,500	358,000	255,200
252,000	253,000	171,600	297,000	298,000	207,600	358,000	359,500	256,400
253,000	254,000	172,400	298,000	299,000	208,400	359,500	361,000	257,600
254,000	255,000	173,200	299,000	300,000	209,200	361,000	362,500	258,800

(二)

給与等の金額			給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額			給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額			給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
362,500	364,000	260,000	430,000	431,500	314,000	497,500	499,000	368,000			
364,000	365,500	261,200	431,500	433,000	315,200	499,000	500,500	369,200			
365,500	367,000	262,400	433,000	434,500	316,400	500,500	502,000	370,400			
367,000	368,500	263,600	434,500	436,000	317,600	502,000	503,500	371,600			
368,500	370,000	264,800	436,000	437,500	318,800	503,500	505,000	372,800			
370,000	371,500	266,000	437,500	439,000	320,000	505,000	506,500	374,000			
371,500	373,000	267,200	439,000	440,500	321,200	506,500	508,000	375,200			
373,000	374,500	268,400	440,500	442,000	322,400	508,000	509,500	376,400			
374,500	376,000	269,600	442,000	443,500	323,600	509,500	511,000	377,600			
376,000	377,500	270,800	443,500	445,000	324,800	511,000	512,500	378,800			
377,500	379,000	272,000	445,000	446,500	326,000	512,500	514,000	380,000			
379,000	380,500	273,200	446,500	448,000	327,200	514,000	515,500	381,200			
380,500	382,000	274,400	448,000	449,500	328,400	515,500	517,000	382,400			
382,000	383,500	275,600	449,500	451,000	329,600	517,000	518,500	383,600			
383,500	385,000	276,800	451,000	452,500	330,800	518,500	520,000	384,800			
385,000	386,500	278,000	452,500	454,000	332,000	520,000	521,500	386,000			
386,500	388,000	279,200	454,000	455,500	333,200	521,500	523,000	387,200			
388,000	389,500	280,400	455,500	457,000	334,400	523,000	524,500	388,400			
389,500	391,000	281,600	457,000	458,500	335,600	524,500	526,000	389,600			
391,000	392,500	282,800	458,500	460,000	336,800	526,000	527,500	390,800			
392,500	394,000	284,000	460,000	461,500	338,000	527,500	529,000	392,000			
394,000	395,500	285,200	461,500	463,000	339,200	529,000	530,500	393,200			
395,500	397,000	286,400	463,000	464,500	340,400	530,500	532,000	394,400			
397,000	398,500	287,600	464,500	466,000	341,600	532,000	534,000	395,600			
398,500	400,000	288,800	466,000	467,500	342,800	534,000	536,000	397,200			
400,000	401,500	290,000	467,500	469,000	344,000	536,000	538,000	398,800			
401,500	403,000	291,200	469,000	470,500	345,200	538,000	540,000	400,400			
403,000	404,500	292,400	470,500	472,000	346,400	540,000	542,000	402,000			
404,500	406,000	293,600	472,000	473,500	347,600	542,000	544,000	403,700			
406,000	407,500	294,800	473,500	475,000	348,800	544,000	546,000	405,350			
407,500	409,000	296,000	475,000	476,500	350,000	546,000	548,000	407,000			
409,000	410,500	297,200	476,500	478,000	351,200	548,000	550,000	408,650			
410,500	412,000	298,400	478,000	479,500	352,400	550,000	552,000	410,300			
412,000	413,500	299,600	479,500	481,000	353,600	552,000	554,000	411,950			
413,500	415,000	300,800	481,000	482,500	354,800	554,000	556,000	413,600			
415,000	416,500	302,000	482,500	484,000	356,000	556,000	558,000	415,250			
416,500	418,000	303,200	484,000	485,500	357,200	558,000	560,000	416,900			
418,000	419,500	304,400	485,500	487,000	358,400	560,000	562,000	418,550			
419,500	421,000	305,600	487,000	488,500	359,600	562,000	564,000	420,200			
421,000	422,500	306,800	488,500	490,000	360,800	564,000	566,000	421,850			
422,500	424,000	308,000	490,000	491,500	362,000	566,000	568,000	423,500			
424,000	425,500	309,200	491,500	493,000	363,200	568,000	570,000	425,150			
425,500	427,000	310,400	493,000	494,500	364,400	570,000	572,000	426,800			
427,000	428,500	311,600	494,500	496,000	365,600	572,000	574,000	428,450			
428,500	430,000	312,800	496,000	497,500	366,800	574,000	576,000	430,100			

(三)

給与等の金額			給与所得控 除後の給与 等の金額			給与等の金額			給与所得控 除後の給与 等の金額		
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
576,000	578,000	431,750	666,000	668,000	508,150	756,000	758,000	589,600	576,000	578,000	431,750
578,000	580,000	433,400	668,000	670,000	509,950	758,000	760,000	591,450	578,000	580,000	433,400
580,000	582,000	435,050	670,000	672,000	511,750	760,000	762,000	593,300	582,000	584,000	436,700
582,000	584,000	436,700	672,000	674,000	513,550	762,000	764,000	595,150	584,000	586,000	438,350
584,000	586,000	438,350	674,000	676,000	515,350	764,000	766,000	597,000	586,000	588,000	440,000
586,000	588,000	440,000	676,000	678,000	517,150	766,000	768,000	598,850	588,000	590,000	441,650
588,000	590,000	441,650	678,000	680,000	518,950	768,000	770,000	600,700	590,000	592,000	443,300
590,000	592,000	443,300	680,000	682,000	520,750	770,000	772,000	602,550	592,000	594,000	444,950
592,000	594,000	444,950	682,000	684,000	522,550	772,000	774,000	604,400	594,000	596,000	446,600
594,000	596,000	446,600	684,000	686,000	524,350	774,000	776,000	606,250	596,000	598,000	448,250
596,000	598,000	448,250	686,000	688,000	526,150	776,000	778,000	608,100	598,000	600,000	449,900
598,000	600,000	449,900	688,000	690,000	527,950	778,000	780,000	609,950	600,000	602,000	451,550
600,000	602,000	451,550	690,000	692,000	529,750	780,000	782,000	611,800	602,000	604,000	453,200
602,000	604,000	453,200	692,000	694,000	531,550	782,000	784,000	613,650	604,000	606,000	454,850
604,000	606,000	454,850	694,000	696,000	533,350	784,000	786,000	615,500	606,000	608,000	456,500
606,000	608,000	456,500	696,000	698,000	535,150	786,000	788,000	617,350	608,000	610,000	458,150
608,000	610,000	458,150	698,000	700,000	536,950	788,000	790,000	619,200	610,000	612,000	459,800
610,000	612,000	459,800	700,000	702,000	538,750	790,000	792,000	621,050	612,000	614,000	461,450
612,000	614,000	461,450	702,000	704,000	540,550	792,000	794,000	622,900	614,000	616,000	463,100
614,000	616,000	463,100	704,000	706,000	542,350	794,000	796,000	624,750	616,000	618,000	464,750
616,000	618,000	464,750	706,000	708,000	544,150	796,000	798,000	626,600	618,000	620,000	466,400
618,000	620,000	466,400	708,000	710,000	545,950	798,000	800,000	628,450	620,000	622,000	468,050
620,000	622,000	468,050	710,000	712,000	547,750	800,000	802,000	630,300	622,000	624,000	469,700
622,000	624,000	469,700	712,000	714,000	549,550	802,000	804,000	632,150	624,000	626,000	471,350
624,000	626,000	471,350	714,000	716,000	551,350	804,000	806,000	634,000	626,000	628,000	473,000
626,000	628,000	473,000	716,000	718,000	553,150	806,000	808,000	635,850	628,000	630,000	474,650
628,000	630,000	474,650	718,000	720,000	554,950	808,000	810,000	637,700	630,000	632,000	476,300
630,000	632,000	476,300	720,000	722,000	556,750	810,000	812,000	639,550	632,000	634,000	477,950
632,000	634,000	477,950	722,000	724,000	558,550	812,000	814,000	641,400	634,000	636,000	479,600
634,000	636,000	479,600	724,000	726,000	560,350	814,000	816,000	643,250	636,000	638,000	481,250
636,000	638,000	481,250	726,000	728,000	562,150	816,000	818,000	645,100	638,000	640,000	482,950
638,000	640,000	482,950	728,000	730,000	563,950	818,000	820,000	646,950	640,000	642,000	484,750
640,000	642,000	484,750	730,000	732,000	565,750	820,000	822,000	648,800	642,000	644,000	486,550
642,000	644,000	486,550	732,000	734,000	567,550	822,000	824,000	650,650	644,000	646,000	488,350
644,000	646,000	488,350	734,000	736,000	569,350	824,000	826,000	652,500	646,000	648,000	490,150
646,000	648,000	490,150	736,000	738,000	571,150	826,000	828,000	654,350	648,000	650,000	491,950
648,000	650,000	491,950	738,000	740,000	572,950	828,000	830,000	656,200	650,000	652,000	493,750
650,000	652,000	493,750	740,000	742,000	574,800	830,000	832,000	658,050	652,000	654,000	495,550
652,000	654,000	495,550	742,000	744,000	576,650	832,000	834,000	659,900	654,000	656,000	497,350
654,000	656,000	497,350	744,000	746,000	578,500	834,000	836,000	661,750	656,000	658,000	499,150
656,000	658,000	499,150	746,000	748,000	580,350	836,000	837,500	663,600	658,000	660,000	500,950
658,000	660,000	500,950	748,000	750,000	582,200	837,500円以上		給与等の金額 から172,500 円を控除した 金額	660,000	662,000	502,750
660,000	662,000	502,750	750,000	752,000	584,050				662,000	664,000	504,550
662,000	664,000	504,550	752,000	754,000	585,900				664,000	666,000	506,350
664,000	666,000	506,350	754,000	756,000	587,750				666,000		

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

附則別表第六 昭和 41 年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,000円未満		0	51,000	52,000	2,130	142,000	144,000	5,940
3,000	4,000	120	52,000	53,000	2,170	144,000	146,000	6,020
4,000	5,000	160	53,000	54,000	2,210	146,000	148,000	6,110
5,000	6,000	200	54,000	55,000	2,250	148,000	150,000	6,190
			55,000	56,000	2,300	150,000	152,000	6,270
6,000	7,000	250	56,000	57,000	2,340	152,000	154,000	6,360
7,000	8,000	290	57,000	58,000	2,380	154,000	156,000	6,440
8,000	9,000	330	58,000	59,000	2,420	156,000	158,000	6,520
9,000	10,000	370	59,000	60,000	2,460	158,000	160,000	6,610
10,000	11,000	410	60,000	62,000	2,510	160,000	162,000	6,690
11,000	12,000	460	62,000	64,000	2,590	162,000	164,000	6,770
12,000	13,000	500	64,000	66,000	2,670	164,000	166,000	6,860
13,000	14,000	540	66,000	68,000	2,760	166,000	168,000	6,940
14,000	15,000	580	68,000	70,000	2,840	168,000	170,000	7,030
15,000	16,000	620	70,000	72,000	2,920	170,000	172,000	7,110
16,000	17,000	660	72,000	74,000	3,010	172,000	174,000	7,190
17,000	18,000	710	74,000	76,000	3,090	174,000	176,000	7,280
18,000	19,000	750	76,000	78,000	3,180	176,000	178,000	7,360
19,000	20,000	790	78,000	80,000	3,260	178,000	180,000	7,440
20,000	21,000	830	80,000	82,000	3,340	180,000	184,000	7,530
21,000	22,000	870	82,000	84,000	3,420	184,000	188,000	7,700
22,000	23,000	920	84,000	86,000	3,510	188,000	192,000	7,860
23,000	24,000	960	86,000	88,000	3,590	192,000	196,000	8,030
24,000	25,000	1,000	88,000	90,000	3,680	196,000	200,000	8,200
25,000	26,000	1,040	90,000	92,000	3,760	200,000	204,000	8,370
26,000	27,000	1,080	92,000	94,000	3,850	204,000	208,000	8,570
27,000	28,000	1,120	94,000	96,000	3,930	208,000	212,000	8,770
28,000	29,000	1,170	96,000	98,000	4,010	212,000	216,000	8,970
29,000	30,000	1,210	98,000	100,000	4,100	216,000	220,000	9,170
30,000	31,000	1,250	100,000	102,000	4,180	220,000	224,000	9,370
31,000	32,000	1,290	102,000	104,000	4,260	224,000	228,000	9,570
32,000	33,000	1,330	104,000	106,000	4,350	228,000	232,000	9,770
33,000	34,000	1,380	106,000	108,000	4,430	232,000	236,000	9,970
34,000	35,000	1,420	108,000	110,000	4,510	236,000	240,000	10,170
35,000	36,000	1,460	110,000	112,000	4,600	240,000	244,000	10,370
36,000	37,000	1,500	112,000	114,000	4,680	244,000	248,000	10,570
37,000	38,000	1,540	114,000	116,000	4,770	248,000	252,000	10,770
38,000	39,000	1,590	116,000	118,000	4,850	252,000	256,000	10,970
39,000	40,000	1,630	118,000	120,000	4,930	256,000	260,000	11,170
40,000	41,000	1,670	120,000	122,000	5,020	260,000	264,000	11,370
41,000	42,000	1,710	122,000	124,000	5,100	264,000	268,000	11,570
42,000	43,000	1,750	124,000	126,000	5,180	268,000	272,000	11,770
43,000	44,000	1,790	126,000	128,000	5,270	272,000	276,000	11,970
44,000	45,000	1,840	128,000	130,000	5,350	276,000	280,000	12,170
45,000	46,000	1,880	130,000	132,000	5,440	280,000	284,000	12,370
46,000	47,000	1,920	132,000	134,000	5,520	284,000	288,000	12,570
47,000	48,000	1,960	134,000	136,000	5,600	288,000	292,000	12,770
48,000	49,000	2,000	136,000	138,000	5,690	292,000	296,000	12,970
49,000	50,000	2,050	138,000	140,000	5,770	296,000	300,000	13,170
50,000	51,000	2,090	140,000	142,000	5,850	300,000	304,000	13,370

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
304,000	308,000	13,570	546,000	552,000	26,540	868,000	876,000	49,670
308,000	312,000	13,770	552,000	558,000	26,880	876,000	884,000	50,270
312,000	316,000	13,970	558,000	564,000	27,210	884,000	892,000	50,870
316,000	320,000	14,170	564,000	570,000	27,550	892,000	900,000	51,470
320,000	324,000	14,370	570,000	576,000	27,890	900,000	908,000	52,070
324,000	328,000	14,570	576,000	582,000	28,220	908,000	916,000	52,670
328,000	332,000	14,770	582,000	588,000	28,560	916,000	924,000	53,270
332,000	336,000	14,970	588,000	594,000	28,890	924,000	932,000	53,870
336,000	340,000	15,170	594,000	600,000	29,230	932,000	940,000	54,470
340,000	344,000	15,370	600,000	606,000	29,570	940,000	948,000	55,070
344,000	348,000	15,570	606,000	612,000	30,020	948,000	956,000	55,670
348,000	352,000	15,770	612,000	618,000	30,470	956,000	964,000	56,270
352,000	356,000	15,970	618,000	624,000	30,920	964,000	972,000	56,870
356,000	360,000	16,170	624,000	630,000	31,370	972,000	980,000	57,470
360,000	364,000	16,370	630,000	636,000	31,820	980,000	988,000	58,070
364,000	368,000	16,570	636,000	642,000	32,270	988,000	996,000	58,670
368,000	372,000	16,770	642,000	648,000	32,720	996,000	1,004,000	59,270
372,000	376,000	16,970	648,000	654,000	33,170	1,004,000	1,012,000	59,890
376,000	380,000	17,170	654,000	660,000	33,620	1,012,000	1,020,000	60,540
380,000	384,000	17,370	660,000	666,000	34,070	1,020,000	1,028,000	61,190
384,000	388,000	17,570	666,000	672,000	34,520	1,028,000	1,036,000	61,830
388,000	392,000	17,770	672,000	678,000	34,970	1,036,000	1,044,000	62,480
392,000	396,000	17,970	678,000	684,000	35,420	1,044,000	1,052,000	63,130
396,000	400,000	18,170	684,000	690,000	35,870	1,052,000	1,060,000	63,780
400,000	404,000	18,370	690,000	696,000	36,320	1,060,000	1,068,000	64,430
404,000	408,000	18,590	696,000	702,000	36,770	1,068,000	1,076,000	65,070
408,000	412,000	18,810	702,000	708,000	37,220	1,076,000	1,084,000	65,720
412,000	416,000	19,040	708,000	714,000	37,670	1,084,000	1,092,000	66,370
416,000	420,000	19,260	714,000	720,000	38,120	1,092,000	1,100,000	67,020
420,000	426,000	19,490	720,000	726,000	38,570	1,100,000	1,108,000	67,670
426,000	432,000	19,820	726,000	732,000	39,020	1,108,000	1,116,000	68,310
432,000	438,000	20,160	732,000	738,000	39,470	1,116,000	1,124,000	68,960
438,000	444,000	20,490	738,000	744,000	39,920	1,124,000	1,132,000	69,610
444,000	450,000	20,830	744,000	750,000	40,370	1,132,000	1,140,000	70,260
450,000	456,000	21,170	750,000	756,000	40,820	1,140,000	1,148,000	70,910
456,000	462,000	21,500	756,000	762,000	41,270	1,148,000	1,156,000	71,550
462,000	468,000	21,840	762,000	768,000	41,720	1,156,000	1,164,000	72,200
468,000	474,000	22,170	768,000	774,000	42,170	1,164,000	1,172,000	72,850
474,000	480,000	22,510	774,000	780,000	42,620	1,172,000	1,180,000	73,500
480,000	486,000	22,850	780,000	788,000	43,070	1,180,000	1,188,000	74,150
486,000	492,000	23,180	788,000	796,000	43,670	1,188,000	1,196,000	74,790
492,000	498,000	23,520	796,000	804,000	44,270	1,196,000	1,204,000	75,440
498,000	504,000	23,850	804,000	812,000	44,870	1,204,000	1,212,000	76,170
504,000	510,000	24,190	812,000	820,000	45,470	1,212,000	1,220,000	76,970
510,000	516,000	24,530	820,000	828,000	46,070	1,220,000	1,228,000	77,770
516,000	522,000	24,860	828,000	836,000	46,670	1,228,000	1,236,000	78,570
522,000	528,000	25,200	836,000	844,000	47,270	1,236,000	1,244,000	79,370
528,000	534,000	25,530	844,000	852,000	47,870	1,244,000	1,252,000	80,170
534,000	540,000	25,870	852,000	860,000	48,470	1,252,000	1,260,000	80,970
540,000	546,000	26,210	860,000	868,000	49,070	1,260,000	1,270,000	81,770

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,270,000	1,280,000	82,770	1,770,000	1,780,000	133,790	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に18.1%を乗じて算出した金額から298,430円を控除した金額			
1,280,000	1,290,000	83,770	1,780,000	1,790,000	134,850						
1,290,000	1,300,000	84,770	1,790,000	1,800,000	135,910						
1,300,000	1,310,000	85,770	1,800,000	1,810,000	136,970						
1,310,000	1,320,000	86,770	1,810,000	1,820,000	138,030						
1,320,000	1,330,000	87,770	1,820,000	1,830,000	139,090	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から412,430円を控除した金額			
1,330,000	1,340,000	88,770	1,830,000	1,840,000	140,150						
1,340,000	1,350,000	89,770	1,840,000	1,850,000	141,210						
1,350,000	1,360,000	90,770	1,850,000	1,860,000	142,270						
1,360,000	1,370,000	91,770	1,860,000	1,870,000	143,330						
1,370,000	1,380,000	92,770	1,870,000	1,880,000	144,390	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から612,430円を控除した金額			
1,380,000	1,390,000	93,770	1,880,000	1,890,000	145,450						
1,390,000	1,400,000	94,770	1,890,000	1,900,000	146,510						
1,400,000	1,410,000	95,770	1,900,000	1,910,000	147,570						
1,410,000	1,420,000	96,770	1,910,000	1,920,000	148,630						
1,420,000	1,430,000	97,770	1,920,000	1,930,000	149,690	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から912,430円を控除した金額			
1,430,000	1,440,000	98,770	1,930,000	1,940,000	150,750						
1,440,000	1,450,000	99,770	1,940,000	1,950,000	151,810						
1,450,000	1,460,000	100,770	1,950,000	1,960,000	152,870						
1,460,000	1,470,000	101,770	1,960,000	1,970,000	153,930						
1,470,000	1,480,000	102,770	1,970,000	1,980,000	154,990	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,412,430円を控除した金額			
1,480,000	1,490,000	103,770	1,980,000	1,990,000	156,050						
1,490,000	1,500,000	104,770	1,990,000	2,000,000	157,110						
1,500,000	1,510,000	105,770									
1,510,000	1,520,000	106,770									
1,520,000	1,530,000	107,770	2,000,000	2,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から91,830円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,412,430円を控除した金額			
1,530,000	1,540,000	108,770									
1,540,000	1,550,000	109,770									
1,550,000	1,560,000	110,770									
1,560,000	1,570,000	111,770									
1,570,000	1,580,000	112,770	2,400,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.1%を乗じて算出した金額から106,230円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,912,430円を控除した金額			
1,580,000	1,590,000	113,770									
1,590,000	1,600,000	114,770									
1,600,000	1,610,000	115,770									
1,610,000	1,620,000	116,830									
1,620,000	1,630,000	117,890	3,000,000	3,600,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から163,230円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,162,430円を控除した金額			
1,630,000	1,640,000	118,950									
1,640,000	1,650,000	120,010									
1,650,000	1,660,000	121,070									
1,660,000	1,670,000	122,130									
1,670,000	1,680,000	123,190	3,600,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に16.6%を乗じて算出した金額から184,830円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.6%を乗じて算出した金額から9,162,430円を控除した金額			
1,680,000	1,690,000	124,250									
1,690,000	1,700,000	125,310									
1,700,000	1,710,000	126,370									
1,710,000	1,720,000	127,430									
1,720,000	1,730,000	128,490	4,400,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.6%を乗じて算出した金額から268,430円を控除した金額						
1,730,000	1,740,000	129,550									
1,740,000	1,750,000	130,610									
1,750,000	1,760,000	131,670									
1,760,000	1,770,000	132,730									

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法昭和四十年法律第三十四号の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第七十条の三」に改める。
第三十七条第三号中「又は教育」を「若しくは教育」に改め、「寄与する法人」の下に「又は赤字に関する諸条約に基づく業務を行なう法人」を加える。

第六十六条第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の三十五の税率を乗じて計算した金額とする。

第六十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「同項各号」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「百分の二十六」を「百分の二十三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時にあって資本の金額若しくは出資金額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十八の税率による。

第六十七条第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「これら」に改め、同条第二項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第七十条まで（税額控除等の控除）」を「第七十条の三まで（税額控除）」に改め、同条第三項第一号中「百分の二十五」を「百分の三十」に改め、同項第二号及び同条第四項中「百万円」を「百五十万円」に改める。

第七十条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二編第一章第二節第二款中第七十条の次に次の二条を加える。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）

第七十条の二 内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額をこえ、かつ、そのこえる金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該事業年度の所得に対する法人税につき更正をしたときは、当該事業年度の所得に対する法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額で当該仮装して経理した金額に係るものは、国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当等）の規定にかかわらず、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税の額から順次控除する。

2 前項に規定する更正をしたことに伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の所得の金額を減少させる更正があつた場合において、その更正により減少する部分の所得の金額のうちに同項に規定する更正に係る事業年度において仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各事業年度において同項の内国法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、同項の規定を適用する。

（税額控除の順序）
第七十条の三 この款の規定による法人税の額からの控除については、まず前条の規定による控除をした後において、第六十八条から第七十条まで（所得税額等の控除）の規定による控除をするものとする。

第七十二条第一項第二号中「第六十七条（同族会社の特別税率）」の下に「及び第七十条の二（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）」を加える。

第七十四条第一項第三号中「（税額控除）」を「（所得税額等の控除）」に改める。

第八十一条第一項中「第七十条」を「第七十条の三」に改める。

第八十二条中「一月以内」を「二月以内」に改める。

第九十九条第一項第二号中「百分の四十三」を「百分の四十一」に改め、同条第二項第二号中「百分の三十八」を「百分の三十五」に改める。

第一百零二条第一項第二号中「第六十七条（同族会社の特別税率）」の下に「及び第七十条の二（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）」を加え、同項第三号中「百分の三十七」を「百分の三十五」に、「百分の二十六」を「百分の二十三」に改め、同項第五号中「（税額控除）」を「（所得税額等の控除）」に改める。

第一百五十五条第一項第二号中「百分の四十三」を「百分の四十一」に改め、同条第二項第二号中「百分の三十八」を「百分の三十五」に改める。

第二百二十九条の見出しを「（更正に関する特例）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額をこえている場合において、そのこえる金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、税務署長は、当該事業年度の所得に対する法人税につき、その内国法人が当該事業年度後の各事業年度の確定した決算において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該決算に基づき確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。

3 税務署長が第七十条の二第一項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）に規定する更正をする場合における国税通則法第二十八條第二項の規定の適用については、同項第三号ニ中「その減少する部分の税額」とあるのは、「その減少する部分の税額及びその税額のうち法人税法第七十条の二第一項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）又は第百三十四條の二（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付）の規定の適用を受けるべき金額」とする。

第百三十四條の二 内国法人につき第七十条の二（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）の規定の適用がある場合において、同条第一項に規定する更正の日の属する事業年度開始の前一年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税の額（附帯税の額を除く。）で当該更正の日の前日において確定しているものがあるときは、税務署長は、その内国法人に対し、同項の規定により控除することができ金額のうち当該法人税の額（既にこの項の規定により還付をすべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）に達するまでの金額を還付する。この場合において、当該還付する金額については、同項の規定による控除は、しないものとする。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八條第一項（還付加算金）の期間は、前項の更正の日の翌日以後一月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合に

は、その適することとなつた日）までの期間とする。

第四百四十三条第一項を次のように改める。

外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第四百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額に百分の三十五の税率を乗じて計算した金額とする。

第四百四十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「同項各号」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「百分の二十六」を「百分の二十三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時に資本金の額が一億円以下で出資金額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを除く。）又は人格のない社団等の第四百四十一条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十八の税率による。

第四百四十五条第二項の表第七十四条第一項（確定申告）の項中「（税額控除）」を「（所得税額等の控除）」に改め、同表第八十一条第一項（欠損金の繰戻しによる還付）の項中「第七十条」を「第七十条の三」に改める。

附則

（施行期日）

第六十六条第一項	百分の三十五	百分の三十六（当該事業年度終了の時に資本金の額又は出資金の額が一億円を超える普通法人の当該事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、百分の三十三）
第六十六条第二項	百分の二十八	百分の二十九・五
第六十六条第三項	百分の二十三	百分の二十四・五

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（寄付金の損金算入に関する経過規定）

第二条 改正後の法人税法（以下「新法」という。）第三十七条第三項（寄付金の損金算入に対する特例）の規定は、法人（新法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出した寄付金の額について適用し、同日前に支出した寄付金の額については、なお従前の例による。

（各事業年度の所得に対する法人税の税率等に関する経過規定）

第三条 新法第六十六条（各事業年度の所得に対する法人税の税率）、第六十七条（同族会社の特別税率）及び第七十条（外国税額の控除）の規定は、内国法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日以前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同年一月一日以前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日以前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、内国法人の同年一月一日以前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

（仮決算をした場合の中間申告に関する経過規定）

第四条 普通法人の昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新法第七十一条第一項（中間申告）（新法第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定による申告書（新法第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）（新法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。））に掲げる事項を記載したものに限り、提出期限が施行日前である場合には、前条の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税について

第六十六条第四項	第二項	第一項又は第二項
同項	これらの規定	
第六十七条第三項第一号	百分の三十	百分の二十七・五
第六十七条第三項第二号	百分の三十	百分の二十七・五
第六十七条第三項第三号	百分の三十	百分の二十七・五
第六十七条第三項第四号	百分の三十	百分の二十七・五

2 新法第四百四十三条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定は、外国法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日以前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同年一月一日以前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、外国法人の同年一月一日以前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第四百四十三条第一項	百分の三十五	百分の三十六（当該事業年度終了の時に資本金の額又は出資金の額が一億円を超える普通法人の当該事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、百分の三十三）
第四百四十三条第二項	百分の二十八	百分の二十九・五
第四百四十三条第三項	百分の二十三	百分の二十四・五
第四百四十三条第四項	百分の二十三	百分の二十四・五
同項	第二項	第一項又は第二項
同項	これらの規定	これらの規定

（更正の請求に関する経過規定）

第五条 新法第八十二条（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）（新法第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用））において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の規定は、法人が施行日以後に新法第八十二条各号に掲げる場合に該当することとなる場合について適用し、法人が同日前に同条各号に掲げる場合に該当することとなつた場合においては、なお従前の例による。

（清算所得に対する法人税の税率に関する経過規定）

第六条 新法第九十九条（解散の場合の清算所得

に對する法人税の税率)、第百二条(清算中の所得に係る手納申告)及び第百十五条(合併の場合の清算所得に對する法人税の税率)の規定は、内国法人である普通法人又は協同組合等の施行日以後の解散又は合併による清算所得に對する法人税(清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、内国法人である普通法人又は協同組合等の同日前の解散又は合併による清算所得に對する法人税については、なお従前の例による。(国税通則法の一部改正)

第七條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項中「所得税の下に」又は法人税を加える。

物品税法の一部を改正する法律案
物品税法の一部を改正する法律

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十條第三項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次の一号を加える。

三 修繕のためその製造に係る製造場にもどし入れられた物品で、そのもどし入れの際修繕を要するものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたもの
第十三條第二項及び第三項中「品目」を「品名」に改める。

第十四條を次のように改める。

(税率)
第十四條 物品税の税率は、別表に定めるところによる。

第十七條第一項中第五号を第六号とし、第四号の次の一号を加える。

五 品質又は性能の検査その他の目的をもつて政令で定める検査場、蔵置場その他の場所へ

移出するための物品 これらの場所
第十七條第五項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改め、同條第七項中「同項第五号」を「同項第六号」に、「翌月十日」を「翌月末日」に改める。

第二十八條第一項中「移出したもの」の下に「(当該製造場からの移出の際当該物品の一部を構成していた課税物品を含む。第三項において同じ。)」を加え、「その属する月の翌月」を「第一種の課税物品についてはその月の翌月、第二種又は第三種の課税物品についてはその月の翌翌月、当該もどし入れられた第二種又は第三種の課税物品の移出の日がそのもどし入れの日の属する月の前月であつた場合には、そのもどし入れの日の属する月の翌月」に改め、同條第七項第一号中「次条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「(当該還付が第一項又は第三項のもどし入れに係るものである場合には、その月の翌月末日)」を削り、同号を同項第二号とし、同條に次の一項を加える。

8 第一項又は第三項に規定するもどし入れに係る物品が、これらの規定に規定する製造場からの移出の際課税物品の一部を構成していたものである場合における当該物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十九條第一項第一号及び第二号中「類別及び品別」を「品別及び品目」に改め、同項第三号中「類別」を「品目」に改め、同條第二項中「翌月末日」を「翌翌月末日」に改め、同條第一号イ中「類別及び品別」を「品別及び品目」に改め、同号ロ中「品名」との「を」を削り、同項第三号中「類別」を「品目」に改め、同項第四号中「品名」との「を」を削り、「それぞれ当該品名」とを削り、同條第三項中「前二項の規定による申告書の提出を要しない月において」を「これらの項の規定による控除を受けるべき月において前二項の規定によ

る申告書の提出を要しないときは」に改める。
第三十一條第二項中「から一月以内に」を「内に」に改め、同條第三項を削る。

第四十二條の次に次の一條を加える。

(期限等に関する特例)

第四十二條の二 法人の事業年度の末日が月の末日でないことにより第二十九條に規定する申告書の提出期限その他この法律に規定する期限又は期間により難い特別の事情がある場合において当該法人が政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、当該法人について各号に掲げる物品の項を次のように改める。

はこの法律に規定する期限又は期間は、当該承認に係る期限又は期間とするものとする。
附則第三條第二項中「昭和四十一年九月三十日を昭和四十一年三月三十一日に改め、同條第四項第三号及び第五項第三号を削る。

附則第五條第一項の表中附則第一條第一号に掲げる物品の項、附則第一條第二号に掲げる物品の項及び附則第三條第一項に規定する物品の項並びに、附則第三條第四項に規定する物品の項並びに附則第三條第五項に規定する物品及び同條第六項各号に掲げる物品の項を次のように改める。

附則第三條第四項に規定する物品	施行日から昭和四十年三月三十一日まで	昭和四十年四月一日	百分の十六
附則第三條第五項に規定する物品及び同條第六項各号に掲げる物品	施行日から昭和四十年三月三十一日まで	昭和四十年四月一日	百分の十三

附則第十二條第一項の表中附則第一條第一号に掲げる物品の項及び附則第一條第二号に掲げる物品の項を次のように改める。

附則第一條第一号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日		五個
附則第一條第二号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日		十個

附則第十二條第一項の表中附則第三條第一項に規定する物品の項を削り、附則第三條第四項に規定する物品の項、附則第三條第五項に規定する物品の項、附則第三條第六項第一号に掲げる物品の項及び附則第三條第六項第二号に掲げる物品の項を次のように改める。

附則第三條第四項に規定する物品	昭和四十年四月一日		二十個
附則第三條第五項に規定する物品	昭和四十年四月一日		六百万円
附則第三條第六項第一号に掲げる物品	昭和四十年四月一日		六百万円
附則第三條第六項第二号に掲げる物品	昭和四十年四月一日		三十個

附則第十二条第二項各号を次のように改める。

一 附則第一条第一号から第四号までに掲げる物品 その価格の百分の十

二 附則第三条第四項に規定する物品 その価格の百分の一

三 附則第三条第五項に規定する物品及び同条第六項各号に掲げる物品 その価格の百分の三

別表課税物品表の適用に関する通則(以下「通則」という。三〇を削り、通則三八中「同一類内」を「同一種内」に、「場合には」を「場合において、これらの物品の税率が異なるときは、これをこれらの物品のうち、最も高い税率が適用される物品とし、これらの物品の税率が同じであるときは」に改め、通則三八(中)における当該物品の所属の決定については、政令で定めるところによる)を「は、この表に掲げる順序に従い、当該物品が該当する二以上の物品のうち、最も先に掲げられた物品とする」に改め、通則三十八をロとする。

通則四中「に掲げる物品の細分として」を「の品目欄に」に改め、「当該各号」の下に「の類別欄」を加え、場合には、細分として「を」場合には、当該品目欄に」に改める。

通則中五を七とし、四の次に次のように加える。

五 この表の税率欄に掲げる税率は、同表に掲げる物品の品目ごとの区分に応じ、当該物品に係る

第十一条に規定する課税標準たる金額又は数量につき適用するものとする。

六 この表において「%」は、百分率を表わすものとする。

別表課税物品表を次のように改める。

課税物品表

番号	類	別	品	目	税率
第一種の商品					
一	貴石及び半貴石並びに貴石製品、又は半貴石を用いた製品	1 貴石及び半貴石のうち、ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリオン、ペリール、トルネット、オパール、ひすい、水晶、ねこ目石、トルコ石、月長石及びクワンツァイト	2 貴石製品、半貴石製品及び貴石又は半貴石を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具	1 真珠	二〇%
二	真珠並びに真珠製品及び真珠を用いた製品	2 真珠製品及び真珠を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具	1 真珠	2 真珠製品及び真珠を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具	二〇%

第二種の商品					
三	貴金属製品及び金又は白金を用いた製品並びに貴金属をめぐり製品、又は張つた製品	1 貴金属製品及び金又は白金を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道具、文房具、香道用具、華道用具、照明器具、化粧用品、文房具、宝飾品、カクテルシェーカー、食卓用品、旅行用の飲料容器及び優勝杯、優勝楯その他これらに類する賞品	2 貴金属をめぐり製品、又は張つた製品で第二種の物品に該当しないもの	1 貴金属製品及び金又は白金を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道具、文房具、香道用具、華道用具、照明器具、化粧用品、文房具、宝飾品、カクテルシェーカー、食卓用品、旅行用の飲料容器及び優勝杯、優勝楯その他これらに類する賞品	二〇%
四	べつこう製品、さんご製品、こはく製品、そらげ製品及びしつぽう製品	1 室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道具、香道用具、華道用具、照明器具、化粧用品、文房具、宝飾品、カクテルシェーカー、食卓用品、旅行用の飲料容器及び優勝杯、優勝楯その他これらに類する賞品	2 貴金属をめぐり製品、又は張つた製品で第二種の物品に該当しないもの	1 貴金属製品及び金又は白金を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道具、文房具、香道用具、華道用具、照明器具、化粧用品、文房具、宝飾品、カクテルシェーカー、食卓用品、旅行用の飲料容器及び優勝杯、優勝楯その他これらに類する賞品	二〇%
五	毛皮製品	1 衣服類	2 帽子、えり巻類、えり、そで、マフ、衣服類の裏毛皮、ひざ掛け、いす掛け、座ぶとん、クッション及び敷物	1 衣服類	二〇%
六	繊維製の調度品	1 じゆたん、だん通、フックドラッグ及びこれらに類する敷物類	2 どん帳	1 じゆたん、だん通、フックドラッグ及びこれらに類する敷物類	一〇%
七	自動車類及びその関連製品	1 高級普通乗用自動車(ホイールベースが三〇〇センチメートルをこえ、又は気筒容積が三、〇〇〇立方センチメートルをこえるものをいい、3に掲げるものを除く)	2 普通乗用自動車(3及び5に掲げるものを除く)	1 高級普通乗用自動車(ホイールベースが三〇〇センチメートルをこえ、又は気筒容積が三、〇〇〇立方センチメートルをこえるものをいい、3に掲げるものを除く)	四〇%
八	舟艇類及びその関連製品並びに遊戯用品及び遊戯具類	1 大型モーターボート(全長が六メートルをこえるものをいう)及び大型ヨット(全長が七・五メートルをこえるものをいう)並びにこれらの艇体(7に掲げるものを除く)	2 ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフクラブ用のヘッド及びシャフト並びにゴルフクラブ用の	1 大型モーターボート(全長が六メートルをこえるものをいう)及び大型ヨット(全長が七・五メートルをこえるものをいう)並びにこれらの艇体(7に掲げるものを除く)	四〇%

一四	時計類	1 時計のうち、貴金屬製、べつこり製、さんご製、こはく製、ぞうげ製又はしつぽう製(以下こ	二〇%
一三	家具類	1 たんす類及びたな物類 2 寝台並びにそのボトム、フレーム、ヘッドボード及びマットレス 3 机、テーブル、いす、腰掛け、びようぶ、つ立て及び火ばち	二〇% 二〇% 二〇%
一二	写真機類及び映写機類並びにその関連製品	1 写真機及び撮影機並びにこれらのレンズ、ボディ、三脚台、露出計及びせん光器 2 映写機並びにそのコンデンサー、レンズ、ランプハウス、ヘッドマジン、モーター、サウンドヘッド、マガジン、フィルムリール、スタンダード及びフィルム巻取機 3 引伸機並びにその暗箱、コンデンサー、レンズ及び支持台並びに焼付器、つや出し器、乾燥器及び修整台 4 フィルム、乾板及び感光紙 5 幻燈機 6 せん光電球	一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一〇%
一一	楽器及びその附属品	1 ピアノ、ギター、マンドリン、三弦その他の弦楽器及び弦楽器用のばち(ぞうげ製のものに限る) 2 アコーディオン、オルガン、バンドニオンその他のリード楽器 3 トランペット、クラリネット、尺八その他の管楽器 4 ビブラホン、チューブホン、ドラム類その他の打楽器 5 電気ギター、ハモンドオルガン、クラビオリンその他の電気楽器	一五% 一五% 一五% 一五% 一五%
一〇		10 受信用真空管	五%
九		6 蓄音機用のレコード 7 ラジオ受信機及びそのシャシ(9に掲げるものを除く) 8 テープ式又は円盤式の磁気録音再生機 9 マイクロホン、拡声用増幅器(ラジオ放送の受信機能を有しないもの並びにラジオ放送の受信機能を有するものうち、マイクロホンミキサーを有するもの及び幅又は高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたものでその出力が二五ワット以上のものに限る)及び拡声器	一五% 一五% 一〇% 一〇%

一五	喫煙用具並びにかばん類、トランク類及び袋物類	1 喫煙用のライター、電気マッパ、パイプ、させる、パイプケース、させる入れ、たばこ入れ、灰皿、スモークキングスタンド、たばこ盆及びたばこセット 2 かばん類、トランク類並びにハンドバック及びこれに類する手さげかご 3 時計及び時計側並びにムーブメント	四〇％ 四〇％ 一〇％
一六	化粧品類	1 香水（固型、粉末及びねり状のものを含む）、香紙、香袋及びつめ化粧品類 2 おしろい、紅、口紅止め、化粧ずみ、化粧粉、脱毛料、あぶら取り料、化粧クリーム及び化粧下、化粧水（固型、粉末及びねり状のものを含む）、頭髪用の油及びねり油、整髪料、養毛料並びに染毛料	一〇％ 五％
一七	飲料類及び飲料用の嗜好品（酒税を課されるものを除く。）	1 果実水及び果実みつ並びにこれらに類するもの 2 コーヒーシロップ及び紅茶シロップ並びにこれらに類するもの 3 固型ラムネ、粉末ジュースその他溶解してし好飲料に供する固型、粉末及びねり状のもの 4 炭酸飲料（ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。） 5 コーヒー、ココア、ウーロン茶及びパオチョン茶並びにマテ及びチコリー	五％ 五％ 五％ 五％ 五％
一八	第三種の物品	1 マッチ	一、〇〇本につき一円

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（経過規定）

第二条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

（暫定的非課税）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から昭和四十三年三月三十一日までの間にその

製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次に掲げる物品については、物品税を課さない。

一 改正後の物品税法別表（以下「新別表」という。）第二種第九号に掲げる物品のうち、温蔵庫
二 新別表第二種第一〇号及び三に掲げる物品のうち、高圧電源回路及び周波数三百メガサイクルをこえる電波の受信用の無線周波回路以外の回路に受信用真空管を使用しないテレビジョン受像機

（税率の暫定的軽減）

第四条 施行日から昭和四十三年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の各号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新別表の定めにかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機（カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機をいう。）その価格の百分の十三
二 新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、アンサンブル式レコード演奏装置 その価格の百分の十

三 新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、直径が十七センチメートル以下の蓄音機用のレコード その価格の百分の十三
四 新別表第二種第二号に掲げる物品のうち、三原色感光剤を含有し、当該三原色に対応する発色現象を行なうことができる乳剤を単一の支持体に塗布して製造する天然色写真用のフィルム、乾板及び感光紙 その価格の百分の十三

2 施行日から昭和四十三年九月三十日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の各号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新別表の定めにかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 新別表第二種第七号に掲げる物品 その価格の百分の十
二 新別表第二種第九号に掲げる物品のうち、圧縮機を使用するルームクーラーで当該圧縮機の使用動力が三・七五キロワット以上であつて、かつ、当該圧縮機の冷凍能力（高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第五條第四項（冷凍能力の算定）の規定に基づき算定した能力をいう。）が一・八トン以上のもの及び圧縮機を使用しないルームクーラーでその送風機の使用動力が三百七十五ワットをこえるもの その価格の百分の十

（新別表第二種第一七号の物品に係る暫定税率）
第五条 施行日から一年をこえない範囲内において政令で定める日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新別表第二種第一七号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、同表の定めにかかわらず、その価格の百分の十とする。

（免税引取り等に係る経過規定）
第六条 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて施行日前に第一種の物品の小売業者が小売をし、若しくは保税地域から引き取られた改正前の物品税法別表（以下「旧別表」という。）第一種の物品又は当該免除を受けて施行日前（前条に規定する物品については、同条に規定する政令で定める日以前）にその製造に係る製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた旧別表第二種若しくは第三種の物品について、施行日以後（前条に規定する物品について

は、同条に規定する政令で定める日後）に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における物品税の税率については、なお従前の例による。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五條第一項	同法第五條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五條第一項	同法第七條第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）第九條第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第三條第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）第九條第二項又は第十一條第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第九十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第九十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第九十二号）第二條第一項

（軽減税率適用物品の免税移出に係る経過規定）
第七條 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造

場から移出されるもので物品税法第十七條第三項（同法第十九條第三項及び第二十二條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十八條の二第三項の承認に係るもの（当該承認に係る物品税法第十七條第三項又は租税特別措置法第八十八條の二第三項に規定する期限が同表の期日欄に掲げる日以後に到来するものに限る。）について当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、改正後の物品税法附則第五條第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。

物 品 名	期 間	期 日	税 率
附則第四條第一項各号に掲げる物品	昭和三十七年四月一日から昭和四三年三月三十一日まで	昭和四三年四月一日	一五%
附則第四條第二項第一号に掲げる物品	昭和三十七年一月一日から昭和四三年九月三〇日まで	昭和四三年一〇月一日	一五%
附則第四條第二項第二号に掲げる物品	昭和三十七年一月一日から昭和四三年九月三〇日まで	昭和四三年一〇月一日	二〇%

2 前項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、前条の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同項の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され又は保税地域から引き取られるものについて同表の期日欄に掲げる日以後に同条の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、改正後の物品税法附則第五條第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項の表の税率欄に掲げる税率とする。

（輸出免税を受けた軽減税率適用物品等の用途外使用に係る経過規定）

第八條 前条第一項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内に物品税法第二十二條第六項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品若しくは当該期間内に租税特別措置法第八十八條の二第二項に規定する機関において同項に規定する方法により購入された課税物品について同項に規定する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

て、同表の期日欄に掲げる日以後に物品税法第二十二條第三項本文若しくは第五項本文（これらの規定を租税特別措置法第八十八條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合又は物品税法第二十二條第一項、第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項（同法第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて購入され、若しくは引き取られた課税物品について同日以後に同法第二十二條第六項（同法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。

（もどし入れに係る経過規定）

第九條 改正後の物品税法第二十八條の規定は、施行日以後に第二種の課税物品の製造場（同条第三項に規定する製造場であつた場所を含む。）へのもどし入れがあつた場合について適用し、同日前に当該もどし入れがあつた場合における物品税に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

（營業開席申告に係る経過規定）

第十條 施行日前から引き続いて次に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造をする者は、同日から一月以内に、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

一 新別表第二種第八号に掲げる物品のうち、銃身及び銃尾機関部

二 新別表第二種第九号に掲げる物品のうち、旧別表第二種第二十四号に掲げる物品以外のもの

三 新別表第二種第二十三号に掲げる物品のうち、旧別表第二種第二十五号に掲げる物品以外のもの

2 昭和四十三年四月一日前から引き続いて附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造をする者は、同日から一月以内に前項に規定する事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

3 施行日前から引き続いて物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより同項の規定により第一号各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

4 昭和四十三年四月一日前から引き続いて物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、前項に規定する事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

物 品 名	期 日	数量又は金額	税 率
附則第三条第一号に掲げる物品	昭和四十三年四月一日	七〇個	一五%
附則第三条第二号に掲げる物品で新別表第二種第一〇号に該当するもの	昭和四十三年四月一日	一〇個	二〇%

造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

5 第一項若しくは第三項の規定による申告をした者又は第二項若しくは前項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日又は昭和四十三年四月一日において物品税法第三十五条第二項前段又は第四項の規定による申告をした者となす。

6 第一項又は第三項及び物品税法第四十六条第三号の規定は、第一項又は第三項に規定する者で施行日から一月以内に第一項の製造を廃止し、又は第三項の行為をしないこととなるものについて、第二項又は第四項及び同条第三号の規定は、第二項又は第四項に規定する者で昭和四十三年四月一日から一月以内に第二項の製造を廃止し、又は第四項の行為をしないこととなるものについては、それぞれ、適用しない。

（手持品課税）
第十一条 次の表の物品名欄に掲げる物品（課税物品）に該当するものに限り、以下この条において同じ。を、同表の期日欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所であつた所蔵する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量又は価額（二以上の場所であつた場合には、その合計数量又は総価額）がそれぞれ同表の数量又は金額欄に掲げる数量又は金額以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品の製造者とみなし、その日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。

附則第三条第二号に掲げる物品で新別表第二種第一〇号に該当するもの	昭和四十三年四月一日	六〇個	一五%
附則第四条第一項第一号に掲げる物品	昭和四十三年四月一日	一〇〇個	二%
附則第四条第一項第二号に掲げる物品	昭和四十三年四月一日	六〇個	五%
附則第四条第一項第三号に掲げる物品	昭和四十三年四月一日	一、〇〇〇万円	二%
附則第四条第一項第四号に掲げる物品	昭和四十三年四月一日	一、〇〇〇万円	二%
附則第四条第二項第一号に掲げる物品	昭和四十三年四月一日	五〇個	五%
附則第四条第二項第二号に掲げる物品	昭和四十三年四月一日	一〇個	一〇%

2 前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品（同一の日に同項の規定に該当することとなつたものに限り）に係る物品税額の合計額が、同一人につき、十万円以下のときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月末日限り、十万円をこえるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該翌月の一日から当該各号に掲げる期間内の各月にその税額を等分して、当該月の末日限り、これを徴収する。

- 一 その税額が二十万円以下のとき。 二月
- 二 その税額が二十万円をこえ四十万円以下のとき。 三月
- 三 その税額が四十万円をこえ六十万円以下のとき。 四月
- 四 その税額が六十万円をこえるとき。 五月

3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定によりその製造場から移出されたものとみなされた日から

一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場にもどし入れられた場合において、当該物品の製造者（同項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額は、改正後の物品税法第二十八条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額にあわせて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

（罰則に係る経過規定）
第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

「三十万円以下の金額	百分の十五
三十万円をこえる金額	百分の二十
五十万円をこえる金額	百分の二十五
七十万円をこえる金額	百分の三十
九十万円をこえる金額	百分の三十五
百万円をこえる金額	百分の四十
百二十万円をこえる金額	百分の四十五
百四十万円をこえる金額	百分の五十
百六十万円をこえる金額	百分の五十五
百八十万円をこえる金額	百分の六十
二百万円をこえる金額	百分の六十五
二百二十万円をこえる金額	百分の七十
二百四十万円をこえる金額	百分の七十五
二百六十万円をこえる金額	百分の八十
二百八十万円をこえる金額	百分の八十五
三百万円をこえる金額	百分の九十
三百二十万円をこえる金額	百分の九十五
三百四十万円をこえる金額	百分の百
三百六十万円をこえる金額	百分の百五
三百八十万円をこえる金額	百分の百十
四百万円をこえる金額	百分の百五
四百二十万円をこえる金額	百分の百十
四百四十万円をこえる金額	百分の百五
四百六十万円をこえる金額	百分の百十
四百八十万円をこえる金額	百分の百五
五百万円をこえる金額	百分の百十

次の一条を加える。

(贈与税の配偶者控除)

第二十一条の五 その年において贈与に因りその者との婚姻期間が二十五年以上である配偶者からもつば居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利若しくは家屋でこの法律の施行地にあるもの(以下本条において「居住用不動産」といふ)又は金銭を取得した者(その年の前年以前のいずれかの年において贈与に因り取得した財産に係る贈与税につき本条の規定の適用を受けた者を除く)が、当該取得の日の属する年の翌年三月十五日までに当該居住用不動産をその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合又は同日までに当該金銭をもつて居住用不動産を取得し、これをその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合においては、その年分の贈与税については、課税価格から百六十万円(当該贈与に因り取得した居住用不動産の価額に相当する金額と当該贈与に因り取得した金銭のうち居住用不動産の取得に充てられた部分の金額との合計額が百六十万円に満たない場合には、当該合計額)を控除する。

2 前項の場合において、贈与者が同項に規定する婚姻期間が二十五年以上である配偶者に該当

に改め、同条を第二十一条の六とし、同条の前に

するかどうかの判定は、同項の財産の贈与の時の現況によるものとし、当該期間の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の規定は、第二十八条第一項に規定する申告書に、第一項の規定により控除を受ける金額その他その控除に関する事項及びその控除を受けようとする年の前年以前の各年分の贈与税につき第二十一条の五の規定の適用を受けていない旨の記載をし、かつ、贈与者が婚姻期間が二十五年以上である配偶者である旨を証する書類その他の大蔵省令で定める書類を添附して、当該申告書を当該申告書の提出期限内に提出した場合に限り、適用する。この場合においては、第十五条の二第五項の規定を準用する。

第二十七条第一項中「第十五条」の下に「及び第十六条」を加え、同条第二項中「同項を「前項」に改める。

第二十八条第一項及び第二項中「第二十一条の四から第二十一条の七まで」を「第二十一条の四及び第二十一条の六から第二十一条の八まで」に改める。

第三十三条中「第五十条」を「第五十条第二項」に改める。

第四十二条第一項中「までに、又は納付すべき日」を「又は納付すべき日まで」に改める。

第五十条の見出し中「義務的修正申告」を「修正

申告等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三十条の規定による期限後申告書若しくは

第三十一条第一項の規定による修正申告書の提出又は第三十五条第三項の規定による更正若しくは決定があつた場合におけるこれらの申告書の提出又は当該更正若しくは決定により納付すべき相続税の徴収を目的とする国の権利については、これらの申告書の提出又は当該更正若しくは決定があつた日から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

第五十一条第四項中「納付すべき日」の下に「(同日前に当該物納の許可の申請があつた場合に

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中 第一款 減価償却の特例(第十条第十八条)を「第一款 特定設備廃棄の場合の税額控除の特例(第十条)」に、「第十九条第二十條」を「第十九条第二十條の二」に改め、「第三款の三 新規重要財産の製造等による所得の免税(第二十三条の二)」を削り、「第二十八条の三」に、「第三節 削除を「第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条)」に、「海外移住の場合」を「海外移住の場合等」に、「第三十八條の十二」を「第三十八條の十二・第三十八條の十三」に、「第四十一条の十一」を「第四十一条の十二」に、「第一節の二 減価償却の特例(第四十三條第五十二條の二)」を「第一節の三 減価償却の特例(第四十三條第五十二條の二)」に改め、「第二節 準備金等(第五十三條第五十七條の七)」を「第二節 準備金等(第五十三條第五十七條の七)」に改め、「第三節の三 新規重要財産の製造等による所得の免税(第五十八條の四)」を削り、「合併等の場合」を「合併の場合の清算所得等」に改める。

第二条第一項中第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「事業所得」の下に「給与所得、退職所得」を加え、同条を同項第七号とし、同項第五号の次

は、当該申請があつた日」を加える。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 改正後の相続税法の規定は、昭和四十一年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ)により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

第二条第一項中第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「事業所得」の下に「給与所得、退職所得」を加え、同条を同項第七号とし、同項第五号の次

六 減価償却資産 所得税法第二条第一項第十号に規定する減価償却資産をいう。
第二条第二項中第十一号を第十三号とし、第三

号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する合併法人をいう。

四 被合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する被合併法人をいう。

第十号を削り、第二章第二節第一款を第一款の二とし、同款の前に次の一款を加える。

第一款 特定設備廃棄の場合の税額控除の特例

(特定設備を廃棄した場合の所得税額の特別控除)

第十号 青色申告書を提出する個人で企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第七条に規定する特定産業に属する事業を営むものが、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、その有する所得税法の施行地にある機械その他の設備で企業の合理化を促進するため緊急に廃棄することが必要なものとして政令で定める設備に該当するもの(以下この項において「特定設備」という。)を政令で定めるところにより廃棄した場合には、事業を廃止した日の属する年を除き、その廃棄した日の属する年分の総所得金額に係る所得税の額から、その廃棄した特定設備の取得価額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額の合計額(当該合計額がその年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額をこえる場合には、当該金額)を控除する。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

3 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百十号第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十条第一項(特定設備を廃棄した場合の所得税額の特別控除)」とする。

4 その年の前年分の所得税について第一項の規定の適用を受けた場合における所得税法第二百十号第一項に規定する予定納税基準額の計算については、同項第一号中「所得税について」とあるのは、「所得税について租税特別措置法第十条第一項(特定設備を廃棄した場合の所得税額の特別控除)又は」と、「同条の規定」とあるのは、「これらの規定」とする。

第十一号第一項中「所得税法第二条第一項第九号に規定する」とを削り、「同法」を、「所得税法に改め、(昭和二十七年法律第五号)」を削る。

第十二号の二第一項中「昭和三十三年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に」を削る。

第十三号の二第二項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該個人がその年の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この条において同じ。)において有する当該各号に掲げる減価償却資産(その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し、第十六条の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該減価償却資産について同項の規定により計算した償却費の額とその三分の一に相当する金額との合計額

(以下この条において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該減価償却資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該個人がその年十二月三十一日において中小企業近代化促進法(昭和三十三年法律第六十四号)第九条に規定する中小企業者に該当し、かつ、その年において同法第三条第一項に規定する指定業種(昭和三十三年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日がその年又はその年の前年以前五年の期間内に含まれるものに属する。)に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合 機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

二 当該個人が昭和四十一年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に小売商連鎖事業として政令で定める事業を営むこととなつた場合において、そのなつた日以後五年以内の日の属する各年において当該事業を営むとき、倉庫用の建物及びその附属設備

第十三条の二第二項中「機械等」を「減価償却資産」に改める。

第十三条の三第一項中「同法第二条第一項第九号に規定する」とを削り、「次条、第十六条又は第十七条」を、「前条第一項の規定の適用を受ける」とし、「同項」を、「前条第一項第一号の規定の適用を受ける」とし、「同号」に改め、同条第四項に次の三号を加える。

八 対外支払手段を対価として行なう旅行あつせん旅行あつせん、旋業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第七条に規定する旅行あつせん業者に該当する個人の行なう同法第二条第一項に規定する旅行あつせんに限る。

九 自己の採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為(次号において「採掘等」という。)

り。)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

十 自己の採掘等により取得した前号の一次産品の当該物品の輸出を行なう者への販売(当該輸出を行なう者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。)

第十三条の三第五項中「第七号」を「第九号」に、「及び前項第五号」を「並びに前項第五号及び第十号」に改め、同条第六項中「の百分の八十に相当する割合」を削り、同条第七項第一号中「第三項第二号」の下に「又は第四項第九号」を加え、同項に次の一号を加える。

七 第四項第八号に規定する旅行あつせん業者が同号に掲げる旅行あつせんを行なつた場合において、イ又はロに掲げる場合に該当するときは、当該旅行あつせんに係る収入金額から、それぞれイ又はロに掲げる金額に相当する金額を控除した金額

イ 当該旅行あつせんにつき他の者がした旅行あつせんに係る行為についての手数料をその者に支払う場合 当該支払う金額

ロ 当該旅行あつせんに係る収入金額のうち、当該旅行あつせんに係る旅客の交通費、宿泊費その他当該旅客が当該旅行あつせんに係る旅行を行なうため直接必要な経費の額が含まれている場合 これらの経費の額

第十三条の三第八項第一号中「第七号まで」を「第九号まで」に、「又は当該取引」を、「当該取引」に改め、「建設請負であつたこと」の下に「又は当該取引が同項第八号に掲げる旅行あつせんであつたこと」を加え、同項第二号中「第四項第二号に掲げる取引」を「第四項第二号若しくは第十号に掲げる取引」に、「第七号まで」を「第七号若しくは第四項第十号」に、「第四項第二号に規定する」を「同項第二号に規定する」に改める。

第十四条第二項中「五十年」を「四十五年(昭和四

十)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

り。)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

り。)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

り。)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

り。)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

り。)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

り。)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

り。)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

り。)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

り。)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

り。)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

り。)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

り。)により取得した一次産品(農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものを用い、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。)の輸出

十年十二月三十一日以前に新築した当該貸家住宅については、五十年」に改める。

第十五条を次のように改める。

(耐火建築物等の割増償却)

第十五条 青色申告書を提出する個人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、建築基準法昭和二十五年法律第二百一十号第二条第七号に規定する耐火構造を有する建物その他の政令で定めるもの(以下この条において「耐火建築物等」という。)で建設後使用されたことのないものを取得し、又は当該耐火建築物等を建設して、これを当該個人の事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該耐火建築物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該耐火建築物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の二百に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該耐火建築物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

2 第十三条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける耐火建築物等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十五条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替へるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十三条の二第二項の規定を適用する場合について準用する。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十九条第三項中「若しくは仕掛品を」、「仕掛品」に改める。

第二十条第一項中「青色申告書を提出する個人」の下に「(第五十五条第一項に規定する特別指定商工組合の組合員である個人を除く。)」を加え、「千分の五を千分の十」に改め、同条第十三項を削り、第二章第二節第二款中同条の次に次の一条を加える。

(商品取引責任準備金勘定の繰入金額の必要経費算入)

第二十条の二 青色申告書を提出する個人で商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第六項に規定する商品仲買人であるものが、昭和四十一年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日の属する各年(当該商品仲買人でないこととなつた日の属する年を除く。以下この条において「商品取引事故(同条第四項に規定する先物取引又はその受託に關して生じた事故で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)」による損失に備へるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を商品取引責任準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、その繰入れをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 その年の指定期間内における売買取引金額(商品取引所法第二条第一項に規定する商品取引所において当該個人が自己又は他人の計算により売買した商品の売買金額で政令で定めるものをいう。次号において同じ。)の百分の一に相当する金額

二 イ又はロに掲げる金額のうちいずれか低い金額(次項において「累積限度額」という。)から、その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された商品取引責任準備金勘定の金額(その日までに第三項若しくは第四項の規定により繰入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は

その年の前年の十二月三十一日までに次項の規定により繰入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額

イ その年十二月三十一日において、当該個人が、その加入している前号の商品取引所の定款で定めるところにより商品取引責任準備預託金として預託している金額の合計額

ロ その年及びその年の前年以前二年内の各年のうち、その売買取引金額の最も多い年における当該売買取引金額の万分の三に相当する金額

2 前項の商品取引責任準備金勘定を設けている個人のその年十二月三十一日における商品取引責任準備金勘定の金額が累積限度額をこえるときは、そのこえる金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、繰入金額に算入する。

3 第一項の商品取引責任準備金勘定を設けている個人について商品取引事故による損失が生じた場合として政令で定める場合には、その損失の生じた日における商品取引責任準備金勘定の金額のうちその損失の額に相当する金額は、その損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、繰入金額に算入する。

4 第一項の商品取引責任準備金勘定を設けている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、繰入金額に算入する。

一 当該個人が第一項に規定する商品仲買人でないこととなつた場合 そのないこととなつた日における商品取引責任準備金勘定の金額

二 前二項、前号及び次項の場合以外の場合において商品取引責任準備金勘定の金額を取りくずした場合 その取りくずした日における商品取引責任準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5 第一項の商品取引責任準備金勘定を設けている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における商品取引責任準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、繰入金額に算入する。この場合においては、当該商品取引責任準備金勘定の金額については、前三項の規定は、適用しない。

6 第十九条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第二十一条第一項中「(第二十三条の二第二項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。)」を削り、同条第六項中「第三項の規定は」を「第四項の規定は」に、「第三項を」を「同項に」、「第三項の規定により」を「第四項の規定により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第二項を」を「第三項まで」に、「確定申告書に」を「これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第五号及び第六号を」を「第一号及び第五号から第七号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を」を「第一項又は第二項に」、「提出期限を」を「確定申告期限」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七号を」を「第十号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 青色申告書を提出する個人が、指定期間内の日の属する各年の事業所得に係る指定期間内の収入金額で第十三条の三第四項第十号に掲げる取引によるものについて、当該取引に係る物品が同号に規定する物品の輸出を行なう者により当該各年において輸出されていないため、第五項において準用する同条第八項に規定する確定申告期限までに同項に規定する証明を受けるこ

とができなかつた場合において、当該取引の行なわれた日の属する年の翌年の十二月三十一日までには当該物品が輸出され、その輸出された日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該輸出に係る金額に相当する収入金額につき当該収入金額に係る年において前項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により必要経費に算入されるべき金額として政令で定める金額に相当する金額は、当該輸出された日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

第二十三条第三項中「第二十一条第五項を」第二十一条第六項に改める。

第二章第二節第三款の三を削る。

第二章第二節第五款中第二十八条の二の次に次の一条を加える。

(特定組合に納付した中小企業構造改善準備金勘定に係る納付金の必要経費算入)

第二十八条の三 第五十六条の二第一項に規定する特定組合の同項に規定する組合員等である事業を営む個人が当該特定組合に同項に規定する納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該個人のその納付の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

第二章第三節を次のように改める。

第三節 給与所得及び退職所得

(給与所得者等が住宅等の譲渡を受け又は住宅資金の貸付けを受けた場合の特例)

第二十九条 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者で、その支払者(以下この条において「使用者」という。)の法人税法第二十五条に規定する役員その他政令で定める者に該当しないもの(以下この条において「給与所得者等」という。)が、自己の居住の用に供するため、昭和四十一年四月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に、その使

用者の有する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で同法の施行地にあるもの(以下この条において「住宅等」という。)を使用人である地位に基づき低い価額の対価により譲り受けた場合における経済的利益については、所得税を課さない。

2 給与所得者等が、自己の居住の用に供する住宅等の取得に要する資金に充てるため、その使用者から当該資金の貸付けを使用人である地位に基づき無利息又は低い金利による利息で受けた場合における経済的利益で昭和四十一年四月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に係るものについては、所得税を課さない。

3 前二項の規定は、これらの規定に規定する経済的利益が給与所得者等に通常支給すべきであつたと認められる第一項に規定する給与等又は退職手当等に代えて支払われたと認められる場合には、適用しない。

第三十一条第一項に次の一号を加える。

八 前各号に掲げる場合のほか、国又は地方公共団体が、地方鉄道法(大正八法律第五十二号)第三十条第一項、建築基準法第十一條第一項若しくは漁業法(昭和二十四法律第二十六号)第三十九条第一項その他政令で定めるその他の法令の規定に基づき行なう処分に伴う資産の買取り若しくは消滅(価値の減少を含む。)により、又はこれらの規定に基づき行なう買収の処分により補償金又は対価を取得する場合

第三十一条第三項第二号中「又は前号を」、前号に、「又は取りこわし」を「若しくは取りこわし」に改め、「場合」の下に「又は第一項第八号に規定する法令の規定に基づき行なう国若しくは地方公共団体の処分に伴い、その土地の上にある資産の取りこわし若しくは除去をしなければならなくなつた場合」を加え、「当該資産」を「これらの資産」に改め、同条第四項中「第七号を」第八号に改める。

第三十三条の三第三項第二号中「第二十一条第一項

第七号を」第二十一条第十号に改める。

第三十四条第四項中「第十四条、第十六条及び第十七条を」及び第十四条から第十六条までに改める。

第三十五条第一項中「第五号まで及び」の下に「第八号並びに」を加える。

第三十八条の三第一項第一号中「昭和二十五年法律第二百一十一号」を削る。

第三十八条の五第二項中「第十四条、第十六条及び第十七条を」及び第十四条から第十六条までに改める。

第三十八条の六第一項中「第五号まで及び」の下に「第八号並びに」を加える。

第二章第四節第五款の款名中「場合」を「場合等」に改め、同款中第三十八条の十二の次に次の一条を加える。

(農地管理事業団に農地等を譲渡した場合等の譲渡所得の特例)

第三十八条の十三 個人が、その有する農地管理事業団法(昭和四十一年法律第 号)第二条に規定する農地、採草放牧地、未墾地又は附帯施設(土地に限る。)を農地管理事業団に対し又はそのあつせんにより譲渡をした場合には、その年中に当該譲渡をしたこれらの資産(以下この条において「農地等」という。)につき前条の規定の適用を受ける場合を除き、当該農地等の譲渡に対する所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、当該農地等の譲渡に係る同項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する金額から五十万円(当該譲渡益に相当する金額が五十万円に満たない場合には、当該譲渡益に相当する金額)を控除した金額とする。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による譲渡所得の金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合においては、前条第三項ただし書の規定を準用する。

第三十九条第三項中「第十四条、第十六条及び第十七条を」及び第十四条から第十六条までに改める。

第四十一条中「第七十条の四第九項を」第七十条の四第十項に改める。

第二章第六節第四十一条の十一を第四十一条の十二とし、第四十一条の十の次に次の一条を加える。

(協業のために現物出資した場合の納期限の特例)

第四十一条の十一 事業(山林所得を生ずべき業務を含む。以下この条において同じ。)を行なう個人が、昭和四十一年一月一日から昭和四十二年十二月三十一日までの間に、その有する資産(当該事業の用に供していた資産で譲渡所得の基となるもの又は山林に限る。以下この条において「事業資産」という。)を株式会社、有限会社、事業協同組合その他政令で定める法人(以下この条において「会社等」という。)の設立のために出資した場合において、当該設立のために出資した他の者のうちに、その有する事業資産を出資した者があるときは、当該個人の当該出資の日の属する年分の所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書の提出により同法第二百二十八条に規定する第三期において納付すべき所得税の額のうち、当該出資した資産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の三分の二に相当する金額の所得税(以下この条において「納期延長分の所得税」という。)については、同法第二百二十八条の規定にかかわらず、その額の二分の一に相当する金額の所得税にあつては当該申告書の提出期限の翌日から一年を経過する日まで、他の二分の一に相当する金額の所得税にあつては当該提出期限の翌日から二年を経過する日まで、その納期限を延長する。

2 前項の規定は、事業を行なう個人が、昭和四十一年一月一日から昭和四十二年十二月三十一

日までの間に、その有する事業資産を既に設立された会社等に対して出資した場合について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定は、第一項の出資をした日の属する年分の所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書に、第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該出資に係る資産の種類及び納期延長分の所得税の額の計算に關する明細を記載した書類その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、必要があると認めるときは、第一項の規定の適用を受ける者に対し、納期延長分の所得税の額に相当する担保の提供を命ずることが出来る。

5 前項の場合において、個人が同項に規定する担保について同項の規定による命令に應じないときは、税務署長は、第一項の規定による納期延長を繰り上げることが出来る。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

6 第一項の規定による納期延長があつた場合における納期延長分の所得税に係る国税徴収法第二十条第十号に規定する法定納期限については、同号の規定にかかわらず、当該所得税につき第一項の規定を適用しないものとした場合における所得税法第二百二十八条の規定による納付の期限をもつて法定納期限とする。

第四十二条第一項中「又は第二項を」から第三項まで」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 法人税法第二十九条に規定する普通法人の百分の二十六（当該事業年度終了の時に於いて資本の金額又は出資金額が一億円以下であるものの軽減税率適用所得金額のうち年三百万円以下の所得の金額から成る部分の金額については、百分の二十二）

第四十二条第三項中「前条第一項の下に」又は

第二項を加え、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」とを削り、「第六十六条第一項又は第二項を」第六十六条第一項から第三項まで」に改める。

第三章第一節の二を第一節の三とし、第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 資本構成改善の場合等の特別の税額控除

（資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の三 青色申告書を提出する内国法人（法人税法第二十六条に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。）で各事業年度終了の時に於ける資本の金額又は出資金額が一億円をこえるもの（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社を含む。）の昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「適用年度」といふ。）に係る資本構成割合が、当該内国法人の昭和四十一年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（以下この条において「基準年度」といふ。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度に係る資本構成割合のうち最も大きいものをこえる場合（そのこえる部分の割合が百分の一に満たない場合を除く。）には、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この節及び法人税法第六十七条から第七十条の三までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二十四条に規定する附帯税の額を除く。以下この節において同じ。）に、そのこえる部分の割合に百分の一を加算した割合（当該加算した割合が百分の十をこえる場合には、百分の十）を乗じて計算した金額に相当する金額を、当該法人税の額から控除する。ただし、基準年度のない法人（設立後最初の事業年度の翌事業年度開始の日が同年一月一日後である合併法人で政令で定めるものを除く。）については、この限りでない。

2 前項に規定する資本構成割合とは、同項に規定する内国法人の事業年度終了の時に於ける第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額との合計額のうちに第一号に掲げる金額の占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げた割合）をいう。

一 資本の金額又は出資金額、資本積立金額及び利益積立金額（当該事業年度の所得に係る部分の金額を除く。）の合計額

二 借入金、買掛金その他これらに準ずる債務（これらの債務のうち政令で定めるものを除く。）の額の合計額

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する内国法人が合併法人である場合におけるその基準年度から適用年度の直前の事業年度までの各事業年度に係る同項の資本構成割合の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定は、法人税法第七十四条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に、第一項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に關する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の三まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の三まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の三（資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除）」とする。

6 税務署長は、第一項に規定する内国法人が同項の規定の適用を受ける場合において、当該内国法人がその基準年度の翌事業年度から適用年度までの各事業年度に係る同項の資本構成割合の計算に關し経理操作その他の行為を行ない、これを容認した場合には同項の規定による控除の額を不当に増加させる結果となると認められるときは、当該行為がなないものとして当該内国法人の基準年度の翌事業年度から適用年度までの各事業年度に係る同項の資本構成割合を計算することが出来る。

（特定設備を廃棄した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の四 青色申告書を提出する法人で企業合理化促進法第七条に規定する特定産業に属する事業を営むものが、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、その有する法人税法の施行地にある機械その他の設備で企業の合理化を促進するため緊急に廃棄することが必要なものとして政令で定める設備に該当するもの（以下この項において「特定設備」といふ。）を当該期間内に政令で定めるところにより廃棄した場合に於いて、その廃棄した日を含む事業年度の所得に対する法人税の額から、その廃棄した特定設備の取得価額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額の合計額（当該合計額が当該法人税の額の百分の十に相当する金額をこえる場合には、当該金額）を控除する。

2 前項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に關する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により

節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の三（資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除）とする。

く。）については、この限りでない。

2 前項に規定する資本構成割合とは、同項に規定する内国法人の事業年度終了の時に於ける第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額との合計額のうちに第一号に掲げる金額の占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げた割合）をいう。

一 資本の金額又は出資金額、資本積立金額及び利益積立金額（当該事業年度の所得に係る部分の金額を除く。）の合計額

二 借入金、買掛金その他これらに準ずる債務（これらの債務のうち政令で定めるものを除く。）の額の合計額

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する内国法人が合併法人である場合におけるその基準年度から適用年度の直前の事業年度までの各事業年度に係る同項の資本構成割合の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定は、法人税法第七十四条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に、第一項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に關する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の三まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の三まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の三（資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の三中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の三（資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前

節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の三（資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除）」とする。

く。）については、この限りでない。

2 前項に規定する資本構成割合とは、同項に規定する内国法人の事業年度終了の時に於ける第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額との合計額のうちに第一号に掲げる金額の占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げた割合）をいう。

一 資本の金額又は出資金額、資本積立金額及び利益積立金額（当該事業年度の所得に係る部分の金額を除く。）の合計額

二 借入金、買掛金その他これらに準ずる債務（これらの債務のうち政令で定めるものを除く。）の額の合計額

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する内国法人が合併法人である場合におけるその基準年度から適用年度の直前の事業年度までの各事業年度に係る同項の資本構成割合の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定は、法人税法第七十四条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に、第一項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に關する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により

業年度を除く。において、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に受けた同法第十八条第一項の承認に係る中小企業構造改善事業計画（以下この条において「構造改善計画」という。）に定める費用の支出に充てるため、当該構造改善計画に定める基準によりその組合員等（当該特定組合の組合員及び会員をいう。以下この条において同じ。）に賦課し、かつ、当該賦課に基づいて納付された金額（以下この条において「納付金」という。）の合計額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理により中小企業構造改善準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の中小企業構造改善準備金勘定を設けている特定組合が構造改善計画に定める費用を支出する場合として政令で定める場合には、その支出をする日における中小企業構造改善準備金勘定の金額（その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその支出をする金額として政令で定める金額に相当する金額は、その支出をする日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の中小企業構造改善準備金勘定を設けている特定組合が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 構造改善計画の承認を取り消された場合
その取消しの日における中小企業構造改善準備金勘定の金額

二 構造改善計画に定める事業が完了した場合
又は構造改善計画に定める計画期間が経過した場合
その完了し、又は経過した日における

る中小企業構造改善準備金勘定の金額
三 解散した場合 当該解散の日における中小企業構造改善準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において中小企業構造改善準備金勘定の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における中小企業構造改善準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

4 第一項の中小企業構造改善準備金勘定を設けている特定組合が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における中小企業構造改善準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算定する。この場合においては、当該中小企業構造改善準備金勘定の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第五十三条第八項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第五十四条第十項及び第十一項の規定は、第一項の中小企業構造改善準備金勘定を設けている特定組合が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までにその構造改善計画につき第五十六条の二第一項の承認を受けた者でないとき」と読み替へるものとする。

7 特定組合の組合員等である法人が当該特定組合に納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該法人のその納付の日を含む

む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
（株式売買損失準備金勘定への繰入金額の損金算入）

第五十六条の三 青色申告書を提出する法人で証券取引法第二条第八項に規定する証券業を営むもの（株式市場における株式の需給を調整することを目的とするものとして政令で定めるものを除く。）が、昭和四十一年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、株式の売買による損失に備えるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理により株式売買損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該事業年度における株式の売買による利益の額として政令で定める金額の百分の七十に相当する金額

二 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるものが生じた場合には、その損失が生じた事業年度終了の日における株式売買損失準備金勘定の金額（その日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその損失の額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該株式売買損失準備金勘定の金額をその繰入れをした事業年度別に区分した各金額のうち、その繰入れを

した事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

3 第一項の株式売買損失準備金勘定を設けている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された株式売買損失準備金勘定の金額のうち同日前五年以内に終了した事業年度において繰り入れた金額（当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前五年以内に終了した事業年度において繰り入れた金額を含む。）がある場合には、当該金額（同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の株式売買損失準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 第一項に規定する証券業を廃止した場合
当該廃止の日における株式売買損失準備金勘定の金額
二 解散した場合 当該解散の日における株式売買損失準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合において株式売買損失準備金勘定の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における株式売買損失準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5 第一項の株式売買損失準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の

日後である場合には、同日）における株式売買損失準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該株式売買損失準備金勘定の金額については、前三項及び第七項の規定は、適用しない。

6 第五十三条第八項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の株式売買損失準備金勘定を設けている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十六条の三第三項」と読み替へるものとする。

8 第一項に規定する法人の昭和四十一年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度終了の日において有する株式については、第五十三条第一項の規定は、適用しない。

第五十七条の見出し中「証券取引責任準備金勘定」の下に「又は商品取引責任準備金勘定」を加え、同条第一項中「以下次項において「累積限度額」を「第三項において「証券累積限度額」に」、「第三項若しくは第四項を「第四項若しくは第五項」に、「次項の」を「第三項の」に改め、同条第八項中「証券取引責任準備金勘定」の下に「又は第二項の商品取引責任準備金勘定」を、「第五十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「証券取引責任準備金勘定」の下に「又は第二項の商品取引責任準備金勘定」を加え、「同項第二号ロ」を「第一項第二号ロ又は第二項第二号ロ」に、「同項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項

を加える。
7 第二項第二号ロの月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五十七条第五項中「第一項の証券取引責任準備金勘定」の下に「又は第二項の商品取引責任準備金勘定」を、「証券取引責任準備金勘定」の下に「又は第二項の商品取引責任準備金勘定」を加え、「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の証券取引責任準備金勘定」の下に「又は第二項の商品取引責任準備金勘定」を、「廃止した場合」の下に「又は第二項に規定する商品仲買人でないこととなつた場合」を加え、「当該廃止の日」を「その廃止し、又はないこととなつた日」に改め、「証券取引責任準備金勘定の金額」の下に「又は商品取引責任準備金勘定の金額」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の証券取引責任準備金勘定」の下に「又は第二項の商品取引責任準備金勘定」を、「証券事故」の下に「又は商品取引事故」を加え、「その損失」を「当該損失」に改め、「証券取引責任準備金勘定の金額」の下に「又は商品取引責任準備金勘定の金額」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の証券取引責任準備金勘定」を「第一項の証券取引責任準備金勘定又は前項の商品取引責任準備金勘定」に改め、「証券取引責任準備金勘定の金額」の下に「又は商品取引責任準備金勘定の金額」を加え、「累積限度額」を「証券累積限度額又は商品累積限度額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 青色申告書を提出する法人で商品取引所法第二条第六項に規定する商品仲買人であるものが、昭和四十一年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、商品取引事故（同条第四項に規定する先物取引又はその受託に關して生じた事故で政令で定めるもの

のをいう。以下この条において同じ。）による損失に備へるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理により商品取引責任準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該事業年度の指定期間内における売買取引金額（商品取引所法第二条第一項に規定する商品取引所において当該法人が自己又は他人の計算により売買した商品の売買金額で政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の万分の一に相当する金額

二 イ又はロに掲げる金額のうちいずれか低い金額（次項において「商品累積限度額」という。）から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された商品取引責任準備金勘定の金額（その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

イ 当該事業年度終了の日において、当該法人が、その加入している前号の商品取引所の定款で定めるところにより商品取引責任準備金として預託している金額の合計額

ロ 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうちに、その売買取引金額（これらの事業年度のうちに一年に満たないものがある場合には、当該事業年度の当該売買取引金額を当該事業年度の月数で除しこれに十二を乗じて計算した金額）の最も多い事業年度の当該売買取引金額の万分の三に相当する金額
第五十七条の二第七項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改める。
第五十七条の三第一項中「昭和二十五年法律第

二百三十九号」を削り、同条第六項中「第五十三

条第七項」を「第五十三条第八項」に改める。
第五十七条の四第一項中「清算中の事業年度」を「清算中の各事業年度」に、「及び次条第一項に規定する原子力損害賠償責任保険」を並びに次条第一項に規定する原子力損害賠償責任保険及び地震保険」に改め、「（昭和十四年法律第四十一号）」を削り、同条第八項中「当該法人が合併後存続する法人である場合には当該法人又は被合併法人（合併により消滅した法人をいう。以下この項において同じ。）が、当該法人が合併により設立した法人である場合には各被合併法人が、それぞれ」を「当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が」、「金額の合計額」を「金額を含む」に、「当該事業年度」を「当該各事業年度」に改め、同条第十一項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第五十七条の五の見出し中「原子力損害賠償責任保険」の下に「又は地震保険」を加え、同条第一項中「各号に掲げるもの」の下に「及び政令で定めるもの」を、「掲げる法律」の下に「（当該政令で定める法人については、政令で定める法律）」を、「原子力災害損失」の下に「又は地震保険（住宅又は生活用財産を目的とし、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を保障事故又は共済事故とする保険又は政令で定める共済をいう。以下この条において同じ。）に係る地震災害損失」を、「当該原子力損害賠償責任保険」の下に「又は地震保険」を、「正味収入保険料」の下に「又は同条第四項に規定する正味収入共済掛金」を加え、同条第二項中の「被保険者に当該保険を削り、「対応する損失」の下に「をいい、同項に規定する地震災害損失とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による全損（経済的に全損と認められるものを含む。）の発生により地震保険に係る保険責任又は共済責任が生じたことに伴い、各事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した保険金又は共済金の総額（当該事業年度において収入した、

地の賃借権の出資をした者が、当該出資の日から三年以内に、当該出資の払戻し（解散による残余財産の分配を含む。）として取得する土地又は当該地上権若しくは賃借権の取得の登記については、その登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二十一条第三号及び第六号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六に相当する金額とする。ただし、当該地上権又は賃借権の取得の登記の登録税にあつては、同号の規定により算出した金額が本文の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

第七十六條の次に次の一条を加える。
（農地等の贈与による所有権取得の登記の税率の軽減）

第七十六條の二 第七十條の四第一項の規定の適用を受けた者が、昭和四十一年四月一から昭和四十三年十二月三十一日までの間に、同項本文に規定する贈与により取得した農地法第二十一条に規定する農地若しくは採草放牧地の所有権又はこれらの土地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の取得の登記については、その登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該取得の日属する年の翌年中に登記を受けるものに限り、登録税法第二十一条第二号及び第六号の規定にかかわらず、当該農地又は採草放牧地の価格の千分の六に相当する金額とする。ただし、当該地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記の登録税にあつては、同号の規定により算出した金額が本文の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

第七十七條中「所有権の交換」の下に「（政令で定める交換を除く。第七十七條の四第二項において同じ。）を加える。

第七十七條の三中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、同條の次に次の一条を加える。

（農地管理事業団のあつせん等により取得する農地等の所有権取得の登記の税率の軽減）
第七十七條の四 農地管理事業団法第二十条第一項第一号の規定による売買のあつせんにより取得した土地（当該取得に要した資金の額のうち政令で定める額につき同項第二号の規定による資金の貸付けを受けて取得したものに限る。）及び同項第三号の規定による売買により取得した土地（当該売買の対価の額のうち政令で定める額の支払が同法第三十条第一項に規定する元利均等年賦支払の方法によるものに限る。）の所有権の取得の登記については、その登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二十一条第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六に相当する金額とする。

2 農地管理事業団法第二十条第一項第一号の規定によるあつせんに係る交換又は同項第三号の規定による交換により取得した土地の所有権の取得については、その登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該交換後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二十一条第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六に相当する金額とする。
（法人の合併の場合の登記の税率の軽減）
第八十一條の三 法人が昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に合併をした場合には、その合併による株式会社又は有限会社（以下「合併会社」という。）の設立又は合併による増資（第八十一條第一項第九号又は第十号の規定にかかわらず、合併により設立した会社の資本の金額又は合併により存続した会社の増加した資本の金額の千分の一に相当する金額とする。ただし、当該資本の金額又は増加した資本の金額が合併により消滅した会社の合併当時の資本の金額（当該消滅した会社が二

以上ある場合には、これらの会社の合併当時の資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社であるときは、四十三万円）の合計額）をこえる場合には、そのこえる部分の金額については、この限りでない。

2 法人が前項に規定する期間内に合併した場合においては、その合併による不動産又は船舶の権利の取得（第八十一條第四号の規定の適用を受けるものを除く。）の登記の登録税の額は、当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第三十六條第一項の規定にかかわらず、当該不動産又は船舶の価格の千分の二に相当する金額とする。

第八十八條第一項中「飲用に供する」を「飲用に供し若しくは当該旅客に販売する」に、「指定飲料」を「飲用に供されるものを「指定飲料」、その他のものを「指定物品」に改め、「移出する指定飲料及び」の下に「指定物品並びに」を加え、「指定飲料」を「指定飲料及び指定物品（指定飲料にあつては、「認められるものを「認められるものに限るものとし、指定物品のうち第一種の物品に該当するものにあつては、当該外航船等で販売するものとする。」「に、「積込」を「積込み又は外航船等での販売に改め、同条第二項中「指定飲料」の下に「及び指定物品」を、「物品税」との下に、「消費」とあるのは「消費若しくは販売」と、「旅客の飲用」とあるのは「旅客の飲用若しくは当該旅客への販売」とを加える。

第九十條第一項及び第九十條の二第一項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第九十四條の見出し中「預金通帳等」を「納税準備金通帳」に改め、同条第二項を削る。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（所得税の特例に關する経過規定の原則）
第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」と

いう。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十一年分以後の所得税について適用し、昭和四十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に關する経過規定）

第三条 新法第十三條の三の規定（同条第四項に係る部分に限る。）は、個人の昭和四十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後の同条第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、同日前の改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十三條の三第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

2 昭和四十一年分の所得税に係る新法第十三條の三第一項の規定の適用については、同条第六項中「占める割合」とあるのは、「占める割合の百分の九十五に相当する割合」とする。

（個人の海外市場開拓準備金に關する経過規定）
第四条 個人の昭和四十一年の収入金額のうちこの法律による旧法第十三條の三第三項の規定の改正により施行日以後新法第十三條の三第一項に規定する海外取引に該当しないこととなつた取引による収入金額がある場合における昭和四十一年分の所得税に係る新法第二十条第一項の規定の適用については、同項中「海外取引（以下この条「とあるのは、海外取引（同条第四項第九号又は第十号に掲げる取引を含む。以下この条「と「金額の合計額に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれを「とあるのは、金額のうち、当該個人の収入金額で同条第四項第九号又は第十号に掲げる取引によるものに係る金額にその年の一月一日から三月三十一日までの間において事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額と、当該個人の収入金額で同項第九号又は第十号に掲げる取引によるものの以外のものである金額にその年の年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じて計算した金額との合計額を」

とする。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に關する経過規定)

第五条 新法第二十一条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

(個人の新規重要財産の製造等による所得の免税に關する経過規定)

第六条 旧法第二十三条の二の規定は、同条第一項に規定する新規重要財産につき同項に規定する政令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備を増設した個人の同項の規定による所得税の免除については、なおその効力を有する。

2 昭和四十一年以後の各年において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の第二項の規定の適用を受ける個人に係る新法第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「指定期間内の収入金額」とあるのは、「指定期間内の収入金額(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第号)附則第六条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三条の二第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。)」とする。

(法人税の特例に關する経過規定の原則)

第七条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に關する経過規定)

第八条 新法第四十二条の規定は、内国法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日以前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日以前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(この場合において、内国法人である法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち、同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度終了の時ににおける資本の金額又は出資金額が一億円をこえるものの当該事業年度の所得に対する法人税に係る同条の規定の適用については、新法第四十二条第一項中「資本の金額又は出資金額が一億円以下であるもの」とあるのは「資本の金額又は出資金額が一億円をこえるもの」と、「百分の二十二」とあるのは「百分の二十四」と読み替えるものとする。)

(法人の減価償却に關する経過規定)

第九条 法人の施行日前に終了した事業年度において旧法第四十三条第三項の規定により償却不足額となされた金額がある場合には、当該金額については、同項の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第四十六条第一項第一号(指定業種に關する部分を除く)、第四十六条の二及び第四十七条第二項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(法人の新規重要財産の製造等による所得の免税に關する経過規定)

第十条 施行日において存する新法第五十六条の(法人の準備金に關する経過規定)

第十條 施行日において存する新法第五十六條の

第五部 大蔵委員會會議錄第十号 昭和四十一年三月十七日【參議院】

三第一項に規定する法人(その合併法人を含む。)

が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する新法第五十三条第一項に規定する価格変動準備金勘定の金額(同項の規定により当該直前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。の)のうち同日において有する株式に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の同条第四項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該法人の施行日から昭和四十五年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第五十六条第一項の規定は、同項に規定する内国法人が施行日以後に同項に規定する特定株式等取得する場合について適用し、同日前に当該特定株式等取得した場合については、なお従前の例による。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に關する経過規定)

第十一条 新法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(法人の新規重要財産の製造等による所得の免税に關する経過規定)

第十二条 旧法第五十八條の四の規定は、同条第一項に規定する新規重要財産につき同項に規定する政令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備を増設した法人の同項の規定による法人税の免除については、なおその効力を有する。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度におい

て前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十八条の四第一項の規定の適用を受ける法人に係る新法第五十八条の規定の適用については、同条第一項中「指定期間内の収入金額」とあるのは、「指定期間内の収入金額(租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十二条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十八條の四第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。)」とする。

(合併の場合の清算所得等の課税の特例に關する経過規定)

第十三条 新法第六十六条の三の規定は、法人が施行日以後にされた新法第六十六条の二第一項各号に規定する承認、認定、勧告又は認可に係る合併をした場合における法人税について適用し、同日前にされた旧法第六十六条の二第一項各号に規定する承認、認定、勧告又は認可に係る合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

(贈与税及び相続税に關する経過規定)

第十四条 新法第七十条の四及び第七十条の五の規定は、昭和四十一年一月一日以後にこれらの規定に該当する事実が生じた場合における贈与税又は相続税について適用し、同日前に旧法第七十条の四及び第七十条の五の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税又は相続税については、なお従前の例による。

(登録税に關する経過規定)

第十五条 新法第七十五条の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する出資の払戻し(解散による残余財産の分配を含む。として取得する土地又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権の取得の登記に係る登録税について適用する。)

(企業合理化促進法の一部改正)

第十六条 企業合理化促進法の一部を次のように改正する。

(機械設備等の廃棄の場合の課税の特例)

第七条 企業の合理化を促進するため機械設備等を緊急に廃棄する必要がある特定産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が、企業の合理化を促進するためその有する機械設備等につき政令で定める廃棄をしたときは、租税特別措置法の定めるところにより、所得税額又は法人税額の特別控除を受けることができる。

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、阿波丸撃沈に対する賠償請求権放棄に伴う代償措置実行に関する請願 (第九二七号)

第九二七号 昭和四十一年二月二十八日受理
阿波丸撃沈に対する賠償請求権放棄に伴う代償措置実行に関する請願

請願者 東京都千代田区内幸町二ノ三幸ビ
ル一八ノ二 竹内淑子

紹介議員 青木 一男君

国会および政府は、阿波丸事件関係遺族に対し、賠償請求権放棄の代償措置をすみやかに実施するよう強く要望する。

理由

一、昭和二十年四月一日台湾海峡において米國海軍によつて不法撃沈された阿波丸事件に関し、米國は撃沈の責任を認め、賠償問題については戦後全く公平な態度をもつて、その時の政治情勢に関係なく処理することを確約したといわれるが、昭和二十四年の第五回国会において、阿波丸事件の遺族の意思とはまつたく無関係に、米國政府に対し、該事件に基づくすべての請求権を自発的にかつ無条件に放棄する旨の決議案が採択され、ついで、米國政府との間に、阿波丸事件に関するすべての日本の賠償請求権放棄に関する調印がなされた。その後、「阿波丸事件に関する法律」により、一人当たり七万円の見舞

金が遺族に対し支給されたまま、今日まで何等の賠償もなされず放置されている。

二、この七万円は遺族賠償等に該当する金額のものではなく単なる見舞金の域を出ないものであり、関係遺族に対する賠償は、日本國政府が米國政府に対して、すべての請求権を自発的に放棄した以上、その後のすべての賠償について日本國政府が米國政府の肩替わりをするのは当然である。

三、戦後二十年を経過してわが國の經濟は著しく回復し、国力は發展し、國外の低開發國に對して經濟援助を行ない、また、國內的には農地報償法が成立、また、政府は、在外資産補償問題の調査をすすめているにもかかわらず、阿波丸事件関係遺族に対する処置は、單に、外交上の取引として利用しただけであり、賠償権放棄に伴う措置がいまもつて講ぜられることなく、世間から忘れ去られようとしている。

第八号中正誤

ベシ 段行 誤 正
一 三 九 譲与 譲与税
二 一 二 五 すること すること
三 〇 四 五 フランス フランス、

第七号中正誤

ベシ 段行 誤 正
一 二 八 改正する法律 改正する法律案
九 二 二 五 強請 強制
三 二 三 総理 經理